令和７年度

予算概算要求の主要事項

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

― 目　次 ―

**Ⅰ 令和7年度予算概算要求の姿 ・・・

Ⅰ　令和７年度予算概算要求の姿

令和７年度 厚生労働省予算概算要求の姿

（令和６年度予算額）		（令和７年度要求額）	（対令和６年度増額）
33兆8,189億円	→	34兆2,763億円	（＋ 4,574億円）

一般会計

（単位：億円）

区　分	令和６年度 予算額 （A）	令和７年度 要求額 （B）	増△減額 （C） （B－A）
一般会計	338，189	342，763	4，574
うち 年金・医療等 に係る経費	320，698	324，375	3，677
うち 重要政策推進枠	－	1，508	-

［計数整理の結果、異同を生ずることがある。］

（注１）令和６年度予算額は当初予算額であり、国土交通省及び環境省から令和７年度予算概算要求を行う関連予算1.4億円を除く。
（注２）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

特別会計

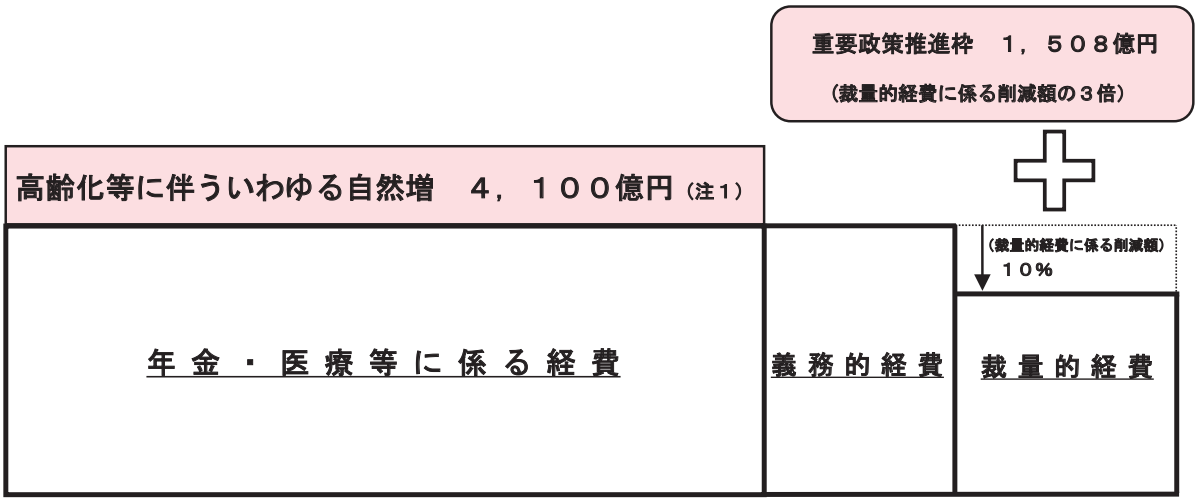
（単位：億円）

区　分	令和６年度 予算額 （A）	令和７年度 要求額 （B）	増△減額 （C） （B－A）
労働保険特別会計	32，413	33，813	1，400
年金特別会計	727，084	702，559	▲24，525
子ども・子育て 支援特別会計 （育児休業等給付勘定）	9，312	10，577	1，266
東日本大震災 復興特別会計	76	83	7

［計数整理の結果、異同を生ずることがある。］

（注１）令和６年度予算額は当初予算額である。
（注２）各特別会計の額は、それぞれの勘定の歳出額の合計額から他会計・他勘定への繰入分を除いた純計額である。
（注３）育児休業給付関係予算については、労働保険特別会計（雇用勘定）から子ども・子育て支援特別会計（育児休業等給付勘定）に組替えて計上している。
（注４）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

令和７年度 厚生労働省予算概算要求のフレーム



注１　他府省所管予算に係る増加額４００億円を含む。

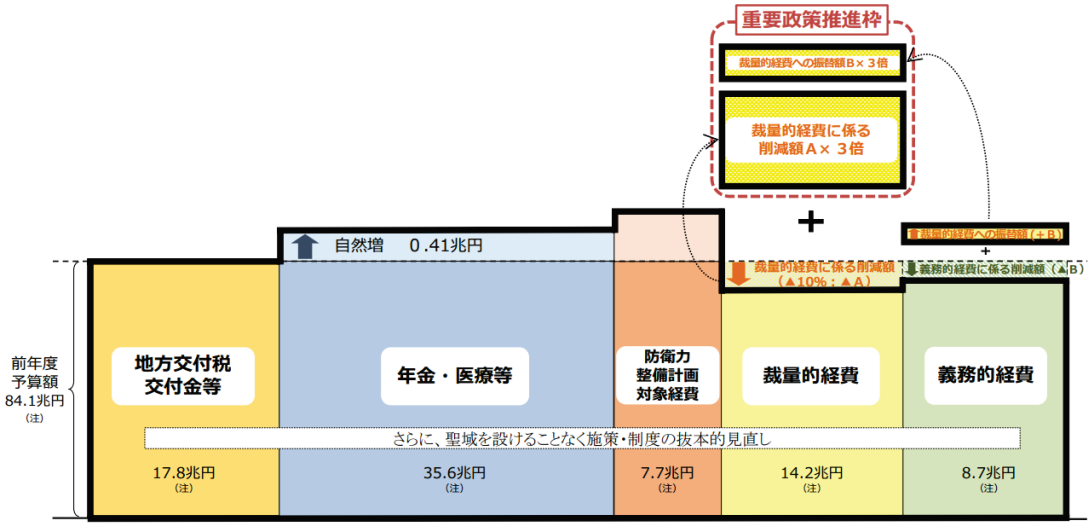
注２　消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実及び「新しい経済政策パッケージ」で示された介護人材の確保については、消費税収、地方消費税収並びに重点化及び効率化の動向を踏まえ、予算編成過程において検討する。

また、過去の年金国庫負担繰り延べの返済などについても予算編成過程で検討する。

注３　物価高騰対策、賃上げ促進環境整備対応等を含めた重要な政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討する。

財務省作成資料

令和７年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※防衛力整備計画対象経費については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求。「こども未来戦略」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の施策については、同戦略に基づいて要求。地方交付税交付金等については、「経済・財政新生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減について加減算。

（注）上記の計数は前年度予算額であり、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費、令和６年能登半島地震への対応のために増額した一般予備費5000億円分を除いたもの。当該経費を含めると、前年度予算額の総額は85.6兆円、義務的経費は10.2兆円。

予算編成過程における検討事項

- ✓ 要求・要望は**賃金や調達価格の上昇**を踏まえて行い、予算編成過程において適切に反映。
- ✓ **物価高騰対策、賃上げ促進環境整備対応等を含めた重要政策**については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。等

Ⅱ　令和７年度予算概算要求のポイント

令和７年度厚生労働省予算概算要求における重点要求

少子高齢化・人口減少時代にあっても、
○今後の人口動態や経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築や包摂社会を実現するとともに、
○持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進を通じて
国民一人ひとりが、安心して生涯活躍できる社会の実現に向け、以下を柱に重点的な要求を行う。

Ⅰ．全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

＜創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保＞

- ◆有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
- ◆研究開発によるイノベーションの推進
- ◆医薬品等の安定供給の推進

＜医療・介護におけるＤＸ、地域医療・介護の基盤強化の推進等＞

- ◆医療・介護分野におけるＤＸの推進等
- ◆医師偏在対策・地域医療構想・かかりつけ医機能等の推進
- ◆地域包括ケアシステムの推進
- ◆救急・災害医療体制等の充実

＜国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化＞

- ◆国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
- ◆次なる感染症危機に備えた体制強化

＜予防・重症化予防,女性の健康づくり,認知症施策の推進等＞

- ◆予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
- ◆認知症施策の総合的な推進
- ◆がん、肝炎、難病対策等の推進
- ◆歯科保健医療の推進
- ◆食の安全・安心の確保

Ⅱ．持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

＜最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等＞

- ◆最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等

＜リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化＞

- ◆リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化

＜人材確保の支援の推進＞

- ◆人材確保の支援

＜多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組＞

- ◆障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等
- ◆仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現
- ◆フリーランスの就業環境の整備

＜女性の活躍促進＞

- ◆男女間賃金格差の是正に向けた取組の推進等
- ◆子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- ◆女性特有のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

Ⅲ．一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

＜地域共生社会の実現等＞

- ◆相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進
- ◆生活困窮者自立支援等の推進
- ◆障害者支援の促進、依存症対策の推進
- ◆成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進
- ◆困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進
- ◆自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進
- ◆医療・看護・介護・福祉の国家資格に係る複数資格の取得促進

＜戦没者の慰霊、年金、被災地支援等＞

- ◆戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進
- ◆安心できる年金制度の確立
- ◆被災者・被災施設の支援等

※物価高騰対策、賃上げ促進環境整備対応等を含めた重要な政策については、予算編成過程において検討する。
※薬価改定への対応については、予算編成過程で検討する。
※生活保護の生活扶助基準の対応については、予算編成過程で検討する。
※「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく社会福祉施設等の耐震化等については、予算編成過程で検討する。

令和７年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

計数は令和７年度概算要求額、（ ）内は令和６年度当初予算額

Ⅰ．全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて、有望シーズの実用化促進、研究開発環境の整備による創薬力の抜本的強化を図るとともに、医薬品等の安定的な供給を実現する。

○有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
113億円（71億円）

- ファースト・イン・ヒューマン（ＦＩＨ）試験実施体制の整備や海外スタートアップ等の治験等の支援を行うワンストップサービス窓口の設置など国際競争力ある臨床試験体制の整備
- 次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援
- ＭＥＤＩＳＯの機能強化やグローバルな創薬エコシステム構築に向けた支援
- 小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化
- 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
- 創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化
- リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進
- 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化
- 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進　等

○研究開発によるイノベーションの推進　662億円（554億円）

- がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進
- 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化
- ＡＩを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備及び活用促進
- 日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）における研究及び厚生労働科学研究の推進

○医薬品等の安定供給の推進　17億円（1.7億円）

- 医薬品の供給状況把握のための体制整備
- 抗菌薬の安定供給に向けた体制整備
- 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援
- 献血血液や血漿分画製剤の確保対策
- 後発医薬品の信頼確保・安定供給のための体制・取組の強化や産業構造改革

医療・介護におけるＤＸ、地域医療・介護の基盤強化の推進等

医療・介護におけるＤＸの推進等により、生産性の向上を図るとともに、安心で質の高い医療・介護サービスの提供を図る。

また、高齢化の更なる進展や人口減少に対応するため、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保する。そのため、地域医療構想の推進や地域包括ケアシステムの構築等に向けた施策を推進する。

○医療・介護分野におけるＤＸの推進等　358億円（201億円）

- 電子カルテの導入と情報の標準化等による全国医療情報プラットフォームの構築、オンライン資格確認等システム等の基盤強化及び保健医療介護情報の活用促進
- マイナ保険証の利用促進に向けた取組
- 電子処方箋の更なる全国的な普及拡大
- 診療報酬改定ＤＸの取組の推進
- 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充
- 介護・障害福祉分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進
- 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化
- 医療安全の更なる向上・病院等の事務効率化に資する医薬品・医療機器等の製品データベースの構築の推進
- 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修　等

※物価高騰対策、賃上げ促進環境整備対応等を含めた重要な政策については、予算編成過程において検討する。
※薬価改定への対応については、予算編成過程で検討する。
※「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく社会福祉施設等の耐震化等については、予算編成過程で検討する。

令和７年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

Ⅰ．全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

○医師偏在対策・地域医療構想・かかりつけ医機能等の推進
915億円（878億円）

- 地域医療介護総合確保基金等による医師偏在対策への支援、地域医療構想の推進
- 地域医療提供体制データ分析チームの構築
- かかりつけ医機能が発揮される制度整備等の推進
- 医師の働き方改革等、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進
- ＩＣＴや特定行為研修の活用等による訪問看護及び看護師確保対策の推進
- 薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化　　等

○地域包括ケアシステムの推進　　2,531億円（2,474億円）

- 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保支援
- 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援
- 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化
- 介護職員等処遇改善加算の取得支援
- 高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進
- 介護施設等の防災・減災対策の推進　　等

○救急・災害医療体制等の充実　　122億円（110億円）

- ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化
- 災害医療における情報収集機能等の強化、災害時におけるシステム等の活用の推進
- 医療施設等の防災・減災対策、ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ・災害支援ナース体制の整備・強化
- 災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）による災害対応の強化　　等

国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化

日本の知見を活かし、国際保健分野においてリーダーシップを発揮できるよう戦略的に取り組む。次なる感染症危機への対応として、国立健康危機管理研究機構を創設し、研究及び人材育成等の体制を強化する。

○国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
70億円（60億円）

- 「ＵＨＣナレッジハブ」の設置を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（ＵＨＣ）の達成に向けた関係国際機関等への拠出、薬剤耐性（ＡＭＲ）対策に関する研究開発等の推進
- 開発途上国向けの医薬品研究開発及び保健システムの強化等の支援、諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進
- 介護分野の好循環の実現を目指した、人材確保のための海外現地への働きかけの強化　　等

○次なる感染症危機に備えた体制強化　　330億円（87億円）

- 国立健康危機管理研究機構の創設による感染症の情報収集・分析体制の強化、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備
- 感染症危機管理の強化に向けた人材育成等の推進
- 平時からの計画的な個人防護具の備蓄　　等

令和７年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

Ⅰ．全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等

生涯活躍社会の実現に向け、健康づくり・予防・重症化予防を推進する。加えて、女性健康支援の総合対策、認知症施策を総合的かつ計画的に取り組む。また、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策を着実に実施するとともに、歯科保健医療などを推進する。

○予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり　88億円（84億円）

- 「女性の健康」ナショナルセンターにおける診療機能の充実及び研究の推進、女性の健康相談支援体制の構築
- 糖尿病性腎症の重症化予防事業、高齢者の保健事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などへの支援　等

○認知症施策の総合的な推進　148億円（134億円）

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づく、認知症の人に関する理解の増進、認知症バリアフリーの推進、社会参加の確保等に関する認知症施策の推進
- 認知症の早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会環境の整備等に対する研究等の推進　等

○がん対策、循環器病対策等の推進　482億円（406億円）

- 効果的・効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、ＨＰＶワクチン等の普及啓発の促進
- 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築
- リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（ＣＫＤ）対策の推進　等

○肝炎対策の推進　53億円（53億円）

- 肝炎患者等の重症化予防の推進
- 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進　等

○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進　1,699億円（1,642億円）

- 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進
- 移植医療対策の推進

○歯科保健医療の推進　40億円（33億円）

- 健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進
- 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築　等

○食の安全・安心の確保　37億円（29億円）

- 機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化
- 経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化　等

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

○各医療保険制度などに関する医療費国庫負担
10兆3,517億円（10兆1,598億円）

○国民健康保険への財政支援　3,071億円（3,071億円）

○被用者保険への財政支援　1,262億円（1,253億円）

令和７年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

Ⅱ．持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等

賃上げを起点とした所得と生産性の向上を図るため、最低賃金や賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組への支援や、非正規雇用労働者への支援等を行う。

○最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等　366億円（333億円）

- 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
- 雇用管理制度の導入により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援
- 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進、物価高騰等への対応のための価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施
- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援　等

リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化

持続的・構造的な賃上げを実現するため、三位一体の労働市場改革を進める。全世代を対象としたリ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入、成長分野における労働移動の円滑化を促進する。

○リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化　1,695億円（1,633億円）

〈リ・スキリング〉

- 教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進
- 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充
- スキルの階層化、標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進
- 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援
- 生成ＡＩを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進
- 事業主等が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合の賃金助成の拡充による企業における人材育成の推進　等

〈ジョブ型人事〉

- 職務給等に関するヒアリング調査を通じた支援ツールの作成

令和７年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

Ⅱ．持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

〈労働移動の円滑化〉

- 「job tag」や「しょくばらぼ」の充実及び活用促進、並びにリ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備及び活用促進
- 成長分野や一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化
- 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の拡充　等

人材確保の支援の推進

人手不足分野等における人材確保を推進するとともに、高齢者の社会参加、外国人材の就職支援等による人手不足解消に向けた取組を推進する。

○人材確保の支援　425億円（424億円）

- ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化
- 雇用管理制度の導入により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援（再掲）
- シルバー人材センター等を活用した高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等
- 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握　等

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

障害者や高齢者等、多様な人材が能力を発揮しつつ、安心して働き続けられる環境の整備を進める。様々なライフステージに応じた働き方を選択し、意欲に応じて活躍できる社会の実現に向けた取組を行う。

○障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等　1,920億円（2,044億円）

- ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
- 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援
- 非正規雇用労働者に関する、希望する者の正社員転換の促進、働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施、基本給を定める賃金規定の増額改定等への支援、及び「年収の壁・支援強化パッケージ」による支援
- 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進
- 地域若者サポートステーションにおける心理相談を併用した就労支援体制の強化
- 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備
- 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進
- 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進　等

令和７年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

Ⅱ．持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

○仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進　1,415億円（301億円）

- 仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援
- 共働き・共育て推進に向けた社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進
- 共働き・共育ての推進のため、両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付や育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設
- 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進
- 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進
- 勤務間インターバル制度導入促進のための支援
- 年次有給休暇の取得促進及び選択的週休３日制を含めた多様な働き方の環境整備
- 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

○ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現　67億円（66億円）

- カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進
- 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進（再掲）
- 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進（再掲）

○フリーランスの就業環境の整備　3.3億円（2.1億円）

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル１１０番における相談支援の実施
- フリーランスの就業環境整備に取り組む発注事業者への支援

女性の活躍促進

女性の活躍促進を支えるため、男女間賃金格差の是正、子育て中の女性等に対する就労支援等に取り組む。

○女性の活躍促進　49億円（48億円）

- 男女間賃金格差の是正に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングの実施等
- マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- 女性特有のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

令和７年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

Ⅲ．一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

地域共生社会の実現等

「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。生活困窮者への支援、障害者支援の推進、困難な問題を抱える女性等に向けた支援体制の強化に取り組むと共に、自殺対策、孤独・孤立対策を推進し、地域の実情に応じた共生社会の実現に向けた取組を推進する。

○相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進
567億円（555億円）

- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進　等

○生活困窮者自立支援等の推進　832億円（730億円）

- 相談対応から入居後までの切れ目のない住まい支援の強化、就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化
- 都道府県による被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みの創設　等

※生活保護の生活扶助基準の対応については、予算編成過程で検討する。

○障害者支援の促進、依存症対策の推進　1兆7,161億円（1兆6,218億円）

- 障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制等の推進
- 障害福祉サービス事業所等の整備、防災・減災対策の推進
- 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進
- 意思疎通支援事業等の体制強化をはじめとする地域生活支援の拡充
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進
- 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援　等

○成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進
18億円（11億円）

- 中核機関の整備等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題への対応を含めた新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施　等

○困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進　56億円（52億円）

- 官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施
- 女性自立支援施設における就職支援等の充実、支援の質の向上に向けた取組の推進
- 困難事例に対するスーパーバイズの実施、研修体系の見直し等を通じた女性支援を担う者の育成・支援の強化　等

○自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進　75億円（57億円）

- 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策の推進、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策の実施
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進、自殺対策に関する調査研究等の体制拡充
- ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進　等

○医療・看護・介護・福祉の国家資格に係る複数資格の取得促進
0.8億円（0.3億円）

- 養成課程間で共通する科目の履修免除や、既に修得した単位数・時間数に応じた学修期間の短縮による複数資格の取得促進

戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進　54億円（46億円）

○戦後８０周年関連事業

○現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備

安心できる年金制度の確立　13兆3,932億円（13兆3,237億円）

○持続可能で安心できる年金制度の運営

被災者・被災施設の支援等　105億円（98億円）

○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

参考資料

令和６年度における「社会保障の充実」（概要）

（単位：億円）

事　項		事　業　内　容	令和6年度 予算額
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実(注3)	7,000
		育児休業中の経済的支援の強化(注4)	979
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金（医療分） ・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち 令和6年度における看護職員、リハビリ専門職などの医療関係職種の賃上げの一部 ・医療情報化支援基金	 1,029 1,498 〔 350〕 172
		地域包括ケアシステムの構築 ・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分（介護職員の処遇改善等） ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・地域医療介護総合確保基金（介護分） ・令和4年度における介護職員の処遇改善 ・令和6年度における介護職員の処遇改善	 1,196 414 524 752 517
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	693
		被用者保険の拠出金に対する支援	900
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248
		介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,190
		介護保険保険者努力支援交付金	200
		国民健康保険への財政支援の拡充 （低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等）	3,816
		国民健康保険の産前産後保険料の免除	15
		こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	47
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089
年　金		年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644
		年金生活者支援給付金の支給	3,958
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	106
合　計			27,987

（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
（注2）消費税増収分（2.4兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.4兆円）を活用し、上記の社会保障の充実（2.8兆円）の財源を確保。
（注3）「子ども・子育て支援新制度の着実な充実・社会的養育の充実」の国費分については全額こども家庭庁に計上。
（注4）「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

令和６年度における「新しい経済政策パッケージ」（概要）

新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月８日閣議決定）（抜粋）

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

（単位：億円）

事　項	事　業　内　容	令和6年度 予算額
待機児童の解消	・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む（2019年４月から更に1%（月3,000円相当）の賃金引上げ）。(注3)	722
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化（2019年10月～）。(注3)	8,858
介護人材の処遇改善	・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施（2019年10月～）。	1,003
高等教育の無償化	・少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を着実に実施（2020年４月～）。(注3)	5,908
合　計		16,491

（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
（注2）「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。）と保育所等の運営費（0歳から2歳までの子供に相当する部分）には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。
（注3）「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

Ⅲ　主 要 施 策 集

Ⅰ．全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

○ 有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
- ➢ファースト・イン・ヒューマン（FIH）試験実施体制の整備や海外スタートアップ等の治験等の支援を行うワンストップサービス窓口の設置など国際競争力ある臨床試験体制の整備・・・・・・・・・・・・21
- ➢次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援・・・・・22
- ➢ＭＥＤＩＳＯの機能強化やグローバルな創薬エコシステム構築に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- ➢小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- ➢医薬品・医療機器開発におけるレジストリ(疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- ➢創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化・・・・・・・・・26
- ➢リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- ➢革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化・・・・・・・28
- ➢再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進・・・・・・・・・・28

○ 研究開発によるイノベーションの推進
- ➢がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進・・・・・29
- ➢臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化・・・・・・・29
- ➢ＡＩを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備及び活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- ➢日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）における研究及び厚生労働科学研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

○ 医薬品等の安定供給の推進
- ➢医薬品の供給状況把握のための体制整備・・・・・・・・・・・・32
- ➢抗菌薬の安定供給に向けた体制整備・・・・・・・・・・・・・・33
- ➢海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援・・・・・34
- ➢献血血液や血漿分画製剤の確保対策・・・・・・・・・・・・・・35
- ➢後発医薬品の信頼確保・安定供給のための体制・取組の強化や産業構造改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

医療・介護におけるＤＸ、地域医療・介護の基盤強化の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

○ 医療・介護分野におけるＤＸの推進等
- ➢電子カルテの導入と情報の標準化等による全国医療情報プラットフォームの構築、オンライン資格確認等システム等の基盤強化及び保健医療介護情報の活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- ➢マイナ保険証の利用促進に向けた取組・・・・・・・・・・・・・
- ➢電子処方箋の更なる全国的な普及拡大・・・・・・・・・・・・・40
- ➢診療報酬改定ＤＸの取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・41
- ➢科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充・・・・・・・・42
- ➢介護・障害福祉分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
- ➢医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化・・・・・・45
- ➢医療安全の更なる向上・病院等の事務効率化に資する医薬品・医療機器等の製品データベースの構築の推進・・・・・・・・・・・・・46
- ➢整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

○ 医師偏在対策・地域医療構想・かかりつけ医機能等の推進
- ➢地域医療介護総合確保基金等による医師偏在対策への支援、地域医療構想の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- ➢地域医療提供体制データ分析チームの構築・・・・・・・・・・・49
- ➢かかりつけ医機能が発揮される制度整備等の推進・・・・・・・・50
- ➢医師の働き方改革等、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
- ➢ＩＣＴや特定行為研修の活用等による訪問看護及び看護師確保対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- ➢薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

○ 地域包括ケアシステムの推進
- ➢地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保支援・・・・・・・・・・・56
- ➢地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援・・・・・・・58
- ➢保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化・・・・・60
- ➢介護職員等処遇改善加算の取得支援・・・・・・・・・・・・・・61
- ➢高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進・・・・・・・61
- ➢介護施設等の防災・減災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・62

Ⅰ．全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

○ 救急・災害医療体制等の充実
- ➢ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- ➢災害医療における情報収集機能等の強化、災害時におけるシステム等の活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
- ➢医療施設等の防災・減災対策、ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ・災害支援ナース体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
- ➢災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）による災害対応の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66

国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化・・・・・67

○ 国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
- ➢「ＵＨＣナレッジハブ」の設置を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（ＵＨＣ）の達成に向けた関係国際機関等への拠出、薬剤耐性（ＡＭＲ）対策に関する研究開発等の推進・・・・・・・・・・・・・67
- ➢開発途上国向けの医薬品研究開発及び保健システムの強化等の支援、諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
- ➢ 介護分野の好循環の実現を目指した、人材確保のための海外現地への働きかけの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71

○ 次なる感染症危機に備えた体制強化
- ➢国立健康危機管理研究機構の創設による感染症の情報収集・分析体制の強化、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備・・・・74
- ➢感染症危機管理の強化に向けた人材育成等の推進・・・・・・・・74
- ➢平時からの計画的な個人防護具の備蓄・・・・・・・・・・・・・75

予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

○ 予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
- ➢「女性の健康」ナショナルセンターにおける診療機能の充実及び研究の推進、女性の健康相談支援体制の構築・・・・・・・・・・・・75
- ➢糖尿病性腎症の重症化予防事業、高齢者の保健事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などへの支援・・・・・・・・・・・・76

○ 認知症施策の総合的な推進
- ➢「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づく、認知症の人に関する理解の増進、認知症バリアフリーの推進、社会参加の確保等に関する認知症施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
- ➢認知症の早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会環境の整備等に対する研究等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・80

○ がん対策、循環器病対策等の推進
- ➢効果的・効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、ＨＰＶワクチン等の普及啓発の促進・・・・・・・・・・81
- ➢脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築・・・・・・・・82
- ➢リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（ＣＫＤ）対策の推進・・82

○ 肝炎対策の推進
- ➢肝炎患者等の重症化予防の推進・・・・・・・・・・・・・・・・83
- ➢肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進・・・・・・・・・・・・・84

○ 難病・小児慢性特定疾病対策等の推進
- ➢難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進・・・・・・・・・・・84
- ➢移植医療対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

○ 歯科保健医療の推進
- ➢健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
- ➢地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築・・・・・・・・・87

○ 食の安全・安心の確保
- ➢機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化・・・・・・・・88
- ➢経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化・・89

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保・・・・・・・89

○ 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担
○ 国民健康保険への財政支援
○ 被用者保険への財政支援

Ⅱ．持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92

○ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等
- ➢事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
- ➢雇用管理制度の導入により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援・・・・・・・・・・・・・・・92
- ➢生活衛生関係営業者の収益力向上の推進、物価高騰等への対応のための価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施・・・・・・・・・93
- ➢ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94

リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

○ リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化

〈リ・スキリングによる能力向上支援〉
- ➢教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進・・・・・・・・・・・・・95
- ➢労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
- ➢スキルの階層化、標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
- ➢公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援・・・・・・・・・・98
- ➢生成ＡＩを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
- ➢事業主等が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合の賃金助成の拡充による企業における人材育成の推進・・・・・・・・・99

〈ジョブ型人事〉
- ➢職務給等に関するヒアリング調査を通じた支援ツールの作成・・・99

〈労働移動の円滑化〉
- ➢「job tag」や「しょくばらぼ」の充実及び活用促進、並びにリ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備及び活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・100
- ➢成長分野や一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
- ➢副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の拡充・・・102

人材確保の支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102

○ 人材確保の支援
- ➢ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化・・・・・・・・・・・・・・102
- ➢雇用管理制度の導入により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援（再掲）・・・・・・・・・・103
- ➢シルバー人材センター等を活用した高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等・・・103
- ➢外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

Ⅱ．持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組・・・・107

○ 障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等
- ➢ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
- ➢障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
- ➢就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援・・・・・・・・111
- ➢非正規雇用労働者に関する、希望する者の正社員転換の促進、働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施、基本給を定める賃金規定の増額改定等への支援、及び「年収の壁・支援強化パッケージ」による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
- ➢高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進・・・・・・・・114
- ➢地域若者サポートステーションにおける心理相談を併用した就労支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
- ➢育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備・・・・・・・・・115
- ➢多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
- ➢産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進・・・・116

○ 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ➢仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
- ➢共働き・共育て推進に向けた社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
- ➢共働き・共育ての推進のため、両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付や育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
- ➢勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
- ➢適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進・・・120
- ➢勤務間インターバル制度導入促進のための支援・・・・・・・・121
- ➢年次有給休暇の取得促進及び選択的週休３日制を含めた多様な働き方の環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
- ➢労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122

○ ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現
- ➢カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・123
- ➢高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進（再掲）・・・・124
- ➢産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進（再掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124

○ フリーランスの就業環境の整備
- ➢フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル１１０番における相談支援の実施・・・・・・・125
- ➢フリーランスの就業環境整備に取り組む発注事業者への支援・・126

女性の活躍促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127

○ 女性の活躍促進
- ➢男女間賃金格差の是正に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングの実施等・・・・・・・・・・・・・・・・127
- ➢マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
- ➢女性特有のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128

【参考】「賃上げ」支援助成金パッケージ・・・・・・・・・・・・129

Ⅲ．一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

地域共生社会の実現等・・・・・・・・・・・・・・・・・130

○ 相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進
- ➢属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進・・・・・130

○ 生活困窮者自立支援等の推進
- ➢相談対応から入居後までの切れ目のない住まい支援の強化、就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化・・・・・・・・・・・・131
- ➢都道府県による被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みの創設・・・・・・・・・・・・・・・135

○ 障害者支援の促進、依存症対策の推進
- ➢障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
- ➢障害福祉サービス事業所等の整備、防災・減災対策の推進・・・136
- ➢重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進・・・・・・・137
- ➢意思疎通支援事業等の体制強化をはじめとする地域生活支援の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137
- ➢精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進・・・・138
- ➢地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・139

○ 成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進
- ➢中核機関の整備等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・139
- ➢身寄りのない高齢者等の生活上の課題への対応を含めた新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施・・・・・・・・・・・140

○ 困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進
- ➢官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・141
- ➢女性自立支援施設における就職支援等の充実、支援の質の向上に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・141
- ➢困難事例に対するスーパーバイズの実施、研修体系の見直し等を通じた女性支援を担う者の育成・支援の強化・・・・・・・・・・・142

○ 自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進
- ➢地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策の推進、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策の実施・・・・・・・・・143
- ➢こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進、自殺対策に関する調査研究等の体制拡充・・・・・・・・・・・・・・143
- ➢ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・144

○ 医療・看護・介護・福祉の国家資格に係る複数資格の取得促進
- ➢養成課程間で共通する科目の履修免除や、既に修得した単位数・時間数に応じた学修期間の短縮による複数資格の取得促進・・・・・145

戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進・・・・・・・145

○ 戦後８０周年関連事業
○ 現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備

安心できる年金制度の確立・・・・・・・・・・・・・・・146

○ 持続可能で安心できる年金制度の運営

被災者・被災施設の支援等・・・・・・・・・・・・・・・147

○ 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

※推進枠マークが付されているものは、「重要政策推進枠」要望項目。
※事項要求の内容については予算編成過程において検討。

○有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
➢ファースト・イン・ヒューマン（ＦＩＨ）試験実施体制の整備や海外スタートアップ等の治験等の支援を行うワンストップサービス窓口の設置など国際競争力ある臨床試験体制の整備

新規 推進枠 新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業

医政局研究開発政策課（内線4165）

令和７年度概算要求額　7.9億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

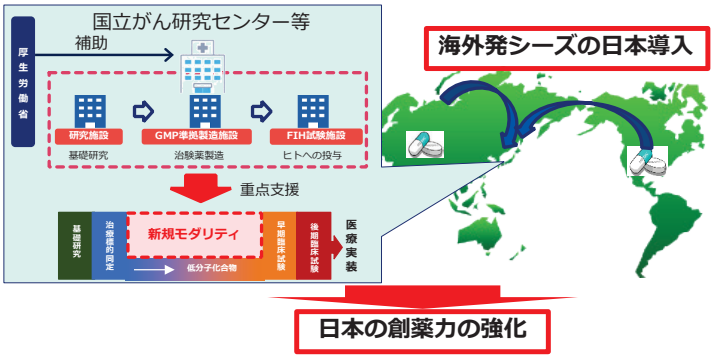
○日本の創薬力向上のためには、国際レベルの治験・臨床試験が実施できる体制強化を行う必要があり、創薬シーズから第1相臨床試験に入る段階であるヒト初回投与（FIH：First In Human）試験の重点支援が重要である。

○新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のあるFIH試験実施体制の国内整備を進めることで、海外発シーズも含む革新的新薬候補の国内での研究開発を促進する。

2 事業の概要

○新規モダリティの医薬品等の国内での開発力強化のため、国立がん研究センター中央病院が実施主体となり、新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のある①FIH試験体制、②GMP準拠治験薬製造機能、③研究施設を併設した創薬拠点の整備に向けた仕様設計を行い、国内のFIH試験の中核的な役割を担う体制の整備を進める。

○国立健康危機管理研究機構及び国立成育医療研究センターにおけるFIH試験体制を整備する。



3 施策の実施要件等

○補助の対象者：
国立がん研究センター、国立健康危機管理研究機構、国立成育医療研究センター

○補助の対象：
革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のあるFIH試験体制・GMP準拠治験薬製造機能・研究施設を併設した創薬拠点の仕様設計、FIH試験体制の整備に係る費用

○補助率：１０／１０

新規 推進枠 国際共同治験ワンストップ相談窓口事業

医政局研究開発政策課（内線4165）

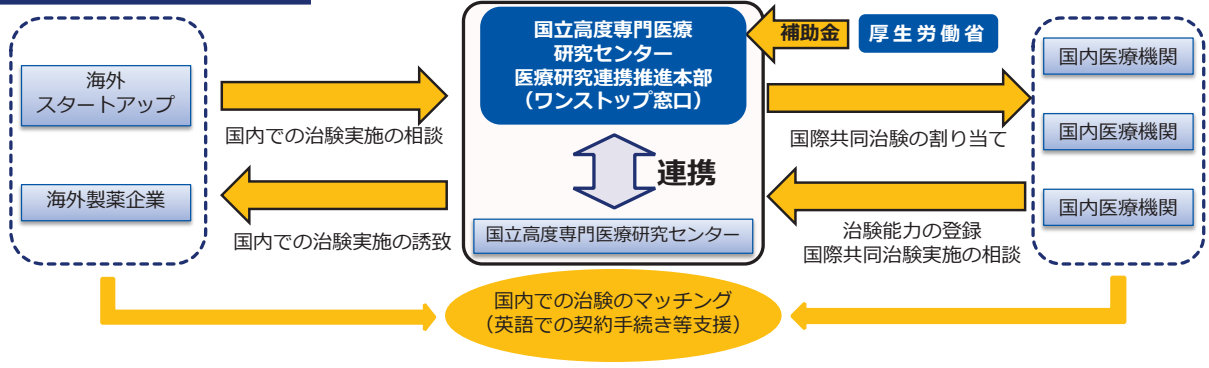
令和７年度概算要求額　2.7億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

●近年、欧米では承認されている医薬品が日本で開発が行われない、いわゆる**「ドラッグ・ロス」の拡大**が指摘されている。

●こうした課題に対応すべく、国際レベルの治験が実施できる体制強化を行うため、日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業に対し、**国内での治験実施について相談**を受け、国内での治験実施を調整するとともに、**国内での治験の実施の誘致**を行う**ワンストップサービス窓口の設置**を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

◆ 実施主体：国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部
◆ 補助率：10/10　◆対象経費：補助金（人件費、旅費・滞在費等）

➢次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援

拡充 推進枠

次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線8485、8463）

令和7年度概算要求額　1.4億円（30百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ バイオ医薬品は今後の成長領域であるが、**我が国はそのほとんどを海外に依存し、国内製造されていない現状があり、経済安全保障上問題**であるほか、**国内のバイオCMO/CDMOも限られる**ことから水平分業が進まず、バイオ医薬品の新薬開発にも支障が生じている。

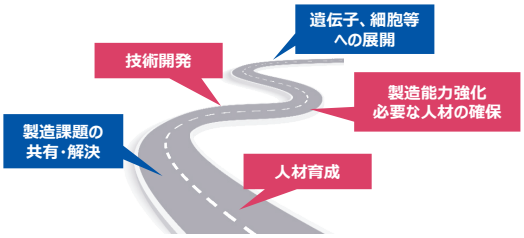
○ これまで厚生労働省では、バイオ医薬品開発等促進事業において、高度専門人材育成のための研修を行ってきたが、
・ 国内製造に対する需要を鑑みると、より多くの人材を育成していく必要がある
・ 実際の設備を用いた製造（スケールアップ）等の経験がなければ即戦力とならないが、各企業で実生産レベルの実習は困難である
との声があがっている。また、新規医薬品のうちバイオ医薬品が占める割合が増加することに伴い、今後、特許切れのバイオ医薬品も増加していくことが見込まれる。

○ **令和４年度に策定したバイオシミラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要**であるため、国内においてバイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を中心として、製造能力強化に関する支援をあわせて実施する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

○ バイオ医薬品の製造に関する課題や解決策を関係者間で共有し、連携を強化するとともに、以下の支援を進める。

○ バイオ専門人材の育成を中心として、
・ バイオシミラーを含むバイオ医薬品の国内生産能力増強
・ バイオ医薬品製造業者の国際競争力強化、水平分業推進
等により、国内の医薬品シーズを成功に導く。



支援メニュー（対象：製販企業、CMO/CDMO）

①研修施設での人材育成支援

○ 製薬企業の社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する基礎的な研修プログラムを実施し、抗体医薬、新規モダリティを対象とした研修を行う。

②【拡充】実践的技術研修の実施

○ ①研修の上乗せとして、製薬企業等の実生産設備を利用することに対し、受講費を半額支援する。
○ １年間の研修プランにより、一連の製造作業を一人で実施出来る**製造技術者レベル**を目指す。

3 実施主体等

厚生労働省
↓ ①②委託
民間事業者等

4 事業実績

技術研修事業の受講者数　○座学研修：37名　○実習研修：43名（令和５年度実績）

➢ＭＥＤＩＳＯの機能強化やグローバルな創薬エコシステム構築に向けた支援

拡充 推進枠

創薬基盤強化支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線2545）

令和７年度概算要求額　9.3億円　（4.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

政府一丸となりスタートアップを産み育てるために策定した「スタートアップ育成5カ年計画」等に基づき、厚生労働省においては、国民の健康の維持・向上、世界の医療水準の向上を担う医療系ベンチャーの振興政策を大胆に展開していく必要がある。我が国の医療系ベンチャーを取り巻くエコシステム構築とともに、成功事例の創出を加速させるため、開発早期から製薬企業・VCの視点を取り入れる開発促進支援のほか、海外エコシステムとの接続強化のための広報活動、支援機関のHub化等、ベンチャー支援施策の強化・拡充を図る。このため、「医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）」の強化・拡充を図るとともに、令和７年度から５年にわたる国庫債務負担行為を要求して、途切れのない支援を実施する。また、創薬エコシステムの実現に向けた政策を国内外に示すことが必要であり、外資系の製薬企業・VCもメンバーとする官民協議会を設置する。

2 事業概要・スキーム

トータルサポート事業

・アカデミアによる基礎研究以降、VCから資金調達するまでの死の谷を越えるため、**製薬企業やVCとの意見交換を通じて開発プロセスの最適化を図る**とともに、**海外人材も含むアクセラレーターによる支援を提供する**。

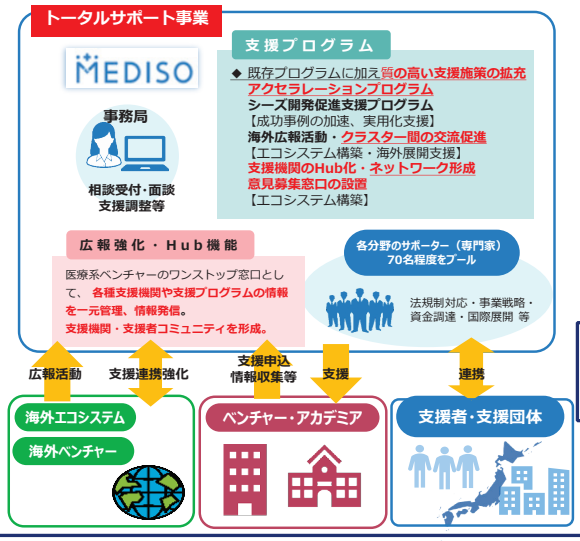
・海外エコシステムとの接続強化のため、**海外でのイベント開催、海外VCとのマッチングや、創薬人材のネットワークを有する者が国内外クラスターを巡回訪問しクラスター間の連携・交流を促進する**とともに、**日本の薬価・薬事規制等について海外広報活動を実施する。**

・医療系ベンチャー振興施策の中心となっているMEDISO事業を**「医療系ベンチャー支援機関のHub」**として機能することを目指すとともに、**ネットワーク形成のために月例交流会を実施する**。

・アカデミア・ベンチャーから、薬事・保険・研究開発・ベンチャー振興等に関する**意見を受け付けるとともに、具体的な解決策を検討するためのWGを開催。**

官民協議会の開催

・創薬エコシステム育成施策の方針や進捗状況について、**外資系企業のニーズも踏まえて**議論を行う。



官民協議会の開催

官民協議会

官民協議会の議論に基づく創薬エコシステム育成施策の実現施策の継続により、外資系企業・外国資金等を呼び込み、海外の実用化ノウハウを有するアクセラレーター人材を確保し、育成する。

3 実施主体等

○実施主体:委託事業（民間企業等）

4 事業実績

<MEDISO相談支援実施件数>
○2023年度：284件

➢小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化

新規 推進枠 小児医薬品開発ネットワーク支援事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

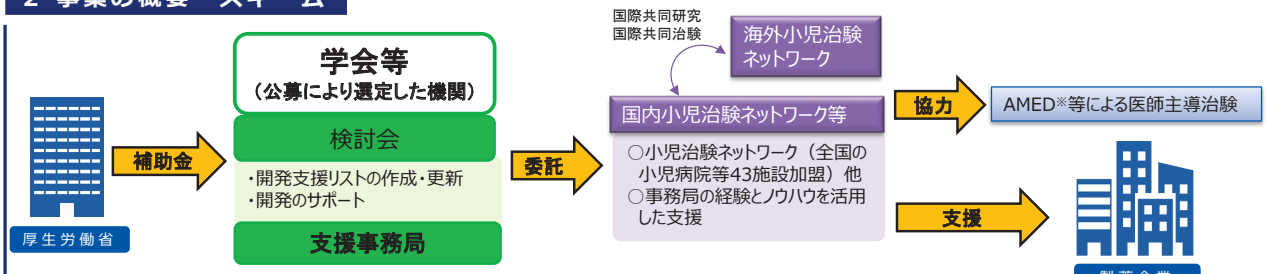
令和７年度概算要求額　25百万円（－）※（）内は前年度当初予算額　※令和５年度補正予算額　25.0百万円

1 事業の目的

- 我が国において、小児に使用される医薬品の６～７割が適応外であると言われている（※１）。平成26年度から令和3年度に承認された医薬品のうち、小児適応がある（小児に対する効能・効果、用法・用量が明記された）医薬品は全体の30%前後にすぎない（※２）。また、欧米で承認されているにもかかわらず、国内では未承認の医薬品が143 品目あり、このうち国内で開発未着手となっている医薬品は令和５年３月末時点で86 品目（60.1%）あり、そのうち小児用医薬品が32品目（37%）と（※３）、小児用医薬品の開発は遅々として進んでいない状況にある。
- また、**「がん対策推進基本計画」（令和5年３月28日閣議決定）**の小児がん及びAYA世代のがん対策において、「国は、小児がん領域における薬剤アクセスの改善に向けて、治験の実施（国際共同治験への参加を含む。）を促進する方策を検討する」こととされた。
- 小児の治験を加速すべく、
  ・引き続き開発支援リストの作成・更新や、開発者からの依頼に応じた開発サポートを実施するとともに
  ・日本で行われる小児治験について、小児の治験にかかる各種ネットワークにつなげ、被験者の組み入れを加速する
  ・国内ネットワークと海外ネットワークの連携を強化し、国際共同治験を日本に呼び込む

※1 厚生労働科学研究　森田修之分担研究の平成11年度研究報告書（平成12年4月）
※2 小児用医薬品開発促進に向けた最近の取組み　PMDA小児医薬品WG（令和5年3月）
※3 医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会 報告書　参考資料（令和5年6月）

2 事業の概要・スキーム



※AMED：国立研開発法人 日本医療研究開発機構

3 実施主体等

◆ 実施主体：公募により選定　◆ 補助率：10/10　◆対象経費：補助金（人件費、諸謝金等）

新規 推進枠 小児医薬品開発支援体制強化事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

令和７年度概算要求額　48百万円（－）※（）内は前年度当初予算額　※ 令和５年度補正予算額　48.0百万円

1 事業の目的

日本において、小児や希少疾病等の医薬品を中心として、ドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスの懸念が生じており、必要な医薬品が迅速に利用できない患者が存在している状況にあると言われている（※）。
小児領域の医薬品開発を促進するため、国立成育医療研究センターにおける小児医薬品開発支援の体制を強化し、小児用医薬品開発のサポート（製薬企業、アカデミア等への開発サポート等）を強化する。

※医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会 報告書（令和５年６月９日）

2 事業の概要・スキーム

厚生労働省
↓
国立研究開発法人　国立成育医療研究センター

(i)小児医薬品開発支援の体制強化
・アカデミア等からの出向者の受け入れ、SMO/CROへの業務委託

(ii)小児医薬品開発支援内容の充実
・新たにアカデミア主導での小児医薬品開発を支援
・開発のサポート（実施の可能性・コンセプト・計画等への助言、関連学会との連携の支援、規制当局対応に関する相談等）
・国内における使用実態等公知申請に必要となる情報収集の支援（小児医療情報収集システム（DB）活用による情報収集を含む）
・開発企業がいない小児用医薬品の開発に関して、必要に応じて治験を支援（※）し、企業導出を支援（プロトコル作成助言等）
※国立研開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）臨床研究・治験推進研究事業

(iii)小児治験ネットワークとの連携・体制強化
・小児治験ネットワーク体制の強化、産学官患からなる小児医薬品開発推進のコンソーシアムの立ち上げ事務局機能を担当
・国内小児治験について、小児治験ネットワーク等につなぎ、被験者の組入れを加速化

(iv)小児治験に関する普及啓発・研修の実施
・保護者、患者会：DCTを含む小児治験の普及啓発による患者参画の推進（関係学会と連携）
・医療従事者：小児用医薬品治験に関する理解、DCT治験に関する知識を広めるための講習会を開催
・製薬企業：小児治験ネットワーク及び本支援スキームの普及啓発の強化
・関係学会：治験登録促進の呼びかけ、DCTの理解・普及啓発　等

3 実施主体等

◆ 実施主体：国立研究開発法人　国立成育医療研究センター◆ 補助率：10/10　◆対象経費：補助金（人件費等）

拡充 臨床研究・治験推進研究事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

令和７年度概算要求額　38億円（32億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 有望な医薬品シーズがアカデミアや企業で見いだされても、その後の臨床研究や治験を効率的に実施しなければ、早期の薬事承認に繋がらない。
- 日本で生み出された基礎研究の成果を薬事承認につなげ、革新的な医薬品を創出するため、科学性及び倫理性が十分に担保され得る質の高い臨床研究・治験を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- ドラッグラグ／ドラッグロスを解消すべく、企業による開発が進まない医薬品についてはアカデミア主導での開発を進める必要があり、関係学会の協力の下で実施される医師主導治験の実施を支援する。
- 医薬品の小児適応に係る研究開発は、ニーズは高いが採算性が低く、企業による開発が進みにくい。医療安全の観点からも、小児での有効性・安全性が確立していない医薬品についてエビデンス構築が求められていることから、小児を対象とした臨床研究・医師主導治験等を促進する。

<支援に係る主なコンセプト>

臨床研究・治験の推進

①患者ニーズの高いもの

疾患の希少性、不採算性等を総合的に考慮し、公益性の高い特定臨床研究・医師主導治験を支援

- 臨床研究・医師主導治験のプロトコール作成
- 特定臨床研究の実施
- 医師主導治験（新有効成分、新効能、新用量医薬品）の実施
- 小児を対象とした特定臨床研究・医師主導治験等の実施
- 認知症を対象とした特定臨床研究・医師主導治験・企業治験等の実施
- ドラッグラグ／ドラッグロスの解消に向けた医師主導治験の実施

②疾患登録システム（患者レジストリ）等の活用

疾患登録システムを、薬事承認申請に利用可能な比較対照群等に利活用する、特定臨床研究・医師主導治験の実施を支援

③ Decentralized Clinical Trial（DCT）等の新しい手法の活用

デジタルデバイス、オンライン診療等の新しい技術や訪問診療等を活用し、被験者の安全性やデータの信頼性を担保しつつ、被験者や関係者の負担を軽減し得る臨床試験（Decentralized Clinical Trial；分散型臨床試験）等の新しい手法を活用した特定臨床研究・医師主導治験のプロトコール作成、実施を支援

3 実施主体等

◆ 補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）　◆補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

拡充 推進枠 PMDA小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業

医薬局
医薬品審査管理課
（内線2746）

令和７年度概算要求額　1.4 億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

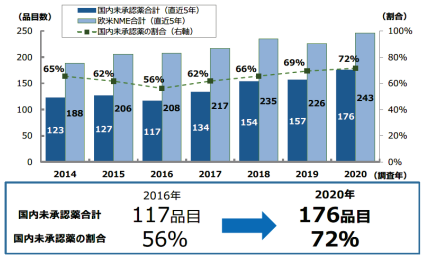
○　近年、希少疾病用・小児用等の医薬品を中心に、欧米では承認されている医薬品が日本で開発されない、**ドラッグ・ロスの拡大**が指摘されている。

○　我が国にとって医療上必要な医薬品の導入を促進するため、厚労省の検討会（※）において**薬事規制の大幅な見直し**を進めるとともに、その実行のため、**令和６年度より「PMDA小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター」を設置**し、以下の対応を進めている。

① 希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大
② 小児用薬の開発計画の策定を企業に促しPMDAが確認する仕組みの対応の促進
③ 「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における評価の加速化
④ PMDA相談手数料の企業等への補助

増加する国内未承認薬

製薬協



	2016年	2020年
国内未承認薬合計	117品目	176品目
国内未承認薬の割合	56%	72%

（※）創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会（令和６年４月報告書とりまとめ）

○　令和７年度は、①見直しに伴う**希少疾病用医薬品の指定増加等に対応するための審査体制の強化**を行うとともに、②**未承認薬等検討会議において学会等の要望を待たずに国が主導的に評価・開発要請を行う新たなスキーム**を導入する。

2 事業の概要・スキーム

小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター

①希少疾病用医薬品	②小児用医薬品	③未承認薬検討会議
指定・指定見直しの相談・審査	開発計画の確認・進捗管理	評価の加速（調査、評価書作成等）

PMDA相談手数料の補助

対象：上記①・②に関して企業が支払う相談手数料。未承認薬等検討会議での開発公募品や医師主導治験による開発品。

3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：
- 相談手数料の補助（企業、アカデミア等）
- 体制確保の人件費：補助率50／100等

➢医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進

クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業

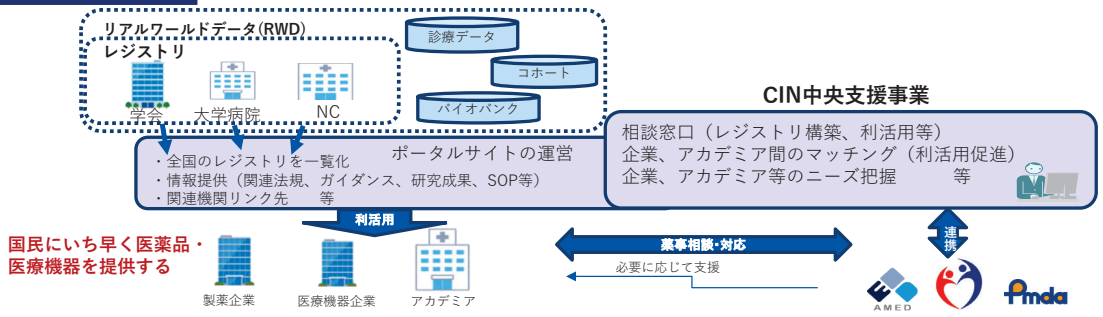
医政局研究開発政策課（内線2542）

令和７年度概算要求額　32百万円（32百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

＜背景＞○ 医薬品等の開発コストを抑える観点から、レジストリを活用した臨床開発手法が注目されている。
○ 業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。
○ これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（ＣＩＮ）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
＜課題＞○ ワンストップサービス拠点における、ポータルサイトのレジストリ情報や各種資料等の継続的な更新が必要。
○ 業界・学会・アカデミアなどから、レジストリ構築、運営等に関する相談機関がほしいとの要望。
○ これら中央支援業務を一元的に管理する拠点を設置し、レジストリの利活用を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

◆ 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定
◆ 事業実績：レジストリフォーラム開催 １回、レジストリ相談件数 企業5件(重複あり)・学会３件・アカデミア１件（令和５年度）

クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

令和７年度概算要求額　59百万円（59百万円）※（）内は前年度当初予算額

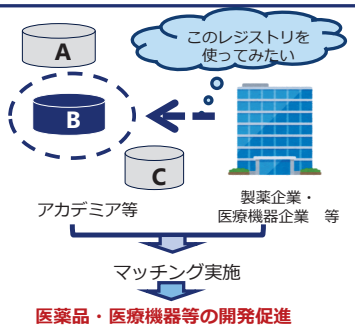
1 事業の目的

＜背景＞ ○ 我が国では、患者数が少なく治験が難しい小児領域や希少疾病領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいるといえない。一方で、希少疾病・難病及び小児分野等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
○ これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（ＣＩＮ）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
＜課題＞ ○ 依然として業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。　※製薬協　政策提言2021（2021年2月 日本製薬工業協会）
○ 企業が研究開発に活用できるレジストリが少ないため、環境を整備し、レジストリの利活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

（１）レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施し、希少疾病・難病及び小児分野等の医薬品・医療機器開発におけるレジストリの利活用をさらに促進、加速させる。

（２）企業ニーズに応じたレジストリの改修・新規構築費用を補助する。
（国：企業拠出＝１：１）



3 実施主体等

（１）　実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定　◆事業実績：マッチング数２件（令和５年度）
（２）　実施主体：公募により選定　◆ 補 助 率 ：１／２　◆事業実績：レジストリ改修数３件（令和５年度）

➢創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化

新規 推進枠 創薬力強化のための早期薬事相談・支援事業

医薬局
医薬品審査管理課
（内線2746）

令和７年度概算要求額　68百万円（ - ）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

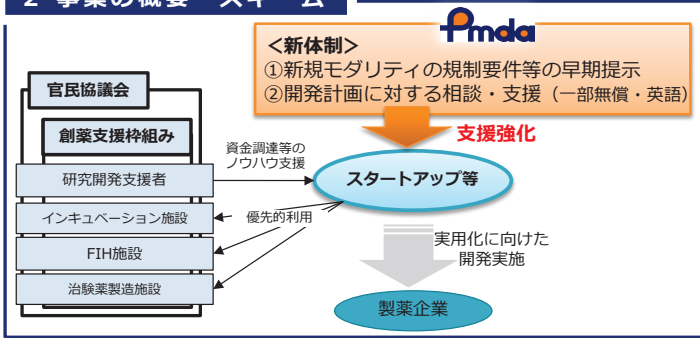
○　将来のドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスを防ぎ、治療薬の開発を待ち望む患者・家族の期待に応えるため、**我が国の創薬力の強化が喫緊の課題**。

○　特に、国内発の新規モダリティ等の革新的シーズの実用化を推進するためには、有効性・安全性評価等の薬事の視点が重要であることから、PMDAが、各種規制要件や留意事項を早期の段階で示すとともに、アカデミア、スタートアップ等に対し開発の早期段階から相談・支援のパートナーとして伴走することが求められる（※）。

○　このため、**国内発の革新的シーズの研究開発に対し、積極的に相談・支援を行うためのPMDAの新たな体制を拡充**し、**①新規モダリティの規制要件等の早期提示**、**②個別スタートアップ等の開発計画への相談・支援を強化**する。
　特に、国が支援対象として認定したシーズに対して、**PMDAの相談手数料を無償化**するとともに、**英語での相談・資料提出にも柔軟に対応**する。

（※）「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間取りまとめ

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：
・新体制の人件費：補助率50／100
・相談手数料の補助（相談の無償化）
・通訳費、翻訳費（英語相談に対応）

➢リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進

推進枠 リアルワールドデータ活用促進事業

医薬局
医薬品審査管理課
（内線2746）

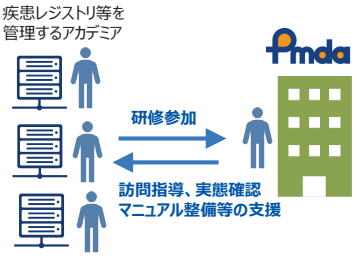
令和７年度概算要求額　33百万円（33百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　疾患レジストリ、医療情報データベース等のリアルワールドデータ（RWD）を薬事申請で活用するには、**高い水準でのデータの信頼性確保**が求められる。しかし、現状では、疾患レジストリ等の保有者（アカデミア）における知識・経験の蓄積が不足し、薬事申請に活用された事例は極めて少数に留まる。

○　そのため、**薬事活用に意欲のある疾患レジストリ等の保有者を選定し、PMDAがデータの信頼性確保の取組を集中的に支援**することで、RWDの活用を促進する。

○　令和７年度は、RWDの更なる活用促進のため、**公的データベース（※）の信頼性確保を支援**を実施する。



※「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」において、公的DBの仮名化情報の活用を進めることとされた。

2 事業の概要・スキーム

● **RWDの信頼性確保を推進**

➢疾患レジストリ等の保有機関や次世代医療基盤法の認定事業者を複数選定し、PMDAと双方向の交流を行い、薬事水準の信頼性確保の方策等を指導
✓ PMDA職員による研修会、訪問指導、レジストリ等の実態確認、マニュアル整備の支援等
✓ 公的データベースの信頼性確保を支援

3 実施主体等

● 疾患レジストリ等の保有者（４機関程度）
・人件費
・マニュアル等の作成費用

● PMDA
・人件費：補助率50／100
・旅費（訪問指導等）
・研修会開催費等

新規 推進枠 リアルワールドデータの活用等によるプログラム医療機器実用化促進事業

医薬局
医療機器審査管理課
（内線2901）

令和７年度概算要求額　16百万円（－）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 医療機器は、改良や改善が頻繁かつ多様な内容で行われる性質があり、開発をより効率的に行う観点から、従前より、市販後データにより臨床的意義を評価するリバランスに関する考え方を示しており、令和５年11月には、プログラム医療機器において、その特性等を踏まえた二段階承認の考え方を示してきた。
○ 他方、医療機器開発では、リアルワールドデータが世界的に活用されており、患者数の限界等で比較臨床試験が実施できない場合の対照データとするなど、医療機器のより一層の開発促進に繋がると考えられている。加えて、プログラム医療機器では、その特性から二段階承認がより活用されると見込まれており、第２段階での臨床評価等にも、リアルワールドデータの活用が期待されている。
○ しかしながら、薬事に活用するデータは信頼性が要求されるため、この点が製造販売業者の障壁となっている。特に、プログラム医療機器では、薬事規制に明るくないベンチャー企業やアカデミアの参入も多いと考えられるため、開発の成功事例の共有など、普及啓発を図ることが急務である。

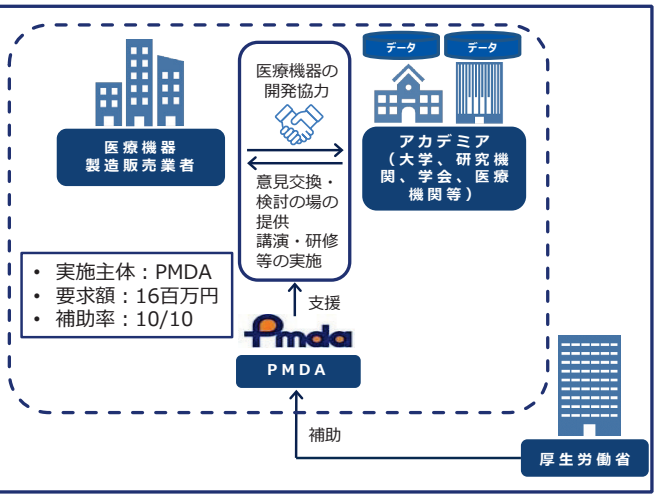
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

リアルワールドデータを活用してプログラム医療機器の開発を実施又は検討している**製造販売業者**と、データを保有している**大学や研究機関、学会、医療機関等のアカデミア**を対象に、

①プログラム医療機器の承認申請に使用するデータの**信頼性確保**に向け、海外の事例も参考に、**必要な情報や留意点に関する意見交換・検討の場を設置**。
ここでの議論を踏まえ、薬事承認に向けたポイント等を纏めた**ガイドライン（仮）**を作成し、**普及啓発**を図る。

②これまで製造販売承認に至った事例の紹介やノウハウを共有するため、企業における経験者や専門家等を広く招聘し、**講演や研修等を実施**。

これらの取組を通じて、プログラム医療機器の開発を促進する。



プログラム医療機器の実用化促進事業

医薬局
医療機器審査管理課
（内線2901）

令和７年度概算要求額　39百万円（46百万円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

（１）SaMDの海外調査及び国内制度整備
① 国内のSaMDの早期実用化を検討するため、米国FDAのSaMD薬事制度（Pre-cert制度、PCCP制度等）及び**米国一般用SaMDの販売制度に係る実態を調査**するとともに、SaMD産学官連携フォーラム等の開催による産学官で意見交換を行う。
② **SaMDの二段階承認の仕組みの導入に向けた評価データの信頼性を確保する要件等の課題を検討するとともに、「医家向けSaMD」申請資料等の使用による一般消費者向けに使用目的や仕様等を変更した「家庭向けSaMD」の薬事承認の在り方等について検討する。**
（２）参照国での日本のSaMDの審査結果の受入れ促進
① **医療機器の参照国（東南アジア諸国等）において、日本発SaMDに関するPMDAの審査結果等の受入れが実質的に進んでいない課題がある。**
② **海外審査当局が日本のSaMDの承認審査結果や認証結果等を広く参照できるよう、PMDAで審査報告書、認証基準、認証基準策定の考え方等の英語版を公表する事業、及び海外規制当局間でバイ会議等の調整を行う事業を行う。**
③ **②を実施するため、国からPMDAに対して嘱託職員１名分を確保する予算を補助する。**

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（１）SaMDの海外調査及び国内制度整備

厚生労働省 → 国衛研（委託）
厚生労働省 → 医療機器センター（委託）

- 米国の諸制度の現状調査（米国FDAのPre-Cert制度及びPCCP制度に係るガイドライン等)及び**米国一般用SaMD販売制度の調査**
- SaMD産学官フォーラム等の開催　等
- **家庭向けSaMDの承認審査の考え方（医家向けSaMDからの転用を含む）の検討**
- **SaMD二段階承認に求められる評価データの信頼性要件の検討**　等

（１）SaMDの海外調査及び国内制度整備
① 実施主体：国衛研・医療機器センター
② 委託金額：2,989万円

（２）参照国での日本のSaMDの審査結果の受入れ促進

厚生労働省 →（補助）→ PMDA

- **PMDAによる審査報告書（英語）、SaMD認証基準（英語）、SaMD認証基準策定の考え方（英語）等の策定及び海外向け情報発信を補助する。**
- **海外審査当局との会議等を開催するなど審査結果の相互理解を促す。**
- **PMDAの嘱託職員１名の確保を補助する。**

（２）SaMDの国際評価支援
① 実施主体：PMDA
② 補助金額：929万円
③ 負担割合：国 10/10

➢革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化

新規 推進枠 **優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業**

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4467）

令和７年度概算要求額　10 億円（－）※（）内は前年度当初予算額

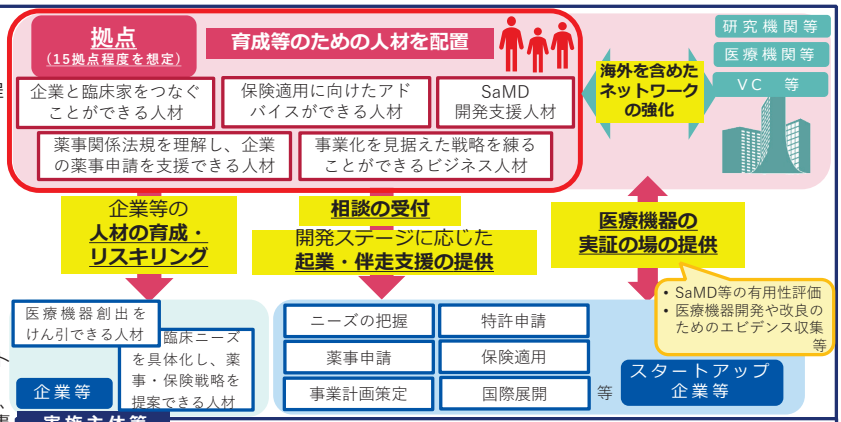
1 事業の目的

世界の医療機器産業市場は今なお成長を続ける産業のひとつである。一方で、医療機器の貿易収支は約1.8兆円の輸入超過となっており、特に治療デバイスの多くは輸入に依存している状況である。将来にわたり国民に安定的に質の高い医療が提供される環境を整備するためには、命に近い治療用医療機器（クラスⅢ・Ⅳ相当）や従来診断が困難だった疾患に対する革新的な診断用医療機器を我が国において創出できる体制の整備が重要である。第２期医療機器基本計画（令和４年５月31日 閣議決定）に基づき、医療機器産業等の人材を育成・リスキリングし、医療機器の創出を一貫して把握した高度人材の育成及び医療機器スタートアップ企業の振興ができる拠点の整備を進める必要がある。SaMDをはじめとした医療機器の実用化においては事業化を見据えたエビデンス収集が重要となるが、特に異業種やスタートアップ企業では経験がなく、デバイスの臨床上の有用性を実証できていないケースが多々ある。本事業では、これらの課題を解決し、優れた医療機器を創出できるオープンイノベーションエコシステムを構築するため、医療機器産業振興拠点の充実・強化を図る。

2 事業の概要、実施主体等

事業概要・スキーム

- 日本全国から医療機関等と密な連携等が可能な15程度の人材育成・リスキリング推進拠点（大学・NC・民間団体等）を選定し、**医療機器の創出の種々のステージにおいて必要となる専門家を配置する**ほか、**外部機関とのネットワーク構築を行う。**
- 企業等から人材を受け入れ、専門家が研修や支援、相談等を実施し、治療用医療機器（クラスⅢ、Ⅳ相当）や革新的な診断用医療機器、SaMDをはじめとした医療機器の創出のため、**医療機器創出に携わる企業などの人材の育成・リスキリング**を行う。加えて、**企業の海外展開に当たって必要となる海外を含めた関係機関等とのネットワークの強化を行う**。
- スタートアップ等支援拠点を5程度選定し、スタートアップ企業等に対して各種支援を提供し、**開発ステージに応じた起業・伴走支援**を実施する。加えて、オープンイノベーションハブ拠点を5程度選定し、事業化を見据えたエビデンス収集等を目的とし、医療機関と連携して**臨床上の有用性を実証できる場を提供する**。



実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
補助率：定額
※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定。

採択予定数・単価：15 拠点程度を想定
- 人材育成・リスキリング推進拠点枠：1拠点あたり約21百万円 × 5拠点
- スタートアップ等支援拠点枠：1拠点あたり約65百万円 × 5拠点
- オープンイノベーションハブ拠点枠：1拠点あたり約114百万円 × 5拠点

➢再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進

拡充 **再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト**
再生医療等実用化基盤整備促進事業

医政局研究開発政策課（内線4162）

令和７年度概算要求額　6．5 億円（3.5億円）※（）内は前年度当初予算額

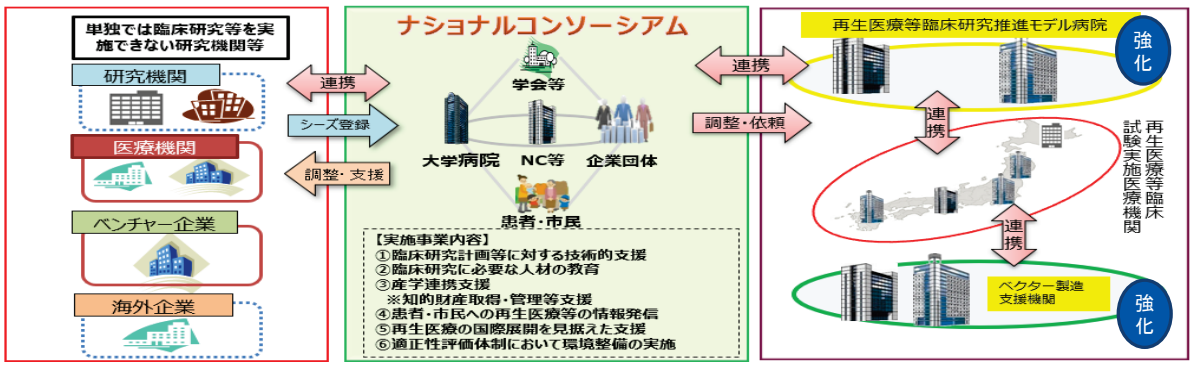
1 事業の目的

○ 関係学会を中心とした連合体（ナショナルコンソーシアム）による再生医療の実用化を推進及び再生医療の知識・経験を有する再生医療臨床試験実施拠点機関をハブとした研究基盤の体制整備等を実施してきた。

○ **「経済財政運営と改革の基本方針2024 について（令和６年６月 21 日閣議決定）」において、ｉＰＳ細胞を活用した創薬や再生医療等の研究開発の推進及び同分野に係る産業振興拠点の整備、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和６年６月21日閣議決定）」では、iPS 細胞等の再生医療・創薬、細胞医療、遺伝子治療の取組を推進する**とされている。また、**再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案を2024年通常国会に提出し、遺伝子治療に法の適用範囲を拡大**した。これらのことから、再生医療等に関する臨床研究支援等のさらなる研究基盤の強化が求められている。

○ そのため、拡大が見込まれる再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究等にも対応できるよう、**令和７年度からは再生医療等臨床研究推進モデル病院及びベクター製造支援機関等の機能・規模の拡充を実施**する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）　補助率：定額　※AMEDにおいて公募より研究者・民間事業者等を選定

○研究開発によるイノベーションの推進
➢がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進

拡充 推進枠 がん・難病の全ゲノム解析等の推進

医政局 研究開発政策課（内線4041、4035、4539）
健康・生活衛生局 がん・疾病対策課（内線4607）
健康・生活衛生局 難病対策課（内線2353 ）

令和7年度概算要求額	がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業	19億円	（16億円）※令和５年度補正予算額　43億円
	革新的がん医療実用化研究事業	約106億円の内数	（約89億円の内数）
	難治性疾患実用化研究事業	約103億円の内数	（約85億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和４年9月策定）を着実に推進し、国民へ質の高い医療を届けるため、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析及びマルチオミックス解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、民間企業やアカデミア等へその本格的な利活用を促し、診断創薬や新規治療法等の開発を開始する。また、解析結果等の速やかな日常診療への導入や、出口戦略に基づいた新たな個別化医療の実現についても更に推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

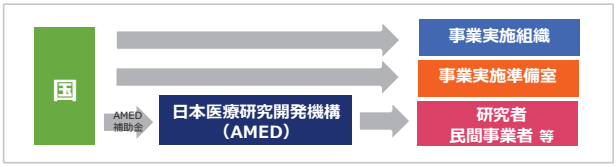
事業実施準備室を国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部内に設置（令和５年3月24日）。
厚生労働省が主体となって、組織、構成等の検討を継続。全ゲノム解析等に係る計画の推進を通じた情報基盤の構築や患者への還元、解析結果の利活用に係る体制整備を推進。

■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、事業実施準備室と連携し、全ゲノム解析を通じてゲノム医療を一層推進できるように、全ゲノム解析の実施基盤の構築や創薬等への活用、新たな個別化医療の導入に係る研究開発を行う。

◆これまでの事業実績

令和２年度から令和5年度までに行った、
全ゲノム解析のデータ格納症例数は
約25,000症例



➢臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化

拡充 臨床研究・治験推進研究事業（アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業）

医政局研究開発政策課
（内線4165）

令和７年度概算要求額　7.0億円の内数（5.9億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○アジア諸国における国際的な技術水準を確保する治験実施拠点整備の必要性については、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」（令和元年６月20日健康・医療戦略推進本部決定）においても言及されてきたところであるが、今般のCOVID-19拡大に伴い、迅速かつ質の高い、グローバルな臨床研究・治験体制構築の必要性が改めて明らかになった。
○これを受け、日本主導の国際共同治験の強化へつなげ、治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を進める。
○具体的には、ソフト面（現地教育研修）及びハード面（現地拠点構築）の整備や、安定的に臨床研究・治験が実施可能な基盤の構築に当たっての持続性や実施体制の拡大を行う。

2 事業の概要・スキーム

○「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（令和３年６月１日閣議決定）において、日本発の国際共同治験が迅速に実施可能となるよう、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを充実させることとされている。
○一方、ワクチン開発については、試験対象者が健康成人であることや、治療薬に比べて必要症例数が格段に多い（数千例から数万例規模）といった特殊性がある。
○こうしたことから、これまで感染症治療薬の領域で構築した基盤等を活用・発展させる必要があり、ワクチンに特化した研修の実施等により、円滑なワクチン開発に寄与する基盤へと充実を図る。
○基盤の継続性の確保、臨床研究中核病院を中心とした国内における臨床研究支援人材育成強化に取り組むとともに、国境を越えた分散型臨床試験の体制整備、感染症緊急事態に対応した体制整備、現地拠点の更なる強化を推進することにより、日本主導のアジア地域における国際共同臨床研究・治験の実施体制の強化を図る。



アジア地域の臨床研究・治験体制整備の推進
↓
日本主導の国際共同治験の強化
↓
治療薬等の開発・供給の加速

3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）　補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定
事業実績：２課題採択（令和6年度）

拡充 推進枠 アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業

医薬局
総務課国際薬事規制室
（内線4224）

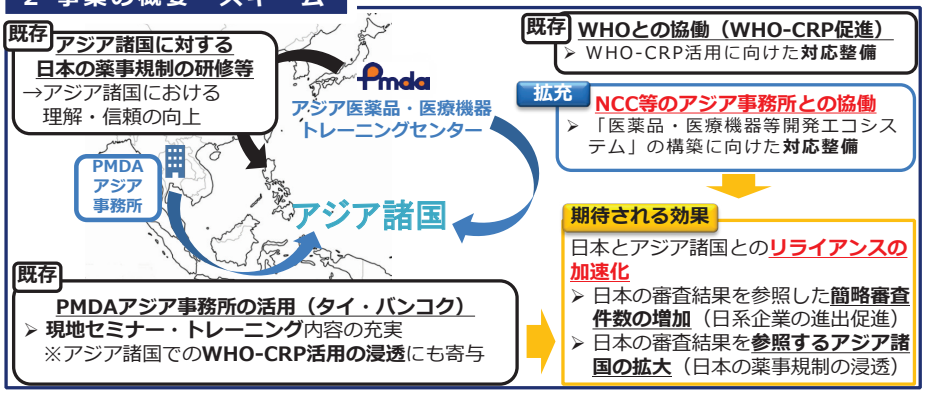
令和７年度概算要求額　2.5億円（2.3億円）※（）内は前年度当初予算額　※令和５年度補正予算額　２１百万円

１ 事業の目的

- 「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」（令和２年７月14日健康・医療戦略推進本部決定）等に基づき、**アジア地域における薬事規制の調和とリライアンス（日本の審査結果を参照した相手国での簡略審査）の推進**が求められている。これまで、PMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局担当者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施してきた（2016～2023年度までに69の国/地域及びWHOからのべ3,155人（うちアジア諸国から2,736人）の規制当局担当者が参加）。これにより日本の薬事規制に対する理解・信頼が向上し、日本の審査結果を参照する制度（簡略審査制度）を導入するアジア諸国が年毎に増加している。これを更に進めるため令和6年7月にタイ・バンコクに設立した**PMDAアジア事務所を活用し、現地ニーズの直接把握を通じた規制当局向けトレーニングの充実**を行う。
- また、同様にバンコクに海外事務所を設置しているNCC等と連携し、まず**タイに臨床開発環境整備・薬事規制能力強化のための並走・循環型支援システム「医薬品・医療機器等開発エコシステム」の構築**をすすめ、日本の医薬品・医療機器へのアクセスを推進する。**あわせて、アジア諸国におけるUHC達成に貢献することを目標としてこのエコシステムをインドを含む他のアジア諸国に展開するため、必要なニーズ調査を実施する。**
- さらに、WHOがリライアンス推進のため実施している**途上国が先進国の審査結果を参照して簡略審査を行えるよう、個別製品毎にWHOがコーディネートするプログラム（WHO-CRP）**について、 WHOと連携し、WHOによる規制当局の認定を含む取り組みを実施し、日本の医薬品・医療機器の利活用を促進する。

目的
- タイを皮切りに**「医薬品・医療機器等開発エコシステム」の構築**を進め、**医薬品・医療機器のアクセスを推進**する。
- WHO-CRPの活用を**アジア諸国に普及**させることにより、**アジア諸国とのリライアンスの加速化**を目指す。

２ 事業の概要・スキーム



３ 実施主体等

- PMDA
  - PMDAアジア事務所の運営のための所要経費（事務所家賃、人件費（常勤・現地採用職員）等）
  （国：PMDA＝１：１で負担）

➢ＡＩを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備及び活用促進

拡充 推進枠 AI創薬指向型・患者還元型・リアルタイム情報プラットフォーム事業

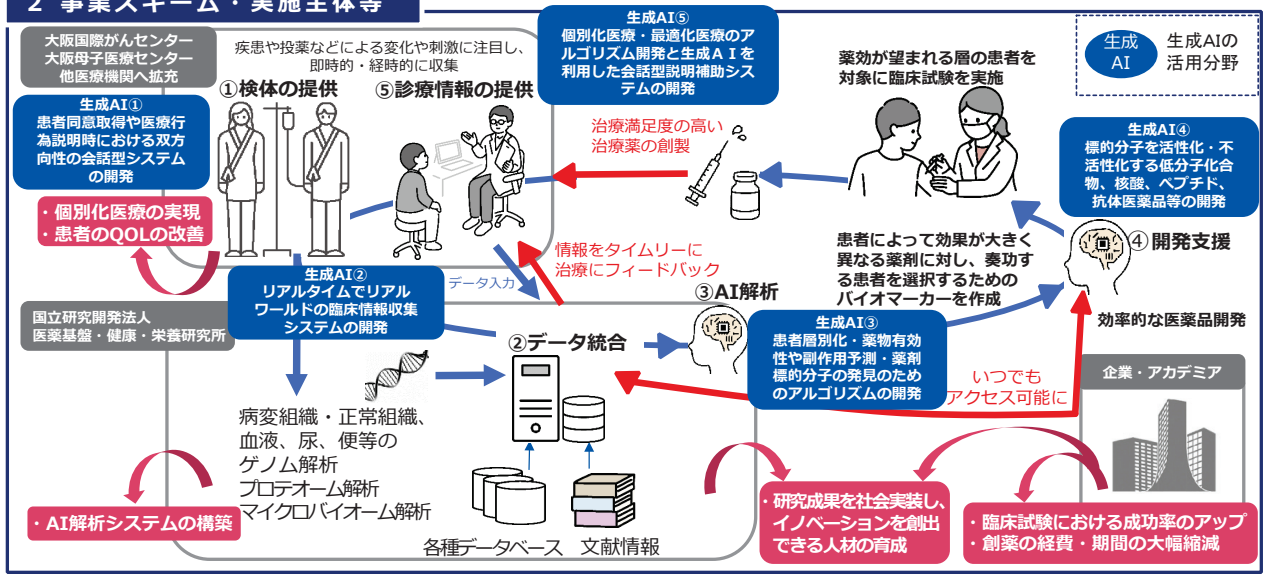
大臣官房厚生科学課（内線3823）

令和７年度概算要求額　5.1億円（2.2億円）※（）内は前年度当初予算額

１ 事業の目的

患者個別化医療実現のための創薬研究を推進するため、医療機関と連携して詳細な臨床情報と患者検体をリアルタイムに収集し、ゲノム解析、プロテオーム解析、マイクロバイオーム解析など質の高いデータのAI解析により、患者還元型・臨床指向型AI創薬研究に資するプラットフォームを構築する。
R6年度中に生成AIを用いて、臨床情報収集システムの開発、各種アルゴリズムの開発、双方向会話型システムの開発を行い、プラットフォームの充実を図るとともに創薬研究に資する情報・試料の集積システム構築を行う。**令和7年度は構築したプラットフォームを他の医療機関に展開しながら、個別化医療を実現するためプラットフォームの試料・情報・AI解析技術を用いた創薬研究を加速させる。**

２ 事業スキーム・実施主体等



拡充

医薬品プロジェクト
創薬支援推進事業（産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発）

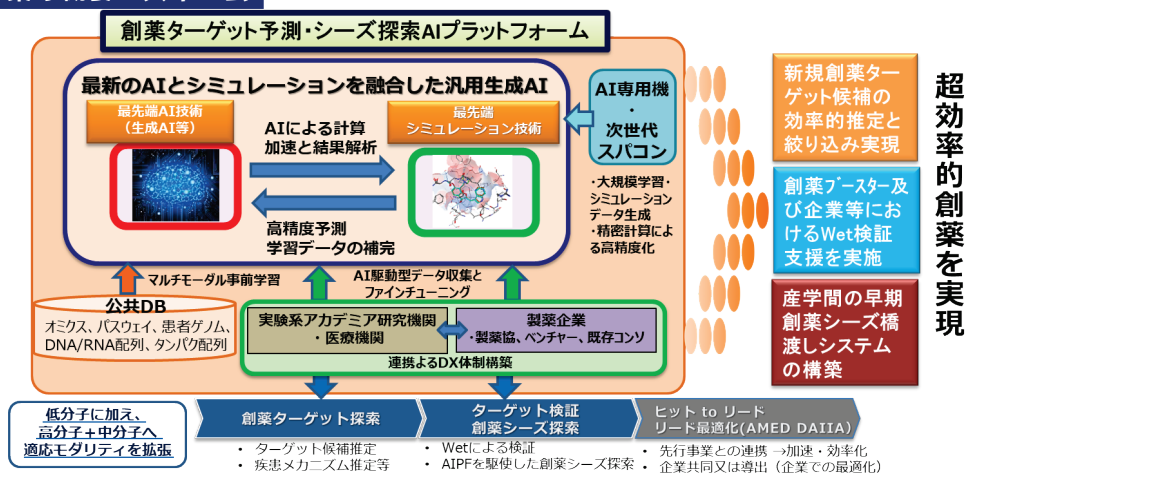
医政局研究開発政策課（内線4150）

令和７年度概算要求額　41億円の内数（35億円の内数）　※（）内は前年度当初

1 事業の目的

最新のAIとシミュレーションを融合した汎用生成AIに基づく“創薬ターゲット予測・シード探索AIプラットフォーム”を構築し、産学連携体制による効率的なデータ収集と予測精度の向上を図り、近年の創薬ターゲットの枯渇に対応すると共に、超効率化創薬を実現する。

2 事業の概要・スキーム



創薬プロセスにおける複数のAIを統合した創薬AIプラットフォームの構築を目指す。

3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）　補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

➢日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）における研究及び厚生労働科学研究の推進

推進枠

日本医療研究開発機構(AMED)における研究の推進（医療研究開発推進事業費補助金等）

大臣官房
厚生科学課
（内線3809）

令和７年度概算要求額　527億円（443億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。

国 → 定額補助 → 日本医療研究開発機構(AMED) → 委託等 → 研究者/民間事業者等

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

3 令和７年度概算要求の内容

１．医薬品プロジェクト	187.5億円
２．医療機器・ヘルスケアプロジェクト	17.9億円
３．再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	64.1億円
４．感染症プロジェクト	73.3億円
５．データ利活用・ライフコースプロジェクト	173.9億円
６．シーズ開発・基礎研究プロジェクト	2.2億円
７．橋渡し・臨床加速化プロジェクト	7.0億円

小計 525.9億円

うち医療研究開発推進事業費補助金	395.7億円
うち保健衛生医療調査等推進事業費補助金	130.2億円
革新的研究開発推進基金補助金	1.2億円

合計 527億円

推進枠 厚生労働科学研究の促進（厚生労働科学研究費補助金等）

大臣官房厚生科学課
（内線3809）

令和７年度概算要求額　109億円（91億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全（労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健康安全・危機管理対策）、適切な保健福祉サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行う。

国 → 定額補助 → 研究者/民間事業者等

3 令和６年度概算要求の内容

Ⅰ．行政政策研究分野		Ⅲ．健康安全確保総合研究分野	
（１）行政政策研究経費	8.0億円	（１）地域医療基盤開発推進研究経費	3.9億円
（２）厚生労働科学特別研究経費	4.6億円	（２）労働安全衛生総合研究経費	1.5億円
Ⅱ．疾病・障害対策研究分野		（３）食品医薬品等リスク分析研究経費	17.0億円
（１）がん対策推進総合研究経費	7.3億円	（４）健康安全・危機管理対策総合研究経費	2.0億円
（２）生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費	29.1億円		
（３）長寿・障害総合研究経費	11.3億円	**合　計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）**	**109億円**
（４）感染症対策総合研究経費	23.9億円	（うち、厚生労働科学研究費補助金 （うち、厚生労働行政推進調査事業費補助金	68億円） 41億円）

○医薬品等の安定供給の推進
➢医薬品の供給状況把握のための体制整備

新規 医薬品安定供給・流通確認システム（仮称）の開発

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
（内線2536、4472）

令和７年度概算要求額　3.9億円（－）　※（）内は前年度当初予算額　　※デジタル庁計上

1 事業の目的

○　昨今の医薬品の供給不足を踏まえ、令和６年４月１日より、医療用医薬品の供給情報の速やかな医療機関等への共有を目的とする「供給状況報告」と、今後の供給不足が生じるおそれがある場合に早期報告により当該不足を未然防止することを目的とする「供給不安報告」を開始したところ。

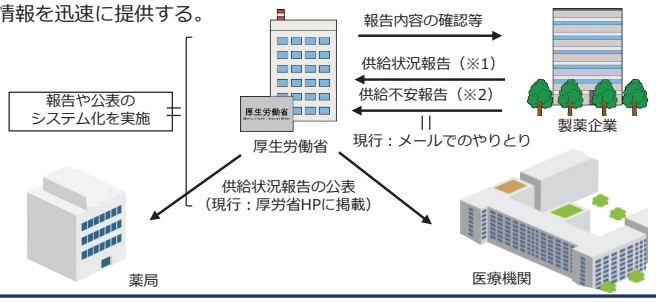
○　本事業は「供給状況報告」の内容をより迅速に医療現場・国民等に提供することで、適正な医療の確保、関係者の負担軽減、供給状況の早期改善を図ることを目的とする。

2 事業の概要

○「供給状況報告」と、「供給不安報告」について、現状、製薬メーカーよりメールでの報告を受け付けている。本事業においては、両報告の内容をデータベース化し供給状況の経年比較をより円滑に行い、安定供給確保策を迅速に立案するため、また、両報告の事務処理に係る国及び製薬メーカーの負担を軽減するため、報告の受付・集計分析機能を有する情報システムを構築する。加えて、「供給状況報告」の内容を掲載するポータルサイトを構築し、出荷状況に変更（例：限定出荷から通常出荷へ出荷状況が改善）のあった医薬品の情報を医療機関、薬局、代替薬を製造する製薬メーカーに通知することで、医療機関、薬局、国民の負担軽減、適切な医療の確保、製薬メーカーの限定出荷（他社品の影響）解除に資する情報を迅速に提供する。

（※1）供給状況報告
全ての医療用医薬品約18,000品目にかかる出荷状況（通常出荷、限定出荷、供給停止）、②出荷量の状況（増加、通常、減少、出荷停止）、③限定出荷の解除見込み時期、等を日々製薬メーカーから国が直接受け付け、報告内容を含む全ての医療用医薬品の供給状況一覧を毎日HPに公表。

（※2）供給不安報告
製造販売業者が把握した供給不足が生じるおそれ（原薬や部素材の調達トラブル、製品不良によるメーカー判断での出荷停止、自然災害による製造所の被災等）について、国が早期に報告を受け付け（非公表）、必要に応じて関係学会や代替薬を製造する製薬メーカーとの調整等を実施し、供給不足の未然防止を図る。



3 実施主体等

民間事業者（委託）

新規

医薬品の供給情報等の把握等の体制整備等事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線2536）

令和７年度概算要求額　2.7億円（－）※（）内は前年度当初予算額　　※デジタル庁計上

1 事業の目的

○ 製造販売業者による医薬品の品質問題に伴う医薬品の供給量の減少、新型コロナウイルスの流行等による医薬品の需要増加により、令和2年頃から後発医薬品をはじめ多数の医薬品に供給不足が発生し、今なお、その状況が続いている。

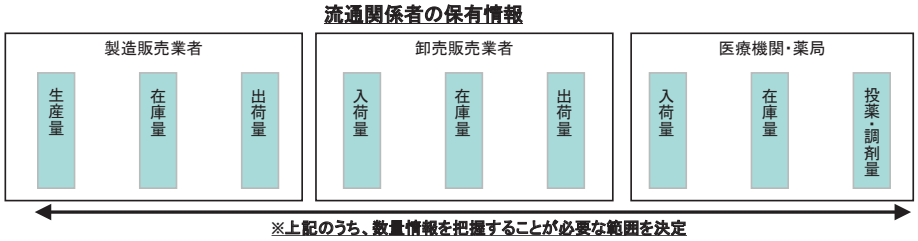
○ 医薬品の供給量がどの程度不足しているのか、卸や医療機関等の在庫に偏在がないか等、現状、国は実態の把握ができていない。

○ 特に医療上必要性が高い医薬品について、製造販売業者の生産量・在庫量、販売量、卸・医療機関等の入荷量・在庫量・販売量など実態がどのようになっているかを迅速に把握することができるようにするとともに、医療現場における供給不安を解消するためには、速やかに供給が不足している医薬品の情報提供が行えるようにする体制を整備していく必要がある。

○ 令和6年3月にコンサルタント業者に委託し、医薬品に関する情報をどのように取得・収集するか（既存のシステム等から入手する又は新たに収集する方法を作り出す。）、また、情報内容を収集・整理・閲覧するための体制整備の方法（新システムの構築または既存システムの連携、その他）を7月までに取りまとめる予定であり、その報告書を踏まえ、どのような体制とするか決定する。

2 事業の概要・スキーム

○ 医薬品の需給情報を把握するために、必要な体制を構築する仕様書等を外部に委託して作成する。例えば、システム開発が必要な場合または既存のシステムを活用・連携させることが必要な場合には、システム開発またはシステム改修等に必要となる要件定義書等を作成する。



3 実施主体等

実施主体：委託事業（株式会社）

➢抗菌薬の安定供給に向けた体制整備

新規　推進枠

抗菌薬安定確保事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線2657）

令和７年度概算要求額　3.6億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

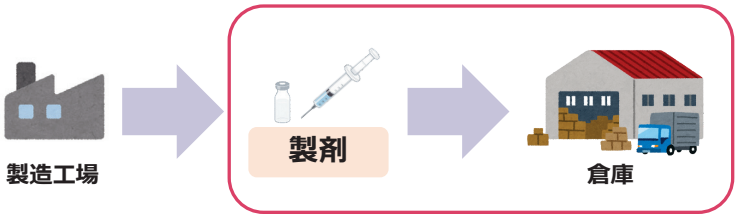
○　新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染症対応に必要な抗菌薬の確保に万全を期す必要があるが、注射用抗菌薬の大多数を占めるβラクタム系抗菌薬は、その原材料及び原薬をほぼ100%中国に依存しており、供給途絶リスクを考慮すると国内製造体制構築が急務となっている。このため、令和４年度補正予算にて抗菌薬原薬国産化支援基金を創設し、国内安定供給体制の強化を図るため、2030年（令和12年）までに供給途絶時においても、医療現場に切れ目なくβラクタム系抗菌薬を安定供給できる体制を整備するための支援を実施しているところである。

○　一方、2030年までに中国からβラクタム系抗菌薬原薬の供給が途絶した場合、国内在庫により対応せざるを得ず、平時よりβラクタム系抗菌薬の製剤を備蓄することで国内在庫を確保することは、経済安全保障の観点からも重要である。



2 事業の概要・スキーム

平時よりβラクタム系抗菌薬の製剤を備蓄する企業に対して、備蓄に係る費用を補助する

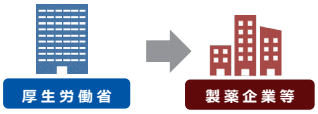


3 実施主体等

・　βラクタム系抗菌薬の製剤について、備蓄により国内在庫を確保することで、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等

※補助率：上記費用の１／２

（国１／２、事業者１／２）



➢海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援

新規 推進枠 医薬品安定供給支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4472）

令和７年度概算要求額　51百万円（－）※（）内は前年度当初予算額
※令和５年度補正予算額　13百万円

1 事業の目的

○　現在、我が国において、抗菌薬等の比較的安価な医療用医薬品を中心として、その製造に当たり、採算性等の関係で、原薬等の多くを海外から輸入している現状がある。

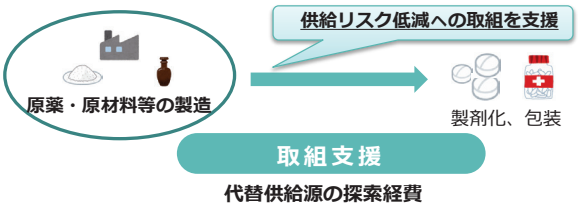
○　**医療上必要不可欠な医薬品のうち、海外依存度の高い原薬等**について、医療提供体制の確保に支障が生じることがないよう、国内における医薬品の安定供給体制を強化する必要がある。



2019年に、海外での製造上のトラブルにより原薬等を輸入することができず、一部の抗菌薬について、長期にわたり安定的な供給が滞り、医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生した。
また、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、海外での原薬等の製造停止・輸送の遅延等の発生や、新型コロナウイルス感染症の治療等に使用する医薬品の需要が世界的に急増した影響を受けて、一部の医薬品について国内での供給不安が生じた。

2 事業の概要・スキーム

・　海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、国内での安定供給を確保するため、**供給リスクの低減に取り組む製薬企業等を支援**する。



3 実施主体等

・　海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬・原料等について、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等

※補助率：上記費用の１／２
（国１／２、事業者１／２）



4 事業実績等

・令和４年度　交付実績　１事業者　※対象原薬等の在庫の積み増し費等に係る補助
・令和６年度　交付実績　４事業者　※対象原薬等の代替供給源の探索費等に係る補助

新規 推進枠 医薬品供給リスク等調査及び分析事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4472）

令和７年度概算要求額　85百万円（－）※（）内は前年度当初予算額
※令和５年度補正予算額　81百万円

1 事業の目的

○　我が国の安全保障上、国民の生命を守るため、切れ目のない医療供給のために必要で、安定確保について特に配慮が必要とされる医薬品を「安定確保医薬品」として令和３年３月に選定を行った。分類から３年が経過し、医療の進歩とともに治療ガイドラインの改定などが行われていることから、医薬品の医療上の重要性や治療の位置づけなどを踏まえた情報の更新に向けて検討を行う。

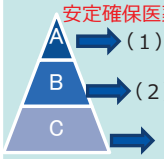
○　また、変化するサプライチェーンの潜在的供給不安の継続的な監視、脆弱なサプライチェーン構造に起因する供給リスクに応じた対応、関係者間の情報共有と連携を目的として、令和５年度補正予算において事業者向けの「供給リスク管理マニュアル」や、各主体の役割を整理した「供給途絶時等の行動計画」を作成する予定としている。これらについて周知及び活用状況の調査を行う。

2 事業の概要・スキーム

事業①：安定確保医薬品リスト更新検討

海外（FDA等）で用いられている必須医薬品リストの考え方も取り入れた上で、関係学会のヒアリングを行いながら安定確保医薬品を選定するための方法等について調査

安定確保医薬品　506成分



（１）最も優先して取組を行う安定確保医薬品
（カテゴリＡ）　21成分

（２）優先して取組を行う安定確保医薬品
（カテゴリＢ）　29成分

（３）安定確保医薬品
（カテゴリＣ）　456成分

事業②：供給リスク管理マニュアル等の周知

・令和６年度に事業者向けの「供給リスク管理マニュアル」や各主体の役割を整理した「供給途絶時等の行動計画」を作成する方針

供給リスク管理マニュアル等について企業向け説明会の開催及び活用状況のフォローアップ

3 実施主体等

民間事業者（委託）

4 事業実績等

・　令和６年度交付実績　１事業者

新規 推進枠

医療機器等のサプライチェーンリスク評価及び安定供給確保事業

医薬産業振興・医療情報企画課（内線4466）

令和７年度概算要求額　80百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

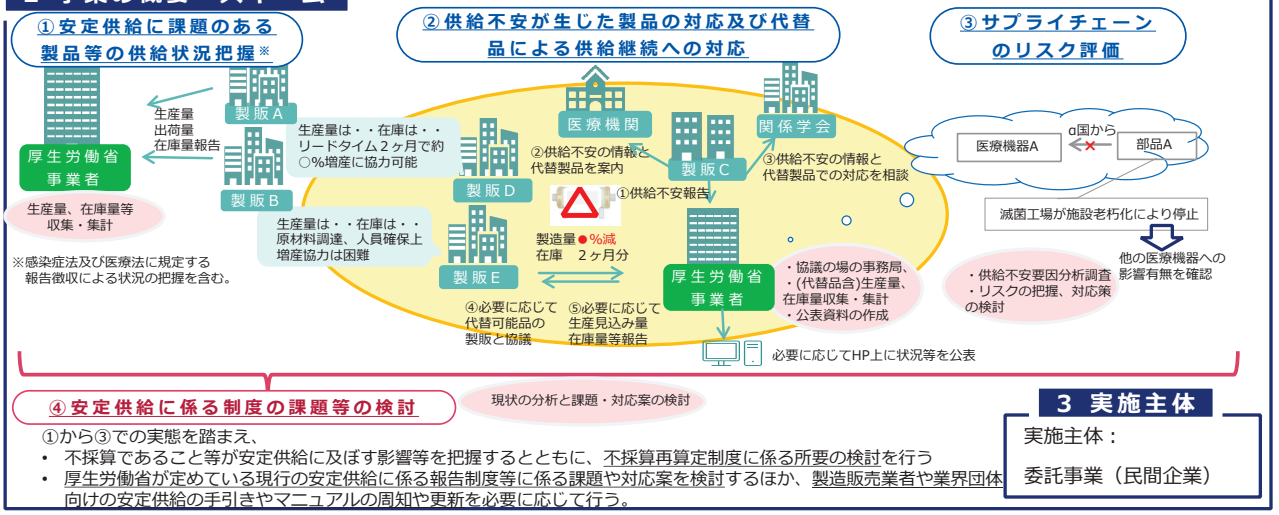
1 事業の目的

物価高騰、大幅な為替変動、サプライチェーンの複雑化、多発する災害等を背景として、これまで安定供給に問題のなかった医療機器も含め突如として国民に必要不可欠な医療機器が供給不安をきたす事例が増加してきた。これらの医療機器の供給を維持するために、

- 個別事例について、関連学会、業界団体、代替製品を取り扱う製造販売業者の協力を得ながら、代替製品の在庫状況や生産状況や出荷状況等を把握し、必要に応じて代替製品の増産に取り組みながら対応することや供給不安を生じる要因を分析し課題解決策を検討すること
- 個別事例における課題等を踏まえて、安定供給に係る政策上の課題の検討と対応案の立案を行うこと

が必要である。またこれらは、経済安全保障上の観点でリスク点検・評価を行う上でも重要である。

2 事業の概要・スキーム



①から③での実態を踏まえ、

- 不採算であること等が安定供給に及ぼす影響等を把握するとともに、不採算再算定制度に係る所要の検討を行う
- 厚生労働省が定めている現行の安定供給に係る報告制度等に係る課題や対応案を検討するほか、製造販売業者や業界団体向けの安定供給の手引きやマニュアルの周知や更新を必要に応じて行う。

3 実施主体

実施主体：

委託事業（民間企業）

➢献血血液や血漿分画製剤の確保対策

推進枠

献血血液の確保対策事業

医薬局血液対策課（内線2906、2908）

令和７年度概算要求額　20百万円（20百万円）※（）内は前年度当初予算額

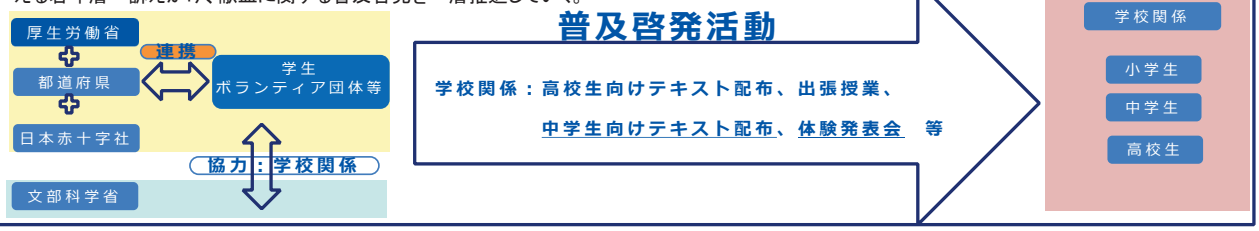
1 事業の目的

・ 毎年、医療需要に応じた血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にあり、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。将来に亘る必要な血液量の確保に向けて、今後の献血を支える若年層へ献血に関する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学校からの献血教育の推進に向けて、厚生労働省では中学生用テキストを作成するとともに、中高校生を対象にした同世代に対する普及啓発活動の発表会等イベントを開催する事業を行う。

2 事業の概要・スキーム

・ 将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、献血可能年齢前である中学生を対象に、献血制度の理解促進とともに、中学生でも活動できる献血ボランティアを紹介したテキストを印刷・製本し、全国の中学校の生徒1学年分を対象に発送する。

・ 効果的な普及啓発に当たり、中高校生の部活動や生徒会活動の一環として行われている献血の普及啓発活動について、同世代に対する活動により関心を生む効果も期待されるため、生徒の学生ボランティア団体の活動を促進する体験発表会等イベントを開催する。令和6年度にイベント開催に向けた体制を整備する。令和7年度は、好事例の募集・選定を行い体験発表会等イベントを開催し、発表内容を周知することで今後の献血を支える若年層へ訴えかけ、献血に関する普及啓発を一層推進していく。



3 実施主体等

実施主体：国

新規 推進枠

血漿分画製剤生産体制整備事業

医薬局血液対策課（内線2917）

令和７年度概算要求額　1.5億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

血液法の基本理念において「血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。」と規定されている。

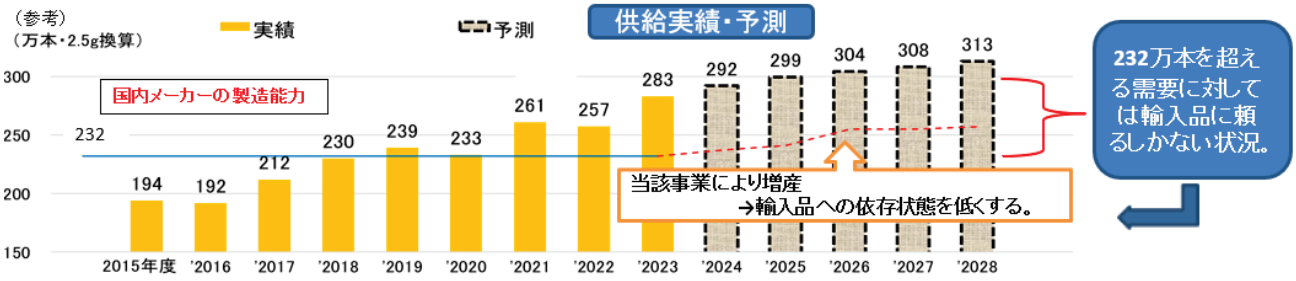
血液製剤（血漿分画製剤）のうち免疫グロブリン製剤については、その医療需要が年々増大し続けたことにより、**国内メーカー（３社）の製造量が限界に達し、令和５年４月より限定出荷**になるなど安定供給に不安が生じている。現有の製造能力では、これ以上の増産は困難であるため、不足分を輸入で補填している状況（**国内自給率は令和４年度の83%から令和５年度は75%と８ポイント低下**）であるが、海外における医療需要もまた増大しているため**輸入量の確保も今後難しくなる**ことが予想されている。

国内3社の製造設備の老朽化が進み現有の製造能力を維持することが困難になりつつある中、武田薬品の大阪工場が2030年頃に稼働予定であり、これにより大幅な製造能力の拡大が見込まれるが、それまでの間も医療需要は増加し続けると予測されており、**国内自給率を維持するためにも**各社の現行の生産体制を早急に強化する必要がある。

現有の製造能力をフル稼働させ続け、2030年度までの間における国内自給率の低下をできる限り食い止めるため、当該事業により、増産を図る。

2 事業の概要・スキーム

国内献血を原料とした血漿分画製剤のうち、現在、限定出荷状態で今後の適応拡大により供給不安が発生する恐れがある免疫グロブリン製剤について、厚生労働省が国内事業者に対して増産に必要な人件費を補助（１/２）する 。



➢後発医薬品の信頼確保・安定供給のための体制・取組の強化や産業構造改革

拡充 推進枠

バイオ後続品及び後発医薬品の普及促進のための総合対策検証事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線8485,8463）

令和７年度概算要求額　92百万円（60百万円）※（）内は前年度当初予算額

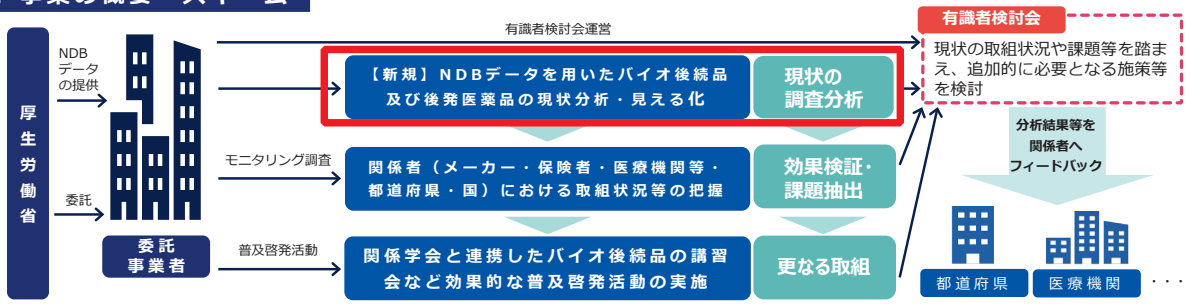
1 事業の目的

○ バイオ後続品は、バイオ先発品とほぼ同じ有効性、安全性を有し、後発医薬品と同様に医療費適正化の効果を有することから、後発医薬品と併せて普及・使用を促進する必要がある。特に、バイオ後続品は**品目により普及割合が異なり、その要因は多様**であるとともに、医師や患者等の**認知度向上が課題**である。

○ こうしたことから、バイオ後続品及び後発医薬品について「新経済・財政再生計画改革工程表 2023」に示された使用割合等の目標の達成に向け普及・促進に向けたロードマップを令和６年度に策定予定である。

○ そこで、本事業ではアンケートや**NDBデータ等を用いた現状分析等**を行うことで目標の達成状況を把握し、当該ロードマップに基づき普及啓発活動等を行うことで、都道府県を含めた関係者におけるバイオ後続品及び後発医薬品の普及促進のための取組をより一層加速することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム



○ 令和６年度に作成予定の「(仮)信頼確保を前提とした後発医薬品の使用促進のためのロードマップ 」及び「(仮)バイオ後続品の普及促進のための総合対策」に基づきバイオ後続品及び後発医薬品の普及・促進を行うにあたり、施策の効果検証と更なる取組の検討を行う。

3 実施主体等

委託事業(民間事業者)

4 事業実績

バイオシミラー講習会参加人数：80名（令和５年度）

拡充 推進枠 GMP管理体制強化等事業

医薬局監視指導・麻薬対策課
（内線2770）

令和７年度概算要求額　1.6億円（69百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

● 令和２年度に、後発医薬品メーカーにおいて、製造工程中における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生し、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となった。現時点においても、依然として行政処分事例が発生している。

- 当該事案では、製造記録の二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の査察体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
- 第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
- 国と都道府県の薬事監視の情報共有を含めた連携体制が必ずしも十分に整備されているとは言いがたいことも指摘されている。

→ **医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県の調査員の調査能力向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようにするとともに、医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスを向上させることを目的とする。**

2 事業の概要・スキーム、3 実施主体等

● 国内のGMP査察能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、PMDAの調査員及び外部専門人材の確保を行う。加えて、製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、 GMPに関する全ての関係者を対象とした講習会を開催（令和４年度～）。**GMPに関する講習会の回数を増やし、医薬品メーカーにおける品質確保等に係るコンプライアンス意識や品質文化（クオリティ・カルチャー）の更なる醸成等を図る。【令和７年度拡充】**

● 国と都道府県の薬事監視の速やかな情報共有を含めた連携体制を整備し、薬事監視の質的な向上を図るため、全国のGMP調査における不備事項を収集・分析等する体制を構築。都道府県の調査水準の向上及び均てん化を図るとともに、業界に実践的な啓発活動を行う（令和６年度～）。

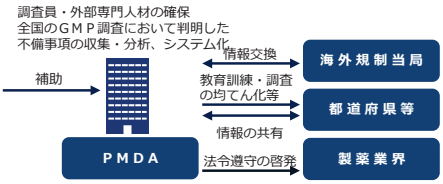
● **GMP調査における不備事項の収集・分析や無通告立入検査の実施に重要な製造管理・品質管理上リスクの高い製造所の抽出作業をシステム化し、迅速化を図るとともに、複雑な分析を可能とする。【令和７年度拡充】**

実施主体等

PMDA、補助率：10/10

事業実績

PMDAによる都道府県GMP調査体制への支援（令和５年度）
・都道府県GMP調査への同行：２件
・都道府県GMP調査員への研修機会の提供：延べ281人 等



拡充 リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業

医薬局医薬安全対策課
（内線2751、2749）

令和７年度概算要求額　53 百万円（11百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

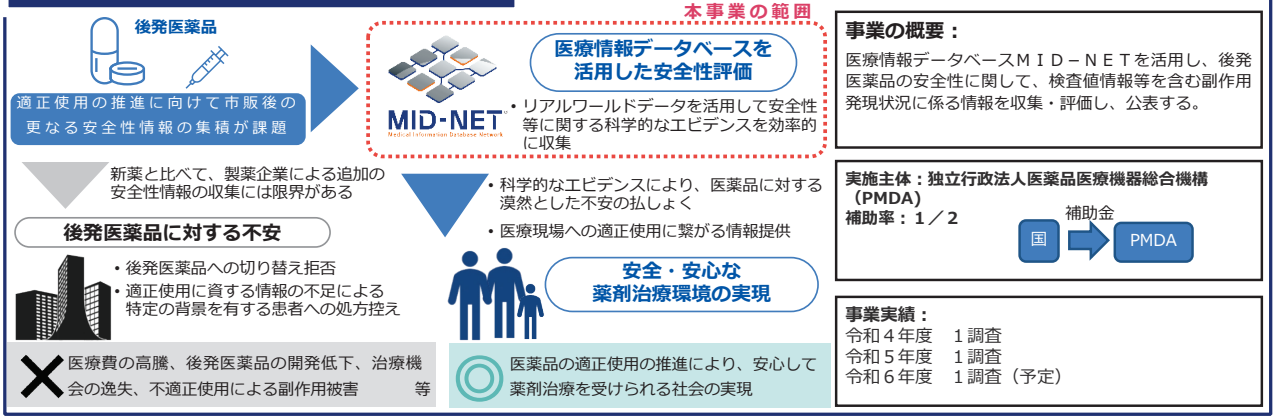
・後発医薬品の普及は医療費の削減において重要であり、引き続き推進していく必要があるが、品質管理問題に端を発し、その安全性に対して国民の信頼が揺らいでおり、普及を推進する上で大きな障壁となっている。

・国民の後発医薬品への懸念は、先発医薬品と比べてその安全性が遜色ないかという点が大きい。安全性の確保については、適切な製造管理のみならず、添付文書改訂時の医療機関への周知活動等リスク最小化に関する取組みの実施等、種々の因子が影響するが、同一成分を多数の製造販売業者が上市する後発医薬品の特徴からも、製造販売業者による横断的な対応には限界がある。

・リアルワールドデータを用いて、実臨床における後発医薬品の副作用の発生状況を製造販売業者横断的に監視することで、客観性の高い安全性情報を入手･解析し、科学的根拠に基づきその安全性について説明することも重要である。

・後発医薬品は数量ベースで80%を超え、抗がん剤、抗血栓薬、糖尿病治療薬などの使用者が多い領域も含め引き続き多数の新規成分が上市されていることから、品目数を増やし、調査を加速することで、後発医薬品の信頼性の回復に資する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



事業の概要：
医療情報データベースＭＩＤ－ＮＥＴを活用し、後発医薬品の安全性に関して、検査値情報等を含む副作用発現状況に係る情報を収集・評価し、公表する。

実施主体：独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）
補助率：１／２

事業実績：
令和４年度　１調査
令和５年度　１調査
令和６年度　１調査（予定）

ジェネリック医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の体制強化事業

医薬局
医薬品審査管理課
（内線2737）

令和７年度概算要求額　12百万円（12百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

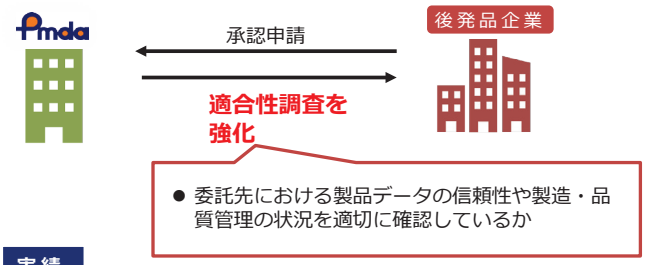
○　近年の医薬品の**品質不良・供給不安**については、後発品市場において、**共同開発**（※）や**外部への製造委託**などの導入・活用による多数企業の参入が進み、少量多品目生産構造が生じたことが一因と指摘されている。

（※）製造販売申請に必要な品質試験等のデータについて、ある企業が取得したデータを他の複数企業間で共有し、同じデータを用いて各社が申請を行うこと。後発品については、平成17年の改正薬事法施行にあわせ、認められるようになった。ただし、委託元の企業自身が、委託先のデータの信頼性や製造・品質管理の体制について、十分に把握し、責任を負うことが必須。

○　本事業では、品質・供給問題の発生を未然に防止するため、**後発品の承認審査に当たり、以下の確認を実施**する。

・適合性調査において、開発・製造を他社に委託する製品について、**委託元（申請者）が委託先における製品データの信頼性や製造・品質管理の状況を確認するための体制や実際の確認状況**について、確認する。

2 事業の概要・スキーム



実績

後発医療用医薬品適合性調査件数（新規）（令和５年度）：106件

3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：
・人件費：補助率50／100

○医療・介護分野におけるＤＸの推進等
➢電子カルテの導入と情報の標準化等による全国医療情報プラットフォームの構築、オンライン資格確認等システム等の基盤強化及び保健医療介護情報の活用促進

新規 電子カルテ情報等分析関連サービス構築事業

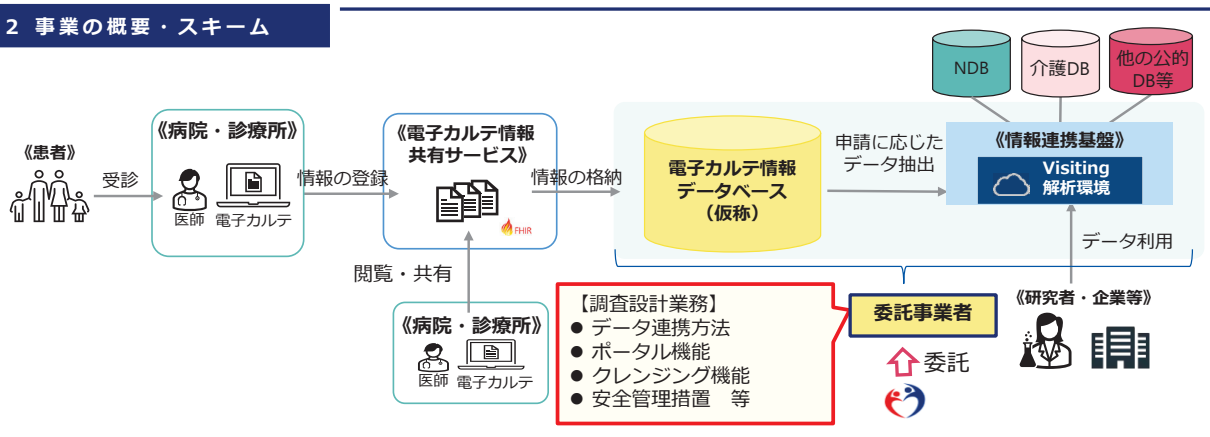
医政局特定医薬品開発支援・
医療情報担当参事官室
（内4676）

令和７年度概算要求額　6.2億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　医療等情報の二次利用については、「医療DXの推進に関する工程表」において取組を進めることとされているほか、「規制改革実施計画」（令和５年６月16日閣議決定）においても、制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を進めることとされている。
○　これを踏まえ設置された「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」では、公的DB等を一元的かつ安全に利用・解析できる「情報連携基盤」を構築し、令和７年度から本格稼働する「電子カルテ情報共有サービス」で共有される医療等情報の二次利用を可能とする必要性が指摘された。
○　これを踏まえ、新たな「情報連携基盤」と「電子カルテ情報データベース」の構築に向けた仕様書を作成するため、様々なDBとのデータ連携方法、利活用を支援するポータル機能、データのクレンジング機能、安全管理措置等を含めた調査設計を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：委託事業（民間事業者）

新規 推進枠 保健医療情報拡充システム開発事業

医政局参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）付医療情報室（内線4672）

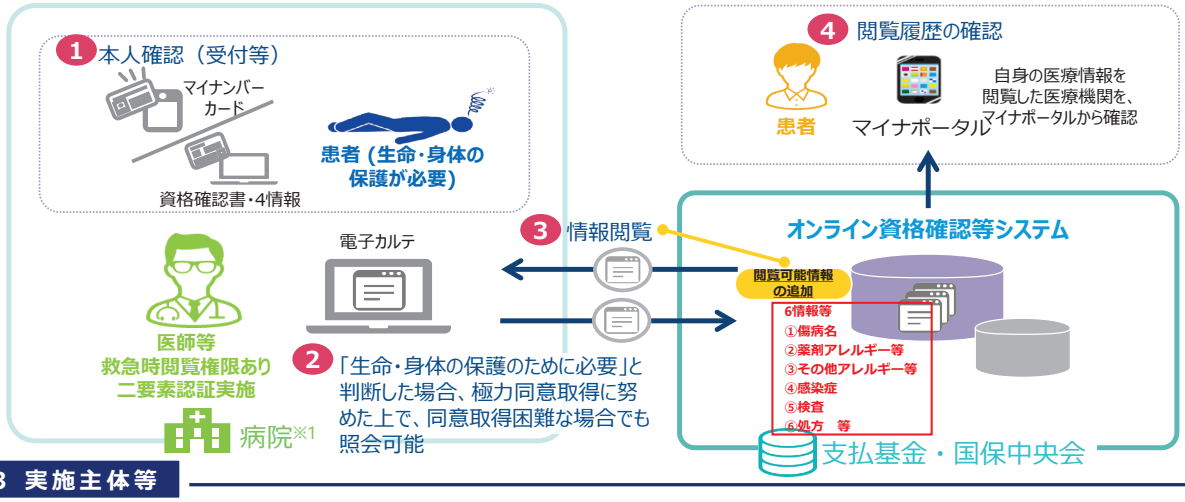
令和７年度概算要求額　5.5億円（－）※（）内は前年度当初予算額　※令和５年度補正予算額　3.4億円

1 事業の目的

救急時に意識不明等で患者の意思確認ができない状態でもマイナンバーカード等を用いて医療情報の閲覧を可能とし、適切な医療を提供できるようにする取組み（Action1救急）を進めている。

一方で、救急時の医療情報の閲覧はレセプトデータのみであるため、電子カルテ共有サービス開始を見据え、傷病名等の６情報等を閲覧できる仕組みを新たに構築し、機能強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：社会保険診療報酬支払基金

新規 推進枠 自治体検診DX推進モデル事業

健康・生活衛生局健康課
内線（２９４０）

令和７年度概算要求額　10億円（－億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

◆「**医療DXに関する工程表**」（令和５年６月２日）において、**全国医療情報プラットフォームを構築**することとされ、**自治体検診情報**についても、これと**連携する仕組みを構築**することにより、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有可能にし、自治体システム標準化の取組の状況を踏まえながら、連携を開始することとされている。

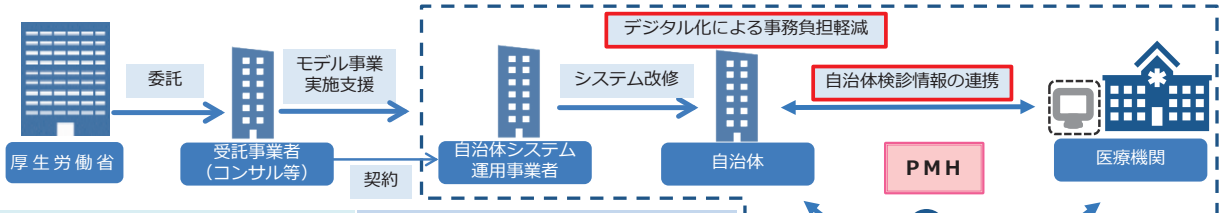
◆「地方公共団体等における必要な保健医療情報を安全に共有できる仕組みの構築に向けた調査研究等一式」（**令和５年度委託事業**）において、**自治体検診情報の全国医療情報プラットフォームとの連携**に際しては、**PMHの活用が効果的・効率的**であると示された。

◆一方で、現状の紙を中心とした運用と、PMHを活用したスキームでは、自治体検診事務が大きく異なる。

自治体におけるPMHの活用の全国的な展開を円滑に進めるため、自治体検診のデジタル化に係るモデル構築を図る

2 事業の概要・スキーム、実施主体

○　予防接種、母子保健の先行実施の実施状況を踏まえつつ、自治体検診DXにおけるPMH導入に向けたモデル事業を実施する。



<事業の流れ>

① モデル事業受託事業者の調達
② モデル事業に参加する自治体を公募
③ 自治体システム運用時業者と受託事業者でシステム改修等について契約

<取組事項>

・受診案内や受診券発送
・検診結果入力
等について、デジタル技術を活用したモデル事業を行い、全国的な展開に向けた先行事例とする。

介護関連データ利活用に係る基盤構築事業（市町村分）

老健局老人保健課（内線3944、3800）

令和７年度概算要求額　0.7億円（1.5億円）

1　事業の目的

○　介護予防から要介護認定、介護給付に至るまでの情報を一体的に利活用するためのデータ基盤の整備・活用に要する経費を補助することにより、もって、保険者等に対して適切な介護保険事業の実施を促進する。

2　事業の概要

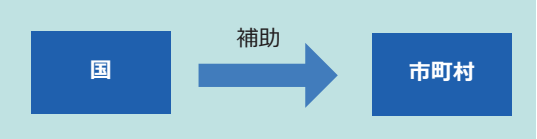
○　市町村介護保険事務システムについて、令和３年度から新たに市町村が収集する基本チェックリスト情報、主治医意見書情報、認定調査票情報のほか医療保険の個人単位医療被保険者番号情報等を、国保連合会の介護保険審査支払等システムに送付することができるよう、入出力にかかる所要の改修を行う。

3　実施主体等

○　補助先　市町村
（特別区、広域連合・一部事務組合の保険者を含む）

○　補助率　　１／２

○事業スキーム



➢電子処方箋の更なる全国的な普及拡大

新規　推進枠　電子処方箋の有効活用のための環境整備事業

医薬局総務課（内線2195）

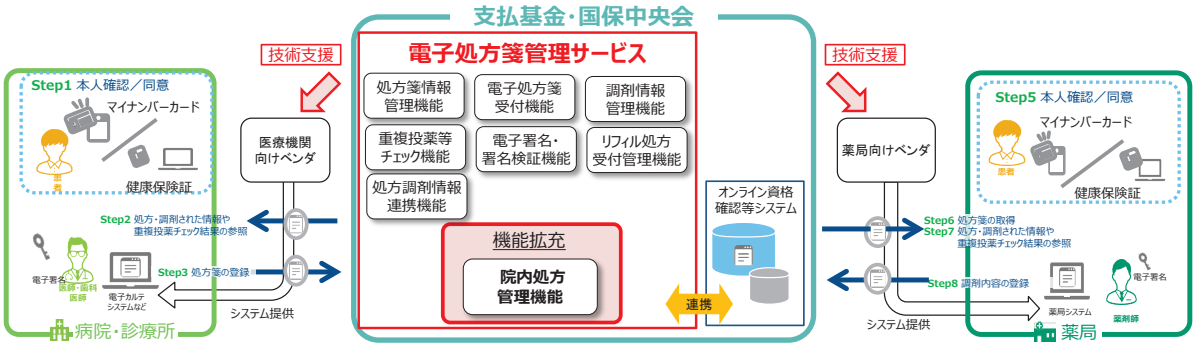
令和７年度概算要求額　1.2億円（－）　※（ ）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

電子処方箋は令和５年１月から運用開始している。電子処方箋管理サービスの機能拡充（院内処方管理機能）を行うことで、医療機関・薬局において同サービスを利用するメリットが向上し、国民の電子処方箋の利用数が増加することで、国民医療の質向上への貢献が期待できる。

2　事業の概要・スキーム

○電子処方箋管理サービスの機能拡充（院内処方管理機能）を行うため、システム改修や技術支援等を行う。
・同サービスの追加開発・改修費用、開発稼働準備支援等、医療機関・薬局向けベンダ用の技術支援ポータルサイト運営
・医療機関・薬局向けに電子カルテ・レセコン等を提供するベンダに対し、新機能の連携テスト等の技術支援



3　実施主体等

実施主体：社会保険診療報酬支払基金　補助率：定額(10/10)

新規 推進枠 電子処方箋の利活用促進事業

医薬局総務課（内線2195）

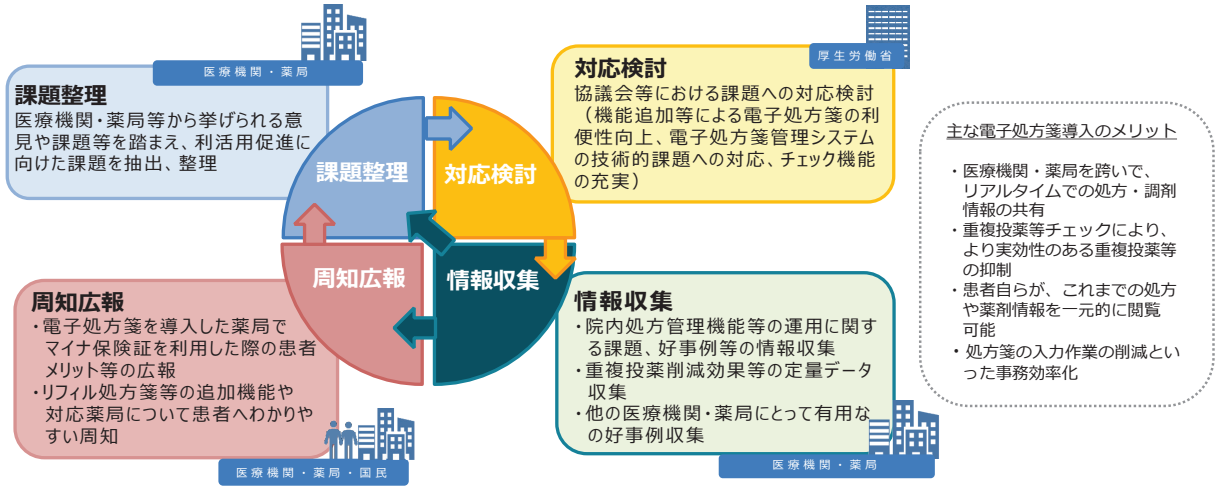
令和７年度概算要求額　83 百万円　（－）　※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

医療機関・薬局等へ電子処方箋の利活用促進支援や周知広報を行うことで、電子処方箋の利活用の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

医療機関・薬局等から電子処方箋に関する意見や課題等を収集・整理し、医療機関・薬局、国民に向けて利活用を促進するのに効果的な周知広報等を実施する。また、令和６年度に機能拡充される院内処方管理機能等の運用に関する課題や好事例等の収集を行い、追加機能のメリットを積極的に発信する。



3 実施主体等

実施主体：民間団体等

➢診療報酬改定ＤＸの取組の推進

新規 推進枠 診療報酬改定DX（施設基準の届出の電子化推進）

保険局医療課（内線3620）

令和７年度概算要求額　6.0億円（－）　※（）内は前年度当初予算額　※デジタル庁計上

1 事業の目的

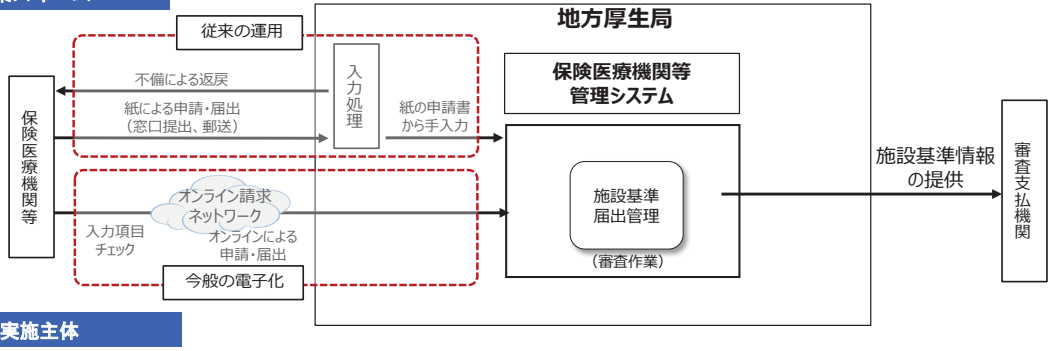
・診療報酬改定ＤＸに係る共通算定モジュールの開発等にあわせて、現在は主に紙（窓口提出、郵送）により行われている保険医療機関等による施設基準等の届出の電子化を推進することにより、保険医療機関等の作業の軽減及び効率化を図る。

2 事業概要

・保険医療機関等による施設基準等の届出をオンラインで行うことができるよう、保険医療機関等管理システムの改修を行う。

3 事業スキーム・実施主体等

事業スキーム



実施主体

実施主体（システム改修）：委託事業者

➢科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充

拡充

科学的介護データ提供用データベース構築等事業

老健局老人保健課（内線3944、3800）

令和７年度概算要求額　5.5億円（4.7億円）　※（）内は前年度当初予算額（国庫債務負担行為（令和６年度～８年度））※令和５年度補正予算額　86百万円　※デジタル庁計上
※顕名LIFEの工程管理は、新規国庫債務負担行為（令和7年度～9年度）

1　事業の目的

○介護サービスの質向上に向けて、令和３年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）を活用したPDCAサイクルを推進するため、取得したデータの分析結果等について、介護事業所に提供を行っている。
○LIFEシステムは令和7年度以降、介護情報基盤の運用開始に伴って顕名データを収集し利活用するLIFEシステム（顕名LIFE）に変更になる予定。これを踏まえ、本事業では、既存の匿名データを収集するLIFEシステム（匿名LIFE）の運用・保守及び顕名LIFEの工程管理を実施する事業として位置づける。

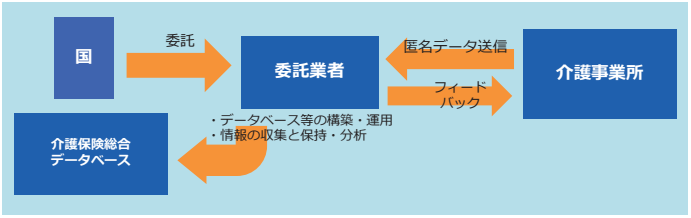
2　事業の概要・スキーム・実施主体等

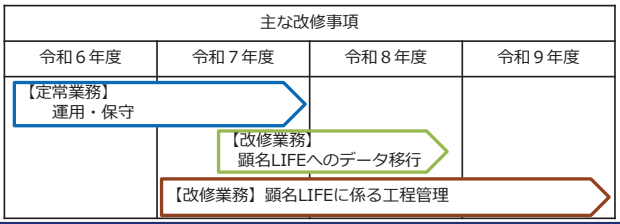
○　事業の概要
- 匿名LIFEについて令和７年度においても引き続き運用・保守を行う。
- 令和7年度以降に運用の開始が予定されている、国保中央会所管の顕名LIFEへの移行に向けた改修やデータ移行を行う。
- 【拡充】顕名LIFEの開発に係る要件定義、関係者調整等の工程管理を行う。

○　所要額
（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費
（目）情報通信技術調達等適正
・効率化推進委託費：553,081千円

○　実施主体：株式会社等

○　事業スキーム





➢介護・障害福祉分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進

新規　推進枠

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業(仮称)

障害保健福祉部障害福祉課（内線3091、3092）

令和７年度概算要求額　8.2億円（　－　）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
・「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」「障害福祉分野のICT導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する際の経費等を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

2　補助対象等

【介護ロボット】
・日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象
【ICT】
①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
③通信環境機器等（Ｗｉ-Ｆｉ、ルーターなど）
④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）
※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
※補助対象となるソフトウェアについて、記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り、補助対象としている。
【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】
・介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する場合に必要な経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費
Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費 等
【補助要件（例示）】
・ 取組計画により、職場環境の改善を図り、職員へ還元する事が明記されていること
・ 本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること
・体験会・研修会へ参加すること

3　補助率等

【補助率】
1．施設等に対する導入支援：国１／２　都道府県、指定都市、中核市１／４　事業者１／４
2．都道府県等による導入促進（体験会・研修会）：国１／２　都道府県、指定都市、中核市１／２

【介護ロボット】

対象施設	補助基準額
障害者支援施設	１施設あたり　上限210万円
グループホーム	１事業所あたり上限150万円
その他事業所	１事業所あたり上限120万円

※　見守り・コミュニケーションの通信環境等の整備費用：上限750万円

【導入支援の対象施設・事業所】
障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設

【ICT】

対象施設	補助基準額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所	１事業所あたり上限100万円

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

対象施設	補助基準額
グループホーム、障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援	１事業所あたり上限1,000万円

4　実施主体等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市



拡充 推進枠 介護テクノロジー開発等加速化事業（旧：介護ロボット開発等加速化事業）

老健局高齢者支援課（内線3969）

令和７年度概算要求額　9.2億円（4.9億円）　※（）内は前年度当初予算額　（参考）令和５年度補正予算：3.9億円

（※）下線は令和７年度拡充分

1 事業の目的

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- 本事業では、①介護施設・開発企業双方からの介護テクノロジーに関する相談窓口や開発実証を行う等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」を運営するとともに、②介護ロボット等の導入効果に係る大規模実証、③介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信を行う。
- また、R６年度まで本事業で設置していたリビングラボを発展的に見直し、CARISO（CARe Innovation Support Office）を立ち上げ、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置を含め、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。

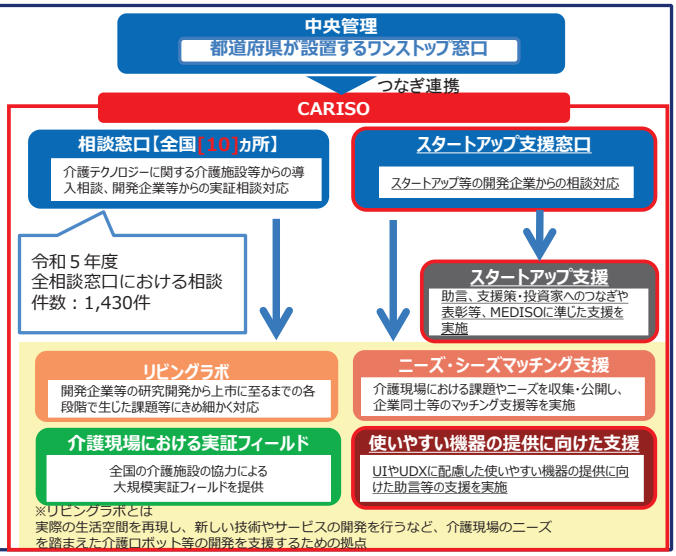
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（１）介護テクノロジーの開発・実証・普及のプラットフォーム事業（CARISOの立ち上げ）
- 相談窓口の整理（全国15→10箇所）とスタートアップ支援窓口の設置
- 投資家とのつなぎや表彰等、MEDISOに準じた支援や、使いやすい機器の提供に向けた支援を実施
- 地域における介護生産性向上総合相談センター(基金事業)の支援事業(中央管理事業)
- 2025年大阪万博での効果的な取組の情報発信に係る展示の実施

（２）効果測定事業
- 生産性向上の取組に係る効果測定事業（実証施設数100施設程度）

（３）福祉用具・介護ロボット実用化支援事業
- 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。





拡充 介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老健局高齢者支援課（内線3875、3876）

令和７年度概算要求額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（97億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※下線部は、令和７年度の時限措置で拡充（令和６年度を時限とするものについては、７年度までの延長を要求）。太字は更に今回変更する部分。

2 補助対象

【介護ロボット】
- 「**介護テクノロジー利用**における重点分野」**（令和７年度より改定）**に該当する介護ロボット

【ICT】
- 介護ソフト、タブレット端末、インカム、クラウドサービス　業務効率化に資するバックオフィスソフト（転記等の業務が発生しないことの環境が実現できている場合に限る）等

【パッケージ型導入】
- 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
- 上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費

3 補助要件等

介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること

第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること

（入所・泊まり・居住系）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置をすること

【介護ロボット】

区分	補助額	補助台数
○移乗支援 ○入浴支援	上限100万円	必要台数
○上記以外	上限30万円	

【ICT】

補助額	補助台数
● 1～10人　100万円 ● 11～20人　160万円 ● 21～30人　200万円 ● 31人～　260万円	必要台数

【パッケージ型導入】

補助額	補助台数
上限1,000万円	必要台数

補助率　以下の要件を満たす場合は３/４を下限（これ以外の場合は１／２を下限）	
共通要件	・職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金への還元することを導入効果報告に明記 **・第三者による業務改善支援を受けること**
介護ロボット	・見守り・インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの３点を活用すること（入所・泊まり・居住系に限る） ・従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること
ICT	**（在宅系）・ケアプランデータ連携システムを利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること** （それ以外）以下のいずれか ・LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること ・文書量半減を実現させる導入計画となっていること
パッケージ型導入	**・介護ロボット・ICTの要件をいずれも満たすこと。ただし、ICT（それ以外）に記載の要件は全て満たすこと**

4 実施主体、実績

事業	R1	R2	R3	R4
介護ロボット導入支援事業（※1）	1,813	2,297	2,720	2,930
ICT導入支援事業（※2）	195	2,560	5,371	5,075



介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和７年度概算要求額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（97億円の内数）

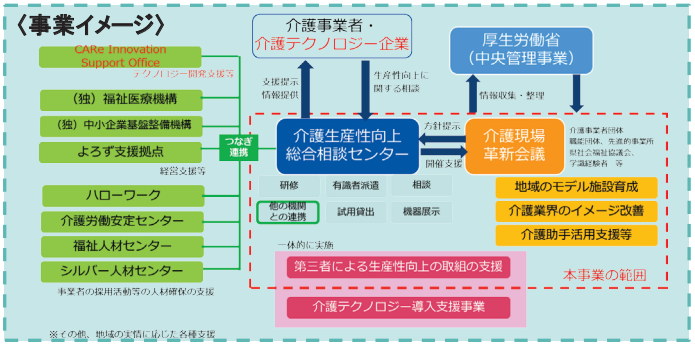
1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上にワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなげる。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICTの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

【実施事項(必須)】
（１）介護現場革新会議の開催
（２）介護生産性向上総合相談センターの設置
　　（介護ロボット･ICT等に係る相談窓口事業）
（３）人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携
【実施事項(任意)】
（４）介護事業所の見える化に関する事業
（５）その他地域の実情に応じた各種支援事業





令和５年度センター設置実績：５道県

※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和６年４月から施行

推進枠 介護事業所における生産性向上推進事業

老健局高齢者支援課（内線3937）

令和７年度概算要求額　1.4億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

（※）下線は令和７年度拡充分

1 事業の目的

- これまでも、国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進している。
- デジタル行財政改革会議で、介護現場におけるデジタル化を加速化させるために、生産性向上方策の周知件数の増、デジタル中核人材の養成人数の増がKPIとして示されている。
- このため、生産性向上に係るセミナー、気運を盛り上げるためのフォーラム、デジタル活用に特化した人材養成研修を着実に実施する。
- 加えて、R6年度より開始する「生産性向上推進体制加算」や補助金により事業所より収集した取組効果のデータを、さらに有効活用しフィードバックする方策について検討する。

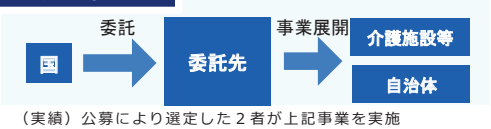
2 事業の概要

①生産性向上に係るセミナー等の実施
　介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナーや、デジタル活用に特化した人材養成研修、生産性向上の気運を高めるためのフォーラムを開催し、生産性向上の取組の普及・加速化を図る。

②ICTの効果的取組の横展開に関する調査研究
生産性向上推進体制加算や補助金により事業所より収集した取組効果データを活用しフィードバックする方策を検討する。

③「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」に係る事務局の設置
「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」について、都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営等、事務局としての業務を実施するとともに、表彰を通じた好事例の普及促進を図る。

3 実施主体等



（実績）公募により選定した２者が上記事業を実施

4 事業実績等

令和５年度　セミナー参加事業所（法人）数　2,146

拡充 推進枠 ケアプランデータ連携システム構築事業

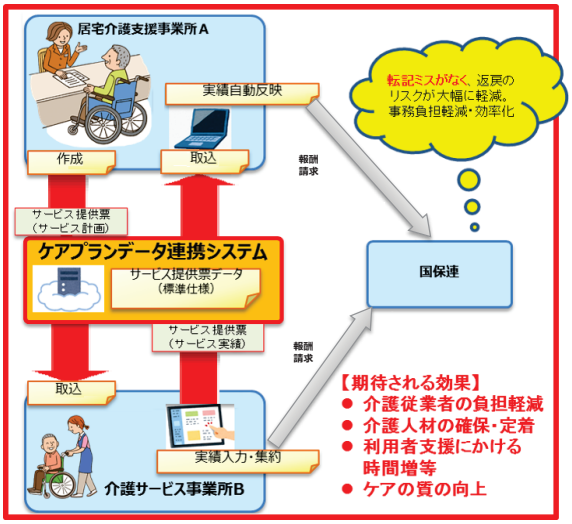
老健局高齢者支援課（内線3937）

令和７年度概算要求額　2.6億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額　※令和５年度補正予算額：2.1億円

1 事業の目的

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築（令和５年度本格運用開始）。
- 令和５年度から継続して、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るための予算を要求するとともに、先行運用の結果を踏まえ、ユーザーのニーズを踏まえたシステム機能追加のための費用を要求する。

2 事業の概要・スキーム



【主なシステムの改修】
①サーバーOSの更新に伴う対応
②ケアプランデータ連携標準仕様Ver4.0追加対応
（第3表CSVのPDF変換機能）
③トライアル機能の追加

3 実施主体等

補助金
国 → 国民健康保険中央会

4 事業実績等

利用事業所数7,624（令和６年６月７日時点）

➢医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化

拡充 推進枠 医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業

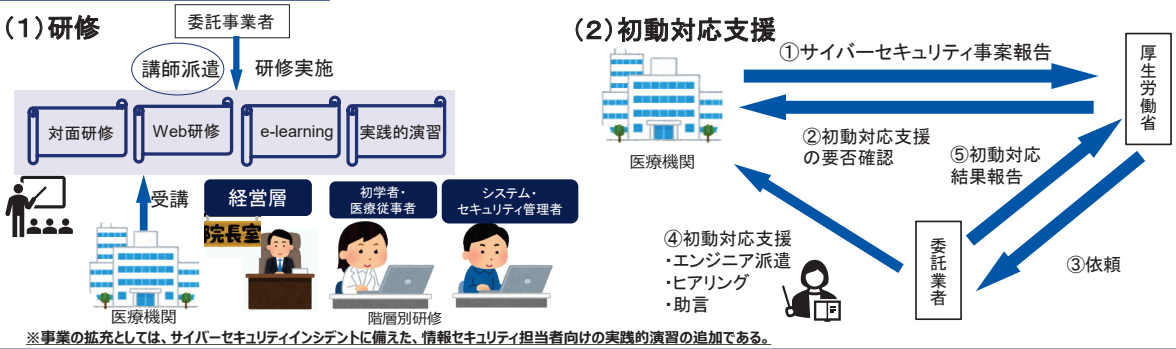
医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室（内線4497）

令和7年度概算要求額　1.1億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めてきているところである。昨今のサイバー攻撃の増加やサイバー攻撃により長期に診療が停止する事案が発生したことから実施した緊急的な病院への調査では、自主的な取組だけでは不十分と考えられる結果であった。
○医療機関の医療情報システムがランサムウェアに感染すると、保有するデータ等が暗号化され、電子カルテシステム等が利用できなくなることにより、診療を長時間休止せざるを得なくなることから、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の充実は喫緊の課題となっている。
○医療機関のサイバーセキュリティ対策の徹底を図るべく、医療従事者や経営層等へのセキュリティ対策研修の実施、及び医療機関においてサイバーセキュリティインシデントが発生した際の初動対応支援を実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム



※事業の拡充としては、サイバーセキュリティインシデントに備えた、情報セキュリティ担当者向けの実践的演習の追加である。

3 実施主体等

委託先：委託事業（民間事業者）

4 事業実績

◆ 研修受講者数：約9000人（約3500人）
※ 令和５年度実績
括弧は令和４年度

◆ 初動対応支援数：２件（３件）
※令和５年度実績
括弧は令和４年度

新規 推進枠

医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業

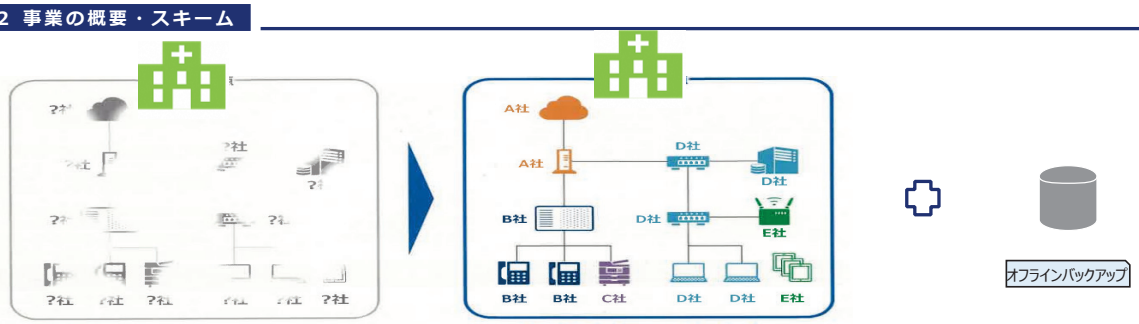
医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
（内線4497）

令和７年度概算要求額　3.5億円（－）　※（）内は前年度当初予算額　※令和５年度補正予算額　35億円

1 事業の目的

○厚生労働省では、医療機関に対して委託先事業者と連携し、全ての外部ネットワーク接続点を確認することを求めているところ。
○中・大規模病院は多数の部門システムで構成されているため、各システムを提供する事業者と個別に連携しても、全てのネットワーク接続を俯瞰的に把握することは困難である可能性がある。
○ランサムウェア対策にはオフラインバックアップが有効であることを踏まえ、厚生労働省では、医療機関に対して、オフラインでのバックアップデータの保存を求めている。
○医療機関におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する。

2 事業の概要・スキーム



現状のネットワーク構成等が不明　　ネットワーク構成等がみえる化

3 実施主体等

補助先：専門機関等

➢医療安全の更なる向上・病院等の事務効率化に資する医薬品・医療機器等の製品データベースの構築の推進

新規 推進枠

医療安全の更なる向上・物流DXの推進に資する製品DBの構築事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
（内線4159）

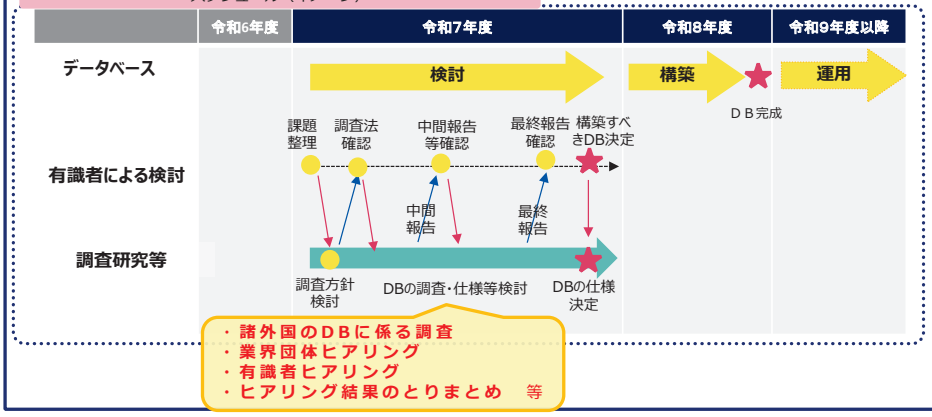
令和７年度概算要求額　1.9億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

● 諸外国において、医療安全等の観点から「医療機器等の識別のためのバーコード表示」と「製品データベースの構築」が併せて進められている。日本においても令和４年12月にトレーサビリティ向上を目的とした医薬品・医療機器の包装へのＧＳ１標準コードの表示が薬機法で義務化され、医療安全の更なる向上と物流の効率化が期待されている。一方、諸外国と異なり国による製品データベースの構築はなされておらず、民間による任意の取組に留まっており、医療機関等におけるＧＳ１標準バーコードの有効活用が進まない要因となっている。
● 本事業においては、ＧＳ１標準バーコードの更なる有効活用を推進するため、製品情報をリアルタイムでアップデートできる製品データベースの構築を行い、取り違えの防止や回収ロットの特定などの医療安全の更なる向上、医療機関等における在庫管理業務や受発注業務等の業務効率化につなげる。
● 令和７年度においては製品データベースとして必要とされる情報・要件の検討のため有識者による意見を踏まえ検討する。

2 事業の概要・スキーム

スケジュール（イメージ）



➢ 製品データベース構築に向け、諸外国における製品データベースの状況等の調査を実施する。

➢ 有識者による意見を踏まえ、製品データベースに必要な情報・要件等を検討する。

➢ 製品データベースに必要な要件を決定し、仕様の案を作成する。

等

3 実施主体等

実施主体：委託事業（民間企業）

➢整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修

推進枠

国保総合システムの最適化及び審査領域の共同開発・共同利用に関するシステム開発

保険局　国民健康保険課（内線3259）
高齢者医療課　（内線3229）

令和７年度概算要求額　32億円（ー億円）　※（）内は前年度当初予算額　※令和５年度第１次補正予算25億円

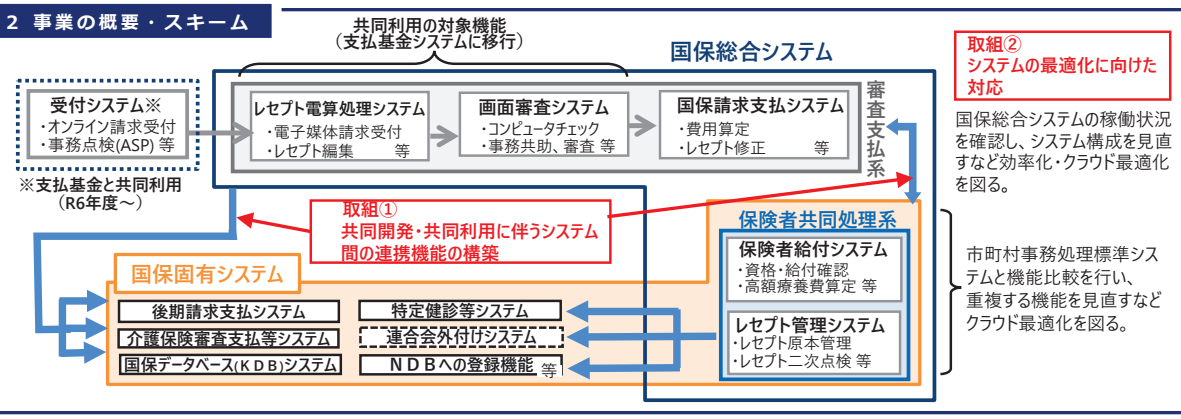
1 事業の目的

○ 国保総合システムについては、「審査支払機能に関する改革工程表」等を踏まえ、システムを整合的かつ効率的なものにしていく必要がある。このため、ハードウエアの保守期限を踏まえて行われている2024年のシステム更改以降も、システム障害等のリスクを生じさせないよう留意しつつ、システムの最適化及び審査支払領域に係る支払基金との共同開発・共同利用を段階的に進める必要がある。

○ 本事業では、審査支払機関の改革を推進するため、国保総合システムの最適化及び共同開発・共同利用に向けて、以下の取組に着手・実施する。

取組①：共同開発・共同利用に伴うシステム間の連携機能の構築
取組②：システムの最適化に向けた対応
（システム構成の見直しや他のシステムとの重複機能の見直しなどにより、クラウド最適化を図る。）

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

● 実施主体　：　国民健康保険中央会　　● 補助率　：　国　10/10

○医師偏在対策・地域医療構想・かかりつけ医機能等の推進
➢地域医療介護総合確保基金等による医師偏在対策への支援、地域医療構想の推進

地域医療介護総合確保基金（医療分）

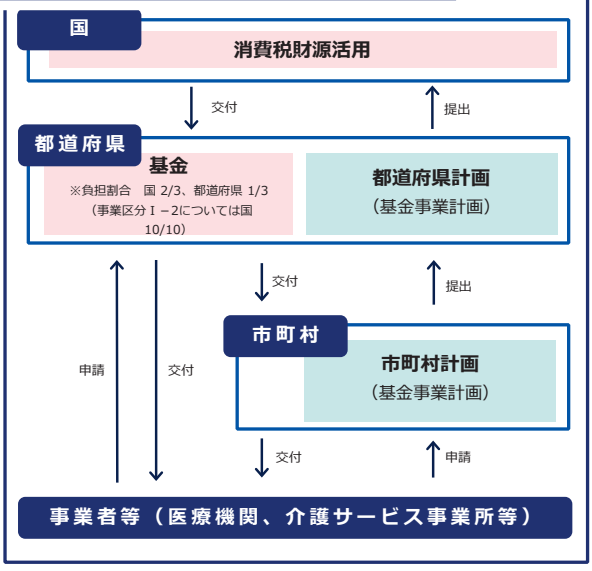
医政局地域医療計画課（内線2771）

令和７年度概算要求額　733億円（733億円）※（）内は前年度当初予算額
※国負担：医療分　733億円
※公費　：医療分1,029億円

1 事業の目的

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
○ このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○ **基金に関する基本的事項**
・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
・診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
医療介護総合確保区域の設定※1 ／ 目標と計画期間（原則１年間） ／ 事業の内容、費用の額等 ／ 事業の評価方法※2
※1　都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
※2　都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。

○ **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

4 対象事業

Ⅰ-1　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
Ⅰ-2　地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業
Ⅲ　介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
Ⅳ　医療従事者の確保に関する事業
Ⅴ　介護従事者の確保に関する事業
Ⅵ　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

◆ 令和５年度交付決定額：522億円（47都道府県で実施）

拡充 推進枠 入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業

医政局地域医療計画課（内線2661）

令和７年度概算要求額　4.4 億円（3.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

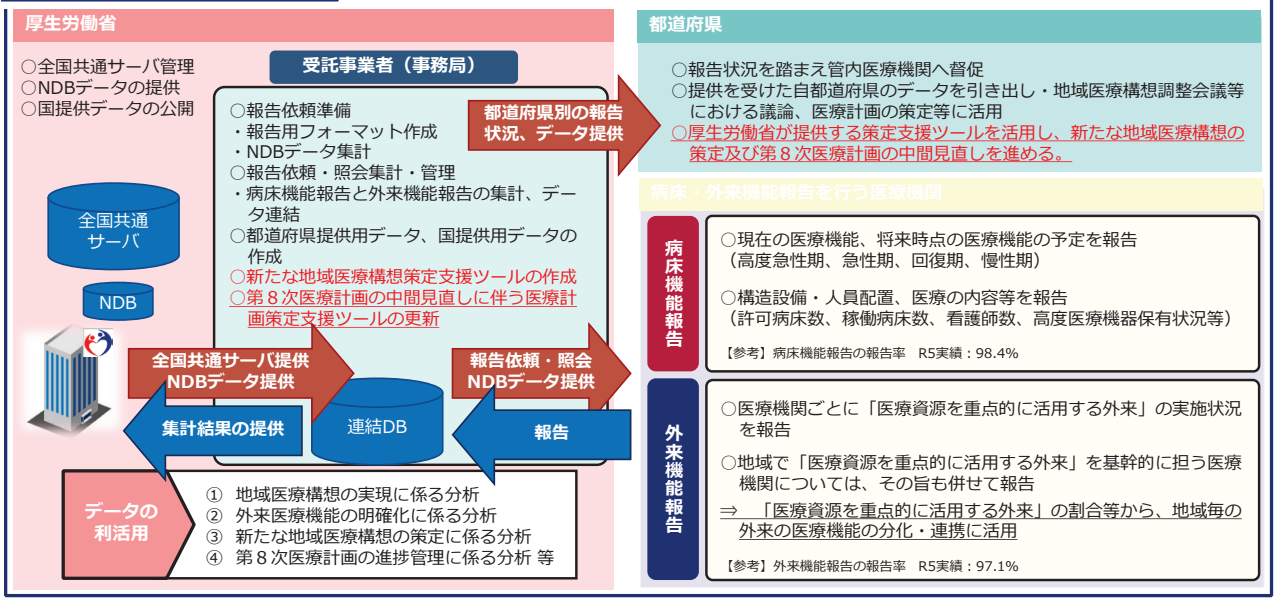
「経済財政運営と改革の基本方針」及び「全世代型社会保障検討会議」等の示す政策工程への対応や、地域医療構想の実現、第８次医療計画（医師確保計画・外来医療計画を含む）の進捗管理等に活用するため、病床機能の分化・連携の促進に向けた病床機能報告を引き続き実施するほか、外来機能の分化・連携の取組に向け、必要なデータ収集・分析を行う。

また、現行の地域医療構想は2025年度までであり、今後、都道府県において、新たな地域医療構想を策定する必要があることから、策定に当たって必要となる策定支援ツールを当該事業において開発し、各都道府県に提供する。

2 実施主体

委託事業
（公募等により決定）

3 事業の概要・スキーム



拡充 推進枠 地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

医政局地域医療計画課（内線2661）

令和７年度概算要求額　2.0億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。

○　重点支援区域等への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善方策を検討する。

○　モデル推進区域への区域の課題解決に向けてアウトリーチの伴走支援を行う。

2 事業の概要

① 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析

② 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口対応

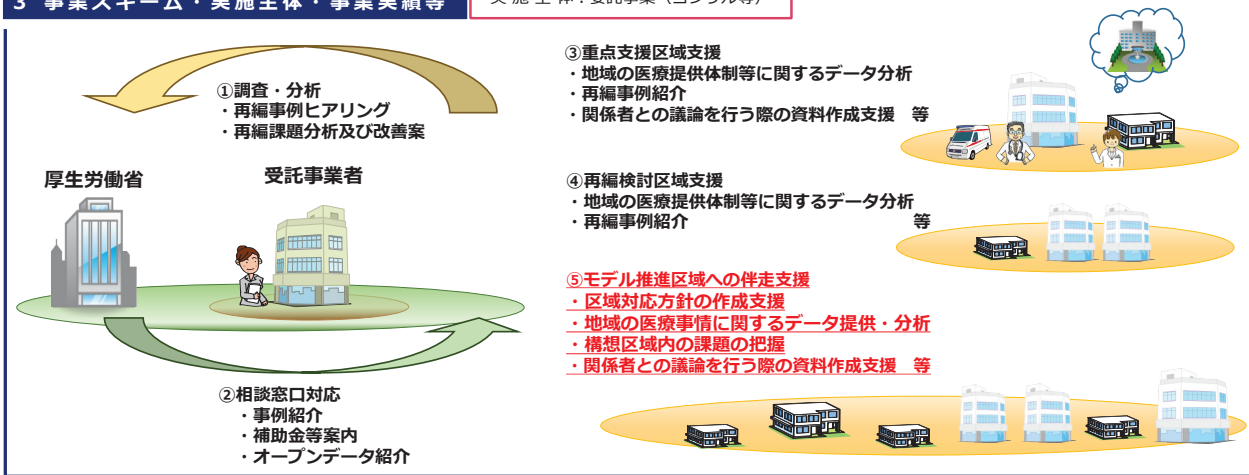
③ 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援（事例紹介、データ分析　等）

④ 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対する支援（重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援）

⑤ モデル推進区域へのアウトリーチの伴走支援

3 事業スキーム・実施主体・事業実績等

実施主体：委託事業（コンサル等）



拡充 推進枠 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

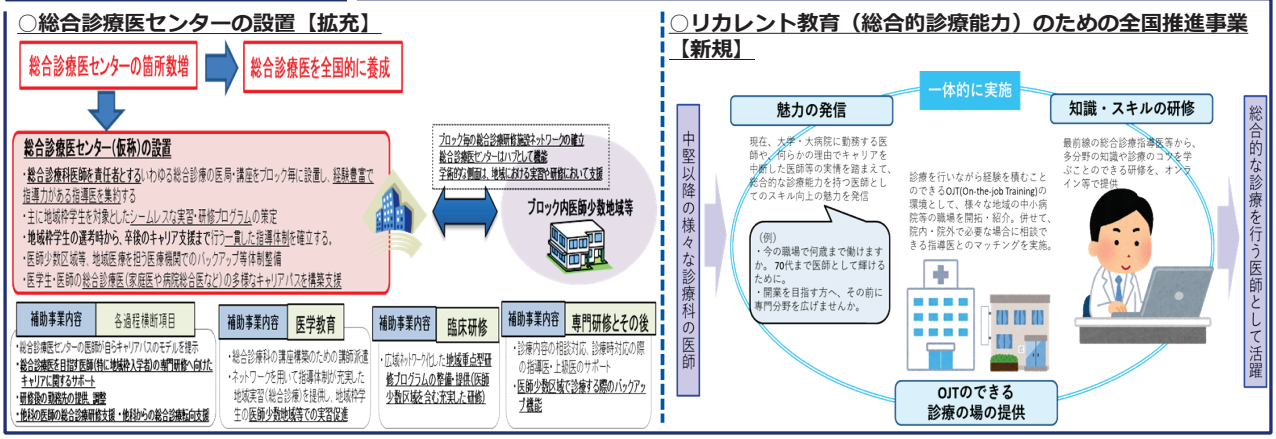
医政局医事課（4142）

令和７年度概算要求額　5.6億円（3.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　経済財政運営と改革の基本方針2024 において、総合的な診療能力を有する医師の育成や、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的としている。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

◆実施主体：医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条の規定に基づく大学、関係学会等
◆補助率：定額　◆事業実績：令和５年度交付対象大学数→８大学

➢地域医療提供体制データ分析チームの構築

新規 推進枠 地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業

医政局地域医療計画課（内線2661）

令和７年度概算要求額　2.4 億円（－）※（）内は前年度当初予算額

※令和４年度第二次補正予算額　3.0億円
令和５年度補正予算額　4.5億円

1 事業の目的

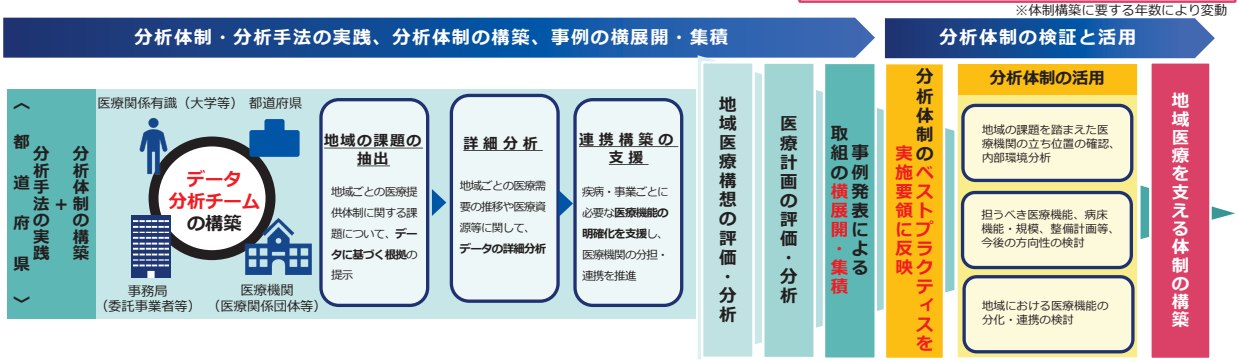
○　都道府県は、令和６年度において、第８次医療計画（令和６～令和11年度）の開始や2025（令和７）年に向けた地域医療構想の実現のため、医療提供体制の構築を着実に進めるとともに、構築した体制についてPDCAサイクルを実施するため医療提供体制に関する評価・分析を行う必要がある。
○　地域医療構想策定には、**地域の現場感覚とマッチしたデータ分析**が必要であるため、都道府県における**データ分析体制の構築**を支援。
○　分析事例を集積し、**分析体制のベストプラクティス**を検討・実践することで、計画策定に限らず、2025（令和７）年に向けた地域医療構想の推進について、都道府県が**自立的に分析・企画・立案できる体制**の整備に繋げる。
○　令和６年度（令和５年度補正予算）に実施の当事業の実施状況を**より多くの都道府県にフィードバック**して展開。

2 事業の概要

○　都道府県を対象に、**都道府県におけるデータ分析チームの構築**を支援する。
○　都道府県は、データ分析チームを活用して、地域（二次医療圏、構想区域）の詳細分析を実施することにより、**一層地域の実情に即した地域医療構想の評価**が可能となる。
○　都道府県は、分析体制や分析結果、計画策定におけるデータに基づく議論の成果について事例発表を行い、**取組の横展開**や**事例の集積**を図り、次年度の実施要領に反映。

3 事業スキーム・実施主体等

補助基準額：１個所当たり30,000千円（※）　補助率：定額
実 施 主 体：都道府県　　負担割合：国１０／１０
※体制構築に要する年数により変動



➢かかりつけ医機能が発揮される制度整備等の推進

拡充 推進枠 医療機能情報提供制度に係る全国統一システムの運用・保守・改修等経費及びかかりつけ医機能報告制度に係るシステム（G-MIS）の構築等

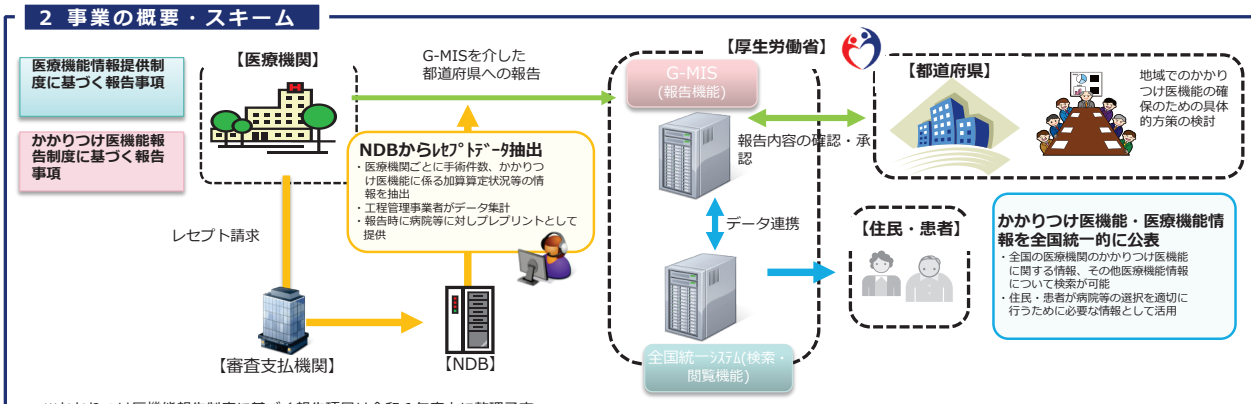
医政局総務課（内線4057、4104）

令和７年度概算要求額　19億円（ 2.1 億円）※（）内は前年度当初予算額　※令和5年度補正予算額　5.4億円
※デジタル庁計上

1 事業の目的

① 平成19年より開始した医療機能情報提供制度に基づく情報提供について、令和６年度より、全国統一的な検索サイト（全国統一システム）を通じて実施されている。令和７年度においては、引き続き、全国統一システムに係る運用・保守等及び工程管理業務等を行うとともに、かかりつけ医機能に関する報告項目の見直し等に伴う改修を行う。
② 加えて、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和７年度より新たに施行されるかかりつけ医機能報告制度について、医療機関が本報告をシステム（G-MIS）で行えるよう、システム改修及び工程管理業務等を行う。

2 事業の概要・スキーム



※かかりつけ医機能報告制度に基づく報告項目は令和６年度中に整理予定。
※医薬品医療機器等法で規定されている薬局機能情報提供制度についても対応するため、本事業は医薬局と共同で実施。

3 実施主体等

実施主体：委託事業（ベンダーを公募により選定）
事業実績：全国統一システムページビュー数　令和６年６月：7,403,128回

かかりつけ医機能普及促進等事業

医政局総務課（内線4057）

令和７年度概算要求額　75百万円（75百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和７年度より「かかりつけ医機能報告制度」が施行される。
○ 本制度おいて、医療機関からかかりつけ医機能に関する報告を求め、これをもとに、都道府県において地域関係者との協議の場で必要な機能を確保する具体的方策の検討を行うことなっている。
○ 本事業は、各自治体においてかかりつけ医機能報告制度が円滑に運用されるとともに、地域において必要なかかりつけ医機能が普及・推進されるための支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

都道府県によるかかりつけ医機能報告制度の運営



主な事業内容

① **かかりつけ医機能の発揮に係る取組好事例の横展開等**
例）自治体や医療機関等における取組好事例の横展開やかかりつけ医機能に関する実態等の調査を行う。また、それらにより得られた知見も踏まえて、かかりつけ医機能報告運用ガイドラインの見直しを行う。

② **かかりつけ医機能報告制度の運営を行う地方自治体への伴走支援等**
例）地方自治体がかかりつけ医機能報告制度を円滑に運用できるよう、直面する課題等に対する支援を行う。

③ **地方公共団体や医療機関等に対する制度周知等**
例）かかりつけ医機能が発揮される制度について、効果的に周知するための資料作成や説明会等を開催する。

3 実施主体等

実施主体：コンサル等
事業実績：かかりつけ医機能報告制度にかかる現状の課題等を分析・検証した件数６件

新規 推進枠 かかりつけ医機能研修事業

医政局総務課（内線4057）

令和7年度概算要求額　20百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○令和５年５月に成立した改正医療法において、「かかりつけ医機能」が「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置、その他の医療の提供を行う機能」と定義された。

○ 地域によって大きく異なる人口構造等の変化に対応し、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現するためには、幅広い診療領域の全人的な診療を行う医師の増加を促していく仕組みが必要となっている。

○ そのため、地域で新たに開業し地域医療を担うことを検討している病院勤務医や、既に地域の中小病院や診療所でかかりつけ医機能を担っている医師等が研鑽を積む研修体制の整備等を支援するもの。

2 事業の概要・実施主体等

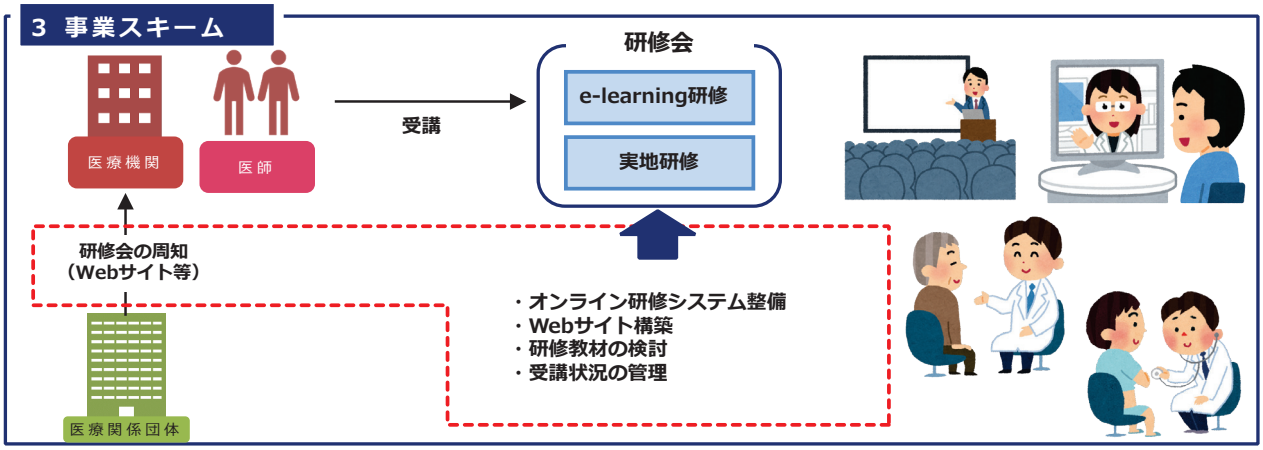
かかりつけ医機能を担う医師の養成に必要な研修体制の整備等にかかる経費の補助を行う。

○補助先 ： 医療関係団体

○補助対象経費 ：
謝金、旅費、会場借料費、通信費、事務局経費　等

○基準額：20,000千円　　○補助率 ： 定額

3 事業スキーム



➢医師の働き方改革等、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進

新規 推進枠 医師の働き方改革普及啓発事業

医政局医事課（内線4415）

令和７年度概算要求額　1.5億円（－）※（）内は前年度当初予算額

※ 令和５年度補正予算額　（1.5億円）

1 事業の目的

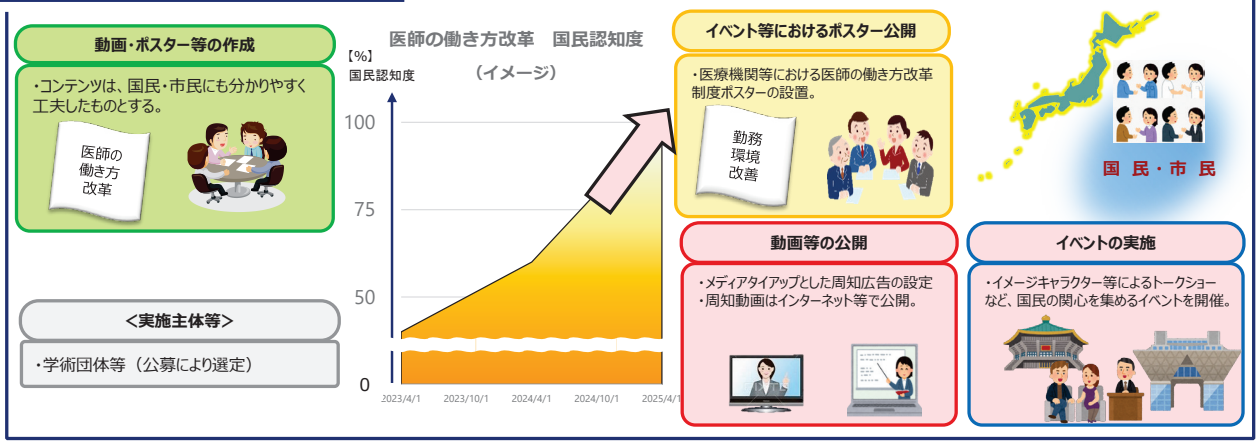
○2035年度末における連携B・B水準の解消を目指し、医師の働き方改革を進めるには、個々の医療機関による労働時間短縮・医師の健康確保を図るための取組だけでは限界がある。医師の働き方改革の制度を理解した上で、休日や平日の時間外に患者説明を求めたり、日中の受診をためらい夜間に救急患者として搬送されることのないよう、国民・市民の協力を得る必要があることから、広く制度の周知と国民への啓発を行うことを目的とする。

2 事業の概要

○以下のメニューにより国民に対して、医師の働き方改革に関する周知等を実施する。

・インターネット等への動画放映
・普及啓発用ポスター等の作成
・イベントの実施による普及活動　等

3 事業スキーム・実施主体等



医政局医事課（内線4408）

新規 推進枠 医師の働き方改革にかかる地域医療への影響等に関する調査事業

令和７年度概算要求額　81百万円（－）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年4月施行の医師の働き方改革関連制度については、「医師の労働時間短縮等に関する指針（令和4年厚生労働省告示第7号）」等に基づき、地域医療の確保等のためにやむを得ず長時間労働となっている勤務医に適用される時間外・休日労働時間の特例水準（以下「特例水準」という。）について、3年ごとに見直しを行うとされている。

このため、令和元年以降、3年ごとに実施している医師の労働時間の状況等に関する調査について令和7年度に実施することで、特例水準の適用を受ける医療機関を含めた医師の労働時間の状況を把握し、各医療機関における取組の進捗や労働時間の短縮状況の分析等を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

勤務医の時間外・休日労働時間の上限規制について、今後の制度のあり方の検証に向け、適用後の労働時間の短縮状況等を把握するとともに、医師の需給推計等の参考にするため、令和7年度に医師の勤務実態を把握するための調査を実施する。対象は、全国の医師とし、勤務状況等を適切に把握する。また、医療機関における医師の働き方改革に向けた取組状況についても把握する。

スケジュール（予定）

令和6年4月
・勤務医に対する時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始

令和7年度
・医師の勤務実態把握のための調査
・各医療機関における勤務環境の改善に向けた取組の進捗や医師の働き方改革の影響等の調査



医療機関

令和8年度
・令和7年度の調査結果をもとに、令和9年度以降の特例水準の内容を検討し、周知
・医師労働時間短縮計画に基づき労働時間の短縮に取り組む医療機関の支援内容等の検討　等

令和9年度～
・新たな特例水準に基づく運用の開始
・医師労働時間短縮計画に基づき労働時間の短縮に取り組む医療機関への更なる支援等　等



厚生労働省

3 実施主体等

①実施主体：委託費（公募により選定）　②委託先：学術団体等

➢ＩＣＴや特定行為研修の活用等による訪問看護及び看護師確保対策の推進

医政局看護課（内線4195）

拡充 推進枠 中央ナースセンター事業

令和７年度概算要求額　2.9億円（2.4億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業拡充の目的

・ 少子高齢化の進行に伴い、現役世代（担い手）の急減が見込まれる中で、今後の増大する看護ニーズに対応していくためには、看護職員の確保が必要であるものの、依然として医療機関等における看護職員の確保は重要な課題となっている。
・ このため、「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」の活用を推進するとともに、ナースセンターの機能強化や公共職業安定所との連携を強化することで、看護職員の就業支援の充実を図る。
・ あわせて、看護職員のタスク・シフト/シェアに資するよう、看護補助者の就業支援を行うため、看護補助者として就業を希望する者に対する研修を実施し、看護補助者の確保を図る。

2 事業拡充の概要

① デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システムの周知・広報（13百万円）

令和６年秋から運用開始予定の本システムは看護職員の就業支援や質の向上に寄与するものであり、その活用にあたっては周知・広報が不可欠であることから、中央ナースセンターにおいて、都道府県ナースセンターに対する本システムの周知・広報活動に関する研修等を実施する。

② ナースセンターの機能強化と公共職業安定所との連携強化（17百万円）

へき地等の看護職員確保が困難な地域において、必要な看護職員が確保できるよう、ナースセンターによる潜在看護職等の活用を図る。また、現在、都道府県ナースセンターでは、一部の公共職業安定所のスペースを活用した巡回訪問等を実施しているが、訪問回数は月１回程度に留まっており、就業支援の更なる充実を図るため、都道府県ナースセンター等にICT機器の整備を行う。

③ 看護補助者に対する就業支援（24百万円）

都道府県ナースセンターが看護補助者として就業を希望する者に対して、医療機関で従事するために必要な知識・技能についての研修を実施できるよう、中央ナースセンターにおいて、研修実施等の支援を行う。

3 実施主体等

◆実施主体：公益社団法人 日本看護協会　　◆補 助 率：定額（10/10相当）

拡充 推進枠 在宅領域におけるタスク・シフト/シェア促進事業

医政局看護課（内線4195）

令和７年度概算要求額　3.4億円（1.8億円）※（）内は前年度当初予算額

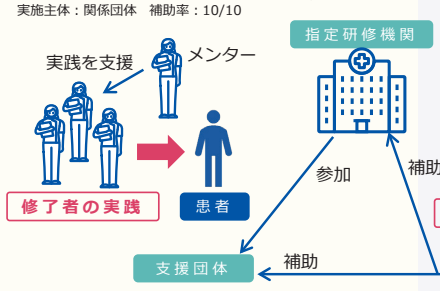
1 事業の目的

- 2040年に向けて医療ニーズに応えるマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、**医師等の指示を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が一層求められている。**
- **特に、在宅医療需要の増大に対応するため、**地域包括ケアシステムにおける特定行為研修修了者の活躍が期待されるが、**特定行為研修修了者が地域で十分に活動できていない現状があることからこれを解消し、地域におけるタスク・シフト/シェアを促進する必要**がある。
- このため、①**指定研修機関において特定行為研修修了者が活躍する体制を整備**するための「特定行為研修の組織定着化支援事業」、②**地域（医療機関以外）における在宅医療や介護保険施設等で特定行為研修修了者が活躍する体制を整備**するための「地域における特定行為実施体制推進事業」、③**地域の医師が特定行為研修修了者と協働できるよう手順書を医師に普及**するための「地域標準手順書普及等事業」、④**在宅医療等の領域別の医師が特定行為研修修了者と協働できるよう活用ガイドを医師に普及**するための「医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業」を実施し医師から看護師へのタスク・シフト／シェアを促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

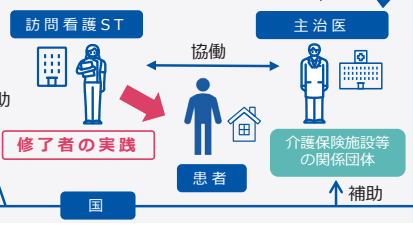
医療機関内のタスク・シフト/シェア推進

（１）特定行為研修の組織定着化支援事業【拡充】
①指定研修機関に、特定行為研修推進委員会（特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制の整備）を設置、eラーニングによる共通科目の学習機会の提供、特定行為研修修了者に対するメンターの配置　【拡充内容：実施か所数の拡充】
実施主体：医療機関である指定研修機関等　補助率：1/2
事業実績：68施設（令和５年度）
②本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催
実施主体：関係団体　補助率：10/10



医療機関以外の修了者養成による タスク・シフト/シェア推進

（２）地域における特定行為実施体制推進事業【新規】
①地域支援型の指定研修機関推進事業
指定研修機関に、地域版特定行為研修推進委員会（訪問看護ステーション等の看護師向けの長期型の研修プランの検討等）を設置、コーディネーターの配置
実施主体：指定研修機関　補助率：1/2
②介護保険施設等の特定行為研修周知事業
関係団体に、特定行為研修実施体制推進委員会（介護保険施設等が協力施設になるための支援等）の設置、介護保険施設等に対する特定行為研修推進の支援等（指定研修機関・協力施設となるための相談窓口設置等）
実施主体：介護保険施設等の関係団体　補助率：10/10



医師の理解促進によるタスク・シフト/シェア促進

（３）地域標準手順書普及等事業【新規】
運用面を中心に地域の実情に応じた手順書の作成・周知
実施主体：都道府県医師会等　補助率：10/10



（４）医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業【新規】
医師向けの「各学会における特定行為研修修了者の活用ガイド」の作成と周知
実施主体：医学系学会等　補助率：10/10



新規 推進枠 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業

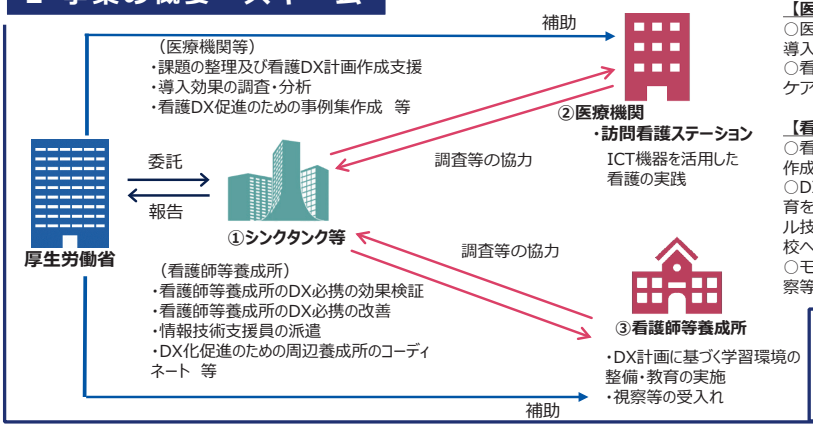
医政局看護課（内線4195）

令和７年度概算要求額　2.8億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 看護現場においては看護記録・情報共有等の間接業務の時間が長く、本来行われるべき療養上の世話や診療の補助等の直接ケアを行う時間の確保が課題となっている。
○ 2024年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴い、タスクシフト・タスクシェアが推進されているところであり、これまで以上に看護業務効率化や生産性向上が必要となっている。
○ 看護基礎教育の現場でも学生が卒業後にICT機器が導入された看護現場で円滑に就労するために各看護師等養成所の課題に応じたデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を促進していくことが必要である。
○ そこで、本事業では、令和5年度補正予算で作成したICT機器等の導入に向けた事例集や必携も活用しつつ、看護師養成や看護現場のDXを促進し、**看護業務及び看護職員育成の効率化の推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を目的とする。**

2 事業の概要・スキーム



【医療機関・訪問看護ステーション】
○医療機関等において看護職員の業務効率化を目的にICT機器を導入した看護実践を実施。
○看護業務の効率化にどの程度寄与しているか、費用対効果、ケアの質・医療安全の評価等、効果検証を行う。

【看護師等養成所】
○看護師等養成所からモデル校を選出し、R5年補正予算事業で作成したDX必携に関する効果検証を行う。
○DX必携に基づきモデル校においてデジタル技術を活用した教育を実践し、必要に応じて必携の改善を行う。その際、デジタル技術を活用した教育を支援する「情報技術支援員」をモデル校へ派遣する。
○モデル校として各地域の先駆的取組を行う養成所として、視察等の受入れを行う。

○ 実施主体等：
① シンクタンク等（委託）
② 医療機関・訪問看護ステーション　６カ所程度
（補助率1/２）
③ 看護師等養成所（モデル校）16校程度（補助率10/10）

新規 推進枠

中堅期看護職員等の就業継続支援事業

医政局看護課（内線4195）

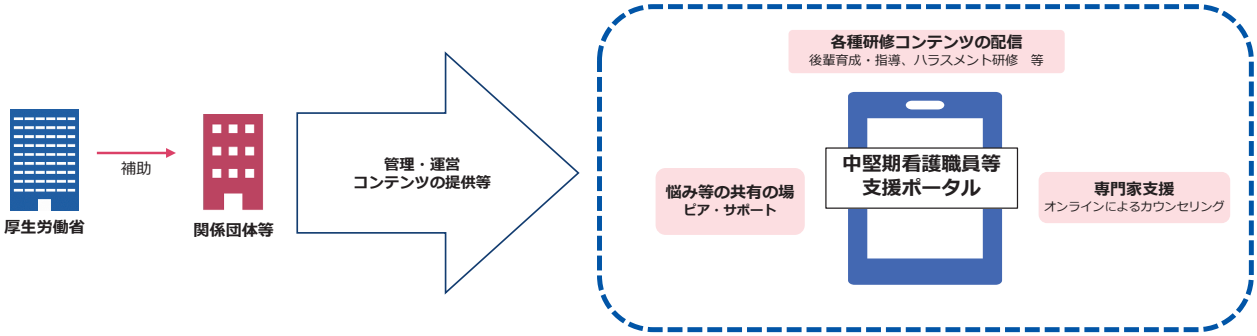
令和７年度概算要求額　28百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

新人教育に携わる看護職員は、新人看護職員の育成やライフイベント等により負担感が大きいと言われている中で、対応策が十分ではない。本事業では、新人教育に携わる中堅期看護職員が気兼ねなくコミュニケーション等ができる環境や、必要な研修を受講できる環境等を提供することにより、新人教育に携わる看護職員等の離職防止・就労継続を支援することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

新人教育に携わる看護職員等が気兼ねなくコミュニケーションをとれる場や、研修（後輩育成・指導研修、ハラスメント研修等）を受けられる場、専門家によるカウンセリング等を受けられる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。



3 実施主体等

◆実施主体：関係団体等　　◆補 助 率：定額（10/10相当）

新規 推進枠

地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業

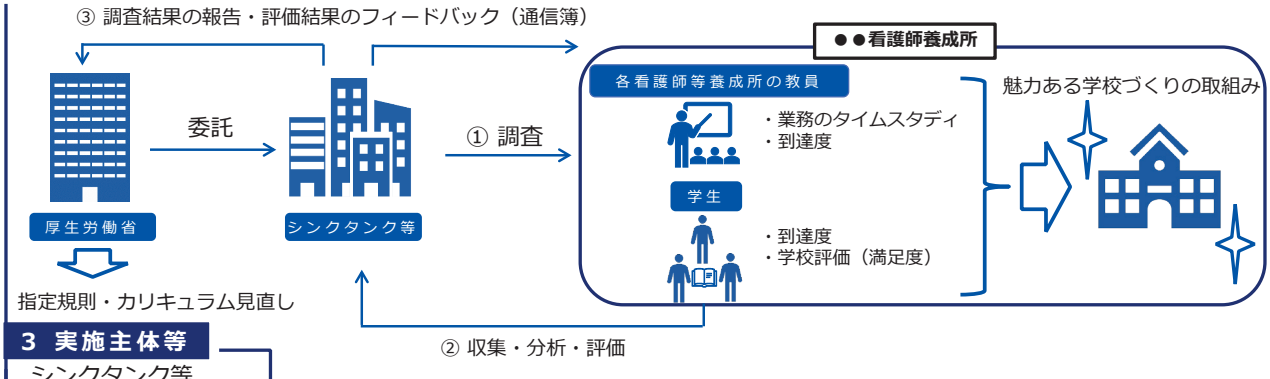
医政局看護課（内線4195）

令和７年度概算要求額　48百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○看護基礎教育カリキュラムは、令和２年度に「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」が改正され、令和４年４月から新カリキュラムが適用となった。カリキュラムの見直しについては、社会情勢や医療提供体制の変化に応じ適宜行われている。
○次回のカリキュラム改正時（予定（これまでの改正間隔を参考に）：改正は令和12年、適用は令和14年、新カリキュラムを履修した最初の卒業生は令和17年）には、社会における看護職員に対するニーズの変化（患者ニーズの多様化に伴う在宅医療の増加）に一層応えていくための更なる能力向上に向け、地域での実習を含めた教育内容及び方法の継続的な検討を行う必要があるとされている。
○このため、次回のカリキュラム改正の検討に必要な情報の収集と、令和４年度からの新カリキュラムの効果を検証するため、実習場所・教育内容・卒業時到達度等の調査を行うとともに、地域で療養する者のケアに必要なカリキュラムを強化し、地域医療を支える人材育成に資するカリキュラムとするための検証・分析を行う。また、看護師等養成所の学習環境整備の観点から、教員の業務内容についてタイムスタディを行い、具体的な業務実態を明らかにし、養成所が自ら魅力的な養成所づくりに取り組むことを促すため、他の養成所と比較のできる「養成所通信簿（仮称）」を作成し、本事業に参加した養成所にフィードバックを行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

シンクタンク等

➢薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化

拡充 推進枠 全国薬局機能情報提供制度事業

医薬局総務課
(内線4219)

令和７年度概算要求額　3.9億円（ 2.2億円）※（ ）内は前年度当初予算額

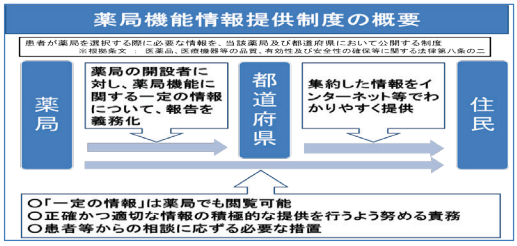
※デジタル庁計上予算

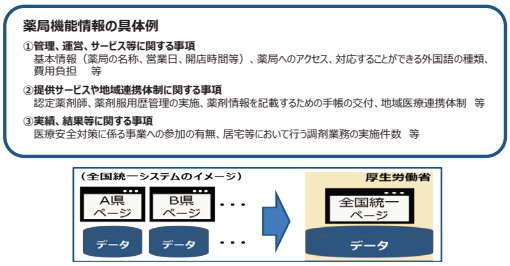
1 事業の目的

○　薬局機能情報提供制度は、薬局に対し、薬局の機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事が公表を行うものであるが、利便性を考慮し、全国の薬局情報を一括で検索することができるよう全国統一的な検索サイトを運用する。
○　さらに、外国人に対する情報提供の強化が求められていることを踏まえ、外国語やスマートフォンでの検索を可能とし、薬局に関する情報を全国的に公表することで、薬局機能の見える化を進めている。

2 事業の概要・スキーム

⑴事業目的
全国の薬局情報を一括で検索できるよう本事業を行う。
⑵事業概要
本事業は令和３年度に初期構築、令和５年度に現行の都道府県単位のシステム運用から、全国統一的な検索サイト（全国統一システム）に移行を行い、令和６年４月１日から運用を開始している。令和７年度事業では、引き続き全国の薬局の機能に関する情報を検索することができる全国統一システムの運用・保守及び**公表画面の修正等に伴うシステム改修、プロジェクト管理業務等**を行う。
また、薬局機能情報提供制度の全国統一システムのデータベースとして活用することとしている医療機関等情報支援システム(Ｇ-ＭＩＳ)の運用・保守及び**報告画面の修正等に伴うシステム改修等**を行う。
※ 医政局と金額を分担し同様の要求を実施





3 実施主体等

実施主体：委託事業者等

拡充 推進枠 薬局機能高度化推進事業

医薬局総務課
（内線4263・4264）

令和７年度概算要求額　65百万円（46 百万円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

限られた医療資源を有効活用する観点から、地域において薬局に求められる役割を地域全体で効率的・効果的に発揮するため、地域の薬局が連携して対応する仕組みの構築の検討や、薬局薬剤師の業務について、効率化・高度化を推進していく必要がある。
地域において一定の役割を果たすことが期待される薬局として健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の制度があるが、これらについて、そのメリットや地域の中での位置付けがわかりにくい等の指摘がなされており、地域における役割・機能を改めて整理・明確化し、必要な役割が確実に発揮されるようにすることも必要である。
薬局の地域における役割・機能のあり方については、「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」で検討を実施しているところであるが、今後の検討会による議論を踏まえて①認定薬局・健康サポート薬局の地域で担うべき役割の整理、②対物業務の効率化、③薬局起点の医療情報の推進の観点から対策を実施し、対物業務の効率化及び対人業務の充実に向けて、薬局が取り組む道筋を作り、薬局機能、薬剤師サービスの高度化に繋げる。

2 事業の概要・スキーム

令和５年度事業で実施した取組（薬局起点の医療情報交換サービスの必要性等の検討、オンライン服薬指導研修等）の効果検証結果及び「薬局薬剤師の機能強化等に関する検討会」での議論をもとに、新たに以下について必要な調査・検討を行う。

○認定薬局・健康サポート薬局による高度な専門性を発揮した薬剤師サービス提供の推進
・認定薬局の基準の検討のための基礎資料として必要な薬局の機能等の情報を収集するための調査、結果の分析を実施
○薬局起点の情報（トレーシングレポート等）の共有・標準化等の検討
・薬局から医療機関等への情報を提供するための課題の調査等を実施
○遠隔での調剤監査
・調剤業務の一部外部委託において、薬剤師が遠隔での薬剤監査を実施する必要となる場合があり、そのような場合において安全かつ確実に監査を実施するために、その方法や必要な設備（監査支援装置等）などの要件について調査・検討を実施

厚生労働省 → 委託 → 民間事業者等
・調査の実施、結果のとりまとめ、課題の抽出・整理
・検討会の運営支援
・必要に応じ、委託事業等を実施

※検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

3 実施主体等

国（民間事業者、関係団体等に委託）

○地域包括ケアシステムの推進
➢地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保支援

拡充 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

老健局高齢者支援課（内線3970）

令和７年度概算要求額　252億円（252億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和７年度においては地域のニーズ等に適したメニューの充実や、令和６年度が終期となっているメニューの見直し等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

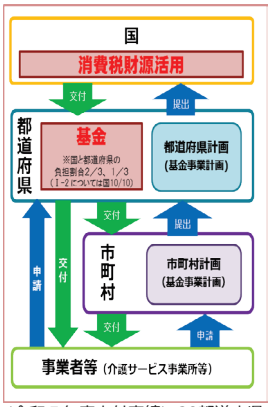
・基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

1．地域密着型サービス施設等の整備への助成
① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の５％加算を実施。
③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。
⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。

2．介護施設の開設準備経費等への支援
① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。

<実施主体等>



<令和５年度交付実績>38都道府県

3．特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善
① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

拡充 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）
※メニュー事業の全体

老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3878）

令和７年度概算要求額　97億円（97億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和５年度交付実績：46都道府県）

※赤字下線は令和7年度新規・拡充等

参入促進

○ 地域における介護のしごとの魅力発信
○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
○ 介護未経験者に対する研修支援
○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援
○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化
○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施
○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 等

資質の向上

○ 介護人材キャリアアップ研修支援
・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
○ 潜在介護福祉士の再就業促進
・知識や技術を再確認するための研修の実施
・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握
○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
・生活支援コーディネーターの養成のための研修
○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
○ 介護施設等防災リーダーの養成
○ 外国人介護人材の研修支援
○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援　等

労働環境・処遇の改善

○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修
○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及
・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備
・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ ICT）の導入支援**（拡充・変更）**
・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援
○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
○ ハラスメント対策の推進
○ 若手介護職員の交流の推進
○ 外国人介護人材受入施設等環境整備
○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援　○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

新規 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3983）

令和７年度概算要求額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（ー）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問介護等サービスの現場において、人手不足への対応は最も主要な課題の一つであり、地域におけるサービス提供体制の確保に向けて、必要な介護サービスを利用者が安心して受けられるよう、その担い手を確保することが必要であるが、全産業的に人手不足の中で、人材にも限りがある状況である。

こうした中で、地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、特に小規模な訪問介護等事業者が行う人材確保に向けた研修体系の整備のほか、地域の介護事業所が相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組などを支援する。

2 事業の概要・スキーム

（1）人材確保体制構築支援事業

① 概要

訪問介護等事業者が、地域の訪問介護人材の確保に向けて、経験が十分でないヘルパーでも安心して従事できるよう、研修体系の構築や他事業所と連携して行う取組を支援する。

② 補助対象経費

- 研修カリキュラムの作成やキャリアアップの仕組みづくりに要する経費
- 経験が十分でないヘルパーへの同行支援に係るかかり増し経費
- 経験が十分でない介護職員のスキルアップのための研修受講に要する経費　等

【事業スキーム】



（2）経営改善支援事業

① 概要

訪問介護等事業者が、自社の経営を見直し、地域において持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う人材確保の取組や事業者との連携の取組等を支援する。

② 補助対象経費

- 経営改善の専門家の活用等に係る経費や、経営改善に向けた取組を行う際の事務員等の臨時的な雇用等に要する経費
- ホームページの改修やチラシの作成など介護人材や利用者の確保のための広報に要する経費
- 事業の協働化・大規模化に向けた取組に要する経費　等

【事業スキーム】



※（1）・（2）の両方またはいずれかのみの実施も可能

新規 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3983）

令和７年度概算要求額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（ー）※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

介護分野の人材不足の課題に対応する観点から、都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等が連携した**介護人材確保のための協議会を設置**。管内各地域において、ハローワークや介護事業所等が協力して行う職場説明会や介護業界の魅力を発信するためのセミナー、介護の職場見学会・体験会などを実施する取組を推進することにより、**採用のミスマッチを防止しつつ、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着を図る。**

2 事業の概要・スキーム・実施主体

（1）事業の概要

都道府県の介護保険部局が主体となって行う、地域の介護分野の業界団体等と都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される介護人材確保のための連携協議会を設置・運営する取組を支援

（2）実施主体

都道府県

（連携協議会の事務局機能を担う業界団体や福祉人材センターへ委託可）

（3）補助対象経費

✓ 連携協議会の設置・運営に要する費用（人件費等）

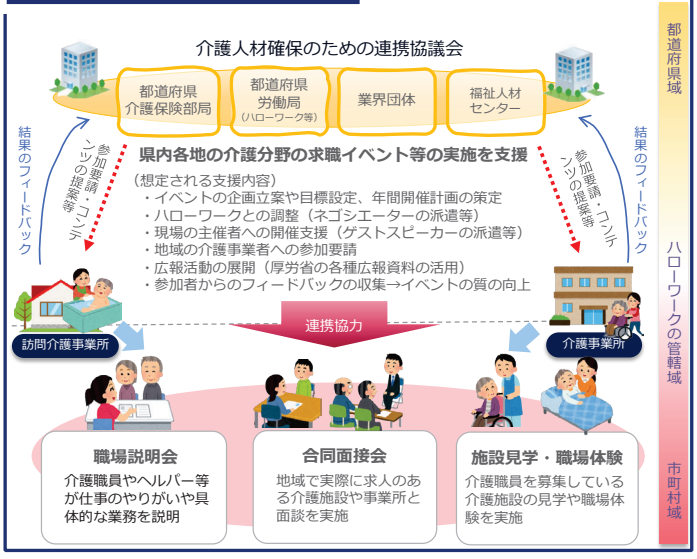
✓ 介護分野の求職イベント等の実施を支援するために必要と認められる費用　など

（4）補助率及び事業スキーム

【事業スキーム】



3 事業のイメージ図



新規 推進枠 ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3983）

令和７年度概算要求額　58百万円（ー）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　訪問介護などに従事するヘルパー不足は、介護人材の中でも特に顕著であり、人材確保が急務である。
○　訪問介護事業所への就業希望者が少ない理由として、「一人で訪問してケアを提供することに対する不安が大きい」ことや「サービス内容ややりがいを伝える機会が少ない」ことなどが指摘されている。
○　このため、ヘルパーの仕事のやりがいや実際のケアのイメージなど仕事の魅力について、学生をはじめ、介護業界を新たに目指す人や介護現場で働いた経験のある人などに広く周知するために、ヘルパーに関する広報事業を実施し、ヘルパーの人材確保を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

【実施内容】
- 周知用リーフレット・パンフレット・学習用漫画の作成・発送
  → ヘルパーの業務内容やキャリア、実際に働かれている人の声などをまとめたもの
- 周知ポスターの作成・発送
  → ヘルパーをテーマにした職業PR
- 広報動画作成
  → ヘルパーの一日に密着した動画・Youtube掲載



【スキーム・実施主体】

国 → 委託 → 民間団体等

➢地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援

地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

老健局
認知症施策・地域介護推進課（3986）

令和７年度概算要求額　1,804億円（1,804億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】
① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の２％」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業
１号保険料、２号保険料と公費で構成
（介護給付費の構成と同じ）
② 包括的支援事業・任意事業
１号保険料と公費で構成
（２号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
１号保険料	23%	23%
２号保険料	27%	－

3 実施主体・事業内容等

実施主体　市町村

事業内容　高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防･日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア　介護予防・生活支援サービス事業
訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント
イ　一般介護予防事業
介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア　地域包括支援センターの運営
介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
イ　社会保障の充実
在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。
介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業　等

拡充 包括的支援事業を活用した地域づくりの推進

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3982・3986）

令和７年度概算要求額　1,804億円の内数（地域支援事業（包括的支援事業（社会保障充実分））の内数）

1 事業の目的

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（ダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、**戸別訪問や相談対応等を通じ、複雑・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充**を行う。

※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、多機関協働事業等で同様の機能を担うことが想定される。

② 地域ケア会議推進事業の拡充

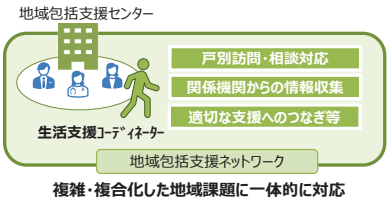
- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和６年法律第43号）が令和６年６月に公布され、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、**地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充**を行う。

※このほか、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）についても、所要の経費を計上

2 事業の概要・スキーム

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 複雑・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援※する。
  ※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定（関係機関に委託することも可とする）
- 想定される対象業務は次のとおり。
  - 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑・複合化した課題を抱える世帯を対象とした戸別訪問や相談対応
  - 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
  - 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施



複雑・複合化した地域課題に一体的に対応

② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 高齢者の安定した住まい確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】
①8,000千円
（地域包括支援センター以外に配置する場合は4,000千円）

②300千円

地域づくり加速化事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3982）

1 事業の目的

令和７年度概算要求額　78百万円（89百万円）※（）内は前年度当初予算額

- これまで団塊世代（1947～1949年生）が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
- 令和４年12月の介護保険部会意見書で、「総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第９期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。」との意見を受け、令和５年度に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を設置し、第９期介護保険事業計画期間を通じた集中的な取組を促進するため、検討会で議論を行い、令和５年12月７日に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を取りまとめたところ。
- 中間整理において、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から地域の多様な主体が総合事業に参画しやくする枠組みの構築を行うこととされたところ。
- こうした検討会での議論等を踏まえ、本事業をとおして総合事業の充実に向けた取組を推進していく。

そのため、令和７年度においても、引き続き、以下の取組を行う。
①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国８か所の地方厚生(支)局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、地域レベルでの取組を一層促進していく。
②また、令和４年12月の介護保険部会意見書で、第９期計画期間を通じて総合事業の充実に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築及び発展（全国シンポジウムの開催含む）を図る。

2 事業の概要・スキーム

1．地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

① **地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施（全国２４か所）**
・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者･実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施

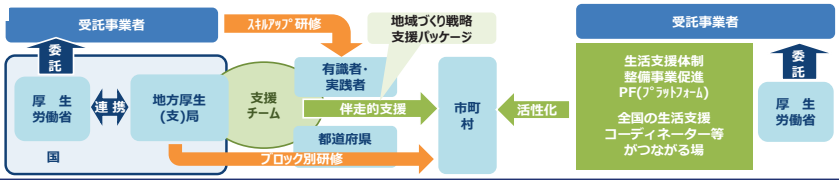
② **自治体向け研修の実施（各地方厚生(支)局ブロックごと）**

③ **地域づくり戦略や支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実**

（注）市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2．全国の生活支援コーディネーターや多様な分野の団体等がつながるためのプラットフォーム（PF)を構築・発展

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】
・国から民間事業者へ委託

国 → 受託事業者（シンクタンク等）

【補助率】
・国10/10

【参考】
「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」
（令和５年12月22日閣議決定）

➢保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化

拡充 推進枠

成果指向型の保険者機能強化に向けた支援（保険者機能強化推進交付金）

老健局介護保険計画課（内線2161）

令和７年度概算要求額　33億円の内数（－）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　これまで、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や介護予防・健康づくり等に資する取組、都道府県による保険者支援の取組を支援するため、客観的な指標による評価結果に基づき財政的インセンティブを付与する取組を行ってきた。

○　今般、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備や取組の充実に既に一定程度取り組んでいる保険者を対象として、さらなる健康寿命の延伸に向け、**地域のデータ分析に基づき、自らターゲットとなる対象者、成果目標及び評価指標を設定**した上で、**当該成果を達成するために成果指向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援**の枠組みを構築する。

2 事業スキーム・実施主体等

【地域のデータ分析と課題の設定】
- 地域の介護給付費の動向や、地域資源、医療・介護の健康づくりに関するデータ等に基づき、地域課題を把握。
- 対象となるターゲット層（年齢・状態・性別等の具体的な住民層）、健康寿命の延伸につながる成果指向型の介護予防・健康づくりの目標

→ **【具体的な支援方法と評価指標の設定】**
- 目標とターゲット層に応じ、支援方法及び評価指標を設定

→ **【指標の評価、事業の実施】**
- 指標の妥当性を評価した上で交付金の交付・事業の実施

→ **【実績評価】**
- 適切な指標による実績評価

【具体的なイメージ例】

課題	ターゲット層	成果目標	支援方法	評価指標
要介護状態となる前の虚弱の者が多く、今後の要介護者の増加に繋がる懸念が大きい	70代の要介護状態となる前の虚弱の者	・**介入後の状態の改善** ・〇年前と比較した**70代のチェックリスト該当者割合の減** ・チェックリスト該当者の**〇年後の社会参加率**	・リハ専門職や他の専門職等が連携し、プログラムを設定し集中的に介入 ・支援後は、通いの場等につなぐ	・**介入した者の数** ・**プログラムの修了者** ・支援後の**通いの場等への参加状況** ・**要支援者の改善率の向上**（維持のみを目的とせず適切に支援し改善を促す観点） ・サービス受給率、活動への継続参加率
退職等を機に社会参加していないが活動意欲が高いと思われる高齢者が多く、今後の高齢者の伸びを踏まえると、75歳より前にそうした方の継続的な社会参加が必要	65歳以上の社会参加していない高齢者 ※相対的に要介護となる可能性が高い者	・〇年前と比較した75歳以上の**チェックリスト該当者割合の減** ・チェックリスト該当者の**〇年後の社会参加率**	官民連携して、75歳以上になっても継続できるよう、趣味嗜好も踏まえた新たな活動の場の設定等	・**活動の場の種類の多様性・多寡** ・**活動の場の参加状況** ・就労的活動、ボランティア等として参画する**高齢者ボランティアの数** ・サービス受給率、活動への継続参加率

拡充 推進枠

保険者機能強化推進交付金の見直し

老健局介護保険計画課（内線2161）

令和７年度概算要求額　113億円（100億円）　※（）内は前年度当初予算　※　うち推進枠分は33億円

1 事業の目的

○　保険者機能強化推進交付金については、令和５年度において、令和４年度秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の重点化・縮減等の見直しを実施した。

○　令和６年度においては、交付金の配分に当たって、保険者機能強化に取り組む自治体に対するインセンティブを一層強化し、メリハリの効いた交付金配分を行う観点から、**要介護認定率の改善等アウトカムの状況が上位に位置する自治体**や、**評価得点が複数年にわたり上位に位置する自治体**など、一定の要件に該当する自治体に対し、追加的な配分を行う枠組みを取り入れたところであり、令和７年度においては、この**アウトカム指標等に着目した配分の拡充を行う**。

○　併せて、**成果指向型の保険者機能強化に向けた支援に係る新たな枠組み**についても要求する。

2 見直しの内容

（1）

基本分

８０億円

※　従来どおり、評価得点の合計点に、第１号被保険者の規模を加味して配分。

２０億円（推進枠）

アウトカム指標配分枠

※　要介護認定率等のアウトカム指標の評価得点結果に応じて追加配分。

保険者機能強化推進枠

※　前年度に続き上位に位置する得点を獲得した自治体等保険者機能強化に成果を出している自治体に対して追加配分。

保険者機能強化に対するインセンティブ強化

（2）成果指向型の保険者機能強化に向けた支援

１３億円（推進枠）

3 実施主体等

○実施主体：都道府県又は市町村

＜都道府県分＞
高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

＜市町村分＞
国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計等に充当し、自立支援・重度化防止、介護予防等の取組に活用。

○補助率・単価：定額

○負担割合：国１０／１０

○配分方法：国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分。

【主な指標】
（保険者機能強化推進交付金）
①事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
②介護給付の適正化の取組状況
③介護人材確保の取組状況

➢介護職員等処遇改善加算の取得支援

拡充 介護職員処遇改善加算等の取得促進事業

老健局老人保健課（内線3989）

令和７年度概算要求額　2.4億円（1.6億円）※（）内は前年度当初予算額　　※令和５年度補正予算額　1.1億円

1 事業の目的

● 介護職員等処遇改善加算について、加算未取得事業所の新規加算取得や加算既取得事業所のより上位区分の取得の促進を引き続き強力に進めるため、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、介護サービス事業所等に対する個別の助言・指導等の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

成果目標

- 本事業により、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、個別の助言・指導等を実施し、加算の算定率の向上を図る。

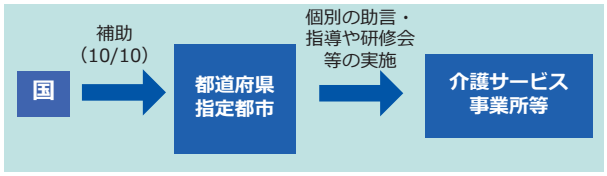
所要額

● 介護保険事業費補助金：195,114千円（105,742千円）

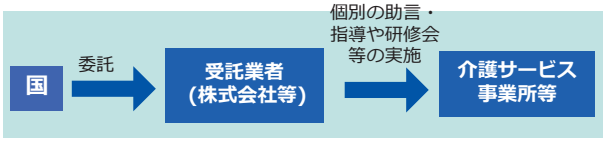
● 要介護認定調査委託費：　49,767千円　（49,647千円）

【拡充】介護職員の賃上げについては、令和６年度に2.5%、令和７年度に2.0%のベースアップを求めているところであり、令和６年度に引き続き介護職員等処遇改善加算の取得促進を強力に進める必要がある。

○事業スキーム（補助事業：195,114千円）



○事業スキーム（委託事業：49,767千円）



➢高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進

拡充 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

老健局高齢者支援課（内線3981）

1 事業の目的

令和７年度概算要求額　35百万円（20百万円）※（）内は前年度当初予算額

○　単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
○　一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
○　令和7年度には、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法の施行など、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
○　そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

1．必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

①対象の設定
ニーズが高い大都市部中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出
＊居住支援協議会未設置（R6年3月末現在）
・政令指定都市：7市
・中核市：49市

②地方ブロックごとに、集合形式の研修会を開催
＊高齢者の住まい確保に関する現状と課題
＊活用可能な最新の制度・施策説明
＊取組のポイントの解説
＊グループワーク



③研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。
→　住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

2．事業実施に向けた伴走支援

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

○　**事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス**
・有識者や自治体職員等による支援チームを構成
・実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスを行う。

3．全国展開に向けた取組

○　**取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及**



○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討
（10自治体程度の想定）

・**実態把握**
大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり　等
・**庁内外の関係者調整、ネットワーク構築**
庁内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制
・**住まい支援の具体的な事業化を検討**
住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討　等



地域支援事業交付金等
支援

○事業の実施
・地域における住まい支援体制の構築
・住まいに係る相談対応
・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施　等

※ 下線箇所はR7拡充分　　**<実施主体>　国（民間事業者に委託）**　　**<事業実績>　令和５年度実施団体数：７**

➢介護施設等の防災・減災対策の推進

拡充 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

老健局高齢者支援課（内線3970）

令和７年度概算要求額　12億円＋事項要求（国土強靱化分）　（12億円）　※（）内は前年度当初予算額

※「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく社会福祉施設等の耐震化等については、予算編成過程で検討

１ 事業の目的

○　高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災体制の強化を図る。

２ 事業の概要・スキーム・実施主体等

①　既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○　高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合　9,710円／㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合　9,710円／㎡＋2,440千円／施設 ○自動火災報知設備　1,080千円／施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円／施設（500㎡未満）　等	なし

②　認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○　高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進　※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所　等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③　社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業　（令和５年度補正予算により追加）

○　高齢者施設等の利用者等の安全・安心の確保等のため、社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国　１／２ 自治体　１／４ 事業者　１／４	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④　高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○　高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備（ⅰ） 水害対策に伴う改修等（ⅱ）	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国　１／２ 自治体　１／４ 事業者　１／４	ⅰ	なし	総事業費500万円/施設
			ⅱ	なし	総事業費80万円/施設

	施設種別	補助率	上限額	下限額
給水設備	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国　１／２ 自治体　１／４ 事業者　１／４	なし	総事業費500万円/施設
	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院			なし
	認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所　等			

⑤　高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○　災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進。

施設種別		補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター　等	国　１／２ 自治体　１／４ 事業者　１／４	なし	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡	なし

補助の流れ

国

②整備計画 交付申請 ／ ③採択 交付決定

都道府県　市区町村

①整備計画 交付申請 ／ ④採択 交付決定

定員30人以上の施設等　定員29人以下の施設等

<令和５年度交付決定>
465自治体

○救急・災害医療体制等の充実
➢ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化

拡充 推進枠 ドクターヘリ導入促進事業

医政局地域医療計画課（内線2550）

令和７年度概算要求額　100億円（95億円）　※（）内は前年度当初予算額

１ 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

２ 事業の概要・スキーム

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要な経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。





厚生労働省 →（補助）→ 都道府県 →（補助）→ 基地病院（救命救急センター） →（ドクターヘリの運航を委託）→ 運航会社

３ 実施主体等

◆実施主体：都道府県
（基地病院（救命救急センター））
◆補助率：１／２
◆補助基準額（R6予定）：８区分
3.26億円（飛行時間350時間以上）
3.19億円（飛行時間300以上350時間未満）～　2.81億円（飛行時間50以上100時間未満）
2.74億円（飛行時間50時間未満）
◆負担割合：国１／２、都道府県１／２

４ 見直し内容

◆補助基準額：
令和５年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う

５ 事業実績

○　導入状況　46都道府県57機にて事業を実施（令和６年２月１日現在）
※　京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成１３年度　５県　岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成１４年度　２県　神奈川県、和歌山県
平成１７年度　２道県　北海道、長野県
平成１８年度　１県　長崎県
平成１９年度　３府県　埼玉県、大阪府、福島県
平成２０年度　３県　青森県、群馬県、沖縄県
平成２１年度　４道県　千葉県(２機目)、静岡県(２機目)、北海道(２機目、３機目)、栃木県
平成２２年度　５県　兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成２３年度　６県　島根県、長野県（２機目）、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成２４年度　８県　青森県(２機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成２５年度　３県　広島県、兵庫県(２機目)、佐賀県
平成２６年度　１道　北海道(４機目)
平成２７年度　２県　滋賀県、富山県
平成２８年度　５県　宮城県、新潟県(２機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(２機目)
平成２９年度　１県　鳥取県
平成３０年度　１県　石川県
令和　３年度　２都県　福井県、東京都
令和　４年度　１県　香川県
令和　５年度　１県　愛知県(２機目)
令和　７年度（予定）　１県　長崎県(２機目)

医政局地域医療計画課（内線2550）

拡充 推進枠 救急現場に出動するドクターカー活用促進事業（救命救急センター運営・設備整備事業）

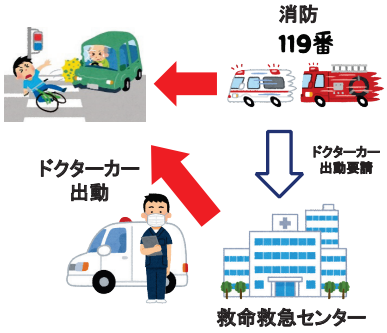
令和７年度概算要求額　90 百万円（医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ドクターカーについては、年間約３万件の現場出動の実績があり、令和４年度に実施した運用事例等に関する調査研究事業において、ドクターヘリと比較しても整備点検が容易であり、日没や天候によって運行に支障を来さない事から、出動要請に対する応需率も高く、救急医療のニーズに対する即応性の観点から非常に有用であることが示された。しかしながら、ドクターカーは、導入面においては64%の医療機関が施設の自費、寄付で賄っており、運用面としても、7割近くの医療機関が施設による自費で経費・人件費を捻出している実態が明らかになったことから、国による支援を充実させる必要がある。

2 事業の概要

- ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、ドクターカーの導入・運用に必要な経費に対する財政支援を拡充する。
- 支援項目
  1. 車両整備に係る費用（初期導入費用・管理維持費用等）
  2. 現場携行医療機材等の整備
  3. 運行にかかる人件費等（ドライバーの確保等）



3 実施主体等

◆実施主体：各都道府県（救命救急センター）
◆補助率：１／３（令和6年度）→**１／２**
◆負担割合：国１／３、都道府県１／３、医療機関１／３（令和６年度）　→　**国１／２、都道府県または医療機関１／２**

➢災害医療における情報収集機能等の強化、災害時におけるシステム等の活用の推進

医政局地域医療計画課（内線2548）

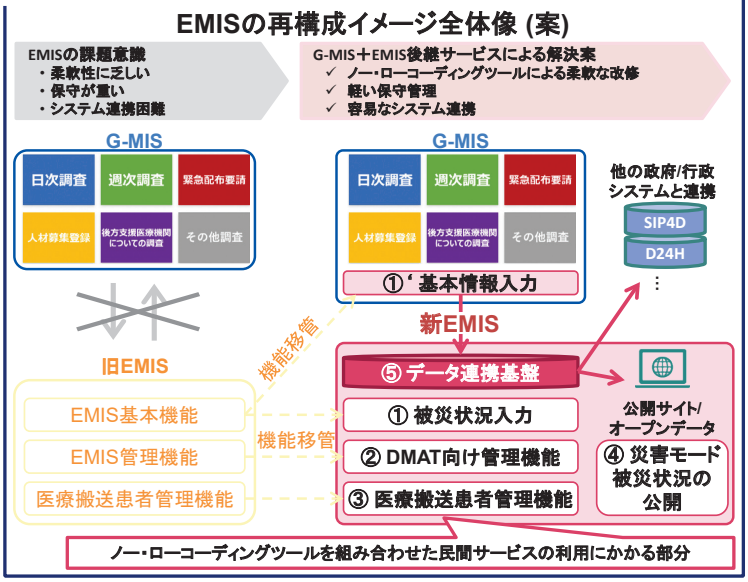
拡充 新EMISにおけるシステム利用

令和７年度概算要求額　3.4億円　（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額　※デジタル庁計上　　※令和５年度補正予算額　55百万円

1 事業の目的

○　EMISは災害医療における情報収集を担っているが、ユーザーインターフェイスの向上やデータを収集/分析する機能の充実、他システムとのデータ連携方法の確立等の課題や、機能追加のたびに大規模な改修・保守が発生し、コスト面や迅速な機能提供に関して大きな課題を有していたが、これらの指摘・課題に対応するため、令和６年10月より新EMIS（EMIS代替サービス）の提供を開始する。
○　令和６年度はシステム移行期のため、旧EMISと新EMISのサービス提供が併存することとなるが、令和７年度以降は旧EMISのサービス利用を廃止し、新EMISのサービス利用のみとなるため、１年間（通年）のサービス利用料を拡充して要求するものである。

2 事業概要・スキーム

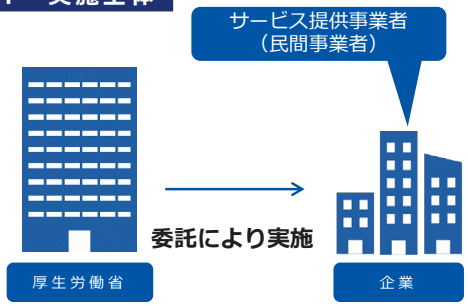


3 スケジュール

【令和６年度のスケジュール】
新EMIS：令和６年６月～９月（システム構築）
令和６年10月～令和７年３月（システム稼働）
旧EMIS：令和６年４月～令和７年３月（システム稼働）
6ヶ月の稼働

【令和７年度のスケジュール】
新EMIS：令和７年４月～令和８年３月（システム稼働）
旧EMIS：（サービス利用廃止）
1年（通年）の稼働

4 実施主体



新規 新EMISとG-MIS連携にかかる改修・運用事業

医政局地域医療計画課（内線2548）

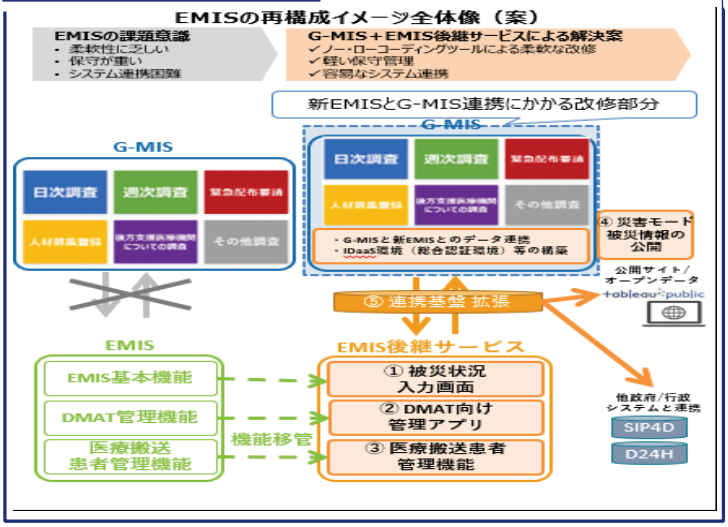
令和７年度概算要求額　49百万円（-）※（）内は前年度当初予算額　※デジタル庁計上

1 事業の目的

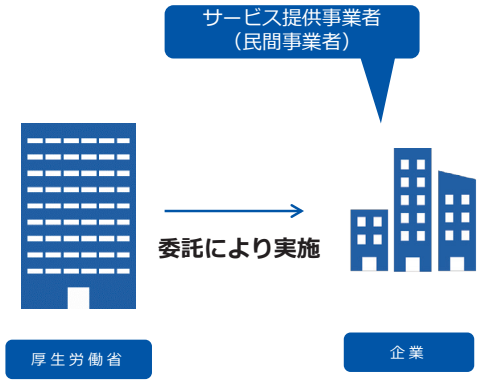
○　EMISは災害医療における情報収集を担っているが、ユーザーインターフェイスの向上やデータを収集/分析する機能の充実、他システムとのデータ連携方法の確立等の課題を指摘されている。一方で、旧EMISについては機能追加のたびに大規模な改修・保守契約を委託事業者から請求され、コスト面や迅速な機能提供に関して大きな課題となっており、日常的な業務に必要な機能改善が十分に実現していない。また、平時における基本情報の収集を担うG-MIS（医療機関等情報支援システム）との連携が重要。

○　EMIS後継システムを必要な機能ごとに分解し、G-MISへの一部機能の統合や、既存ローコーディング・ノンコーディングツールを可能な限り組み合わせて再構築された状態で令和６年10月より新EMIS（EMIS代替サービス）の提供を開始する。本要求はこのうち、G-MISと新EMISとのデータ連携、IDaaS環境（総合認証環境）等の構築及びランニングコスト、本サービスにかかるコールセンター運営費用を要求するものである。

2 事業概要・スキーム



3 実施主体



➢医療施設等の防災・減災対策、ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ・災害支援ナース体制の整備・強化

拡充 推進枠 災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備事業

医政局地域医療計画課（内線4130）

1 事業の目的

令和７年度概算要求額　9.2億円（8.0億円）※（）内は前年度当初予算額

○　この事業では、災害派遣医療チーム(DMAT)の各種研修を実施し、DMAT隊員の養成、技能維持や資質向上を図る。また、大規模災害発生時には複数の被災都道府県や災害拠点病院等の関係機関と連携して、広域でのDMATの運用調整等を行う。

○　令和４年の改正医療法により、DMATの養成・登録の仕組みが法定化され、新興感染症への対応を含め、DMATの体制を強化していく必要がある。DMAT事務局は災害発災直後に迅速に被災都道府県に入り、被害状況に応じた活動の調整を行う必要があり、DMAT事務局の拡充を行う。

○　特に災害時には被災地内で活動する複数のDMAT等の医療チームがIT技術を活用しながら、体系的に被災状況を収集し、情報を共有できる体制を迅速かつ効率的に構築することが肝要であり、DMAT事務局内にITやデータサイエンス専門のチームを整備し、災害時のデータに基づく支援の強化を行う。

○　また、平成29年に当省と米国福祉保健省とで締結された協力覚書を基に日米DMAT連携が開始され、令和５年度には、日米DMAT連携について新たに協力覚書を締結し、以降、合同研修や訓練を行い海外からの医療チームの受援体制を検討してきたが、継続的な受援体制の構築には事務局のさらなる拡充が必要である。

○　さらに、近年、頻発する大規模災害や感染症の蔓延に対し、地域としてのレジリエンス強化には災害や感染症等の危機管理のリーダーとなる専門人材を養成する仕組みが必要であることから、DMAT事務局の災害対応や感染拡大等を通じて得たノウハウを活かし、人材育成を行うとともに、DMAT事務局の体制を強化する仕組みを構築する。

2 事業の概要

○　ＤＭＡＴ事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付

①ＤＭＡＴ隊員養成研修
（ＤＭＡＴ隊員養成研修、感染症対応研修等）の企画・実施
②大規模地震時医療活動訓練・ＤＭＡＴ地方ブロック訓練
③災害急性期対応研修
④災害医療調査
⑤ IT・データサイエンス専門チームによる情報共有体制の構築
⑥J-SPEED電子カルテ運用
⑦DMAT連携等国際受援
⑧災害等危機管理専門家養成コース

3 実施主体

◆委託により実施（国立病院機構本部、兵庫県災害医療センター）

4 事業実績

◆ DMAT研修修了者数：17,674人（令和６年４月１日）

拡充内容

①ＤＭＡＴ隊員養成研修
○　新規の隊員養成数の増加に伴い要するDMAT隊員養成研修の枠数の拡大

⑤IT・データサイエンス専門チームによる情報共有体制の構築
○　IT及びデータサイエンスの専門人材の人件費
○　以下の業務を行うために必要な事務運営
・実災害時の情報収集及び共有体制の支援
・災害時に医療分野で稼働するシステムの調整

⑦DMAT連携等国際受援
○　以下の業務を行うために必要な事務運営
・実災害時の海外医療チームが行う活動の支援
・海外医療チームとの会議・研究や訓練等の企画・運営

⑧災害等危機管理専門家養成コース
○　当該コースの履行者に係る人件費
○　2年間のコースであるが、希望者は1年追加できる
○　必要に応じて、国立感染症研究所でも研修可能

拡充 推進枠 DPAT体制整備事業（DPAT事務局）

医政局地域医療計画課（内線2771）

令和７年度概算要求額　69百万円（64百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

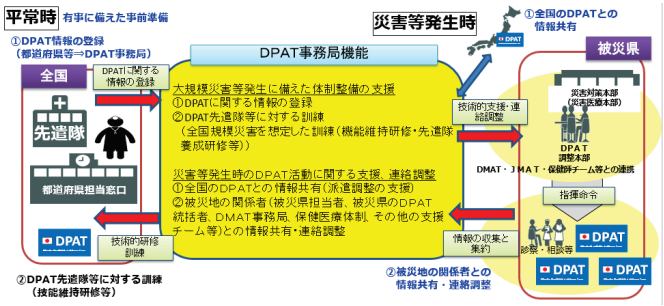
○　災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時においては、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時においては、全国のDPAT活動に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
○　DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大時においては、感染症の専門家やDMAT等と連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行うなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
○　このため、自然災害及び今後の新興感染症等の感染拡大時に対応するため、DPAT事務局運営経費の予算を増額し、体制を拡充する。
○　また、有事の際に対応できるDPAT先遣隊員を養成するための先遣隊研修、養成した先遣隊への技能維持研修の回数を増やすために、予算を増額し、DPAT先遣隊の体制を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

○　DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
①　DPAT事務局運営経費（平常時）
（人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費 等）
②　DPAT活動に係る技術的支援
（都道府県の行うDPAT研修への講師派遣　等）

拡充内容

③　DPAT隊員養成研修経費
（DPAT先遣隊研修、技能維持研修、感染症対応研修 等の企画・実施）
④　DPAT事務局運営経費（災害等発生時）
（先遣隊派遣調整、全体管理、人件費、謝金　等）



3 実施主体等

・　厚生労働省が選定した委託事業者が実施
（令和６年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会）

4 事業実績

DPAT先遣隊研修修了者：1,116名（令和６年４月１日時点）

拡充 推進枠 DPAT養成支援事業

医政局地域医療計画課（内線2771）

令和７年度概算要求額　29百万円（25百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　平成23年の東日本大震災における精神保健医療活動支援を通じて、指揮命令系統の改善、被災精神科医療機関への支援の強化等の課題が明らかとなり、平成25年度に「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の仕組みが創設され、同年度よりその養成が開始されている。
○　災害が発生した場合には被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。また、精神科医療機関の被災状況、それに伴う入院患者の搬送、避難所での診療の必要性等、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握した上で、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を継続することが地方自治体に求められる。
○　災害時において、「被災地での精神科医療の提供」、「被災地での精神保健活動への専門的支援」、「被災した医療機関への専門的支援」等の役割を担う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」を整備することにより、災害等発生時の精神保健医療活動の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

○　地方自治体における「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」 の整備に対する支援を行う。
（１）運営委員会の設置等
行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、DPAT構成員の登録基準作成及び登録審査、研修・訓練の企画、活動マニュアルの作成、活動の評価、活動に関する情報交換等を行う。

拡充内容

（２）DPAT構成員に対する研修
DPAT構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術等の習得、スキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法等を目的とした研修を全都道府県で実施する。



3 実施主体等

（１）　実施主体　：　都道府県及び政令指定都市　（２）　補助率　：　１／２

4 事業実績

実施自治体数：41都道府県　７政令指定都市
※　令和５年度交付決定ベース

災害・感染症に係る看護職員確保事業

医政局地域医療計画課（内線4479）
医政局看護課（内線4166）

令和７年度概算要求額　56百万円（56百万円）※（）内は前年度当初予算額

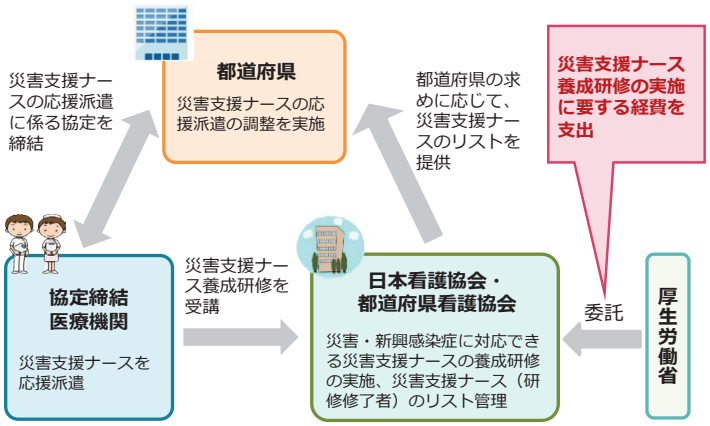
1 事業の目的

○　災害や新興感染症の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員の確保を図るためには、災害や新興感染症の発生時に他の医療機関等への応援派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成を推進して、リスト化するとともに、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制の整備が必要。

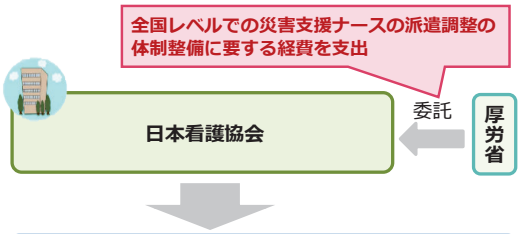
○　このため、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会において、災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成研修を幅広く実施して、リスト化を進めるとともに、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制を構築する。

2 事業の概要

1．災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成



2．全国レベルでの災害支援ナースの派遣調整の体制整備



大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合に、都道府県間の調整を通じて、全国レベルでの災害支援ナースの応援派遣調整を実施

※　全国レベルでの災害支援ナースの応援派遣調整の円滑な実施のため、病院団体によって構成される調整会議を設置。

➢災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）による災害対応の強化

拡充 推進枠　災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用した災害対応に係る支援体制の構築

大臣官房厚生科学課
災害等危機管理対策室
（内線3844）

令和７年度概算要求額　54.3百万円（37.1百万円）【うちデジタル庁計上:50.7百万円、厚生労働省計上:3.6百万円】※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

・　災害時の医療・保健・福祉等に関する情報を統合し、災害に関する情報を必要な関係者に迅速に提供することにより、災害対応関係者（国、自治体等）の災害対応等に関する意思決定を支援。

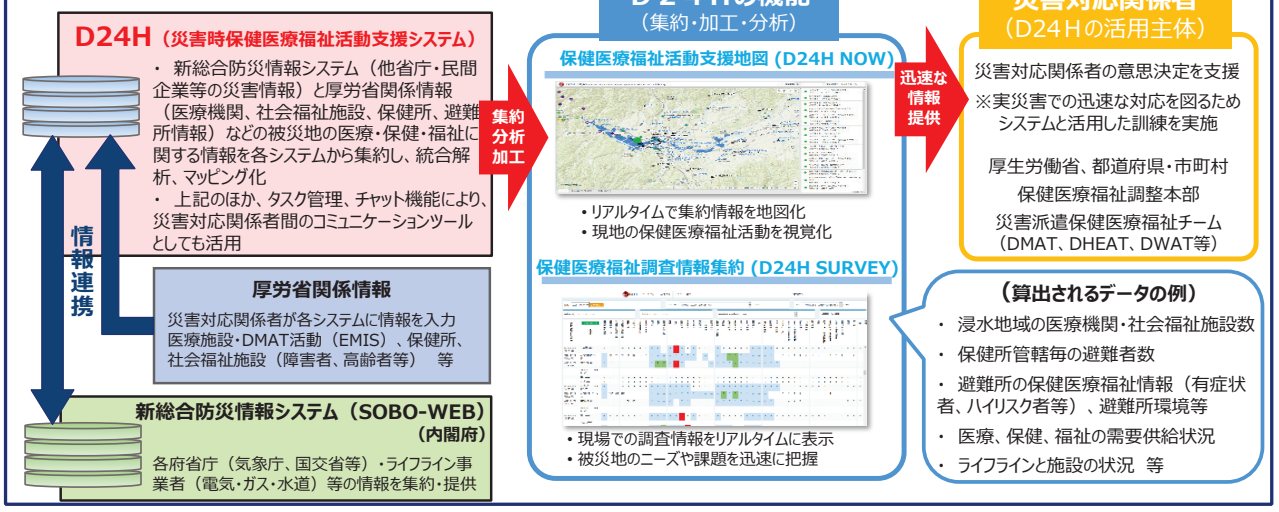
・　能登半島地震での教訓を踏まえ、在宅避難者（要配慮者）の地域単位での把握、福祉避難所の設置状況の把握等のため必要な改修を行うほか、発災当初からの円滑な運用に向けて訓練の充実を図る。

2 事業の概要

・　災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）のシステムの運用
⇒平時：定期的なデータの更新作業、自治体・各種災害支援チーム（DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT等）でのシステムを活用した訓練の実施、システム改修
⇒災害時：情報の集約・情報提供、入力サポート

実施主体：国

3 事業スキーム・実施主体等



○国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
➢「ＵＨＣナレッジハブ」の設置を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（ＵＨＣ）の達成に向けた関係国際機関等への拠出、薬剤耐性（ＡＭＲ）対策に関する研究開発等の推進

新規 UHCナレッジハブにかかるWHOオフィス準備的組織の設置（世界保健機関（WHO）拠出金）

大臣官房国際課（内線7303）

令和７年度概算要求額3.8億円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

●2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会談で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」（全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態）の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
●G7広島首脳コミュニケ（2023年５月）において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
●これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするため、WHO・世界銀行等の関連機関と協力して UHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置する予定。
●設置に向けて、WHOがWHOオフィスの準備的組織を立ち上げる予定。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



●「UHC ナレッジハブ」は、WHOや世界銀行等の協力を得て人材育成・知見収集を行う世界的な拠点。令和8年度の本格稼働を目指し、まず、令和７年度にWHOが東京都内にWHOオフィスの準備的組織を設置する。

実施主体：世界保健機関（WHO）
拠 出 先 ：世界保健機関（WHO）

新規 UHCナレッジハブにかかる会議等の開催

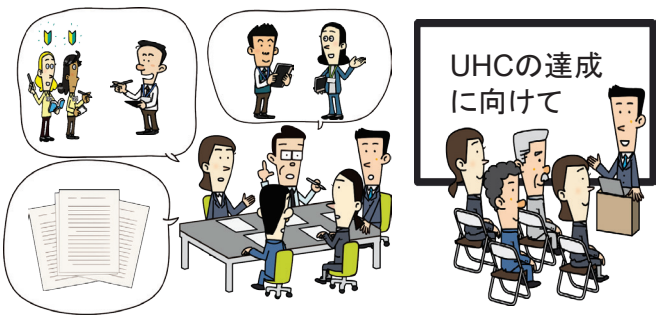
大臣官房国際課（内線7303）

令和７年度概算要求額95百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

●2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会談で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」（全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態）の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
●G7広島首脳コミュニケ（2023年５月）において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
●これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするため、WHO及び世界銀行等の関連機関と協力して UHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置する予定。
●「UHCナレッジハブ」の運営に関しては、WHO及び世界銀行の連携が重要であり、日本政府が両者の円滑な協働を促進するための「調整部会」を設置、実施する予定。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



●UHC ナレッジハブの本格稼働に向けた、日本政府、WHO、世界銀行の三者間での準備や稼働後の調整等のため、令和７年度に日本政府、WHO、世界銀行の三者から成る調整部会を開催する。
●UHC ナレッジハブで実施する事業の検討・調整や三者間での連携方法について協議する。
●世界におけるUHCの達成に向けた推進力を持続させ、UHCナレッジハブの活動にも活かすため、関係機関のハイレベルを参集するハイレベルフォーラムを開催する。

実施主体：国（委託事業）

感染症流行対策イノベーション連合（ＣＥＰＩ）拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

令和７年度概算要求額 7 .4億円（8.5億円） ※() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和5年度補正予算額74億円

●CEPI(Coalition for Epidemic Preparedness Innovations)は2017年１月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金。
●日本、ノルウェー王国、ドイツ連邦共和国、英国、欧州委員会、オーストラリア連邦、カナダ、ベルギー王国、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団、ウェルカム・トラスト等が拠出を行っている。
●平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、現在、新型コロナウイルスに対するワクチンの開発も支援している。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

第１期（2017-2021年）
活用予算　23億ドル
日本はこのうち2.2億ドル（約243億円）（全体の約10%）を拠出

・既知の感染症に加え、COVID-19 ワクチンの開発に拠出
・アストラゼネカ、ノババックス、モデルナの開発に貢献

第２期（2022-2026年）
目標増資額　35億ドル
日本は2022年３月８日のCEPI第２期増資会合にて
今後５年間で３億ドルの拠出を新たに行うことを表明

・次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間短縮
・新たなワクチン製造技術の開発
・エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発
・臨床研究ネットワークの構築→日本への裨益が期待される。
・日本からNECのAIを活用したプロジェクトが採択

実施主体 :CEPI
（感染症流行対策イノベーション連合）
拠 出 先 ：世界銀行

３億ドルの拠出を表明する後藤茂之厚生労働大臣（当時）



グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

令和７年度概算要求額1.5億円（2.5億円） ※() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

●GARDPは、新しい抗菌薬の研究開発と診断開発（Research & Development：R&D）を推進する目的で開始された官民パートナーシップを推進する非営利組織（本部：スイス・ジュネーブ。2016年５月設立。）。
●特徴として、WHOによる、薬剤耐性（AMR）に関するグローバルな戦略推進と、DNDi（顧みられない病気の新薬開発イニシアティブ）による専門知識活用の両者の強みを持つ。
●製薬企業等と連携して治療薬の開発（後期臨床試験）を実施。日本企業では塩野義製薬、エーザイ株式会社、武田薬品工業株式会社、第一三共株式会社と新規抗菌薬開発と薬剤耐性克服の研究開発プロジェクトを運営。
●従来の治療薬が効かない薬剤耐性菌感染症の流行を防ぐため、引き続き本事業の実施が必要。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

GARDPが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発（後期臨床試験）の支援を通じてAMR対策の推進に寄与するとともに、GARDPのガバナンスに日本人が関与しリーダーシップを発揮していく。



実施主体：グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）
拠 出 先 ：グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）

薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター（CARB-X）拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

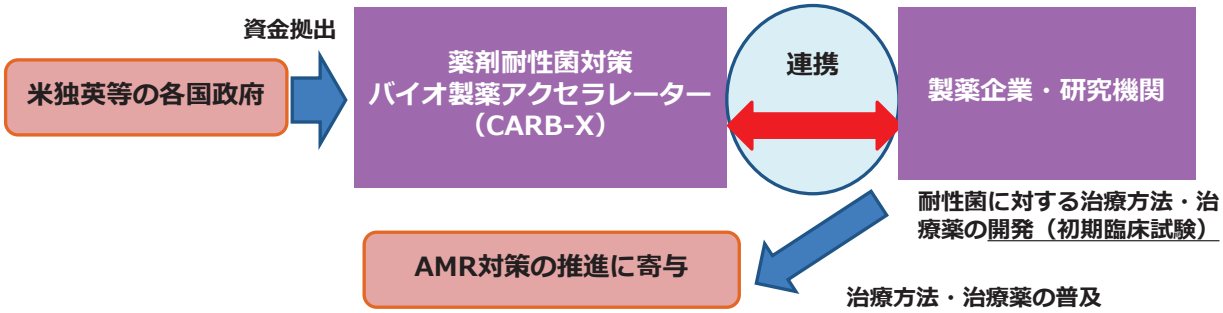
令和７年度概算要求額1.5億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

●CARB-Xは、薬剤耐性菌感染症の革新的な治療薬・診断法の研究開発を促進するため、2016年に設立された官民パートナーシップ。
●世界では、従来の治療薬が効かない多剤耐性菌等が蔓延しており、その対策への重要性は認識されているものの、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発が進んでいない。
●その中で、CARB-Xは製薬企業等と連携して治療薬の開発（初期臨床試験）の支援を行い、実績を上げているところ。これまでの連携企業の中には、日本企業が含まれており、本事業を通じて日本企業の研究開発も間接的に支援していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

CARB-Xが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発（初期臨床試験）の支援を通じてAMR対策の推進に寄与する。



実施主体:薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター（CARB-X）
拠 出 先：薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター（CARB-X）

➢開発途上国向けの医薬品研究開発及び保健システムの強化等の支援、諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進

新規 感染症対策に係る医薬品研究開発等支援事業（GHIT）

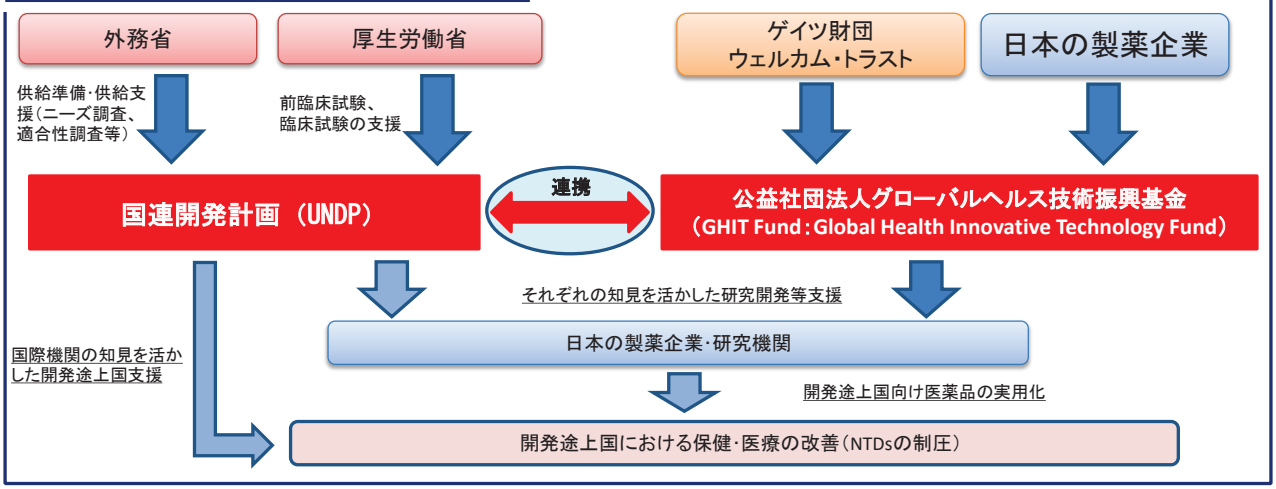
大臣官房国際課（内線7306）

令和７年度概算要求額1.0億円（－）※（）内は前年度当初予算額
※令和５年度補正予算：27億円

1 事業の目的

2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）において、顧みられない熱帯病（NTDs※）、結核、マラリア等の根絶等について明記されている。しかし、これら開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発は、先進国において需要が少ない等の理由で進んでいない。このため、日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かし、そうした開発途上国向けの医薬品研究開発を、ゲイツ財団等も含む官民連携で促進することにより、国際保健分野に貢献する。
※NTDs（Neglected Tropical Diseases）の例：　リーシュマニア症、シャーガス病、住血吸虫症　など

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



推進枠

大臣官房国際課（内線7303）

世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）拠出金

令和７年度概算要求額10億円（15億円）※（）内は前年度当初予算額

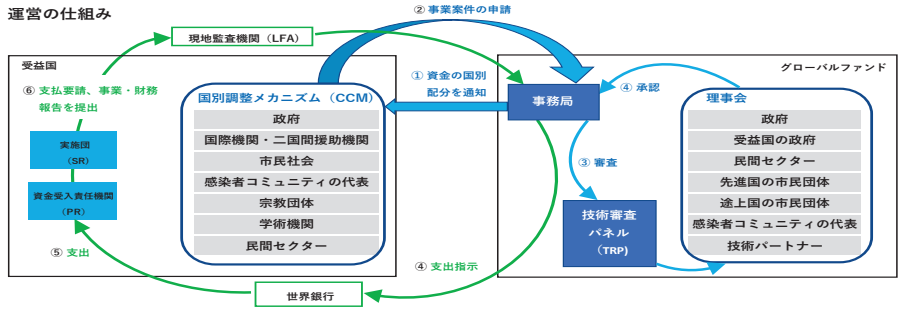
※令和5年度補正予算額165億円

1 事業の目的

●グローバルファンドは、途上国におけるエイズ・結核・マラリアの予防、治療、ケア等の対策を資金支援し、官民のパートナーシップにより、感染症抑制のためドナー国、財団、民間企業、ＮＧＯ等が結束して対処することを目的としている。
●2000年のＧ８九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年、ジュネーブに設立された官民連携パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

●途上国におけるエイズ、結核、マラリア（三大感染症）の予防、治療、ケアを実現し、促進するための事業や、三大感染症対策を効果的に実施するための強靱かつ持続可能な保健システムを構築するための事業に対して資金供与を行い、途上国の保健状態の改善に貢献する。
●2002年の設立以来、途上国における三大感染症対策が飛躍的に進展し、三大感染症から4,400万人以上の命を救済してきた。
●グローバルファンドの活動は、従来、ＨＩＶ／エイズ、結核、マラリアの三大感染症に特化した医薬品等の供与等を内容とする途上国支援であったため、外務省が拠出してきており、厚労省は拠出をしてこなかった。
●今般、2023年～2025年の第７次増資に向けてグローバルファンドは将来のパンデミックへの備えとしての保健システム強化を重点の一部として掲げたことから、将来のパンデミック対応等への活用を目的としたグローバルファンドの保健システム強化に拠出を行い、各国の保健制度の強化を図っていくことで、我が国への感染症流入防止を図る考えである。



実施主体:グローバルファンド（世界エイズ・結核・マラリア対策基金）
拠 出 先 ：グローバルファンド（世界エイズ・結核・マラリア対策基金）

推進枠

大臣官房国際課（内線7303）

Gaviワクチンアライアンス拠出金

令和７年度概算要求額1.5億円（１百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

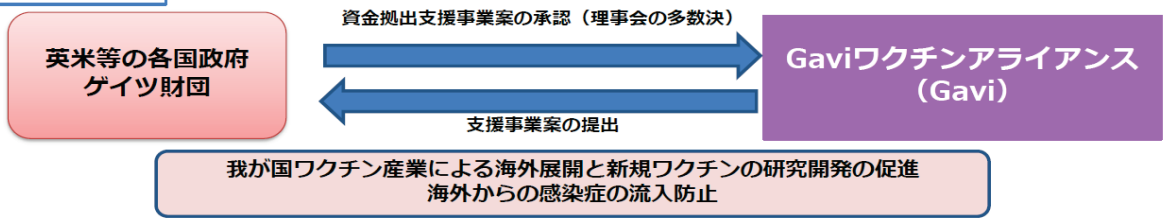
※令和5年度補正予算額27億円

Gavi※への拠出を通じて、Gaviが行う活動を支援することを目的としている。
※Gavi（Global Alliance for Vaccines and Immunization）とは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として、2000年にスイスで設立された官民パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○2021年からは以下を目標とし、活動を実施している（2021-2025年戦略目標）ので、Gaviへの拠出を通じて、その活動を支援する。
①ワクチンプログラム
乳幼児等へのワクチン接種（肺炎球菌等）、緊急時のワクチン備蓄（エボラ等）など
②予防接種制度への投資
遠隔地・紛争地域等を含む、ワクチン調達・配送網等の保健システムの強化（医療従事者の育成・確保、物流システムの整備等）など
③新型コロナウイルス感染症対策支援活動
ワクチンの事前買取制度等を通じた新型コロナウイルス感染症ワクチンの普及の促進　など
○2021-2025年の活動のため、我が国は３億ドルをプレッジ（2020年６月４日の第３次増資会合において総理表明）。

拠出のイメージ



我が国ワクチン産業による海外展開と新規ワクチンの研究開発の促進
海外からの感染症の流入防止

実施主体:Gaviワクチンアライアンス
拠 出 先：Gaviワクチンアライアンス

拡充 推進枠 医療技術等国際展開推進事業

医政局総務課医療国際展開推進室（内線4457）

令和７年度概算要求額　5.1 億円（4.4億円）※（）内は前年度当初予算額

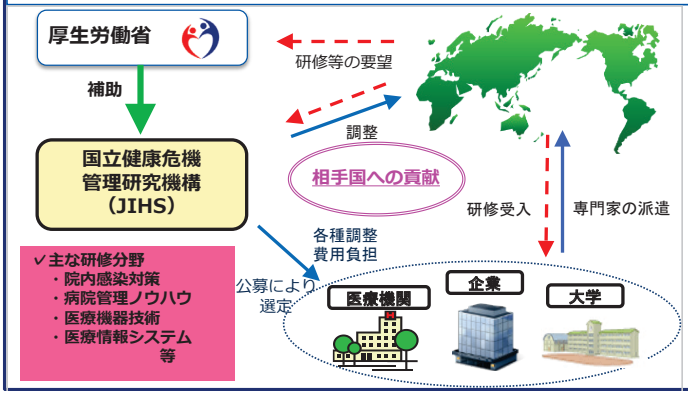
1 事業の目的

○ 我が国は国民皆保険制度の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題の一つ。
○ 厚生労働省では医療の国際展開のため各国保健省との協力関係樹立に尽力している。
○ 国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する専門家の相手国への派遣、相手国からの研修生受入れを通じ相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○我が国の医療の国際展開に向け、国立健康危機管理研究機構（JIHS*）が実施主体となり、
　①我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を有する専門家（医療従事者等）の諸外国への派遣
　②諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れによる研修
　を通じた相手国の医療人材の育成事業を実施する。
○TICAD９やグローバルヘルス戦略を踏まえて、主にアフリカにおけるネットワーク構築と研修を実施する。
　①JIHSの現地派遣局員を生かした現地と日本の医療機関・企業等とのネットワーク形成
　②現地の課題・ニーズの把握とニーズに即した研修の実施
○ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、グローバルサウスや東南アジアの保健医療水準の向上に資する取組を強化する。
○ウクライナ復興支援に向けた人材育成を実施する。

実施主体：JIHS
補助率：定額（10／10相当）



3 事業実績

✓ 2015年から世界で30ヵ国で実施。延べ**140,000人超**の医療従事者を育成

✓ 相手国の国家計画やガイドラインに採択、保険収載された我が国の医療技術：過去５年間（2018-2022）で　**計37例**

ベトナム
- EBUS技術料が保険収載　等

インドネシア
保健省により透析液に関する水質基準が策定　等

✓ 相手国での調達につながった製品・技術
過去５年間（2018-2022）で　**計68例**

ベトナム
- 超音波気管支鏡機器(3台)
- 補聴器(390台)　等

カンボジア:
- 血液検査装置(100台)

*JIHS：2025年４月、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合により、設立予定の組織

➢介護分野の好循環の実現を目指した、人材確保のための海外現地への働きかけの強化

拡充 推進枠 介護技能評価試験等実施事業

社会・援護局福祉基盤課（内線）2894

令和７年度概算要求額　8.0億円の内数（5.6億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　本事業は、介護分野における特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うもの。
○　特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう５年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定められており、これを受けて、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数が記載されている。
○　令和６年度から５年間の特定技能の受入れ見込数を踏まえ（※）、令和７年度の特定技能試験（介護技能評価試験・介護日本語評価試験）の試験会場の拡充などを行う。
※　特定技能制度の令和６年度から令和10年度末までの受入れ見込数は、これまでの５万900人から13.5万人へ大きく増加。

2 事業の概要

1．介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施
➢試験方式
　コンピューター・ベースド・テスティング（ＣＢＴ）方式
➢試験実施対象国
　日本国内（47都道府県）フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ、ベトナムにおいて実施中（令和６年３月末現在）
※　日本国内及び海外12ヵ国で試験を実施してるところ、海外の試験地や試験会場の拡充などを行う。

2．試験実施に必要な業務の実施
➢試験実施対象国の試験会場の手配
➢試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備
➢カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
➢試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題ＣＢＴ化の業務　など

3 実施主体等

◆ 実施主体：試験実施機関　◆ 補 助 率 ：定額　　◆主な対象経費：試験会場借料費、試験会場における業務委託料　など

拡充 推進枠 介護の日本語学習支援等事業

社会・援護局福祉基盤課
（内線）2894

令和７年度概算要求額　8.0億円の内数（5.6億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 介護サービスの質の向上という観点から、介護福祉士資格を外国人介護人材に取得してもらうことは重要。特に平成31年から導入された人手不足対応を制度趣旨とする特定技能については、５年の間に介護福祉士国家試験に合格し、国家資格を取得しないと帰国しなければいけない仕組みであるため、現在、日本の介護現場で働いている方に対するより一層の支援を進め、資格を取得させ、日本の介護現場でより長く働けるようにすることが重要。

○ このため、令和６年度より、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限がない在留資格「介護」の取得を促す取組を実施している。

○ 在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応や、国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための定着支援を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを地域の資格取得支援機関へ横展開を行うことで、外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図る。

2 事業の概要

○ 外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取組を実施。

1．介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等
　➢外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。

2．学習教材の作成
　➢外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。

3．外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施
　➢技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。

4．介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催
　➢外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義及び演習等を行う。

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習WEBコンテンツ



特定技能評価試験学習テキスト



外国人のための介護福祉士国家試験一問一答



外国人のための介護福祉士専門用語集



○ **上記取組に加え、地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズなど、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるために必要な取組に対する支援メニューを盛り込むことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。**

※支援メニューの例

・外国人介護人材の資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関への支援
（外国人介護人材の資格取得支援講座を実施していない各地域の課題などを把握するとともに、当該地域の資格取得支援機関に対して、カリキュラムの策定や講師選定に係る助言など資格取得支援講座開催に向けた支援を行う。）

・各地域の資格取得支援機関との情報提供体制の構築
（外国人介護人材の資格取得支援講座の開催に必要となる知識・ノウハウや、関係機関との連携体制の構築に向けた工夫等の共有を行う会議を実施する）

3 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体　◆ 補 助 率 ：定額　　◆主な対象経費：WEBコンテンツの開発・運用費、講習会会場における業務委託料　など

拡充 推進枠 外国人介護人材に対する相談窓口・巡回訪問の体制拡充
外国人介護人材受入促進のための情報発信の拡充

社会・援護局福祉基盤課
（内線）2894

令和７年度概算要求額　外国人介護人材受入・定着支援等事業 8.0億円の内数（5.6億円の内数）
外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業 1.2億円（0.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、これまでも外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施、EPA介護福祉士候補者や特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施している。また、日本の介護現場において就労を希望する外国人介護人材の受入れを促進するため、海外で日本の介護をＰＲすること等により、外国人介護人材の確保に向けた取組を行っている。

○ 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」において、国が行う取り組みとして、「巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行う」とされていることを等を踏まえ、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口や巡回訪問の体制強化を行う。また、日本の介護現場に新たに来てもらうための対策として、日本から帰国した外国人介護労働者のネットワーク化を通じた外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化を図る。

2 事業の概要

「Japan Care Worker Guide」の運営　海外向けのオンラインセミナーの開催







○ 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取り組みに加え、太字部分の取組を実施。

1．情報発信（ WEBやSNS を含む）
　➢介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。

2．【拡充】日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）
　➢日本で就労経験のある帰国者（外国人介護労働者）を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人によるSNS等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。

3．相談支援の実施
　➢外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。
　【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口の体制を強化するため、相談窓口を担当する職員を増員する。

4．巡回訪問等の実施
　➢EPA介護福祉士候補者及び特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。
　【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、巡回訪問を担当する職員を増員する。



5．その他の相談支援等
　➢協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。

3 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体　◆ 補 助 率 ：定額　　◆主な対象経費：オンラインセミナー開催に向けた海外での事前準備・調整に係る費用、相談窓口・巡回訪問に係る人件費　など

新規 推進枠

外国人介護人材獲得強化事業（地方自治体への補助事業）

社会・援護局福祉基盤課
（内線）2894

令和７年度概算要求額　1.2億円（－）　※（）内は前年度当初予算額

１ 事業の目的・概要

○　「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和５年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）において、「必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める」とされている。

○　海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、都道府県と連携し海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う（外国人介護人材の日本の介護現場への受入れを促進するための対策）。

２ 事業のスキーム・実施主体等

【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】
○　国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。

ア　送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
　外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ　海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
　外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ　海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
　更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するＰＲ、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

エ　その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

【補助率】　国2/3、県1/3
【主な対象経費】海外の送り出し機関との関係構築に向けた事前準備・調整に係る費用、日本の介護に関するプロモーション費用　など

【補助金の流れ】



新規 推進枠

外国人介護人材定着促進事業（地方自治体への補助事業）

社会・援護局福祉基盤課
（内線）2894

令和７年度概算要求額　1.1億円（－）　※（）内は前年度当初予算額

１ 事業の目的・概要

○　「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和５年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）において、「必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める」とされている。

○　外国人介護人材の中には、日本語をまだ上手に話すことができない状態で入国する方がおり、今後さらに増加が見込まれる外国人介護人材が介護現場で就労する際、言葉の壁は外国人・受入事業所双方にとって大きな課題である。

○　そのため、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する（外国人介護人材が日本の介護現場で長く働いてもらうための対策）。

２ 事業のスキーム・実施主体等

【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】
○　外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア　外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進
　外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ　その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

【補助率】　国1/2、県1/4、受入事業所等1/4
【主な対象経費】ツール等の購入費・保守サポート費、ツール等導入に関する研修開催費　など

【補助金の流れ】



〇次なる感染症危機に備えた体制強化
➢国立健康危機管理研究機構の創設による感染症の情報収集・分析体制の強化、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備

新規 推進枠 国立健康危機管理研究機構に必要な経費

健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課（内線8315,8327）

令和７年度概算要求額　198億円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

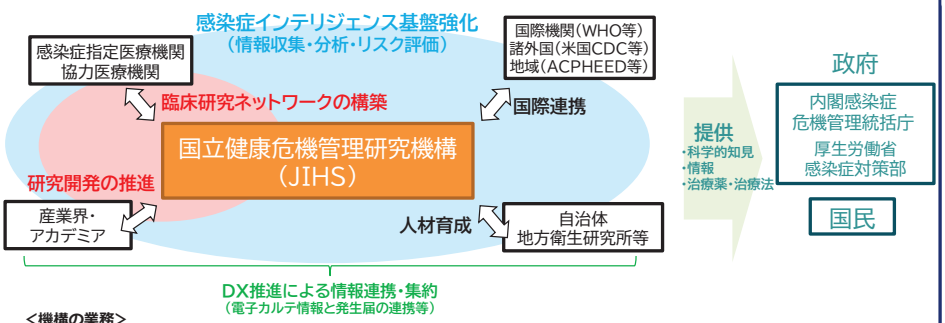
1 事業の目的

○　令和５年５月に国立健康危機管理研究機構法が成立し、**内閣感染症危機管理統括庁・厚労省感染症対策部に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」**として、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和７年４月に**国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security、略称JIHS）が設立**される。

○　**新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和６年７月２日閣議決定）**においては、次の感染症危機への備えをより万全にしていくため、JIHSが果たす役割として「**①情報収集・分析・リスク評価、②科学的知見の提供・情報発信、③研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ、④人材育成、⑤国際連携**」が求められている。

○　このため、令和７年度において、**JIHSにおける運営管理、研究開発、人材育成等の実施に必要**な予算を計上する。

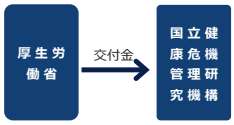
2 事業の概要・スキーム



<機構の業務>
●感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、これに密接に関連する医療を提供する。
●予防・医療に係る国際協力に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行う。また、国内外の人材の養成及び資質の向上を行う。
●感染症等の病原等の検索及び予防・医療に係る科学的知見に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。
●病原体等の収集・検査・保管及びその実施に必要な技術開発・普及等を行うほか、地方衛生研究所等に対し研修等の支援を行う。
●科学的知見を内閣総理大臣（内閣感染症危機管理統括庁）及び厚生労働大臣（感染症対策部）に報告する。
●上記のほか、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターの業務を引き継いで実施する。

3 実施主体等

○実施主体
国立健康危機管理研究機構
（特殊法人）
○設置根拠
国立健康危機管理研究機構法
○交付金
法39条に基づき、国が交付
○設立年月日
令和7年4月1日（予定）



➢感染症危機管理の強化に向けた人材育成等の推進

拡充 推進枠 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業

健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課（内線2384）

令和７年度概算要求額　1.5億円（0.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

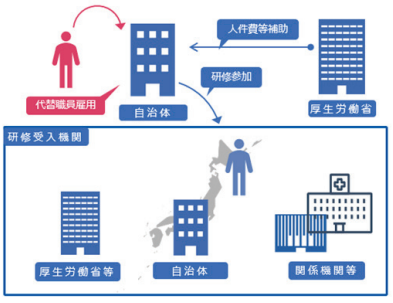
- 今般、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和６年７月２日 閣議決定）において「感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。」ことが明記された。
- このため、次なる感染症危機に備え、地方行政機関の感染症危機管理対応力の強化を図るため、感染症危機に対応できる高度な専門性、分野横断的な知識、関係機関との調整能力等を有するリーダーシップ人材を平時から育成し、有事において迅速に動員できるよう人材育成を推進する。
- 具体的には、保健所職員や都道府県職員等を対象に研修等を行い、次なる感染症危機に対応するための体制強化を図る。

2 事業の概要

令和７年度は、令和６年度事業を踏まえ研修プログラムの更新及び受け入れ人数増を行う。

【主な事業】
（１）様々な職種の感染症又は行政の知識・経験を有する研修生を自治体から受入れ、人材育成プログラムを実施する。

（２）研修プログラムに参加する自治体のうち、研修生の代替職員を雇用する場合に人件費等の補助する。



プログラム内容（一例）
①座学的な研修プログラム
・ e-learning：感染症危機管理に必要な知識を学ぶ。
・対面研修　：ロールプレイやグループディスカッションを通じて、自己を見直し、理解を深める。

②実践的な研修プログラム
・感染症危機管理に関わる関連機関の役割や業務を知り、分野横断的な調整能力を身につける。

3 実施主体等

（１）国（委託事業）
（２）国　→　都道府県、保健所設置市、特別区　　補助率：１／２

➢平時からの計画的な個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄等事業

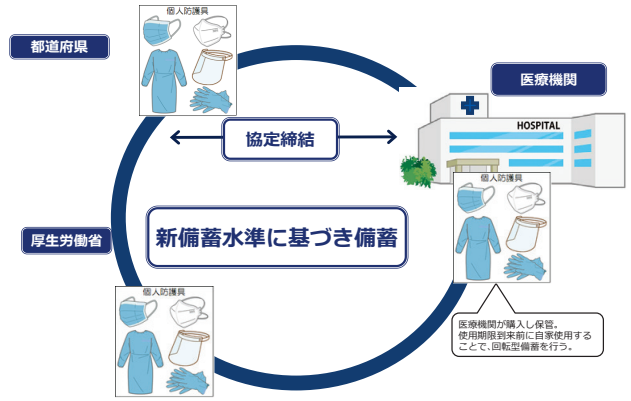
医政局 医薬産業振興・医療情報企画課（内線8294）

令和7年度概算要求額　40億円（40億円）※()内は前年度当初予算額　※令和５年度補正予算額　158.5億円

1 事業の目的

① 次の感染拡大時等に世界的需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、新備蓄水準に基づき、国、都道府県、医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進していく必要がある。
② このため、改正感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、医療機関による備蓄を求め、その備蓄量に応じて国の備蓄を行う必要がある（都道府県も別途必要量を備蓄）。
③ また、新備蓄水準を超過する分については、順次売却等を行うとともに、都道府県や医療機関の備蓄状況を含めた全体の備蓄量が適正化するまでは、これまでのコロナ対応で備蓄してきた国の備蓄物資の活用を行う。

2 事業の概要・スキーム



○ 感染症法改正において、協定締結による医療機関備蓄の確保も、都道府県の予防計画の記載事項に追加。個人防護具備蓄の計画的な積み上げを行うため、予防計画で具体的な目標（協定締結医療機関の8割以上2ヶ月分以上を備蓄することを推奨）を定める。
○ 国においても個人防護具を確保・備蓄し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、回転型で備蓄を運営。

<現行備蓄水準の見直し>

次の感染症危機に適切に備えるため、新型コロナに対処するための現行備蓄水準を見直す（新備蓄水準に移行）。
※ 感染症法改正で導入される医療機関備蓄については、協定締結の状況により備蓄量が変動し、また、全体の備蓄量から医療機関備蓄を差し引いて設定される都道府県、国備蓄も備蓄量が変動する。

<現行備蓄水準>

	医療用(サージカル)マスク	N95マスク(DS2相)	アイソレーションガウン(プラスチックガウン相)	フェイスシールド(ゴーグル含)	非減菌手袋
備蓄量全体	3.8億枚	3,900万枚	1.1億枚	3,400万枚	11.0億双(22億枚)

<新備蓄水準>（新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載）

	医療用(サージカル)マスク	N95マスク(DS2相)	アイソレーションガウン(プラスチックガウン相)	フェイスシールド(ゴーグル含)	非減菌手袋
備蓄量全体	3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚
うち国	1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚
うち都道府県	1億3,800万枚	1,070万枚	2,550万枚	1,390万枚	4億9,300万枚

※ 国及び都道府県においては、協定締結医療機関における備蓄量とあわせて上記の量を備蓄する。

平時からの計画的な備蓄体制の確保に向けた枠組み

○ **国及び都道府県による備蓄**
個人防護具については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条で、指定行政機関、地公体等に対し、政府行動計画に定めるところによる備蓄義務が規定されている。※感染症法改正で個人防護具の備蓄義務を明記。
○ **医療機関による備蓄**
改正感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、計画的な備蓄を推進。

3 実施主体等

国（、都道府県、協定締結医療機関）

○予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
➢「女性の健康」ナショナルセンターにおける診療機能の充実及び研究の推進、女性の健康相談支援体制の構築

拡充 推進枠 「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築・運営事業

大臣官房厚生科学課
国立高度専門医療研究センター支援室（内線2626）

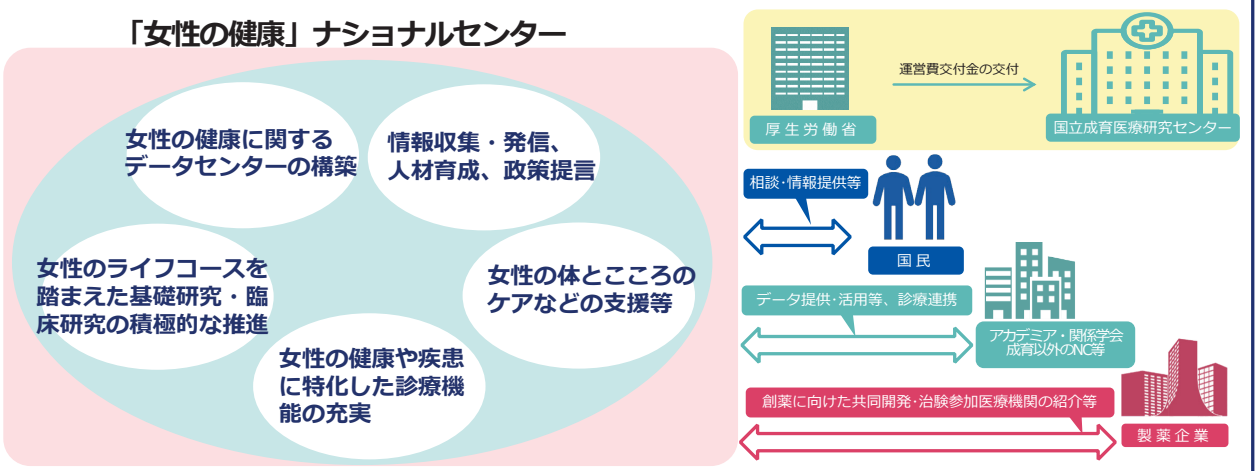
令和７年度概算要求額 9.9億円（7.0億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

女性は、ライフステージ毎に心身の状況が大きく変化することにより女性特有の健康課題などが生じるため、就労の継続等に影響を与えるなど、社会的・経済的な損失も発生している。このため、女性の健康や疾患について、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、病態の解明・治療・予防に向けた研究を推進するとともに診療機能の充実を図る。

2 事業の概要・事業スキーム・実施主体等

国立成育医療研究センターに設置する女性の健康ナショナルセンター（仮称）において、女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信等を行うために必要な経費について財政支援を行う。



女性が人生の各段階で様々な健康課題を有していることを社会全体で共有し、女性が生涯にわたり健康で活躍できる社会を目指す

新規 推進枠 女性の健康相談支援体制構築事業

健康・生活衛生局健康課（内線２３９６）

令和７年度概算要求額　97百万円（－百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性の健康については、若年期、性成熟期、更年期、老年期と、ライフステージにより女性ホルモンの分泌状態が劇的に変化し、男性とは異なる心身の変化を生じることを踏まえ、生涯にわたりライフステージ毎の特性に応じた支援が求められる。
- 特に、近年の課題として、女性ホルモンの変動に伴い誘発されやすい女性特有の症状や疾患に加え、妊娠・出産の機会減少に伴い、月経回数の増加を経験することによる健康への影響や、働き盛りの時期に訪れる更年期症状、平均寿命の延伸に伴う老年期の長期化などに対応していく必要がある。なお、更年期症状については、令和３年度に実施した厚生労働省の調査では、症状を自覚している40歳代・50歳代男女のうち、日常生活に何らかの影響があると回答した者が３割、症状の自覚があるが医療機関を受診していない女性の割合は約８割となっている。
- 現在、自治体における相談、医療機関における診療等が行われているが、関係機関の役割分担や連携が必ずしも十分ではなく、こうした調査結果も踏まえ、住民の身近なところで、適切な受診勧奨を含めた相談支援を行う体制の充実が求められる。これまで厚生労働省では、更年期を含めた女性の健康について、情報発信サイトの運用などを通じて一般向けの普及啓発を進めてきたが、関係学会等の知見も踏まえた、相談支援を行う者を養成するための教育資材を開発することが必要である。加えて、オンラインの普及が進む中、女性の健康領域においても適切な活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

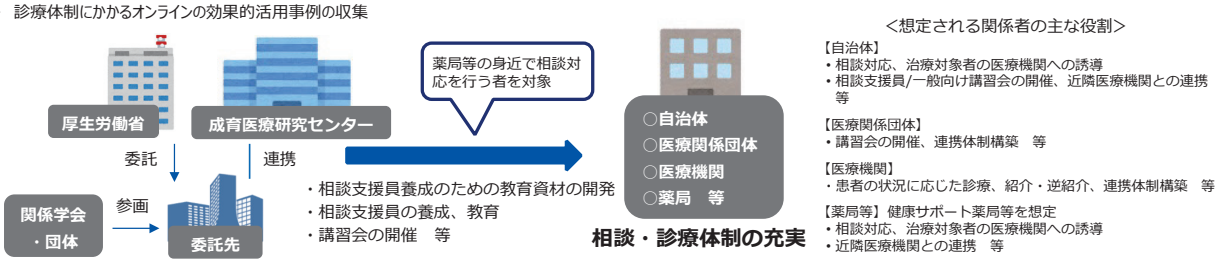
薬局等の身近なところで相談対応を行う者を養成するための資材、相談から適切な診療まで繋げるスキームを構築（実施主体：厚生労働省が選定した委託事業者）

- 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置が進められている「女性の健康ナショナルセンター」（仮称）や、女性の健康支援に関する関係者（自治体、医療関係団体、医療機関、薬局等を想定）と連携して、必要に応じて適切な受診勧奨が可能な女性の健康支援に関する相談支援体制を構築する。具体的には、以下の取組を行う。

＜共通事項＞
- 医療機関を含めた女性の健康支援に関するリソースを可視化した上での、現状の相談・診療体制の課題の整理、モデル構築

＜相談支援体制＞
- 従来から相談支援を行っている自治体に加えて、健康サポート薬局等の住民に身近な場所で相談支援を行う者（以下、相談支援員という。）を養成するための教育資材の開発
- 相談支援に当たる人員の養成、教育

＜診療連携体制＞
- かかりつけ医や、産婦人科及び、内科、精神科、整形外科等の様々な診療科が、患者の状態に応じて、連携して対応するための好事例の収集、モデル構築
- 診療体制にかかるオンラインの効果的活用事例の収集



＜想定される関係者の主な役割＞

【自治体】
・相談対応、治療対象者の医療機関への誘導
・相談支援員/一般向け講習会の開催、近隣医療機関との連携　等

【医療関係団体】
・講習会の開催、連携体制構築　等

【医療機関】
・患者の状況に応じた診療、紹介・逆紹介、連携体制構築　等

【薬局等】健康サポート薬局等を想定
・相談対応、治療対象者の医療機関への誘導
・近隣医療機関との連携　等

➢糖尿病性腎症の重症化予防事業、高齢者の保健事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などへの支援

拡充 糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援

保険局保険課（内線3544）

令和７年度概算要求額　66百万円（52百万円）※（）内は前年度当初予算額

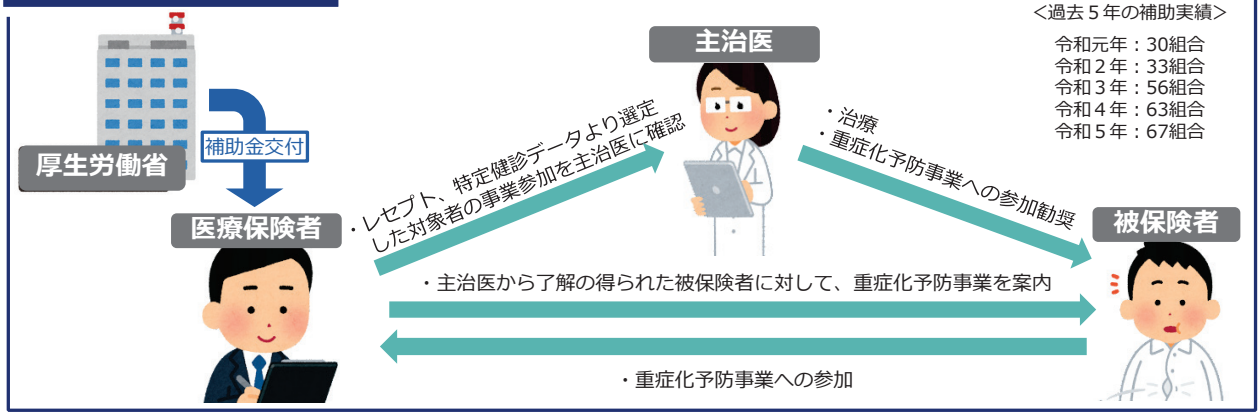
1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2023」（令和５年12月21日閣議決定）において、「生活習慣病予防と重症化予防の先進・優良事例の把握・横展開を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 令和６年度に改定された日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、引き続き取組を推進する。

2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための健指導等も補助の対象としており、これらの事業に取り組む医療保険者の増加を踏まえ拡充を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



＜過去５年の補助実績＞
令和元年：30組合
令和２年：33組合
令和３年：56組合
令和４年：63組合
令和５年：67組合

推進枠

国保保健事業の健康づくり・医療費適正化に向けた調査・分析等事業

保険局国民健康保険課（内線3255）

令和７年度概算要求額　50百万円（46百万円）※（）内は前年度当初予算額

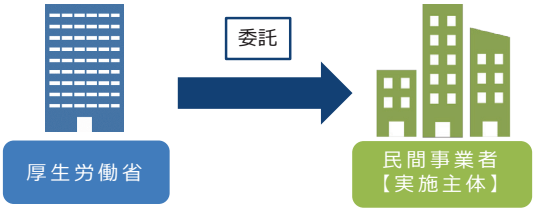
1 事業の目的

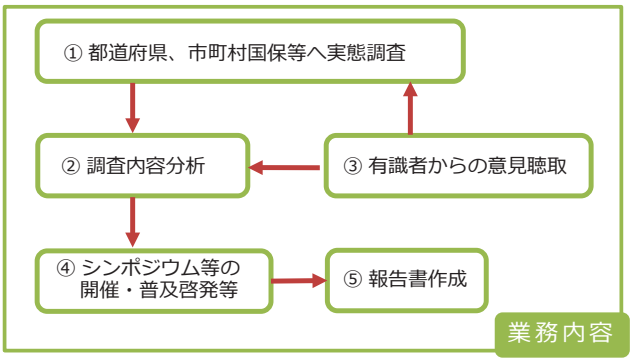
国保においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することが重要である。課題に応じた保健事業の実施により、健康の保持増進、生活の質（ＱＯＬ）の維持及び向上が図られ、結果として、医療費の適正化に資するため、国から保健事業実施に係る財政支援等により、保険者の取組を推進している。

本事業では、保険者によりこれまで実施されてきた予防・健康づくりの取組内容の調査・分析等を行い、特定健康診査・特定保健指導の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、ＰＤＣＡサイクルに沿って運用される予防・健康づくりや医療費適正化に効果的な取組や課題を整理し、地域における保健事業の取組の充実・質の向上を目指す。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

・厚生労働省からの委託により、以下の業務内容を実施する。





拡充　推進枠

高齢者の保健事業推進に要する経費

保険局高齢者医療課（内線3190）

令和７年度概算要求額　43億円（41億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　高齢者の保健事業推進のため、健康診査及び歯科健康診査並びに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業について国庫補助を行うとともに、国保・後期高齢者保健事業のデータヘルスの標準化の一体的な事業検証を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①後期高齢者医療の被保険者に係る健康診査及び歯科健診事業　４１．１億円（４０．３億円） 増

・後期高齢者医療の被保険者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防等を図るため、広域連合が都道府県や市町村、都道府県医師会等と連携し実施する健康診査等について、国庫補助を行う。（補助率１／３）

【内訳】
健康診査　３２．５億円（３２．５億円）
歯科健診　　８．７億円（　７．８億円）増

②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業　１．０億円（１．０億円）

・令和２年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について、国保中央会及び国保連合会への国庫補助を通じて、全市町村での効率的・効果的な事業が実施されるように効果的な事例の横展開を図る。（補助率定額）

国保中央会：国保連合会による広域連合と市町村の保健事業実施に係る支援をサポート（研修開催やツール作成等）
国保連合会：広域連合及び市町村が一体的実施に取り組むための支援を実施

③国保・後期高齢者保健事業のデータヘルスの標準化の一体的な事業検証　０．８億円（　－　） 新

・国保・後期高齢者保健事業のデータヘルスの標準化について、標準化が進展しているモデル都道府県の国保・後期データを連結して分析することにより、事業の効果検証や課題の分析を行うとともに、取組の質を向上させる具体的な方策を検討する。

推進枠

予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施

保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室（内線3383）

令和７年度概算要求額　1.1億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

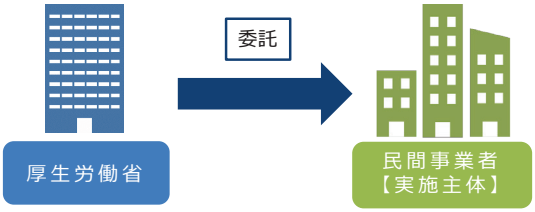
1 事業の目的

○ 令和２年度から令和５年度まで、保険者等によるエビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を促進するため、特定健診・特定保健指導などをはじめとした分野において実証事業を実施し、特定保健指導において、成果が出たことを評価する評価体系（アウトカム評価）を導入する等の成果を得てきた。また、保険者等における保健事業の計画等で活用できるよう、USPSTF(アメリカ予防医療専門委員会)やNICE（英国国立医療技術評価機構）でエビデンスに基づき推奨されている予防・健康づくりの取組や本邦での取組事例等からなるポジティブリストを作成してきた。

○ 今後も、予防・健康づくりに関する諸外国における質の高いエビデンスや国内での取組事例の収集等を通じて、ポジティブリストの質の向上やエビデンスのアップデートを継続的に行う。また、肥満の解消や生活習慣病予防等のための予防・健康づくりの取組についての実証事業を行う。

○ また、予防・健康づくりに関する大規模実証の成果等を踏まえて特定健診・特定保健指導の制度の見直しを行ったところであり、今後はこうした制度見直しの趣旨を発展させ、効果的・効率的に肥満・生活習慣病対策を行い、その他の予防・健康づくりの取組にも資するよう、関係学会と協働しつつ、エビデンスの整理や啓発を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



【業務内容】
- 諸外国のエビデンスに関する調査や国内事例の調査等を通じたポジティブリストの継続的なアップデートおよび保険者への提供
- 保健事業関係者への調査
- 実証事業の実施
- 事業や調査の分析
- 行動変容に資する普及啓発のための資材作成
- 報告書作成

など

○認知症施策の総合的な推進
➢「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づく、認知症の人に関する理解の増進、認知症バリアフリーの推進、社会参加の確保等に関する認知症施策の推進

共生社会の実現を推進するための認知症基本法等に基づく施策の推進（全体像）

老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3973）

1 事業の目的

令和７年度概算要求額　**148**億円（**134** 億円）※ 左記（）内は前年度当初予算額

令和6年１月に施行された「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

2 事業の概要

※ （）内は前年度予算額　※金額については、再掲を含む

① 認知症の人に関する国民の理解の増進等　主な予算【77百万円の内数(73百万円の内数):認知症サポーター等推進事業、認知症普及啓発等事業】
○認知症サポーター等の養成　○認知症への理解を深めるための普及・啓発

② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進　主な予算【91.9億円の内数(91.6億円の内数):認知症普及啓発等事業、認知症総合支援事業、認知症総合戦略推進事業】
○チームオレンジの整備　○広域的な認知症高齢者の見守りの推進　○認知症の人と家族への一体的支援の推進　○認知症バリアフリーの推進
○認知症本人・家族に対する伴走型支援拠点の整備

③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等　主な予算【91.4億円の内数(91.1億円の内数)　:認知症総合戦略推進事業、認知症総合支援事業】
○認知症本人のピア活動の推進　○認知症カフェへの支援　○若年性認知症支援体制の拡充

④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護　主な予算【97億円の内数等＋17.7億円（他局計上分）（ 97億円の内数等＋11.4億円（他局計上分））
○地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化　:地域医療介護総合確保基金の人材分等】

⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
主な予算【199.8億円の内数(199.4億円の内数)：認知症疾患医療センター運営事業、認知症介護研究・研修センター運営事業、認知症総合支援事業、地域医療介護総合確保基金の人材分等】
○地域での認知症医療提供体制の拠点の支援　○認知症初期集中支援チームの設置　○認知症ケアに携わる人材育成の為の研修
○認知症介護研究・研修センターの運営

⑥ 相談体制の整備等　主な予算【86億円の内数（86億円の内数）　:認知症総合支援事業】
○認知症ケアパス　○認知症地域支援推進員の設置

⑦ 研究等の推進等　主な予算【17.1億円(14.3億円)：認知症研究開発、認知症政策研究事業】
○認知症研究の推進等

⑧ 認知症の予防等　主な予算【1.6億円(ー)：認知症政策研究事業】
○共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクト

⑨ 地方公共団体に対する支援　主な予算【1.6億円（ー）：認知症施策推進計画の策定支援事業、認知症施策推進計画の策定促進事業】
○認知症施策推進計画策定支援事業

⑩ 国際協力　主な予算【44百万円（23百万円）:大阪・関西万博における認知症に関する情報発信事業】
○大阪・関西万博の展示等の情報発信

拡充 認知症総合支援事業（地域支援事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3973）

令和７年度概算要求額　86億円の内数　（86億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会活動参加のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。

（推進員の業務内容）

・状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を図るための取組
・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組
・そのほか、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上を図るための支援、認知症グループホームなどでの在宅生活継続のための相談・支援、認知症カフェ等の設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問、認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業に関する企画及び調整　等

（補助対象）　※下線は7年度拡充分

・認知症地域支援推進員が、若年性認知症コーディネーターと連携し、若年性認知症の人への対応を行った場合に、その事務に要する経費を補助する。
・認知症地域支援推進員等が、夜間・休日等の時間外に認知症の人等からの相談や対応に応じた場合やオンライン機器を活用して相談や対応を行った場合等に、それらの事務に要する経費を補助する。
・自治体において専任の認知症地域支援推進員（定年退職した介護施設・事業所の認知症介護指導者、育児や介護のためのフルタイムで勤務するのが難しい地域包括支援センターに勤務していた社会福祉士等を想定）を新たに配置する際の経費を補助することを可能とする。

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村
【負担割合】：１号保険料23／100、国38.5／100、都道府県19.25／100、市町村19.25／100
【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

拡充 専任で配置する認知症地域支援推進員について（認知症総合支援事業）

認知症施策に関する全ての取組が、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて推進されることが重要であり、「新しい認知症観」に立ち、推進員が認知症の人や家族の意見に耳を傾け、本人視点に立ち、認知症施策を推進していくことが重要

市町村における認知症地域支援推進員の適切な配置の必要性

現状の認知症地域支援推進員の課題

・他の業務と兼務している推進員が多いなど、地域の認知症の人やその家族と向き合うことができていない。

○　市町村に配置されている推進員の合計は、8,509人
うち、専従の推進員は、825人（推進員全体9.7%）

○　自治体における実際の推進員の配置状況
・　指定都市A市（高齢者人口約41万人）
　…推進員３名配置（うち、専従２名）
・　中核市B市（高齢者人口約６万人）
　…推進員１名配置（うち、専従１名）
※ 認知症施策・地域介護推進課調べ

主として、指定都市、中核市、一般市等の高齢者人口が多い市町村が地域の実情に応じて、専任の認知症推進員を新たに配置する際の経費を補助することを可能とする

専任の認知症地域支援推進員を配置することで、認知症の人と向き合う機会が増える



認知症の人等



認知症地域支援推進員

専任の認知症地域支援推進員を新たに配置することで地域で期待される役割

・認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発を行う取組
・認知症ケアパスの定期的な見直しや周知により、認知症の人又は家族等を含めた地域住民に対して必要な情報を提供する取組
・ピアサポート活動・本人ミーティングのサポート・認知症の人の本人発信のための日常生活のサポート等により、地域の認知症の人本人の発信支援の拡大を行う取組
・状態像にかかわらず、認知症の人の意向を十分に尊重し、認知症の人や家族の個別の相談支援（時間外の相談やオンライン機器の活用を含む）を行うとともに、認知症の人のアドボケートを行う取組
・若年性認知症支援コーディネーターと適切に連携し、若年性認知症の人の支援を行う取組（生活課題と就労等や企業との連携）

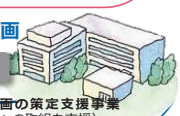
市町村において認知症施策推進計画を策定する際に、認知症の人や家族の意見が反映しやすくなる効果



自治体の相談窓口の設置

②認知症施策推進計画の策定促進事業
（自治体の計画策定を支援）

認知症施策推進計画



自治体

③認知症施策推進計画の策定支援事業
（自治体の計画策定への取組を支援）

新規 推進枠

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3973）

令和７年度概算要求額　1.6億円（ー）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

現在策定中である政府の認知症施策推進基本計画を検討する関係者会議において、認知症の人が基本的人権を有する個人として認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」に立って施策を推進することの重要性が議論されている。今後、基本計画の策定後に、認知症施策推進計画の策定に着手する自治体が増加していくことが見込まれるが、その際、多くの自治体で実効性のある計画が策定されるためには、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施することが極めて重要であり、これらに要する経費など、自治体において計画を策定する際の準備にかかる経費について補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①認知症施策推進計画の策定支援事業　介護保険事業費補助金　（令和７年度概算要求額）1.3億円

自治体が、あらゆる年齢の認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費についての補助を実施。

（対象事業例）
- 地域住民が、新しい認知症観や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会開催
- 認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置　・認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価するため取組
- 地域の企業が認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症の人や家族等への理解を深めるための勉強会開催
- 地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進を支援するための経費　・地域版認知症希望大使の活動にかかる経費

【実施主体】都道府県、市町村　【補助率】国（定額）　※１自治体あたり　都道府県500万円・市町村200万円

②認知症施策推進計画の策定促進事業　認知症施策推進計画策定支援事業費（令和７年度概算要求額）0.3億円

認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で、認知症施策推進計画を策定（準備）する際の相談窓口を設置し、併せて、認知症施策推進計画の策定に関する自治体向けの情報交換会や勉強会等を開催し、策定促進に向けた支援を実施。

また、自治体の計画策定の際に参考となるよう、認知症基本法や国が策定した認知症施策推進基本計画の理念や内容等について周知を図るとともに、認知症基本法において認知症施策に関する国際協力が位置づけられていることから、基本法や基本計画について世界に向けての情報発信も行う。

【実施主体】民間団体等（委託により実施）



➢認知症の早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会環境の整備等に対する研究等の推進

新規 推進枠

認知症政策研究事業 共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3871）

令和７年度概算要求額　1.6億円（ー）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症については、早期発見・早期介入が重要であるが、認知症の早期診断のためのスクリーニング検査（アプリを用いた認知機能検査や血液バイオマーカー等）は複数存在し、早期発見・早期介入のフローは確立していないため、早期発見後、MCI（軽度認知障害）や軽度の認知症の人の居場所、予防的介入などの支援体制の構築が求められている。また、アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬が登場しているが、認知症の原因は複数あり、アルツハイマー病以外の者や、抗アミロイドβ抗体薬適応外の者がいるため、適切な診断の後の対応（本人や家族へのフォロー）が特に重要である。
- こうしたことから、本人及び家族の視点を重視した望ましい早期発見・早期介入の仕組みについて、大規模な実証プロジェクトを立ち上げ、診断のための検査の実施とその追跡調査を行うことで、早期発見・早期介入モデルを確立する。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

- 本実証プロジェクトに賛同する自治体（10～20自治体を想定）において、希望者が無料で認知症の診断のためのスクリーニング検査等を受けられ、診断後は認知症疾患医療センター等と協力し、本人・家族支援（地域包括支援センターや通いの場などの居場所や予防的活動））につなげられる体制を構築する。

- 認知症の兆候の早期発見後、速やかに診断や支援につながるよう、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センターなど、地域における認知症の医療・介護の連携システムを活用し、シームレスな支援が提供される早期発見から早期介入までの一貫した支援モデルの確立、手引き作成により、全国に普及啓発を推進することができる。

【スキーム・実施主体】

国 → 補助（10/10） → 研究者/民間事業者等

○がん対策、循環器病対策等の推進
➢効果的・効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、ＨＰＶワクチン等の普及啓発の促進

新規 推進枠 子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業

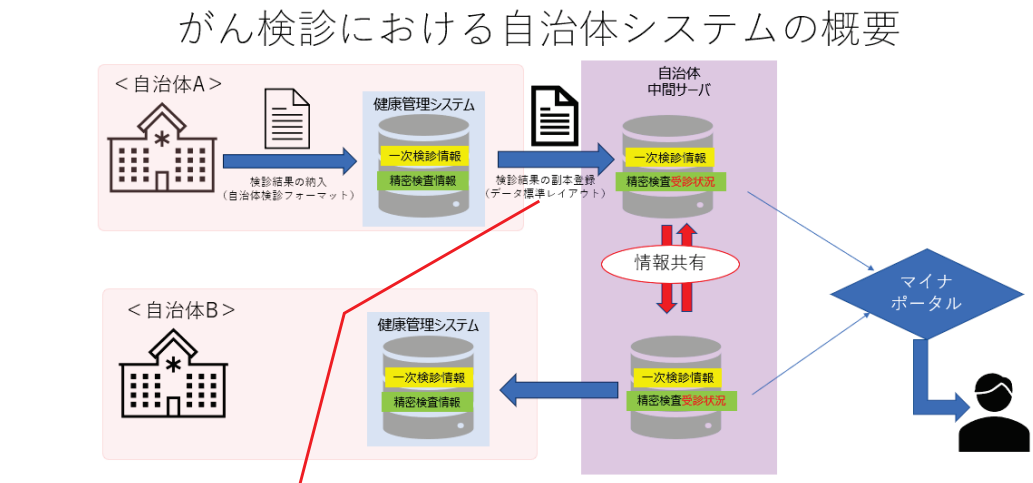
健康・生活衛生局がん・疾病対策課（内線3827）

令和7年度概算要求額　9.5億円（－）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

HPV検査単独法は、令和６年４月１日から国が推奨する子宮頸がん検診として指針に位置づけられ、体制が整備された市区町村から順次導入可能となる。HPV検査単独法の受診歴はマイナンバー連携の対象となる情報であることから、各市区町村は、マイナンバー連携を可能にするため、健康管理システムを改修する必要があり、システム改修に要する経費について補助するもの。

2 事業の概要・スキーム、事業主体等



がん検診の結果をマイナポータルで閲覧するため又は自治体中間サーバを使って自治体が情報の提供を求めるため、データ標準レイアウトを改版して検査結果情報をサーバに副本登録する必要があり、データ標準レイアウトの改版に適合させるための健康管理システムの改修が必要となる。

拡充 推進枠 HPVワクチン等に係る普及啓発事業

健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課（内線2998）

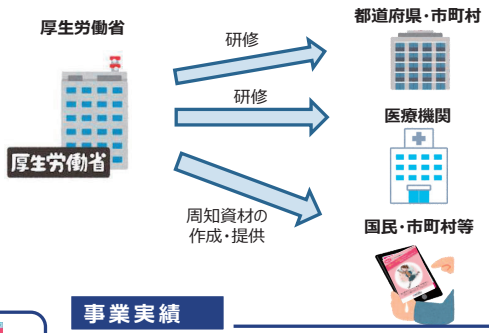
令和７年度概算要求額　34百万円(31百万円)　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 定期接種のワクチンや予防接種に関する被接種者等からの照会や相談に丁寧に対応するため、リスクコミュニケーション対応を含む自治体の職員向け研修や医療機関向け研修、国民への普及啓発が継続的に求められている。
- 特に、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについては、令和４年度より積極的勧奨を再開したところであるが、同ワクチンの認知・認識に関する調査において同ワクチン接種対象者の36.1%、母親の14.4%が同ワクチンについて「知らない」と回答しており、令和6年度のキャッチアップ接種終了後も自治体や医療機関において被接種者やその保護者への丁寧な説明が不可欠である。
- また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和６年７月２日閣議決定）において、「国は、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、ワクチンの役割や有効性及び安全性（中略）等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。」を踏まえ、HPVワクチン以外の定期接種のワクチンについても周知方法や内容について検討する必要がある。
- このため、HPVワクチン等の定期接種のワクチンについて、被接種者や保護者等がワクチンの安全性・有効性等について正しい理解の上で接種を判断できるよう、普及啓発の強化を図るとともに、被接種者等からの照会や相談に適切に対応するため、自治体職員や医療機関向けの研修を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績

●事業内容
自治体の予防接種担当者や医療従事者が被接種等に正しく丁寧な説明や対応ができるよう研修を実施するほか、普及啓発のための資材を作成する。
（１）検討委員会の設置
以下（２）～（４）について、効果的に進めるため、有識者による検討委員会を設置する。
（２）実態把握等の実施
以下（３）（４）やその他予防接種行政等にかかる実態把握を実施する。
（３）自治体職員向け研修、**医療機関向け研修（説明会）【拡充】**
HPVワクチン等の定期接種に関する説明会を実施する。
（４）国民への普及啓発【拡充】
最新のワクチンに関する情報、副反応に関する情報など定期接種を受ける方（保護者）向けの資材を作成する。
●経費の性質
本省経費（庁費類）



実施主体等
厚生労働省（委託事業）

委託事業


研修（説明会）


リスクコミュニケーション啓発資材

事業実績
- 自治体職員向け説明会の開催（１回）
- 医療機関向け説明会の開催（１回）
- 普及啓発資材の作成および改訂（HPVワクチンに関するリスクコミュニケーション啓発資材、周知広報のための資材）

➢脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築

拡充 脳卒中・心臓病等特別対策事業

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
（内線2359）

令和７年度概算要求額　2.6億円（1.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

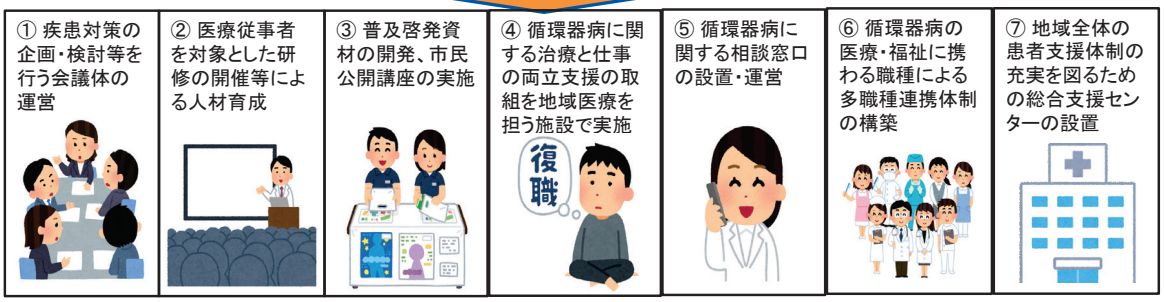
- 脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下、単に「循環器病」という。）対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県は、「循環器病対策基本法」第11条第1項に基づき、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定することとされている。
- 本事業は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づき、都道府県において、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、循環器病対策を推進するために必要な経費である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【事業創設年度：令和3年度 、補助先：都道府県、補助率：1/2】

【事業内容】
都道府県が策定した都道府県計画の各種目標等の実現・達成のために以下の事業を実施する。

① 都道府県循環器病対策推進事業
② 循環器病医療提供体制の促進等に資する事業
③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業
④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業
⑤ 循環器病の相談に資する事業
⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業
⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業
　→ 設置個所数の増25府県→37都道府県



➢リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（ＣＫＤ）対策の推進

リウマチ・アレルギー疾患対策の推進

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
（内線2359）

令和７年度概算要求額　11 億円（ 10億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○アレルギー疾患対策については、「アレルギー疾患対策基本法」及び「アレルギー疾患対策基本指針」に基づき、各種施策の着実な推進を図る。
○リウマチ疾患対策については、平成30年11月に取りまとめられた厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ等対策委員会報告書に基づき、各種施策の着実な推進を図る。

2 事業の概要

アレルギー情報センター事業

① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成
② リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催　等

令和７年度概算要求額
42百万円（42百万円）

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築
② アレルギー疾患医療の診断等支援
③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業
④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業　等

令和７年度概算要求額
58百万円（56百万円）

リウマチ・アレルギー特別対策事業

① 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催
② 医療提供体制の整備
③ 正しい知識の普及啓発
④ 関係者の人材育成　等

令和７年度概算要求額
69百万円（69百万円）

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

① 都道府県拠点病院等における両立支援コーディネーターの配置
② 治療と仕事の両立に係る計画の策定及び支援　等

令和７年度概算要求額
39百万円（38百万円）

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

① 免疫アレルギー疾患政策研究事業
② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業（医薬品PJ，ゲノム・データ基盤PJ，疾患基礎研究PJ）　等

令和７年度概算要求額
9.2億円（7.8億円）

※主な事業実績【アレルギー情報センター事業における令和5年度リウマチ・アレルギー相談員養成研修会受講者数：1,285名】

慢性腎臓病（ＣＫＤ）対策の推進

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
（内線2359）

令和７年度概算要求額　2.3 億円（ 2.0億円 ）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○平成30年７月にとりまとめられた「腎疾患対検討会報告書」や令和５年10月にとりまとめられた当該報告書に係る「中間評価と今後の取組について」に基づき、重症化予防のための普及啓発や病診連携体制の構築等、慢性腎臓病（ＣＫＤ）対策の推進を図る。

2 事業の概要

腎疾患対策費

- 腎疾患対策検討会報告書に基づく腎疾患対策推進に関する情報提供　等

令和７年度概算要求額
3百万円（3百万円）

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業

- 患者等一般向けの講演会等の開催
- 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
- ＣＫＤ診療に関わる医療機関情報の収集と提供
- 慢性腎臓病（CKD）診療連携構築事業の実施　等

令和７年度概算要求額
35百万円（35百万円）

慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業

- 慢性腎臓病（ＣＫＤ）の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置
- 健康保険組合等と連携した受診勧奨を実施するために必要な支援
- 企業・産業医等に対して研修会などの実施による周知を図るなど連携・協力体制の構築
- 多職種連携による療養指導等の実施　等

令和７年度概算要求額
21百万円（21百万円）

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- 腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築
- 災害時の透析医療確保に資する研究
- 腎臓をターゲットとした診断法・治療法の研究開発　等

令和７年度概算要求額
1.7億円（1.4億円）

※主な事業実績【慢性腎臓病（CKD）特別対策事業令和5年度実施自治体数：45自治体】

○肝炎対策の推進
➢肝炎患者等の重症化予防の推進

肝炎患者等の重症化予防の推進

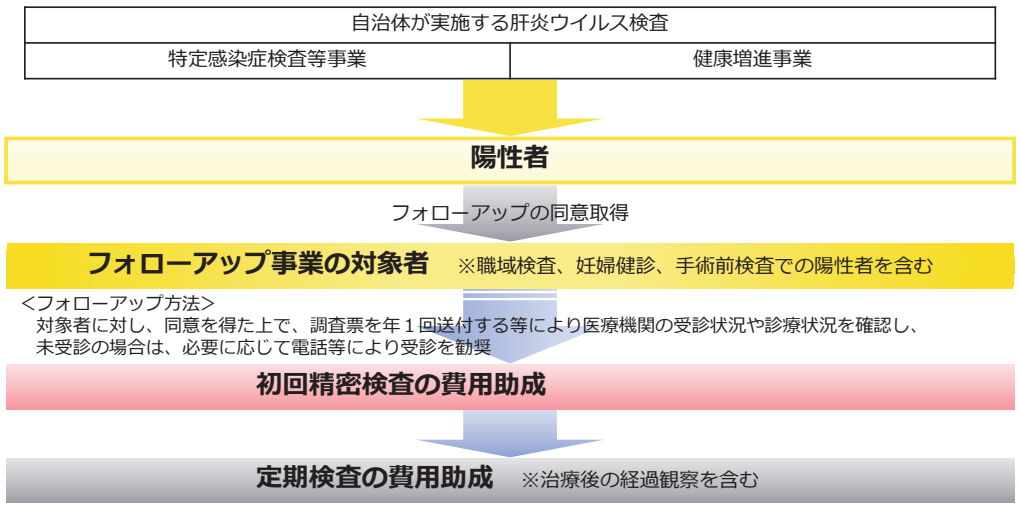
健康・生活衛生局
肝炎対策推進室（内線2948）

令和７年度概算要求額　39億円（39億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、
ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



◆事業実績（令和４年度実績）
Ｂ型肝炎ウイルス検査：786,219人　Ｃ型肝炎ウイルス検査：776,202人　初回精密検査費用の助成：751人　定期検査の費用助成　3,073人

➢肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

推進枠 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

健康・生活衛生局
肝炎対策推進室（内線2904）

令和７年度概算要求額　14億円（14億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変は、予後が悪く長期の療養が必要となる等の特徴があることから、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指したガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成３０年１２月開始）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ **B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者**が、
・年収約３７０万円以下（※）で、
・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療の医療費について、**高額療養費の限度額（※）を超える月が過去２年間（24ヶ月）で２月以上ある場合、**
当該２月目以降の医療費について、自己負担額が１万円となるよう助成。
なお、２月目以降（助成が行われる月）については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要がある。

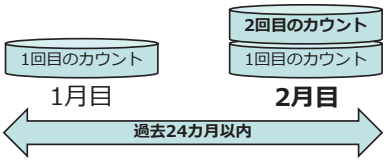
(※)年齢・所得区分ごとの高額療養費の限度額

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割 75歳以上 1割又は2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 Ⅱ		8,000円	24,600円
住民税非課税 Ⅰ			15,000円

※1：多数回該当44,400円（12月以内に4回目以上）
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円 後期高齢者2割負担の方については令和７年９月末まで配慮措置あり

○ 実施主体：都道府県（補助率１／２）



※令和６年４月より、高額療養費の限度額を超える月数の要件を緩和
過去１年間（12ヶ月）で３月以上　⇒　**過去２年間（24ヶ月）で２月以上**

○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進
➢難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

推進枠 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

健康・生活衛生局
難病対策課（内線2355）

令和7年度概算要求額　1,658億円（1,607億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者等への医療費助成等を行うなど、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（1）難病患者等への医療費助成の実施
➢ 指定難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。
（主な事業）難病医療費等負担金／令和7年度概算要求額：1,291億円／実施主体：都道府県、指定都市／補助率：1／2 ／実績（令和4年度末時点の支給認定者数）：104万人

（2）難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実
➢ 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。
（主な事業）難病相談支援センター事業／令和7年度概算要求額：6.7億円／実施主体：都道府県、指定都市／補助率：1／2

（3）難病の医療提供体制の構築
➢ 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。
（主な事業）難病医療提供体制整備事業 ／令和7年度概算要求額：5.7億円／実施主体：都道府県／補助率：1／2

（4）小児慢性特定疾病対策の推進
➢ 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。
（主な事業）小児慢性特定疾病医療費負担金　／令和7年度概算要求額：178億円／実施主体：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率：1／2
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金／令和7年度概算要求額：9.2億円／実施主体：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率：1／2

（5）難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進
➢ 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発（遺伝子治療、再生医療技術等）等に関する研究を行う。
（主な事業）難治性疾患政策研究事業　／令和7年度概算要求額：18.0億円
難治性疾患実用化研究事業／令和7年度概算要求額：102.1億円

➢移植医療対策の推進

拡充 推進枠 移植医療対策の推進

健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室（内線2363）

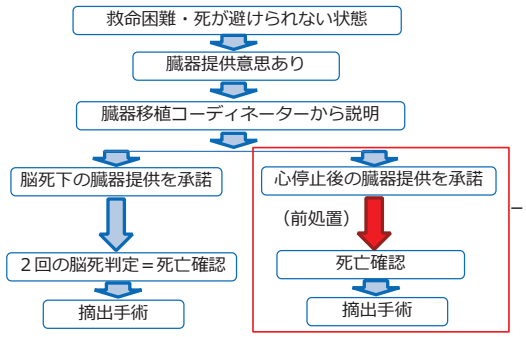
令和７年度概算要求額　41億円（35億円）※（）内は前年度当初予算額

地域密着型の臓器提供あっせん体制の強化　6.2億円（3.8億円）

1 事業の目的

●令和６年度は、（公社）日本臓器移植ネットワークのコーディネーターを増員したこともあり、過去最高の水準で脳死下臓器提供が実施されている。
●一方、心停止後臓器提供を希望する患者は一定数存在するものの、心停止のタイミングや臓器摘出までの待機期間が予測できないなど、移植関係者の負担が大きいため、提供希望者の意思に対応できておらず、その提供数は年々減少傾向にある。
●心停止後でも提供可能な腎臓・膵臓・眼球の移植希望者数は全体の約９割にのぼるため、**心停止後臓器提供の推進も喫緊の課題**である。
●心停止後臓器提供は、コーディネート期間が予測できず、コーディネーター等関係者を遠方に派遣する際の負担が大きいことから、**臓器あっせん機関の地域オフィスを拡充**するなど、地域密着型のあっせん体制を強化することにより、コーディネーターの負担を減らしつつ、脳死下臓器提供及び心停止後臓器提供の増加に対応できる体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



心停止の時間が未定であり、関係者の負担が大きい

【現在】
・東京本部から全国の臓器提供施設へコーディネーターを派遣

【体制強化後】
・地域オフィスにコーディネーターを配置し、最寄りの地域オフィスから派遣
・各地の院内コーディネーター等も活用



○実施主体等：臓器あっせん機関
（補助率：定額（10/10相当））

○歯科保健医療の推進
➢健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進

拡充 推進枠 8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和７年度概算要求額　13億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
○令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
○また、「骨太の方針2024」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1．8020運動推進特別事業
歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。　【実施主体：都道府県】補助率：１／２相当定額
１）8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
２）8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
　ア　歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
　イ　歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
　ウ　その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業
【事業実績】
　2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所、 5年度46箇所

3．歯科口腔保健支援事業
国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。
【実施主体：株式会社　等】
・歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
・マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
・セミナー、シンポジウム等の開催等



2．都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】
「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。
【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率　：１／２相当定額
１）口腔保健支援センター設置推進事業
【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度 49箇所、 5年度 53箇所
２）口腔保健の推進に資するために必要となる事業
Ⅰ　歯科疾患予防等事業
　①　歯科疾患予防事業
　②　歯科健診事業**【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】**
　　<標準事業例>歯科健診事業（個別・集団）、医科健診等への歯科健診同時実施事業、歯科疾患等簡易スクリーニング事業　等
　③　**歯科健診・クリーニング事業【新規】**
　④　食育推進等口腔機能維持向上事業
Ⅱ　歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業
　①　歯科保健医療推進事業
　②　歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
Ⅲ　調査研究事業
　①　歯科口腔保健調査研究事業
　②　多職種連携等調査研究事業
※旧Ⅲ　歯科口腔保健推進体制強化事業**（廃止）**
【事業実績】Ⅰ 2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所、 5年度388箇所
　Ⅱ 2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所、 5年度65箇所

拡充 推進枠 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）環境整備事業（全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業）

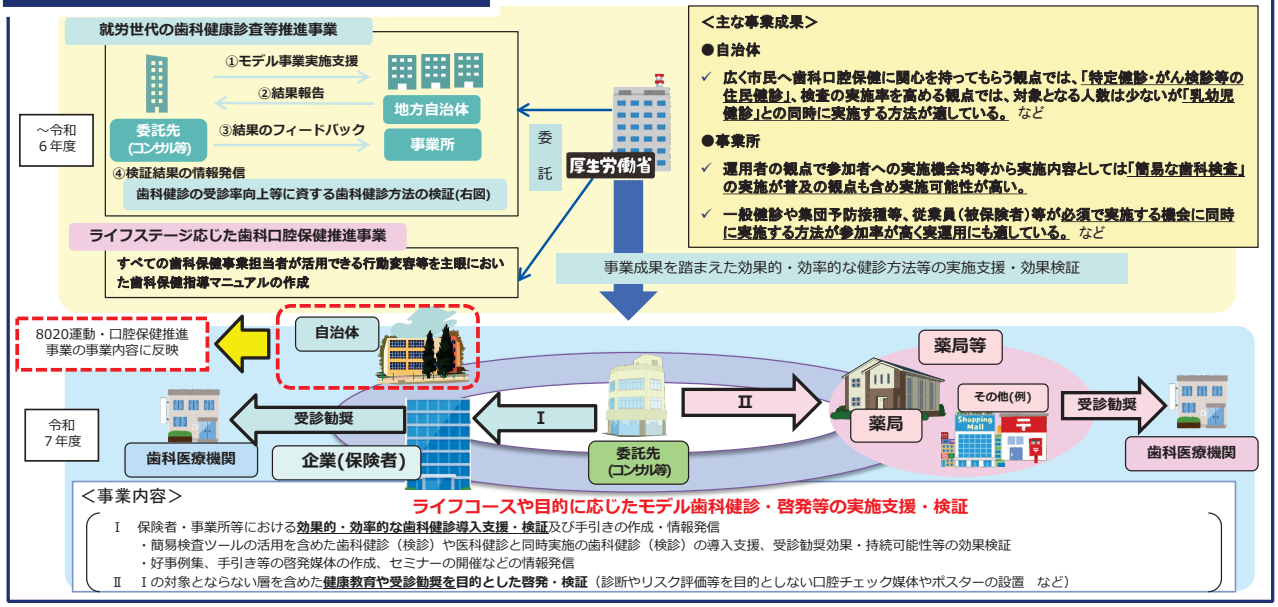
医政局歯科保健課（内線2583）

令和７年度概算要求額　5.7億円（3.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることに加え、「骨太の方針」において継続的に生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に関する内容が記載されていることから、特に就労世代中心に歯科健診の健診機会の確保等に取り組んでいるところ。
○ 令和７年度においては、これまでの各事業成果等を踏まえつつ、いわゆる国民皆歯科健診の実現に向けて集中的に環境整備に取り組むこととする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体



拡充 推進枠 後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業

保険局高齢者医療課（内線3190）

令和７年度概算要求額　8.7億円（7.8億円）※（）内は前年度当初予算額

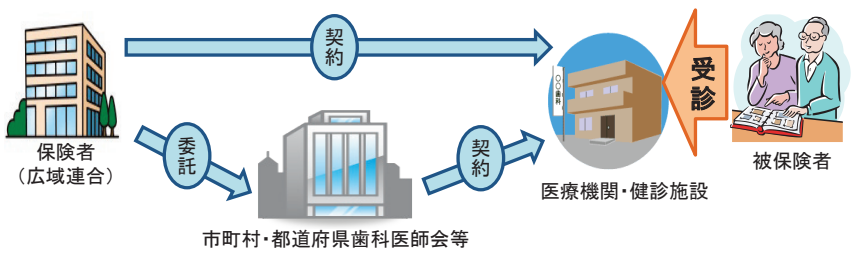
1 事業の目的・概要

○　歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、広域連合は歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施。
国は広域連合に対し国庫補助（増額）を行うことにより、歯科健診事業を推進。

○　健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、国（厚生労働省）において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。
〈例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30.10策定）〉咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）

○　市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

2 事業のスキーム



3 実施主体等

実施主体：広域連合
補助率：１／３
負担割合：国１／３、地財措置１／３
　　保険料１／３
事業実績：
実施広域連合数（受診者数）
令和3年度　４６（３６．３万人）
令和4年度　４７（４４．９万人）
令和5年度　４７（５１．４万人）

➢地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築

拡充 推進枠 歯科医療提供体制構築推進・支援事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和７年度概算要求額　3.2億円（2.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
◆「骨太方針2024」においても、「歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む」との方針が示されている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

① 歯科医療提供体制構築推進事業

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取組を補助する。
【実施主体：都道府県】補助率：１／２相当定額
【事業実績】５年度　１０都道府県

補助対象事業のイメージ（案）

・ＮＤＢ（National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース）やＫＤＢ（Kokuho Database; 国保データベース）等を活用した地域の歯科保健医療提供状況の状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制（医科歯科連携体制の構築等を含む）の検討

・病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討

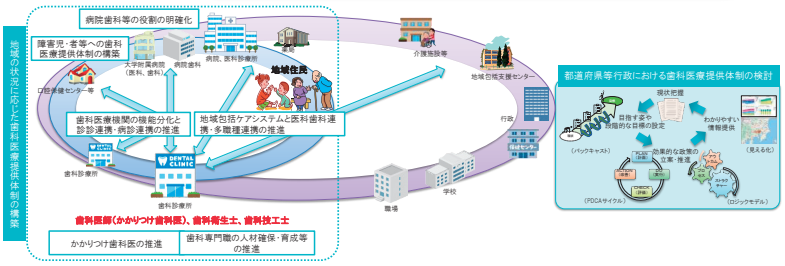
・口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築

・障害児者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築

② 歯科医療提供体制構築支援事業【新規】

歯科医療提供体制の構築のため、様々なパターンに応じたモデル事業を行う。
【実施主体：地域歯科医師会、大学等】補助率：１／２相当定額

<パターン例>
①歯科医療機関の機能分化と連携
例：へき地型モデル、偏在型モデル、
歯科医師育成（臨床研修と歯科専門医連動）モデル
②病院歯科等の役割の明確化　例：病院歯科型（後方支援型）モデル
③医科歯科連携・多職種連携　例：多職種連携型モデル
④障害児・者の歯科医療提供体制
⑤災害時の歯科医療提供体制　例：巡回診療車活用型モデル



新規 推進枠 歯科専門職業務普及啓発事業（歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業）

医政局歯科保健課（内線2583）

令和７年度概算要求額　1.5億円（－）※（）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額　２８百万円

1 事業の目的

◆我が国の歯科保健医療を取り巻く状況は、少子高齢化の進展や歯科疾病構造の変化により大きく変化し、歯科専門職の活躍の場は、**歯科診療所だけではなく、病院や在宅等にも広がっており**、多様なニーズに応え得る歯科専門職が求められている。

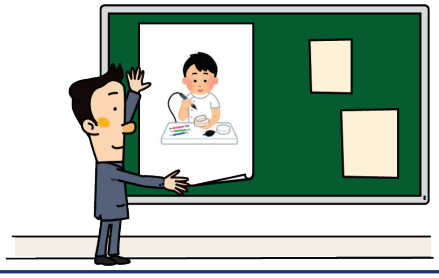
◆一方で、歯科専門職の業務の認知度が低いといった指摘があり、教育機関の入学者の減少等により、**将来の歯科保健医療を担う人材の確保や資質向上等が喫緊の課題**となっている。

◆「骨太方針2024」においても、「歯科専門職による口腔健康管理の充実　歯科医療機関・医歯薬連携を始めとする多職種間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応」と明記された。

◆本事業により、国民の歯科専門職の業務の理解を深め、教育機関への入学者の増加、ひいては良質な人材を確保する

2 事業の概要・スキーム、実施主体

これまで検討を踏まえつつ効果的な手法（広告やYouTube、ポスター等）を用いて、より人材確保につながる対象者に普及啓発を行うことにより、国民の歯科専門職の業務の理解を深め、教育機関への入学者の増加、ひいては良質な人材を確保することにより、**我が国の歯科保健医療の質の向上を図る。**
【実施主体：入札により選定した事業者】



〇食の安全・安心の確保
➢機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化

新規 推進枠

機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化

紅麹事案を踏まえた食品安全行政に関する体制強化

健康・生活衛生局食品監視安全課（内線4242、4241）

令和７年度概算要求額　3.8億円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 本年５月31日に、「紅麹関連性製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」がとりまとめられたところ。これにより、新たに、機能性表示食品等による健康被害情報の都道府県等への提供が義務付けられることとなり、都道府県等に提供される健康被害情報は大幅に増加し複雑化することが予想されることから、これまで以上に国と都道府県等の連携や、迅速な対応が求められる。そのため、制度改正の円滑な導入・継続的な実施を図るため、都道府県等や関係団体への十分な周知・徹底及び支援を早急に行う必要がある。
○ 都道府県等に報告された健康被害情報は、厚生労働省に集約し、必要に応じて国立医薬品食品衛生研究所等を活用しながら、「機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会」等で審議した上で、定期的に情報を公表できる体制の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（１）研修会の開催（８ブロック）【実施主体：国】

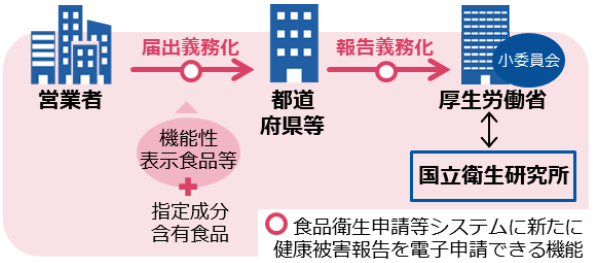
機能性表示食品等の健康被害情報の提供が義務化されることに伴い、都道府県等の役割が増加し、重要性も増すことから、都道府県等や関係団体等に対する研修を実施する。

①情報システム等研修：各ブロック１日間、年1回
・食品衛生申請等システムをつかった健康被害情報の電子申請等の方法。
・大規模な健康被害などの緊急時に国や関係都道府県等と連携する対応。

②食品衛生管理研修（実地研修）：各ブロック３日間、年2回
・都道府県等に対し、機能性表示食品等の安全確保に必要な食品衛生管理指導方法習得のため、機能性表示食品等の製造施設の視察や、視察を踏まえたHACCP計画の作成支援等を含む研修を実施する。

（２）小委員会の会議運営【実施主体：国（外部委託）】

健康被害情報の提供件数の増加による小委員会の開催頻度の増加が予想されるため、速やかに審議するための体制整備を行う。



（３）情報収集・分析方法の調査研究【実施主体：国（国立医薬品食品衛生研究所）】

諸外国で発生している健康被害情報を事前に収集し、日本国内で発生する前から分析方法を確立するための調査研究を行う。

新規 推進枠

食品衛生申請等システム改修経費

紅麹事案を踏まえた食品安全行政に関する体制強化

健康・生活衛生局食品監視安全課（内線4203、4238）

令和７年度概算要求額　2.5億円（－億円）※（）内は前年度当初予算額　※デジタル庁一括計上

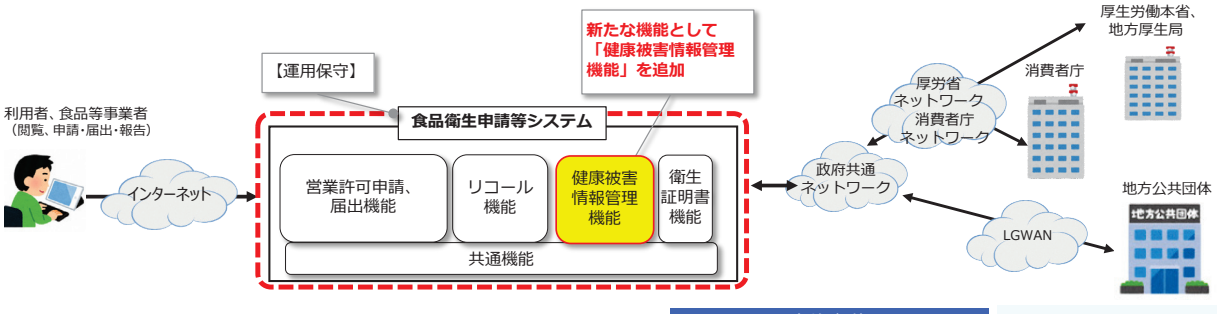
1 事業の目的

○平成30年の食品衛生法改正により営業許可制度の見直し、届出制度の創設、食品リコール報告制度の創設等を行った。それらの手続きをオンラインで行えるようにするため食品衛生申請等システムを構築し、改正法の施行と合わせ、令和３年６月から本格運用を開始した。
○本年3月に紅麹による健康被害が発生した事案を踏まえ、本年５月31日に「紅麹関連性製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」（紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合）がとりまとめられたところ。
○この中で、再発防止の取組については早急に対応する必要があり、「健康被害の情報提供の義務化」及び「情報提供のDX化」について、速やかに実施する必要があるとされている。
○このため、機能性表示食品等に係る健康被害情報の提供については、これまで任意となっているが、情報提供を義務づけることによって、報告件数が大幅に増加する見込みであるため、情報の収集分析の迅速化が必要

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「健康被害情報管理機能」を追加するための改修

・「いわゆる健康食品についての喫食に伴う健康被害の情報提供」を電子申請できる機能を追加し、その情報について、製造施設情報やリコール情報との連携や、類似事例等についての集計・分析機能ができるように改修を行い、手続負担の軽減及びオンラインによる申請等の促進を図る。



➢経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化

推進枠

食の安全・安心の確保　輸入食品の監視体制の強化

感染症対策部企画・検疫課（内線2467）

令和７年度概算要求額　21億円（21億円）※（）内は前年度当初予算額

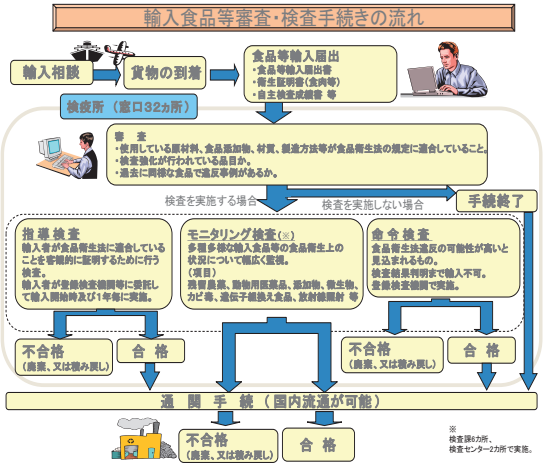
1 事業の目的

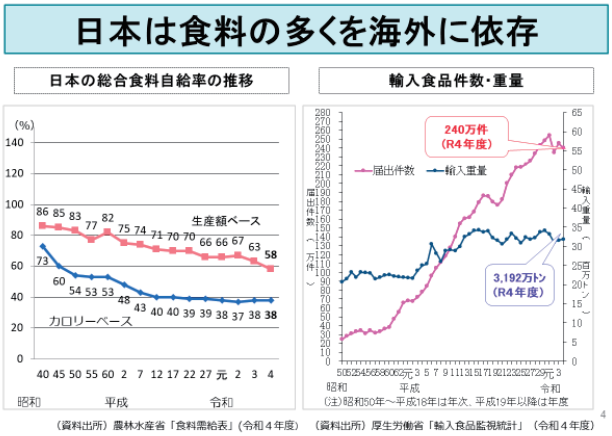
我が国には、世界各国（約200カ国）から年間240万件、3,192万トン（令和4年度実績）の食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの６割程度となっている。今後も国際的な経済連携協定（TPP11、日EU・EPA、RCEP等）の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品等の安全・安心の確保を図る必要がある。

2 事業の概要

輸入食品・検疫検査センターにおいて使用しているガスクロマトグラフ質量分析計等の検査機器について、１０年以上使用しているものがあり、サポートが終了しているものや、部品の製造が終了することにより今後故障した際に修理できなくなるなど、検査機器の更新が必要な状況となっている。これらの状況を踏まえ、主に検査機器の更新維持のための経費等を要求するものである。

3 事業のスキーム・事業主体等





○各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

保険局総務課（内線3629）
保険局保険課（内線3152）
保険局高齢者医療課（内線3194）
保険局国民健康保険課（内線3256）

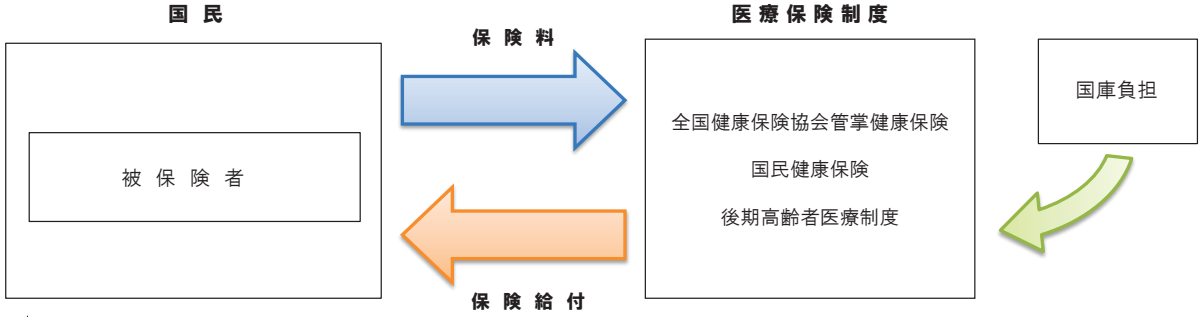
令和７年度概算要求額　10兆3,517億円（10兆1,598億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　全国健康保険協会管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の医療費等に要する費用に対し、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき一部を負担することにより、各制度の健全な事業運営に資すること。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。（主な国庫負担割合　協会けんぽ：164/1000、市町村国保：32/100及び9/100、後期高齢者医療：3/12及び1/12　等）



○国民健康保険への財政支援

国保改革による財政支援の拡充について

保険局国民健康保険課（内線3256）

令和７年度概算要求額　3,071億円（3,071億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円（※）の財政支援の拡充を行っている。
（※公費（国及び地方の合計額））

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

＜2015年度（平成27年度）から実施＞（約1,700億円）

○ 低所得者対策の強化 （低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充）	1,700億円

＜2018年度（平成30年度）から実施＞（約1,700億円）

○財政調整機能の強化 （精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応）	800億円
○保険者努力支援制度 （医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）	840億円 （2019～2024年度は910億円）
○財政リスクの分散・軽減方策 （高額医療費への対応）	60億円

※　保険料軽減制度を拡充するため、2014年度（平成26年度）より別途500億円の公費を投入
※　2015～2018年度（平成27～30年度）予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て
※　保険者努力支援制度は、2020年度より、上記とは別に事業費分・事業費連動分を新設し、予防・健康づくりを強力に推進

○被用者保険への財政支援

被用者保険への財政支援

保険局保険課　（内線3245）
保険局高齢者医療課（内線3192）

令和７年度概算要求額　1,250億円　（1,250億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。また、令和５年通常国会で改正法が成立した医療保険制度改革に際し、令和６年度から特例的に、国費による支援を430億円追加し、被用者保険への財政支援強化を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①高齢者医療特別負担調整交付金（200億円）＜平成29年度から開始＞
拠出金負担（後期支援金、前期納付金）が、義務的支出（拠出金負担＋自保険者の法定給付費）に比べて過大となる保険者の負担を、全保険者と国費で軽減
国費充当（100億円）を拡大し、負担軽減対象となる保険者の範囲を拡大（200億円）
（補助率：１／２→令和６年度から２／３）（令和５年度事業実績）138保険者

②高齢者医療運営円滑化等補助金（950.4億円）＜（１）平成２年度から開始（２）平成27年度から開始（３）令和６年度から開始＞
前期納付金等の割合・伸びに着目し、拠出金負担が過大となる保険者に対して、負担の重さに応じた補助を行う。
国費充当（720.4億円）を拡大し、現行の支援を見直すとともに、賃上げ等により報酬水準が引き上がった健康保険組合に対する補助を創設し、拠出金負担を更に軽減（950.4億円）
（１）総報酬に占める前期納付金の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）
（２）前期納付金等の平成23年度からの伸び率に着目した負担軽減（600億円）
（３）企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減（230億円）
（補助率：定額）（令和５年度事業実績）1,084保険者

③健康保険組合連合会交付金交付事業費負担金（100億円）＜令和６年度から開始＞
高額レセプトの発生した健康保険組合に対する支援を行う健康保険組合連合会の高額医療交付金事業について、国費による財政支援を制度化　（補助率：定額）

推進枠

被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

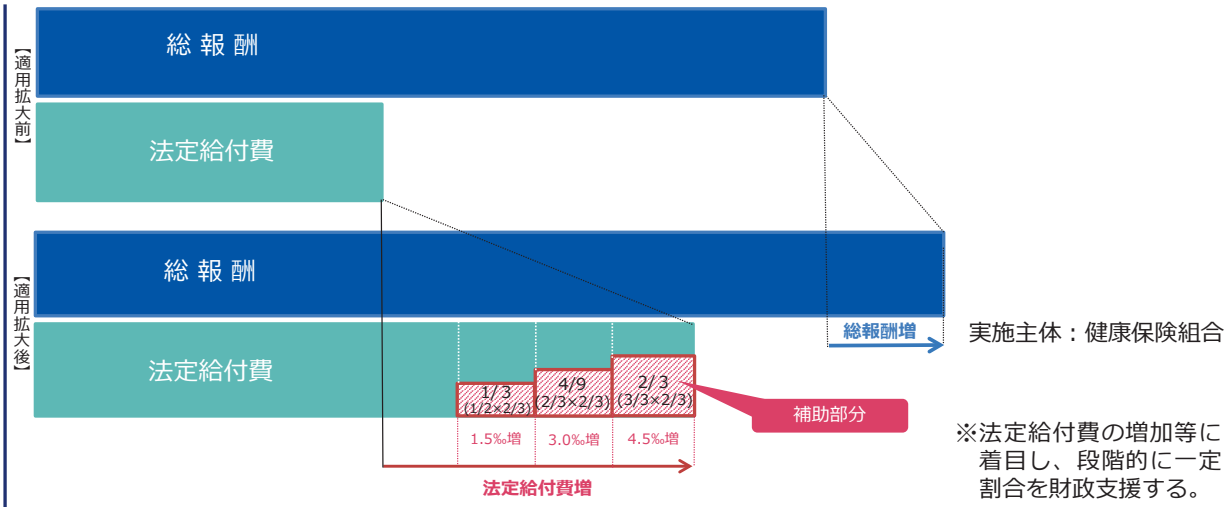
保険局保険課（内線3245）

令和７年度概算要求額　11億円（2.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和６年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行に伴う、加入者の増に伴う法定給付費の増により、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着目した財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援

保険局保険課（内線3245）

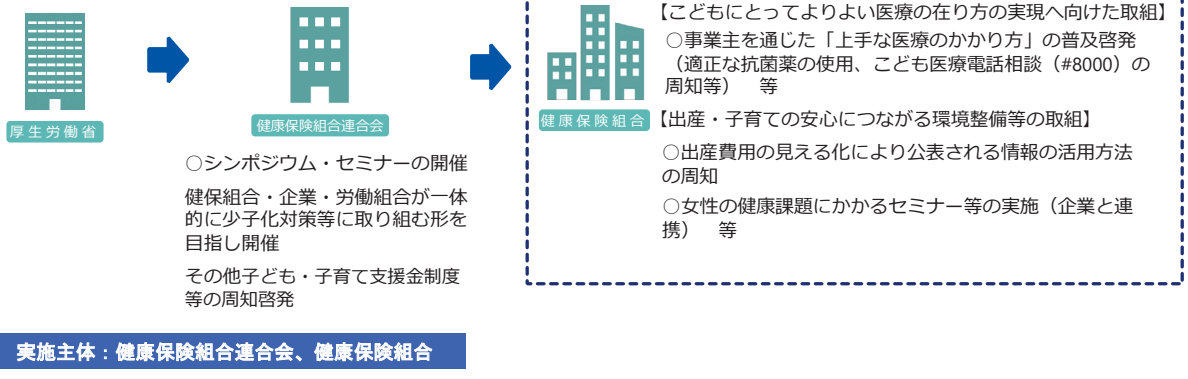
令和７年度概算要求額　20百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

全世代対応型社会保障制度構築法※、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）を踏まえた医療保険制度の改正等に合わせ、出産・子育ての安心につながる環境整備のため、子どもにとってよりよい医療の在り方の実現や出産費用の見える化により公表される情報の活用を図るための取組（保健事業等）、新設される子ども・子育て支援金制度等の周知啓発等を行う健康保険組合等に対する財政支援を行う。

※　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：健康保険組合連合会、健康保険組合

〇最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等
➢事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

推進枠 業務改善助成金

労働基準局賃金課（内線5348）

令和７年度概算要求額　22億円（8.2億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

賃金引上げ ＋ 設備投資等 ➡ 設備投資等に要した費用の一部を助成

【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【見直し内容】

1　最低賃金別助成率の区分を「1,000円未満（５分の４）」「1,000円以上（４分の３）」に変更する。
2　生産性要件の廃止
3　夏秋における賃上げ・募集時期の重点化
4　特定時期の追加募集枠を設ける（推進枠）

【助成上限額】

（単位：万円）

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

※1　引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用
※2　「引上げ額」欄の(　)は事業場規模30人未満

【助成率】

1,000円未満	1,000円以上
4/5	3/4

3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）　申請 ⇄ 助成　中小企業等

4 事業実績

◆ 交付決定件数：13,603件

※ 令和５年度実績

➢雇用管理制度の導入により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援

拡充 人材確保等支援助成金

職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室（内線5850）

令和７年度概算要求額　20億円（35億円）(※1)　（　）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、建設、介護分野等において人材不足が顕著となっている。
人材を確保するためには、事業主等による雇用管理改善等の取組みを通じて「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組みに対する助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

Ⅰ　中小企業団体助成コース

✓ 改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成する。
✓ 助成額は、中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の２／３を支給（上限額 600～1,000万円）する。

Ⅱ　雇用管理制度助成コース（受付再開・見直し）

✓ 雇用管理制度（賃金規程・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。
✓ 助成額は、離職率要件を達成した場合に、１制度導入につき20万円又は40万円（※2）ずつ支給（上限額80万円）する。
（※２）賃金規程・諸手当制度、人事評価制度は40万円
さらに、賃上げ要件を満たした場合は、各支給額の25%分を上乗せ支給する。

（※）人事評価改善等助成コースは、雇用管理制度助成コースの「人事評価制度」として統合する。

Ⅲ　建設キャリアアップシステム等活用促進コース
Ⅳ　若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
Ⅴ　作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）
Ⅵ　外国人労働者就労環境整備助成コース
Ⅶ　テレワークコース

※１　令和７年度要求額及び令和６年度予算額には、Ⅲ～Ⅶのコースを含めない。

➢生活衛生関係営業者の収益力向上の推進、物価高騰等への対応のための価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施

推進枠 生活衛生関係営業収益力向上事業（生衛業『稼ぐ力』応援チーム）

健康・生活衛生局生活衛生課（内線2437）

令和７年度予算概算要求額　1.0億円（1.0億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者である。新型コロナの影響が残る業種もある中、新型コロナ特別貸付等の返済とともに、物価高騰や人材確保等に対応する必要があり、依然として厳しい経営状況が続いている。生活衛生関係営業について、最低賃金の周知啓発を行うとともに、物価高騰や人材確保等に対応するための収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

<厚生労働省> → 補助金 資料提供 → <実施主体等>
（公財）全国生活衛生営業指導センター（補助先。補助率：定額10/10）
（公財）都道府県生活衛生営業指導センター

<地域の関係機関>
・都道府県労働局
・働き方改革推進支援センター
・よろず支援拠点
・中小企業診断士協会
・社会保険労務士会センター
・都道府県行政書士会　等

講師・相談員の派遣要請 / 講師・相談員の派遣

生活衛生関係営業に対して以下のようなセミナー等を実施することにより、生活衛生関係営業者の収益力の向上等を図る。

○収益力向上等に関するセミナー開催

・最低賃金に関する周知
・収益力向上に係る専門家による講演
・賃上げ促進税制・補助の周知
・店舗の効果的な省エネ対策の周知
・事業承継制度・マッチング支援の紹介
・人材確保・就業環境改善等の講演
・デジタル化の取組の講演
・被用者保険適用拡大の周知　等

「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）」
（令和６年６月２１日閣議決定）

第２章　社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

１．豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」
（１）賃上げの促進
（略）最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500 円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やＭ＆Ａの環境整備に取り組む。

新規 推進枠 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業

健康・生活衛生局生活衛生課（内線2431）

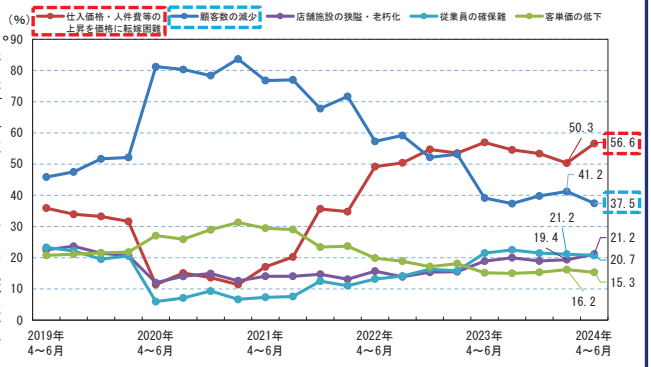
1 事業の目的

令和７年度予算概算要求額　3.9億円（-億円）※()内は前年度当初予算額　※令和５年度補正予算額 3.9億円

生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者である。新型コロナの影響が残る業種もある中、新型コロナ特別貸付等の返済とともに、物価高騰や人材確保等に対応する必要があるが、地域に密着した営業を行う中小零細の生衛業者にとって、価格転嫁を行うことに対する消費者の理解を得ることは難しく、依然として厳しい経営状況が続いている。

生衛業者の経営状況が悪化し、サービスの質の低下や廃業が進んだ場合、衛生水準の維持が困難となり、国民の健康への影響も懸念されることから、本事業では、生衛業者が物価高騰や人材確保等に機動的かつ即応的に対応することができるよう、生衛業者による価格転嫁や既存商品・サービスのブランド化の取組等を進めることにより、経営状況の改善や衛生水準の適切な確保、売上げの上昇による雇用維持等へ繋げることを目的とする。

【図】生活衛生関係営業における主な経営上の問題点



出典：生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（2024年４～６月期）【日本政策金融公庫HP】

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

生活衛生関係営業の業界として物価高騰や人材確保等に対応するため、消費者・利用者に価格転嫁を受け入れてもらえるよう、全国生活衛生同業組合連合会による業種ごとの特性を踏まえた、以下のような価格転嫁の広報、既存商品・サービスのブランド化等の取組を支援する。

○　生衛業者は、国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤として、地域の社会に必要不可欠な存在であり、物価高騰・賃上げ等に対応するための価格転嫁が必要であることを消費者・利用者に広報する取組
○　業種ごとの既存商品・サービスについて、組合独自の商品・サービスのブランド化による更なる付加価値の向上などを図り、組合員の店舗で広く展開することで、消費者・利用者に価格転嫁の理解促進に繋げる取組
○　地元に密着した組合ならではの人脈や繋がりを活用し、関係団体・企業や地元住民を巻き込んだタイアップイベントの開催等を通じた新規顧客の確保、商品・サービスへの需要喚起促進に繋がる取組　等

厚生労働省 ⇔（補助／報告）⇔ 生活衛生同業組合連合会 ⇔（協力依頼／協力）⇔ 生活衛生同業組合 生活衛生関係営業者（組合員）

◆（目）生活衛生関係営業対策事業費補助金
補助先：生活衛生同業組合連合会
補助率：定額（10/10）

新規 推進枠 生活衛生関係営業経営支援事業

健康・生活衛生局生活衛生課（内線2431）

令和７年度予算概算要求額　2.6億円（- 億円）　※（）内は前年度当初予算額　※令和５年度補正予算額　2.1億円

1 事業の目的

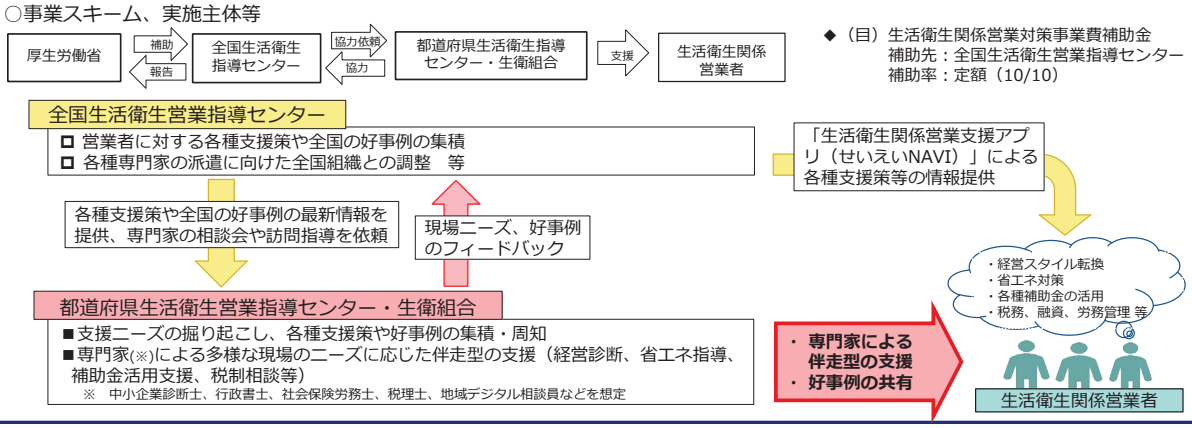
生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者である。新型コロナの影響が残る業種もある中、新型コロナ特別貸付等の返済とともに、物価高騰や人材確保等に対応する必要があり、依然として厳しい経営状況が続いている。経営課題の解決に向けた専門家による伴走型支援は引き続き必要な状況となっており、生活衛生関係営業者に対する相談支援体制を維持していくため、「生活衛生関係営業経営支援事業」を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○事業概要

生活衛生関係営業者の経営状況を改善して地域活性化を図るため、中小企業診断士による経営診断や事業再構築･省エネ等に向けた補助金の活用を含めた相談支援、融資実行の際の返済計画等の作成や借換･条件変更等のための相談支援、税理士による税制優遇措置等の相談など、生活衛生関係営業者に対する専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を実施する。

○事業スキーム、実施主体等



➢ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

拡充 推進枠 求職者支援制度

職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）
人材開発統括官付訓練企画室（内線5600）

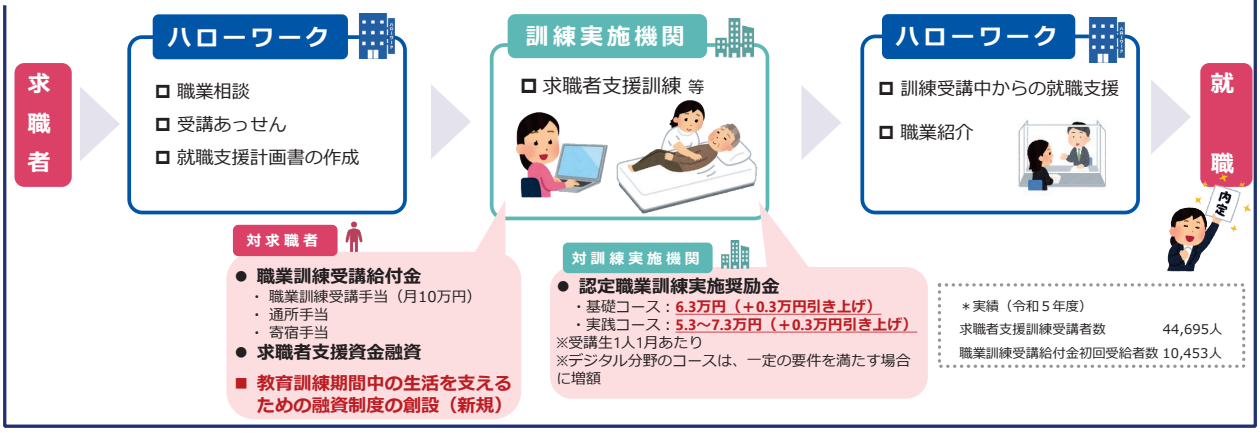
令和７年度概算要求額　285億円（259億円）　※（）内は前年度当初予算額。
※令和７年度概算要求額は教育訓練期間中の生活を支えるための融資制度の創設5.1億円を含む。

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	3/4			1/4

1 事業の目的

○　雇用保険被保険者以外の者を対象に
・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第２のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
・教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

◆実施主体 ： 都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
◆負担割合 ： 原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55／100を負担）。

○リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化
➢教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

新規 教育訓練休暇給付金の創設

職業安定局雇用保険課
（内線5138、5757）

令和７年度概算要求額　79億円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	39/40			1/40

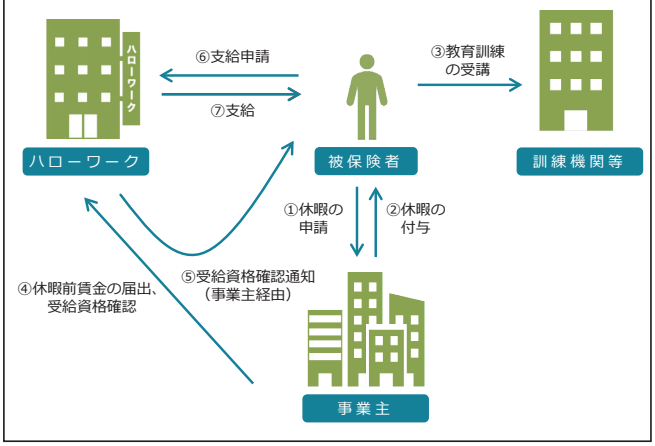
1 事業の目的

労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点から、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念できるよう、雇用保険被保険者が自発的に、教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する給付を創設する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要	
名称	教育訓練休暇給付金
対象者	雇用保険被保険者
支給要件	・教育訓練のための休暇（無給）を取得すること ・休暇開始前２年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること ・算定基礎期間が５年以上あること
給付内容	・離職した場合に支給される基本手当の額と同じ ・給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日、150日のいずれか
国庫負担	給付に要する費用の1/4又は1/40（基本手当と同じ）

スキーム



経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

職業安定局雇用保険課（内線5762）
人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線5390）

令和７年度概算要求額　118億円（128億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

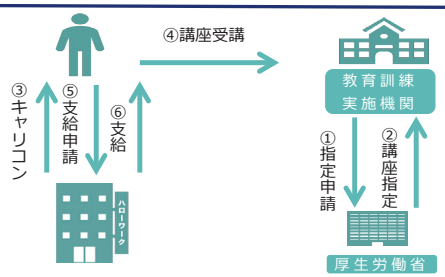
1 事業の目的

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大と教育訓練を受講しやすい環境の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム

デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大
・個人や地域の訓練ニーズを踏まえたデジタル分野等の成長分野の講座を拡大

教育訓練を受講しやすい環境の整備
・教育訓練給付の受給手続のオンライン化
・教育訓練支援給付金による訓練期間中の受講支援



専門実践教育訓練の概要

<給付の内容>
労働者等が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講・修了した場合に、訓練費用の最大80%（※）を支給
※50%（上限年間40万円）を６か月ごとに支給。訓練修了後１年以内に資格取得・就職した場合等は20%（上限年間16万円）、賃金が上昇した場合は更に10%（上限年間8万円）を追加支給

<支給要件>
雇用保険の被保険者期間３年以上（初回の場合は２年以上）を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く）を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の60%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの（令和8年度末までの暫定措置）
※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する。

指定講座数：2,972講座（令和6年4月1日時点）

①業務独占資格等の取得を訓練目標とする養成課程
例：看護師、介護福祉士、美容師　等
②専修学校の職業実践専門課程等
例：商業実務、情報処理　等
③専門職学位課程
例：法科大学院、教務大学院　等
④大学等の職業実践力育成プログラム
例：特別の課程（保健）、（工学・工業）　等
⑤一定レベルの情報通信技術資格取得を目標とする課程
例：シスコ技術者認定資格（CCNP）　等
⑥第四次産業革命スキル習得講座
例：データサイエンティスト、サイバーセキュリティ　等
⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

新規 推進枠 教育訓練期間中の生活を支えるための融資制度の創設

職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）

令和７年度概算要求額　5.1億円（－億円）　※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	3/4			1/4

1 事業の目的

雇用保険被保険者以外の者が、生活費等への不安なく教育訓練に専念し、スキルアップ等を実現できるようにするため、これらの者が自ら選択した教育訓練を受けるに当たって必要となる費用を融資する制度を創設する。

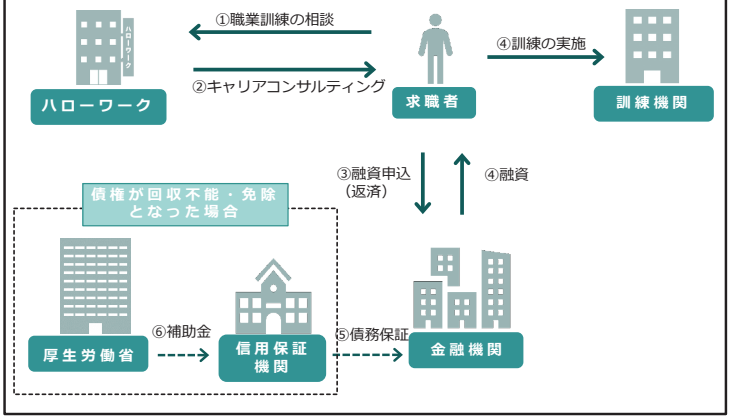
教育訓練の効果を高めるインセンティブとして、教育訓練受講後に賃金が上昇した場合には、残債務の一部を免除することとする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

対象者	雇用保険被保険者以外の者 (雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用されることを目指すフリーランスなど)
融資対象	教育訓練費用及び生活費
融資内容 (調整中)	貸付上限：240万円/年(最大２年間) 利率：年２％
インセンティブ措置	教育訓練修了後に賃金が上昇した場合、残債務の一部を免除

スキーム



➢労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

拡充 キャリア形成・リスキリング推進事業

人材開発統括官付キャリア形成支援室（内線5953）

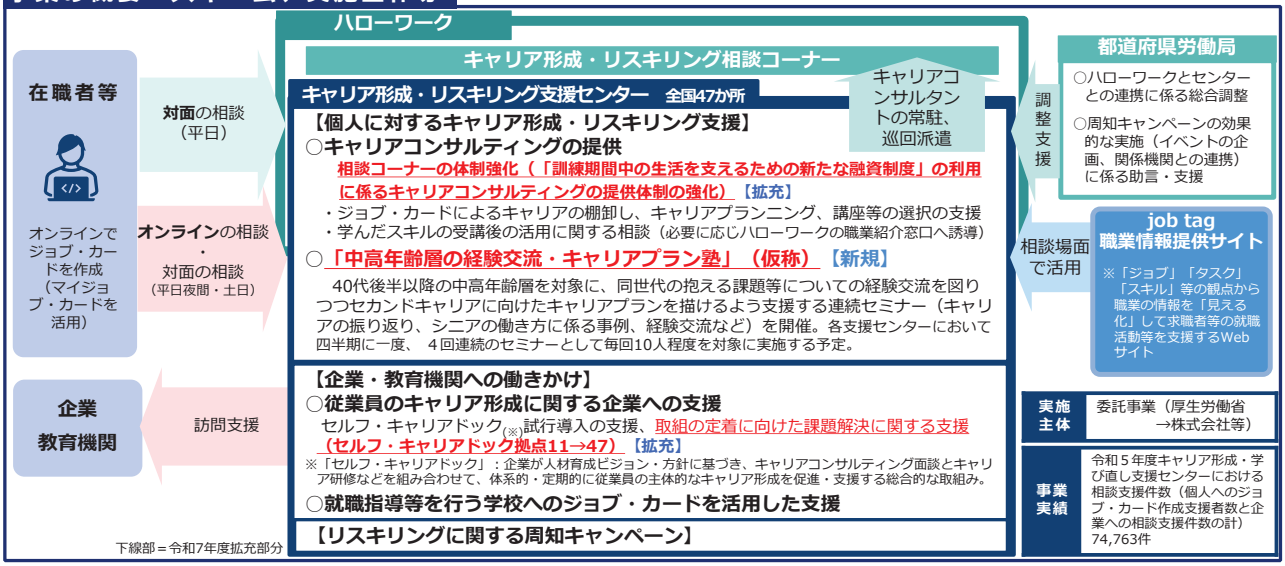
労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

事業の目的

令和７年度概算要求額　41億円（38億円）　※（　）内は前年度当初予算額

・労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、必要とされるスキルや労働需要の変化に対応し、自らのスキルを向上させキャリア形成を図る労働者のリスキリングの取組を促すため、リスキリングの重要性や必要性に関する理解を進めるキャンペーンを行うとともに、労働者がキャリアコンサルティングを受ける機会の提供や従業員のキャリア形成支援に取り組む企業等への支援を推進する。
・特に、少子高齢化が急速に進展し、全ての年代の人々がその特性・強みを生かし活躍できる環境の整備が求められる中、中高年齢層においてはセカンドキャリアを見据えたキャリアプランの策定やモチベーションの維持に課題を抱える者も多く見られることから、当該年齢層を対象としたキャリア形成支援の強化を図る。
・また、企業における従業員のキャリア形成支援の取組について、試行導入後の定着のための課題解決に必要な支援を強化する。

事業の概要・スキーム、実施主体等



下線部＝令和7年度拡充部分

➢スキルの階層化、標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進

団体等検定の創設支援事業

人材開発統括官能力評価担当参事官室
（内線5945）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

令和７年度概算要求額　１７百万円（１９百万）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 令和６年３月、社内検定認定制度（当該企業等の雇用労働者のみ受検対象とする職業能力検定）を拡充した団体等検定制度について、外部労働市場に一定の通用力を有する職業能力評価制度として活用促進を行うことで、企業横断的な能力評価の基盤整備、労働者が自らの意思で仕事を選択でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を実現する。
○ そのため、同制度の認定を受けることを希望する企業・業界団体等に対し、コンサルタントによる支援や出張相談会を行う。
※ 労働移動を進めていくには、・・・（略）・・・企業横断的な能力評価の基盤整備、・・・（略）・・・等、労働者が自らの意思で仕事を選択でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備が重要（労働政策審議会労働政策基本部会報告書（令和５年５月12日））

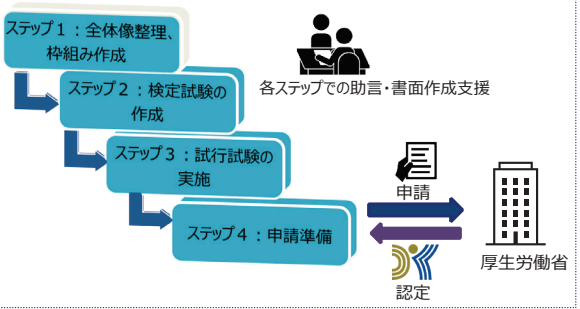
2 事業の概要・スキーム

【制度概要】
事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する。

	技能検定	団体等検定（令和6年3月新設）	認定社内検定
概要	名称独占の国家資格（技能士）	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）
実施機関	都道府県又は民間団体が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
対象技能・対象者	・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種（概ね年間1000人以上） ・実施機関の雇用労働者以外も対象	・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象（検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） ・実施機関の雇用労働者以外も対象	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・実施機関の雇用労働者のみが対象（団体が実施する場合には会員企業の労働者）
評価方法	・学科試験＋実技試験により評価 ・労働者のキャリアラダーとなるよう、原則として複数等級		

【事業概要】
民間団体への委託により、以下の事業を実施する。

①専門家(職業能力検定認定業務支援コンサルタント)による検定の創設支援



②団体等検定実施によるメリット、検定の構築方法等について説明する、周知広報を目的とした出張相談会の開催（全国で計４回）

新規 スキルの向上を処遇に結び付けていく環境整備に向けた調査研究事業

人材開発統括官能力評価担当参事官室
（内線5943）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

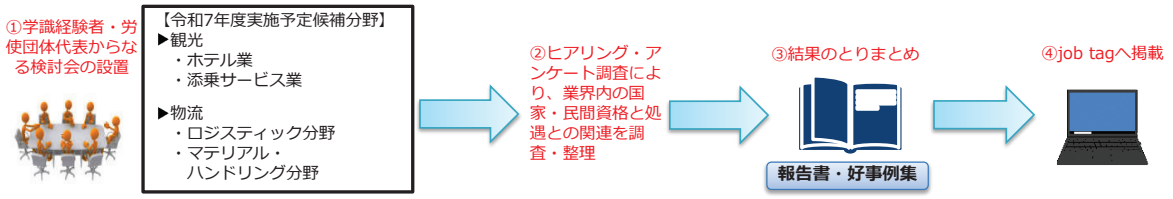
令和７年度概算要求額　52百万円（ － ）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 就業人口の約６割を占める「現場人材」の構造的賃上げを実現するためには、スキルの向上の支援と向上したスキルを正当に評価する仕組みが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針（2024年）においても「幅広い業種(建設、物流、観光等)において、業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定の活用を促進する」とされている。
○ 現場人材が活躍する分野にスキルを正当に評価する仕組みを広げるため、現状の国家資格・民間資格と処遇との関係を、業界内の労使団体の協力を得て、実態調査やヒアリングを通じて整理・明確化するとともに、必要に応じて技能検定、団体等検定等の創設の検討を進める事業を実施する。事業の成果はjob tagに掲載する。
○ 令和7年度は厚生労働省職業能力評価基準が一定程度作成されている観光・物流等の分野から2分野選定して実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【主な検討事項等】
① 業界内における国家資格・民間資格の把握・整理
② 把握した資格と処遇(雇用形態、職務範囲、賃金等）の現状を把握（個別企業のヒアリングやアンケート調査を活用）
③ ②で把握した関係を元に、業界内の資格のラダーを作成し、標準的なキャリアラダーを整理
※ 技能検定や、現在先行し実施されている、建設関係のCCUS、ＩＴ関係のIPAのように、複数階級による段階的なラダーの整備を想定
④ 資格制度を活用した処遇改善に関する取り組み（好事例）
⑤ 把握した成果をjob tagに掲載する。



➢公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

拡充

公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進

人材開発統括官付訓練企画室（内線5926、5600）
職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）

令和７年度概算要求額　556億円（540億円）　※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	9/10			1/10

1　事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和８年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、**①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをする**ほか、**②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とする**ことにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国８７箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する**③ＤＸに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充**し、中小企業等のＤＸ人材育成を推進する。加えて、**④デジタル分野以外の訓練コースにおいてもDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、質的拡充を図る**。

2　事業の概要

令和５年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）9,788人／求職者支援訓練14,915人／生産性向上支援訓練13,682人

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

（１）DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする
（IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ）

（２）企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を１人当たり２万円上乗せする

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、１人当たり月１．５万円を上限に委託費等の対象とする

③生産性向上支援訓練（ＤＸ関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（ＤＸ関連）の機会を拡充する（＋3,000人）【拡充】

④デジタルリテラシーの向上促進

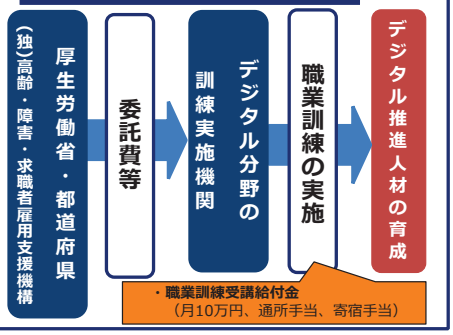
デジタル分野以外の全ての公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。

※①～②は令和８年度末までの時限措置

3　訓練コースの質・量の確保の取組

訓練コースの質・量の確保のため、デジタル分野の訓練を含む公共職業訓練（委託訓練）の知識等習得コース及び求職者支援訓練の委託費等の単価を１人当たり月3,000円引き上げる【拡充】

4　スキーム・実施主体等



➢生成ＡＩを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進

デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業

人材開発統括官付政策企画室（内線5963）

令和７年度概算要求額　14億円（15億円）　※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1　事業の目的

生成AIを含むデジタル人材の育成が急務である中、以下の2つのタイプの人材はOFF－JTだけでは不十分で実務経験が必要とされている。

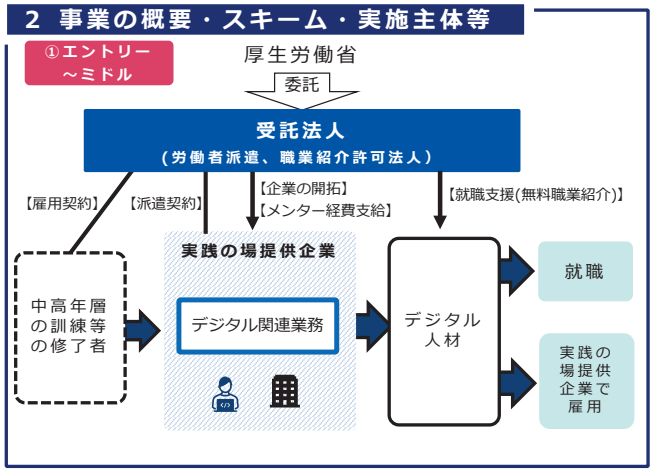
①他職種からIT人材に転職を目指す者のうち中高年齢者は、公的職業訓練等を修了し一定のスキルを得ても未経験のため就職率が低い傾向(※１)。

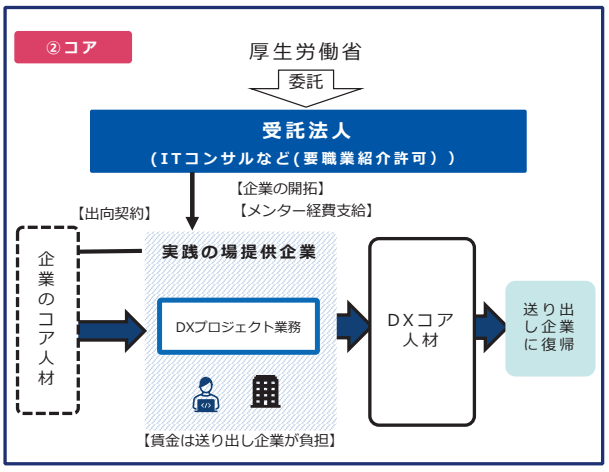
②IT以外の産業分野の企業のDX推進のためには、企業内に、DXを推進する人材が必要だが、こうした人材は座学講座だけでは足りず、実践の場を通じて経験を積むことが必要(※２)。

このため、①、②のケースのための「実践の場」を創出するモデル事業を実施し、その効果・課題等を把握し、より効率的・効果的な支援の在り方を検証する。(事業実施期間：令和５年度～７年度)

※１　公共職業訓練修了後の就職率　全体20歳代68.2%、デジタル65.7%、**全体35歳以上63.0%、デジタル53.5%**（令和３年度 公共職業訓練(都道府県分)）
※２　デジタル人材育成のため「自社のe-ラーニング」（59.3%）を実施しているものの、「取り組んでいるがDXにつながらない」（28.2%）、「推進できる人がいない」（27.4%）傾向がある。
育成が必要なDX人材は「現場でDXを企画・推進するデジタル変革人材」（65.6%）、「現場でデジタルを活用できるデジタル活用人材」（46.2%）などと考えられており、現場でのアウトプットも含めた「実践的な学び」の機会が必要（パーソルプロセス＆テクノロジー株式会社「DX・デジタル人材育成トレンド調査2022」）

2　事業の概要・スキーム・実施主体等





➢事業主等が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合の賃金助成の拡充による企業における人材育成の推進

拡充 人材開発支援助成金

人材開発統括官付企業内人材開発支援室（内線5189、5251）

令和７年度概算要求額　623億円（645億円）※（ ）内は前年度当初予算額

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスキリング支援コース　569億円（573億円）

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

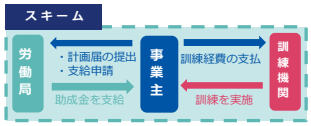
【令和５年度実績：38,190件（支給決定件数）】

見直しの概要

○非正規に係る訓練機会を増加させるため、人材育成訓練の非正規助成率を60%→70%に引き上げる。
　また、正社員化による高率助成を有期実習型訓練に限定し、正社員化を支給要件とし、助成率を75%に引き上げる。

○賃金助成を960円から1,000円、760円から800円、380円から400円、480円から500円に引き上げる。

スキーム



コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額　注（ ）内は中小企業事業主以外		
			OFF-JT		OJT
			経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）		正規:45(30)% 非正規：70%	800(400)円/時・人	－
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30)%		最低６か月 20(11)万円/人
		非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）（正社員化要件）	75%		最低２か月 10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(３年間で５日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成	－	－
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000(500)円/時・人	－
		成長分野	75%	1,000円/時・人 ※国内大学院	－
	情報技術分野認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		60(45)%	800(400)円/時・人	最低６か月 20(11)万円/人
	定額制訓練		60(45)%	－	－
	自発的職業能力開発訓練		45%	－	－
	長期教育訓練休暇制度／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	1,000（800）円/時・人 ※有給時	－
		短時間勤務等	20万円 ※制度導入助成	－	－
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	1,000(500)円/時・人	－

※　各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率を15%加算。

➢職務給等に関するヒアリング調査を通じた支援ツールの作成

職務給導入・配偶者手当見直しに向けた調査研究事業

労働基準局賃金課（内線5414）

令和７年度概算要求額　25百万円（62百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

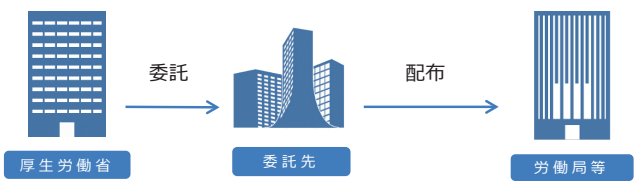
職務給導入については、新しい資本主義事務局において、ジョブの整理・括り方等について事例を整理し、取りまとめているところ。この事例集の周知に加え、個々の企業の参考となるよう、令和６年度では、調査研究やリーフレット等による周知広報に取り組んでいる。

民間企業の配偶者手当については、企業において労使間の話合いを経て自主的に設定されているが、税制、社会保障制度とともに、女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、個々の企業において見直しを行う場合の留意事項等の周知を行い、労使間での話合いを進めるよう促してきたところ。

職務給の導入・配偶者手当見直しの促進に向け、民間事業者への働きかけをさらに効果的に行えるよう、ヒアリング調査を通じた支援ツールの作成を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

職務給の導入や配偶者手当の見直しについて、民間事業者への働きかけをさらに効果的に行うため、検討委員会を設置し、ヒアリング調査を踏まえた支援ツールの作成を行う調査研究を実施する。作成したものは労働局に配布等して周知する。
　本事業は委託事業者を通じて実施する。



検討委員会の設置・運営
ヒアリング調査
支援ツールの作成

➢「job tag」や「しょくばらぼ」の充実及び活用促進、並びにリ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備及び活用促進

拡充 職業情報提供サイト（job tag）の運用等

職業安定局労働市場情報整備推進企画室（内線5184）

令和７年度概算要求額　2.6億円（ 4.1億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

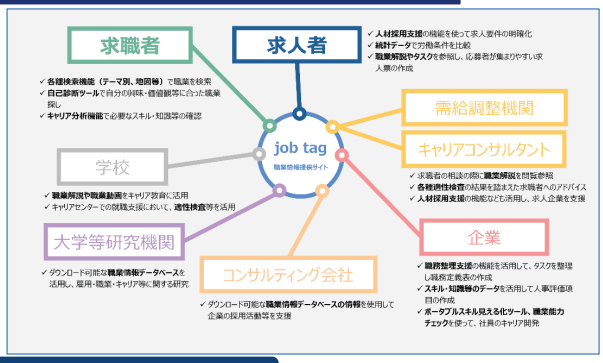
1 事業の目的

■ 産業・労働市場の変化の中で、国全体の労働生産性を向上させていくためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、人材配置のミスマッチを減らしていくことが必要。このため、企業、在職者、求職者・学生が信頼して活用できる情報インフラを整備し**「労働市場の見える化」**を進めていく。

■ **職業情報提供サイト（job tag）**※を運用し、**いつでも・手軽に・無料で職業情報を入手できる環境を整備**する。

※ 「ジョブ」（職業、仕事）、「タスク」（仕事の内容を細かく分解したもの、作業）、「スキル」（仕事をするのに必要な技術・技能）等の観点から職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動等を支援するWebサイト。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等





仕事の性質や内容、興味・価値観、資格、賃金等、利用者の立場や志向に合わせて、さまざまな方法で職業を検索できる。

531（R6.6.1）の職業について、職業の一般的な仕事内容・作業を動画などで紹介している。

職業別×都道府県別の賃金、求人倍率などを客観的なデータで確認することができる。

令和７年度の主な拡充内容

- 新規職業の追加
- 利用者の属性に応じた利活用の状況把握のため、ID・パスワード機能の付与

実施主体：委託事業（民間事業者）
事業実績：年間アクセス件数　21,977,736件（令和５年度）

拡充 職場情報総合サイト（しょくばらぼ）の運用等

職業安定局労働市場情報整備推進企画室（内線5184）

令和７年度概算要求額　2.5億円（1.8億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

■ 意欲ある個人が能力を最大限活かすことが出来るよう、円滑な労働移動を推進することは、持続的な賃上げにつながる好循環を生み出すカギとなるものであり、希望する労働者が主体的に安心して労働移動できるよう支援していくことが重要。

■ 企業の職場情報を求職者、学生等に総合的・横断的に提供することにより、職場選択を支援して労働市場のマッチング機能を強化していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

■ 企業の職場情報を求職者、学生等に総合的・横断的に提供するためのウェブサイト**「職場情報総合サイト（しょくばらぼ）」**を運営。

実施主体：委託事業（民間事業者）
事業実績：職場情報総合サイトへの掲載企業数　111,250件（R6.6.1）

■ 既存の事業（女性活躍等）で提供している職場情報を収集等した上で、求職者、学生等に対して検索、**企業間の比較を容易にする一覧化の仕組み**を提供する。

<検索結果のイメージ（現行サイト）>

職場情報の確認

企業詳細ページから、企業の基本情報と詳細な職場情報を確認することができます。

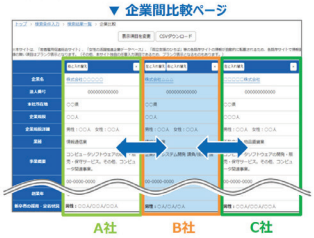
▼ 企業詳細ページ



複数の企業の比較

選択した複数の企業の職場情報を並べて比較することができます。

▼ 企業間比較ページ



令和７年度の主な拡充内容

- 利用者の属性に応じた利活用の状況の把握のため、ID・パスワード機能の付与、アンケート機能の具備

新規 労働市場情報の見える化の促進に向けた広報事業（仮称）

職業安定局雇用政策課
労働市場情報整備推進企画室
（内線5184）

令和７年度概算要求額　41百万円（－円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

多様な媒体の活用等を通じ、job tag、しょくばらぼ等の労働市場情報等を見える化する各種コンテンツの周知広報を行う。
また、職業、職場その他労働に関する情報を一元的に提供するポータルサイトを構築し、求職者等の職業理解やリスキリング、よりよい職場選択のために必要な情報を含め、労働に関して多岐に渡る情報へのアクセスを容易にし、キャリアコンサルタントによる活用等を通じて求職者等の円滑な労働移動を促進する。

2 事業の概要・スキーム

実施主体：委託事業（民間事業者）

○job tag、しょくばらぼ等のウェブやSNS等を活用した広報
○労働市場情報ポータルサイト【仮称】の構築



【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2024」
第２章１（２）三位一体の労働市場改革
成長分野への労働移動の円滑化については、求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の整備・集約を進めるとともに、2025年度に、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備を開始する。

➢成長分野や一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

職業安定局雇用開発企画課
（内線5785）

令和７年度概算要求額　137億円（143億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 就職困難者について、デジタル等の成長分野への労働移動支援を行うほか、賃上げを伴う労働移動等の実現のため、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

2 事業の概要・スキーム

① 成長分野メニュー

成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。

② 人材育成メニュー

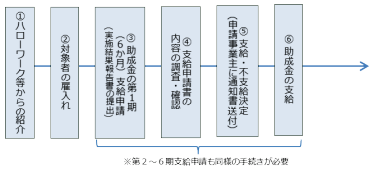
就労経験のない職業※1に就くことを希望する 就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成※2を行ったうえで賃金引き上げ※3を行う事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。

※１ ①の成長分野以外も対象。
※２ 50時間以上の訓練などが対象。
※３ 雇入れから３年以内に５%以上の賃金引き上げが必要。

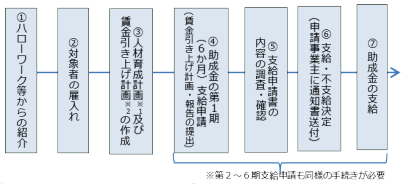
3 実施主体等

実施主体：国
事業実績：支給決定件数（令和５年度）1,187件

① の支給までの流れ



② の支給までの流れ



※１　対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要
※２　「賃金引き上げ計画」の計画期間（最大３年）終了後の「報告書」の提出をもって高額支給

➢副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の拡充

拡充 副業・兼業に関する情報提供モデル事業

職業安定局雇用政策課労働移動支援室（内線5787、5878）

令和７年度概算要求額　44百万円（29百万円）※（）内は前年度当初予算額

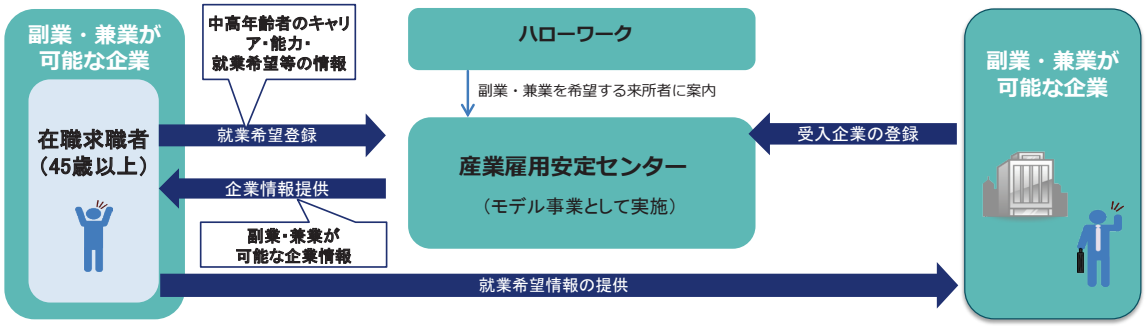
労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

（公財）産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供することにより、副業・兼業への取組の拡大を図る。なお、高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業との連携を見据えて、キャリア人材バンク事業の登録者に対して、必要に応じて副業・兼業を活用することとし、在職中から就業予定の業務に従事させる試行的取組を進める。

2 事業の概要・スキーム

○副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
○副業・兼業が可能な企業情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
○当該中高年齢者に対して希望に添った企業情報を提供。
○モデル事業として実施（東京、大阪及び愛知）。令和７年度において実施体制を強化（各拠点の体制２名→３名）。



○人材確保の支援
➢ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化

拡充 人材確保対策総合推進事業（人材確保対策コーナーにおける就職支援の強化）

職業安定局総務課人材確保支援総合企画室（内線5852）

令和７年度概算要求額　50億円（48億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

医療、介護、保育、建設、警備、運輸等（※）への支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。（※求人倍率の高い人材不足分野）
地方自治体や業界団体等と連携して、当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人充足と職場定着のための雇用管理改善等の事業所支援を強化して、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、人材確保と雇用管理改善を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

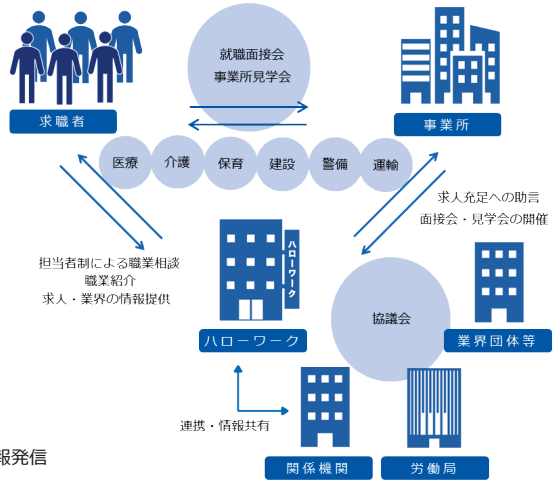
「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充するほか、職場定着のための雇用管理改善等の支援を一貫して行う体制を整備する。

設置箇所　117か所 → **119か所**

実施体制
職業相談員　187人 → **189人**
就職支援ナビゲーター　255人 → **259人**
就職支援コーディネーター 355人 → 347人
就職支援コーディネーター　47人 →　47人（労働局配置）
雇用管理改善等コンサルタント（委嘱）

支援内容
・**協議会における地域の関係機関と連携した枠組み作り**
・**求人者に対する支援**
　求人者への求人充足に向けた助言・指導
　事業所見学会、就職面接会等の開催
　職場定着のための雇用管理改善等の支援
　雇用管理改善等コンサルタントの活用
・**求職者に対する支援**
　担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
　求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信
・**関係機関、業界団体との連携による支援**
　関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催
　ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施



事業実績　令和５年度就職件数：83,193件

➢雇用管理制度の導入により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援（再掲）

拡充 人材確保等支援助成金

職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室（内線5850）

令和７年度概算要求額　20億円（35億円）(※1)　（　）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、建設、介護分野等において人材不足が顕著となっている。
人材を確保するためには、事業主等による雇用管理改善等の取組みを通じて「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組みに対する助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

Ⅰ　中小企業団体助成コース

- ✓ 改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成する。
- ✓ 助成額は、中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の２／３を支給（上限額 600～1,000万円）する。

Ⅱ　雇用管理制度助成コース（受付再開・見直し）

- ✓ 雇用管理制度（賃金規程・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。
- ✓ 助成額は、離職率要件を達成した場合に、１制度導入につき20万円又は40万円(※2)ずつ支給（上限額80万円）する。
  (※２）賃金規程・諸手当制度、人事評価制度は40万円
  さらに、賃上げ要件を満たした場合は、各支給額の25%分を上乗せ支給する。

（※）人事評価改善等助成コースは、雇用管理制度助成コースの「人事評価制度」として統合する。

Ⅲ　建設キャリアアップシステム等活用促進コース　　Ⅳ　若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

Ⅴ　作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）　　Ⅵ　外国人労働者就労環境整備助成コース　　Ⅶ　テレワークコース

※１　令和７年度要求額及び令和６年度予算額には、Ⅲ～Ⅶのコースを含めない。

➢シルバー人材センター等を活用した高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

シルバー人材センター等補助金
（高年齢者就業機会確保等事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業）

職業安定局高齢者雇用対策課（内線5822）

令和７年度概算要求額　134億円（141億円）※（）内は前年度当初予算額

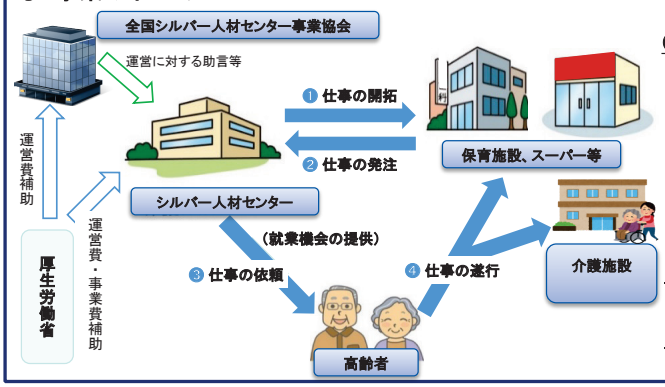
労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	1/2			1/2

1 事業の目的

・高年齢退職者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保・提供することにより、高年齢退職者の能力の積極的な活用を図り、福祉の増進に資することを目的とするシルバー人材センター連合等への運営費を補助する。
・シルバー人材センターによる人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するため、その事業費を補助する。
・また、介護の専門的な知識・経験が必要ない介護補助業務等を切り出すとともに、シルバー人材センターを利用したことがない介護施設にシルバー人材センターを1カ月無償で活用してもらうことによって、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進する。
・その他、全国シルバー人材センター事業協会への運営費を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 事業のイメージ



○実施主体
シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会

○ シルバー人材センターが扱う仕事
介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、
福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、
清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り　など

○補助率
運営に係る経費の1/2の範囲内で補助

○事業実績
就業延人員数：61,455,354人日（令和5年度）

新規 推進枠 シルバー人材センター契約見直しに係る説明対応事業

職業安定局高齢者雇用対策課
（内線5822）

令和７年度概算要求額　7.3億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　いわゆる「フリーランス新法」（以下「新法」という。）が令和６年11月１日施行予定となっており、新法の趣旨を踏まえて、契約方法の見直しを順次行うこととしている。
○　これにより、すべてのシルバー人材センター（以下「センター」という。）においては、「新法の趣旨」（特定業務委託事業者（以下「発注者」という。）と特定受託事業者（以下「受託者」という。）間の取引の適正化・受託者の保護を図る）及び「新法の規定により課される義務」（業務委託する際の就業条件の明示、ハラスメント行為にかかる相談対応等の体制整備、業務委託を中途解除する場合の予告）等について、民間企業等の発注者に丁寧な説明を行い、理解を求めていくことが必要となる。
○　契約方法の見直しがなされれば、民間企業等の発注者によって新法で課せられる義務の履行が適切に行われ、会員が不安に陥ることなく、安心して就業できる環境の整備が図られることとなる。
○　センターにおいては、民間企業等の発注者に丁寧な説明に努め、理解を得ていくことが当面重要な取組となることから、民間企業等の発注者への説明を専門に行う者（以下「専門員」という。）を配置し、円滑な事業運営を図っていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

▸ 発注者への説明対応事業
　シルバー人材センターに、フリーランス新法や関係法令の内容等を熟知した弁護士や社会保険労務士等を専門員として配置し、発注者に対して、法の趣旨及び同法の規定において課される義務を丁寧に説明し、民間企業等の発注者にその理解を求め、契約方法の見直しを推し進めていく。

3 実施主体等



新規 推進枠 シルバー会員就業支援事業

職業安定局高齢者雇用対策課
（内線5822）

令和７年度概算要求額　7.0億円（－）※（）内は前年度当初予算額

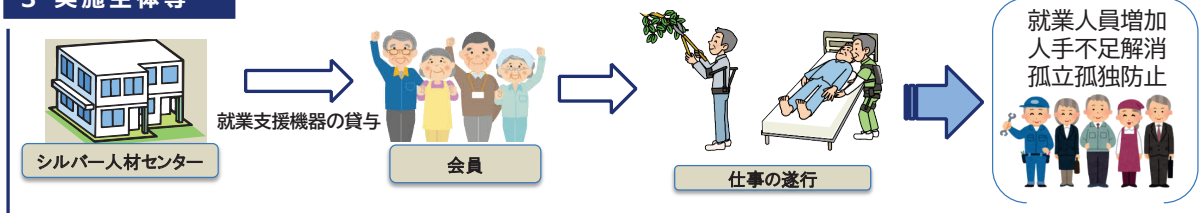
1 事業の目的

　シルバー会員（以下「会員」という。）については、平均年齢が約75歳（令和４年度実績）と高齢化傾向にあるため、体力の衰えや事故の危険性に不安を抱き、体に負担の大きい作業を控えることにより従事できる業務が少なくなってきている結果、会員の就業がない状態が続くことや退会に繋がり、会員数及び就業延人員は年々減少している。
　このため、就業支援機器の貸与等により会員の不安を取り除き、安心して就業できる環境を整備することとしたい。
　これらの支援により、会員は就業することを体力の衰え等の理由により断念することなく、引き続きやりがいを持って就業することができるため、会員の孤立・孤独への防止にも繋がるとともに、就業実績の多い屋内外清掃、除草、剪定及び農作業等に加え、介護分野などの人手不足分野などでの活躍も見込まれる。
　さらに、安心して就業できる環境整備を進めることで会員数及び就業日数も増加するなど、シルバー事業の更なる活性化が期待できる。

2 事業の概要・スキーム

　例えば、剪定作業や果物の収穫作業などの場合、常に腕を上げた状態での作業が求められるため、肩への負担が大きく、長時間の作業は困難であることが多いが、アシストスーツがあれば、腕を上げた状態の保持をサポートしてくれるため肩への負担が軽減されるとともに、作業効率の上昇も見込まれることにより、作業時間の短縮も可能となる。
　このように、高齢、病気等により体力面に不安を抱える会員に対する腰、腕、脚などの筋肉をサポートする高齢者向けアシストスーツ等の貸与により、安心して就業できる環境整備支援を、モデル事業として実施する。

3 実施主体等



高齢者活躍人材確保育成事業

職業安定局高齢者雇用対策課
（内線5826）

令和７年度概算要求額　16億円（15億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

○労働力人口の減少等により、サービス業等での人手不足や、育児・介護等の現役世代の活躍を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題。

○高齢者の中には、退職後の就業に意欲的な者がいる一方で、経済的理由により働く必要がない等の理由から、必ずしも就業に意欲的でない者も多くみられる。また、地域の企業の中には、未だ高齢者の活用に積極的でない、又は興味はあるがどのように活用していいか分からない企業も存在する。

○そのため、本事業により、シルバー人材センター（以下、センターという）の新規会員の増加等を通じ、高齢者の就業を推進していく。

2 事業の概要

○以下の取組により、センターの新規会員獲得や新たにセンターを活用する企業の増加を目指す。
①高齢者・企業に対するセンターの**周知・広報**の実施
②高齢者・企業がセンターへの理解を深めるため、**就業体験**の実施
③センターでの就業に必要な**技能講習**の実施

○また、既にセンターの会員であるが新たな分野で活躍を希望している会員等に対して、就業体験や技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。

○実績：令和５年度新規入会者数　19,094人

3 事業スキーム・実施主体等

多様な就業意欲をもつ高齢者



①センターに関する 周知･広報 （自治体広報誌、リーフレット、新聞･テレビ、説明会など）

- ○ 身近な地域にセンターがあることを知る
- ○ センターの仕組みを知る
- ○ 活躍しているシニア女性の魅力を知る
- ○ 在職時から、退職後の地元での活躍場を知る

→

- ○ 人手不足問題の解決に寄与しているセンターがあることを知る
- ○ センターの仕組みを知る
- ○ 男性、女性問わずセンターで活躍しているシニアを知る

②センターを通じた就業体験 （スーパー･コンビニ、ホテル･旅館、保育･介護施設など）

- ○ 身近な地域に働く場があることを知る
- ○ 就業で得られる非金銭的成果（地域貢献、地域経済の活性化等）を知る

→

- ○ 高齢者の持つ特性（知識・経験・丁寧さ）を知る
- ○ 高齢者が自社の人手不足問題の解決に役立つことを知る

③センターでの就業に必要な 技能講習（接遇･介護技術など）

- ○ 新たな分野での活躍に自信が芽生える
- ○ 取得した技能を実践したくなる

☆ 高齢者・企業双方の理解が深まる
☆ 高齢者が多様な分野で活躍
☆ 地域の人手不足問題が解消

人手不足問題に直面する地域企業



実施主体：委託事業（各都道府県労働局で契約）

➢外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

外国人労働者の適正な雇用管理等に関する体制整備等

職業安定局外国人雇用対策課
（内線5729）

令和７年度概算要求額　12億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

・　外国人労働者が年々増加する中、事業主には、雇用する外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理が求められる。

本事業経費は、外国人を雇用する事業主に対する支援として、
➤ 外国人労働者の特性に応じた**適正な雇用管理の確保のための助言・指導**
➤ 外国人雇用状況届出による**外国人労働者の就業状況の的確な把握**
等の実施のために必要な体制整備の経費である。

◆ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和６年度改訂）
（令和６年６月21日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

３ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
（２）具体的施策
ウ 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等
③適正な労働環境等の確保
○ 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。
さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。
（厚生労働省）《施策番号99》

2 事業の概要・スキーム

具体的施策

- ● 外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導
- ● 外国人雇用状況届出情報と入管庁の在留管理情報とが突合できない事案等への対応
- ● 外国人労働者の雇用管理に関する専門的なアドバイスを希望する事業主への相談・援助

これらに対応した労働局・ハローワークの体制整備





体制の整備

就職支援コーディネーター（外国人雇用管理分）	職業相談員（外国人雇用管理分）	外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）
・外国人雇用管理指針に基づく、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助 ・入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出の誤り等が疑われる事業主に対する確認　など	《就職支援コーディネーターの業務補助》 ・事業所訪問指導等の事前準備 ・入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出に関する情報整理、事業主が行う届出手続きの援助　など	・外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対する事業所の実態に応じた高度かつ専門的な指導・援助 ※ 事業所から労働局への依頼に応じて活動

3 実施主体等

【実施主体】国（都道府県労働局、ハローワーク）

【実績（令和５年度）】
就職支援コーディネーター（外国人雇用管理分）：　113人
職業相談員（外国人雇用管理分）：　113人
外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）の活動件数：6,138件

外国人求職者等への就職支援

職業安定局外国人雇用対策課（内線5773）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	7/10			3/10

令和７年度概算要求額　14億円（14億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

我が国で活躍する外国人の安定的な就職の促進を図るため、我が国での就職を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人のほか、身分に基づく在留資格の外国人に対する全国的ネットワークによる就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ **日本での就職を希望する外国人留学生及び専門的・技術的分野の外国人材に対する支援**
→**外国人雇用サービスセンター**を、留学生や専門的・技術的分野の外国人の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、**専門的かつきめ細やかな就職支援を行う。**また、一部の新卒応援ハローワークに**留学生コーナー**を設置し、外国人雇用サービスセンターと連携した**きめ細やかな就職支援を実施。**

○ **定住外国人に対する支援**
→定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークに**外国人雇用サービスコーナー**を設置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人を開拓する。

Ⅰ．外国人雇用サービスセンター（４拠点）

留学生や専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用した、職業相談や職業紹介のほか、外国人留学生向けの合同就職面接会やインターンシップ、就職ガイダンス等を実施。また大学とハローワークとの連携協定の締結等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、国内就職の促進を図る。

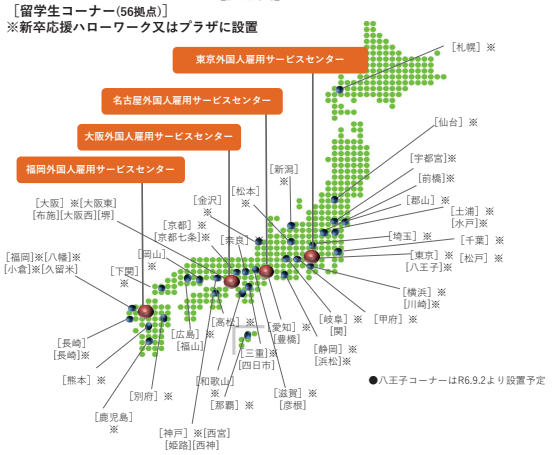
Ⅱ．留学生コーナー（５６拠点）

留学生の多い地域の労働局を中心に設置。外国人雇用サービスセンターと連携し、専門の相談員によるきめ細やかな就職支援を実施

Ⅲ．外国人雇用サービスコーナー（１３９拠点）

定住外国人が多く所在する地域のハローワークを中心に設置。設置地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門の相談員による就職支援を実施。

【拠点図】



外国人雇用対策に関する実態調査事業（適正な外国人材の確保に向けた実態調査）

職業安定局外国人雇用対策課（内線5720）

令和７年度概算要求額　45百万円（19百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

我が国における外国人労働者数（令和５年10月末時点）は過去最多となる約205万人を記録した。対前年比で10%以上増加しており、10年前の約３倍となっている。外国人労働者をとりまく状況については、令和６年３月には、特定技能労働者の向こう５年間の受入見込み数が従来の35万人から82万人に引き上げられるとともに、同年６月には技能実習制度を発展解消した育成就労制度の創設を盛り込んだ入管法改正法案が成立しており、少子高齢化を背景に将来的な労働力不足が見込まれる中で、我が国の外国人労働政策は重要性を増している。

一方、世界的な人手不足傾向等を背景に外国人材の獲得競争は激化しており、これまで我が国に多数の人材を送り出している国々（フィリピン等）からの送り出しについても、これまでのような増加を見込みにくいものとなる。こうした状況の中で将来に渡って適切な人材確保を行っていくためには、これまで我が国への送り出し実績の乏しい国からの受入を拡大していくことが可能かどうかについても分析していく必要がある。そのため、これまでの主要送り出し国以外の国の中から、潜在的に送り出し国となり得る国々についての調査を行い、それらの国々からの受入を進める可能性について調査を行う。

2 事業の概要・スキーム

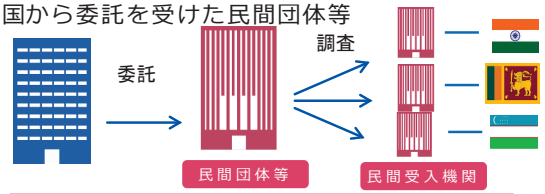
国から委託を受けた民間団体等が、以下の事業を実施する。

（１）国外にわたる労働市場等に関する調査
主要送り出し国以外の国を対象として国外にわたる職業紹介や技能実習生候補の確保を行っている機関に対し、我が国や送出し国における実態や国外における人材確保に関する取組をアンケートやヒアリング等により調査するとともに、諸外国における制度的対応について文献やヒアリング等により明らかにする。

（２）研究会の開催
（１）の事項に関する学識経験者等で構成される研究会を開催し、具体的な調査項目、調査方法、実効的な方策等について検討する。

3 実施主体等

国から委託を受けた民間団体等



送り出し実績の乏しい国からの受入を行っている機関の実態について、ヒアリング等により調査

学識経験者等からなる研究会を開催し、実効的な方策等について検討

外国人雇用実態調査事業

職業安定局外国人雇用対策課（内線5645）

令和７年度概算要求額　1.1億円（ 1.1億円 ）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

▶ 外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の**雇用形態**、**賃金等の雇用管理の状況**及び当該事業所の外国人労働者の**学歴**、**入職経路**、**前職に関する事項等**について、その実態等を**産業別**、**規模別**、**在留資格別等**に明らかにするとともに、今後の**外国人雇用対策立案の基礎資料**とする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

▶ **調査対象**

外国人労働者を雇用する**事業所**及び当該事業所に雇用される**外国人常用労働者**

▶ **報告を求める事項**

事業所調査：**事業所の属性情報**、雇用する**労働者の属性情報**、現在の**雇用状況**

労働者調査：**外国人特有の属性情報**、**入職経路**、**生活状況**

▶ **調査方法**

郵送にて調査票配布。回答は**郵送またはオンライン**で受付。

労働者票については**やさしい日本語**、**英語**、**中国語**、**ベトナム語**、**ポルトガル語**の５言語に対応。

▶ **実施時期**

報告基準日：９月３０日

調査実施時期：秋頃実施

▶ **実施主体**

統計法に基づく**一般統計調査**として実施。

調査に係る事務作業（印刷、発送、問い合わせ・督促対応、入力、集計等）は**民間団体に委託**。

○障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等
➢ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化

職業安定局障害者雇用対策課（内線5301）

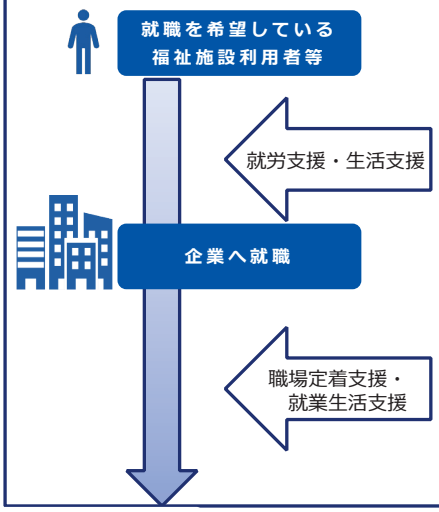
令和７年度概算要求額　17億円（17億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

・福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

2 事業の概要・スキーム



就職準備段階

・就労支援計画の作成
・地域障害者職業センターによる職業評価の実施
・職場実習、職業訓練の実施

職業紹介

・個々の職業特性に応じた職業紹介
・個別求人開拓の実施

就職後

・職場訪問による職場定着支援
・ジョブコーチ支援の実施等
・障害者就業・生活支援センターと連携した就業生活支援

3 実施主体等

主査：ハローワーク職員

・専門援助部門が担当
・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査：福祉施設等職員

○地域障害者職業センター
○障害者就業・生活支援センター
○就労移行支援事業所
○職業能力開発校
○特別支援学校　　等

その他の支援者

○ジョブコーチ
○福祉事務所
○発達障害者支援センター
○難病相談・支援センター
○医療機関　　等

4 事業実績

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：５５．6%（令和５年度）

障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等

職業安定局障害者雇用対策課
（内線5301、5854）

令和７年度概算要求額　10億円（10億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

・障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、企業内の体制整備、求人条件の設定、求職者とのマッチング支援等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

障害者雇用推進チーム

労働局・ハローワーク、自治体、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉事業所等との連携の下で以下の事業等を実施
○　労働局・ハローワークに配置する「就職支援コーディネーター（企業支援分）」や「精神・発達障害者雇用サポーター（企業支援分）」が企業に訪問し、企業のニーズに合わせた支援を提案。
○　ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携し、地域の現状やニーズを踏まえた支援メニューについて検討し、効果的・効率的な取組方針を決定。



3 事業実績

○　企業向けチーム支援事業の対象事業所のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合：52.6%（令和５年度）

精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援（精神・発達障害者雇用サポーター）

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

令和７年度概算要求額　19億円（19億円）※（）内は前年度当初予算額

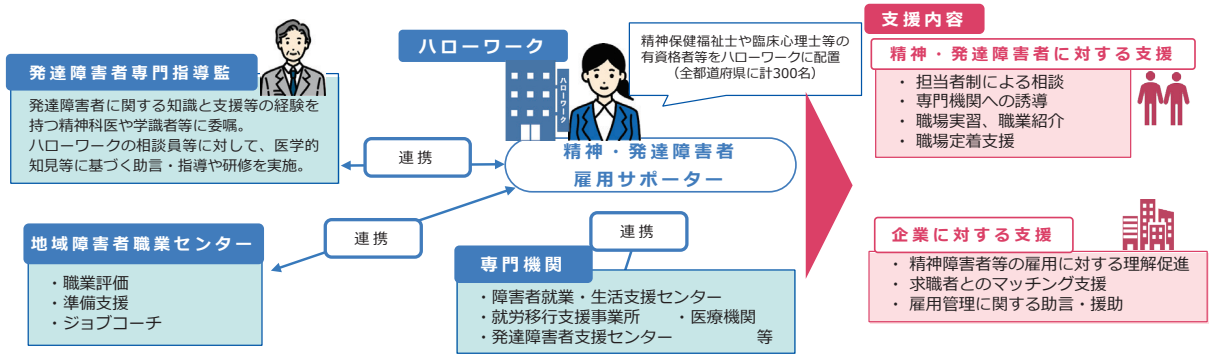
労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

○きめ細やかな支援を要する精神障害及び発達障害のある求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
○ハローワークに精神・発達障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、障害特性に応じた専門的な就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

求職者に対する職業相談・紹介を実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。



3 事業実績

・精神障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合　84.3%
・発達障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合　86.5%
（令和５年度）

難病相談支援センターと連携した就労支援の強化

職業安定局障害者雇用対策課（内線5860）

令和７年度概算要求額　3.4億円（3.3億円）※（）内は前年度当初予算額

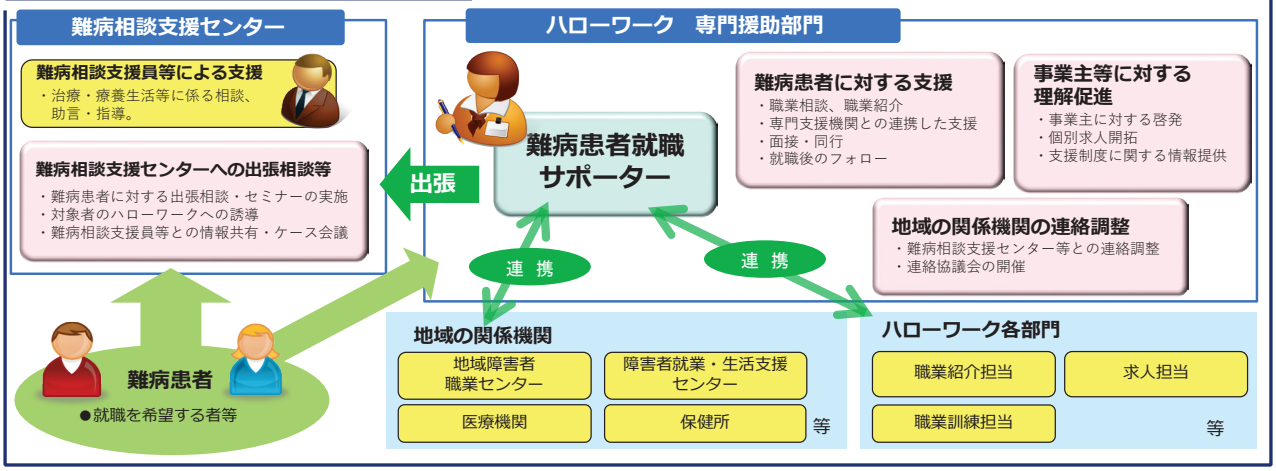
労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	½			½

1 事業の目的

○ ハローワークに「難病患者就職サポーター」（※）を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施。

※　配置数　：　全国51人
　　配置場所　：　ハローワークの専門援助窓口
　　採用要件　：　医療・社会福祉等の資格保有者又は実務経験者、キャリアコンサルタント・産業カウンセラー資格保有者等、難病患者の相談に関する業務経験１年以上等
　　事業実績　：　難病患者就職サポーターによる就職率70.7％（令和５年度実績）

2 事業の概要、実施主体等



障害者雇用相談援助事業の適正な実施等

職業安定局障害者雇用対策課（内線5301）

令和７年度概算要求額　3.0億円（3.0億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	49/50			1/50

1 事業の目的

○　今後、法定雇用率の段階的な引上げと除外率の引下げが予定されている中で、企業に対する支援の強化が求められている。

○　このため、特に障害者雇用に関するノウハウを十分に有しない中小企業等を中心に、雇入れから雇用管理、職場定着までの一体的な伴走型支援を実施し、着実な雇入れを実現するために「障害者雇用相談援助助成金」が創設された。本助成金を活用した障害者雇用相談援助事業における相談援助等の質を担保する等適切な事業運営を図る必要がある。

○　また、地域の就労支援機関等関係機関のネットワークの構築、連携強化、相互理解を図ることを通じて、引き続き、企業における一般就労の実現を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の概要

・　就職支援コーディネーター（地域連携推進分）を配置し（52名）、以下の業務を実施する。

①「障害者雇用相談援助助成金」の活用対象となる「雇用管理に関する援助を実施する事業者」の認定、雇用管理に関する援助を行う事業者への助言・相談、助成金活用企業に対する助言・指導、実態調査対応業務等

②都道府県労働局・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関や関係機関とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、地域連携推進協議会の開催、地域資源の情報管理等

③職場実習受入事業所・就労支援機関等との連絡調整、就労支援セミナー・事業所見学会の実施に係る調整等

【障害者雇用相談援助事業の運営】



実施主体（その他の事業含む）

都道府県労働局・ハローワーク

事業実績

◆　ハローワークにおける障害者の就職件数：110,756件（令和５年度）

就職活動に困難な課題を抱える障害のある学生等への就職支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

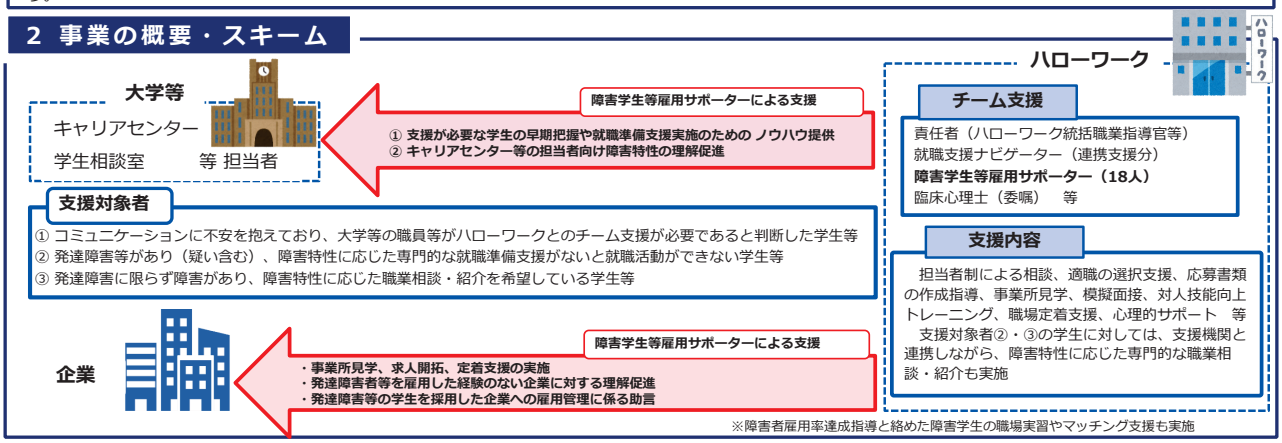
令和７年度概算要求額　1.2億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	½			½

1 事業の目的

発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動自体が困難な学生や、発達障害に限らず障害があり、障害特性に応じた就職支援を必要としている学生等への支援の実施のために、大学等と連携して支援が必要な学生等の早期把握を図るとともに、当該学生等に対する就職準備から就職・職場定着までの一貫したチーム支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



※障害者雇用率達成指導と絡めた障害学生の職場実習やマッチング支援も実施

3 実施主体等

○ 就職活動に当たって課題を抱える学生等に対して、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。
　なお、障害があり障害特性に応じた専門的支援が必要な学生等には障害学生等雇用サポーターによる個別支援を実施。
○ 就職準備から就職支援、職場定着支援までのトータル支援を実施。
◆事業実績：雇用トータルサポーター（大学等支援分）の支援を終了した学生等のうち、就職した者の割合76.4%（令和５年度）

➢障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進

障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5832）

令和７年度概算要求額　85億円（85億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

○　障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
○　さらに、全国の障害保健福祉圏域ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

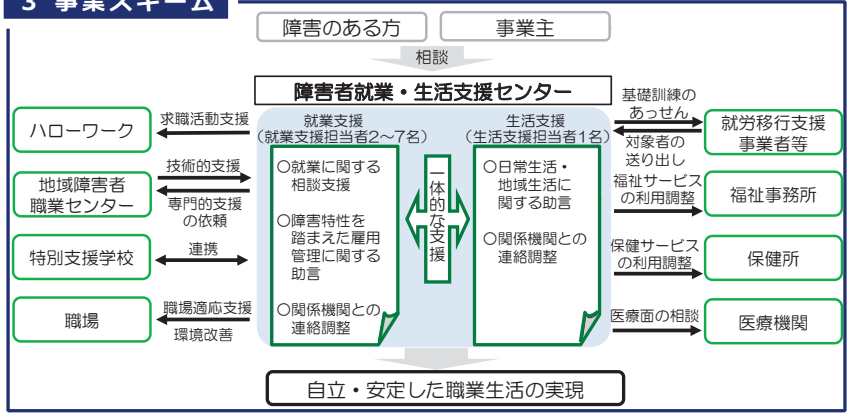
2 事業の概要等

＜就業面の支援＞
・就職に向けた準備支援
　（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
・障害者の特性、能力に合った職務の選定
・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
・関係機関との連絡調整

＜生活面の支援＞
・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

＜実施主体＞
都道府県知事が指定した法人
・一般社団法人　・特定非営利活動法人
・一般財団法人　・医療法人
・社会福祉法人

3 事業スキーム



4 事業実績（令和５年度）

○　支援対象障害者数　：223,532人
○　相談・支援件数　　：支援対象障害者1,276,210件　　事業主468,661件
○　就職件数、就職率（一般事業所）：15,979件、78.8%
○　職場定着率（１年）：81.1%

➢就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

ミドルシニアの就職支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制による支援

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5634）

令和７年度概算要求額　20億円（20億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1　事業の目的

○　就職氷河期世代を含むミドルシニアの不安定就労者の中には、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。

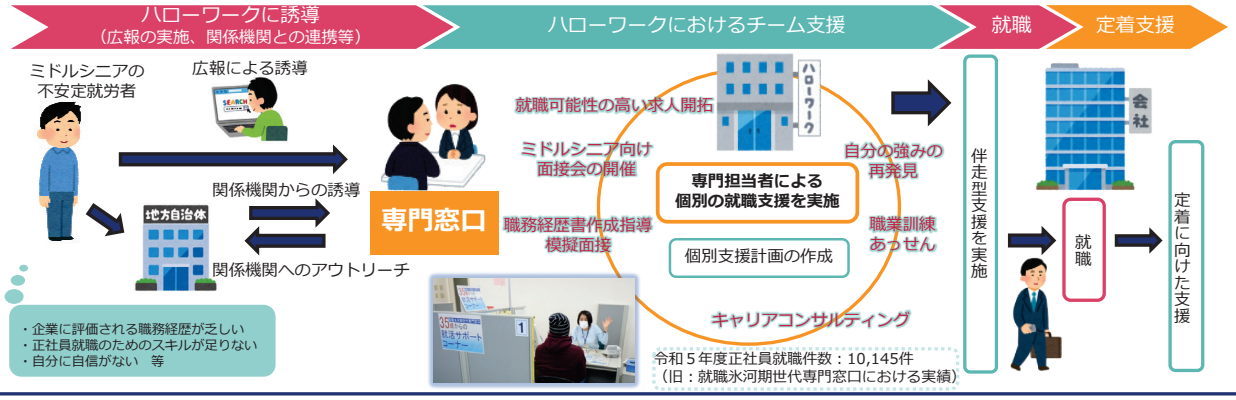
○　こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。

＜専門窓口数＞　92か所

＜体制＞　就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）
就職支援コーディネーター：142人（主に求人開拓、セミナー企画を担当）
職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



2　事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金
(特定就職困難者コース・中高年齢者安定雇用支援コース・就職氷河期世代安定雇用実現コース)

職業安定局雇用開発企画課（内線5785）

令和７年度概算要求額　468億円（469億円）※（）内は前年度当初予算額
特定就職困難者コース　440億円（410億円）
中高年齢者雇用安定支援コース　9億円（0億円）
就職氷河期世代雇用安定実現コース（経過措置）　20億円（22億円）
昨年度限りの経費　0億円（37億円）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1　事業の目的

高年齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

2　事業の概要

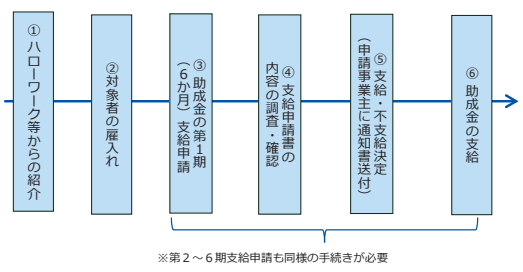
助成金の種類	対象労働者	助成内容	
		助成対象期間	支給額
特定就職困難者コース	・高年齢者（60歳以上） ・母子家庭の母等 ・障害者 ・ウクライナ避難民 等	１～３年	30～240万円 （２～６期に分けて支給）
中高年者安定雇用支援コース（仮称）	35歳～59歳の不安定雇用就労者	1年	30～60万円 （２期に分けて支給）

※　中高年齢者安定雇用支援コース（仮称）を令和７年度から新設
※　就職氷河期世代安定実現コースは、令和６年度限りで廃止。
（経過措置分のみ要求）
※　助成対象期間や支給額は、対象労働者、企業規模等によって異なる。
※　支給額は、支給対象期（６か月）ごとに対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とする。

3　実施主体等

実施主体：国
事業実績：支給決定件数（令和５年度）
・特定就職困難者コース：139,788件
・就職氷河期世代安定雇用実現コース：7,281件

事業スキーム



拡充 中高年世代活躍応援プロジェクト

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室（5302・5695）

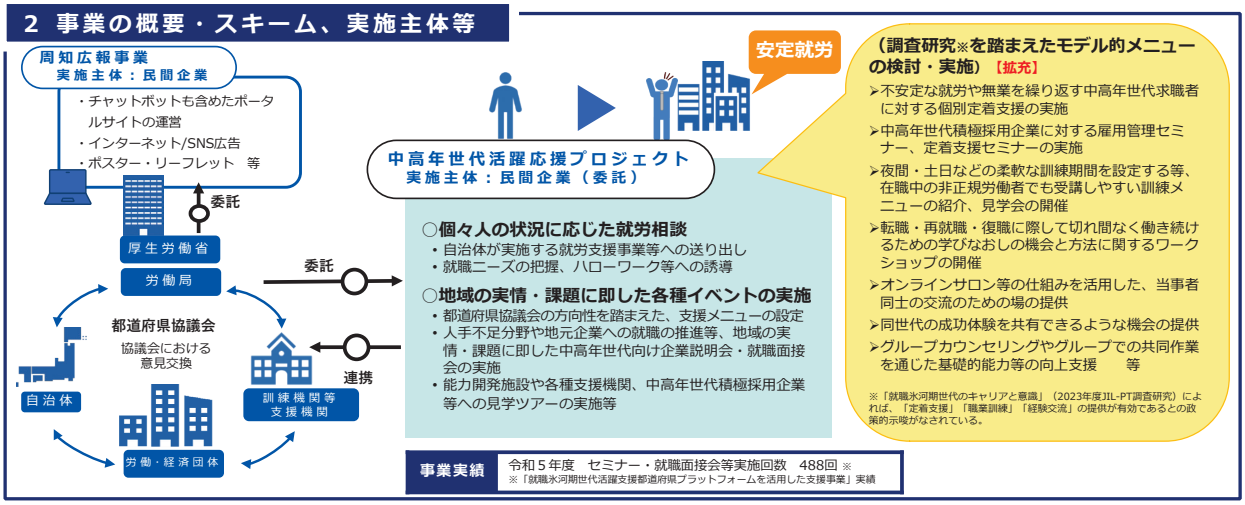
労働特会			子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

令和７年度概算要求額　5.6億円（ 5.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　就職氷河期世代を含む中高年世代には、非正規雇用期間が長く、正規雇用に比べて能力開発機会が乏しいため、処遇面も含めて現在も厳しい状況にあり、自己評価が低い傾向があるほか、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定数存在。
○　このため、本プロジェクトにより、地方自治体・国と民間団体が一体となり、中高年世代の方々の安定就労の実現を支援。
○　具体的には、
・労働局、地方自治体、労働・経済の地元団体、訓練機関等支援機関をメンバーとする協議会が、人手不足分野や地元企業への就職の推進等、地域の実情・課題も踏まえた支援の方向性を取りまとめ、その具体化と実施を民間企業に委託。
・委託を受けた民間企業は、民間企業ならではのノウハウを活かして支援事業のメニューを作成し、展開。
・また、この取組みの成果を高めるため、社会参加から就職後の職場定着までの多岐にわたる支援をワンストップで本人や家族に届けるための広報事業を国が実施。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



➢非正規雇用労働者に関する、希望する者の正社員転換の促進、働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施、基本給を定める賃金規定の増額改定等への支援、及び「年収の壁・支援強化パッケージ」による支援

拡充 キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局有期・短時間労働課（内線5268）
職業安定局障害者雇用対策課（内線5868）

令和7年度概算要求額　962億円（1，106億円）※（）内は前年度当初予算額

令和５年度実績：65,598件

労働特会			子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

	コース名／コース内容	支給額（１人当たり）	加算措置等／加算額
正社員化支援	**正社員化コース** 有期雇用労働者等を正社員転換（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ➢ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して３%以上増額していることが必要	①有期→正規：　80万円（60万円）（※） ②無期→正規：　40万円（30万円）（※） ※以下の重点対象者の場合の支給額（2期分の合計額）。それ以外の者は１期分のみ。①雇入れから３年以上の有期雇用労働者、②雇入れから３年未満の有期雇用労働者であって、過去から不安定雇用が継続している者、③人開金の対象訓練を受けた者、派遣労働者、母子家庭の母等 ➢ 有期雇用期間が通算５年超の者は無期雇用労働者とみなして適用。	**正社員化コース** ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 １事業所当たり　20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 １事業所当たり　40万円（30万円）
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：　90万円（67.5万円） ②有期→無期：　45万円（　33万円） ③無期→正規：　45万円（　33万円）	
処遇改善支援	**賃金規定等改定コース** 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を３%以上増額改定し、その規定を適用	①３%以上４%未満：　4万円（2.6万円） ②４%以上５%未満：　5万円（3.3万円） ③５%以上６%未満：6.5万円（4.3万円） ④６%以上　：　7万円（4.6万円）	**賃金規定等改定コース** ■「職務評価」の活用により実施　１事業所当たり　20万円（15万円） ■昇給制度を新たに設けた場合　１事業所当たり　20万円（15万円）
	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	１事業所当たり　60万円（　45万円）	
	賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	１事業所当たり　40万円（　30万円）	**賞与・退職金制度導入コース** ■同時に導入した場合　１事業所当たり　16.8万円（12.6万円）
年収の壁・支援強化パッケージ	**社会保険適用時処遇改善コース** 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施 ※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等 ※労働時間の延長は、週あたり４時間以上等	(1)手当等支給メニュー　50万円（37.5万円）（※１） (2)労働時間延長メニュー　30万円（22.5万円） ※１　１～3年目までの各要件を全て満たした場合の３年間の合計額 ※２　１年目に手当等支給、２年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円	※（　）は、大企業の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。



非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施

人材開発統括官付訓練企画室
（内線5923）

令和７年度概算要求額　3.1億円（ 3.1億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1　事業の目的

変化の激しい企業のビジネス環境に対応するために労働者のスキルアップが求められている中で、正社員に対してOFF-JTを実施した事業所割合が71.4%に対し、正社員以外に対しては28.3%と、正社員以外の労働者の能力開発機会は少ない状況にあり、非正規雇用労働者等が働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるような仕組を構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキリングを支援することが必要である。

このため、在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を引き続き試行的に、非正規雇用労働者等に対して提供する。

2　事業の概要・スキーム

（１）試行事業の実施

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、非正規雇用労働者等を対象とした職業訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施し、好事例となる取組を収集する。

（２）試行事業の内容等

ア　対象者

主に非正規雇用労働者　720名

イ　実施方法等

受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン（オンデマンド、同時双方向）形式を効果的に組み合わせて実施することを想定。

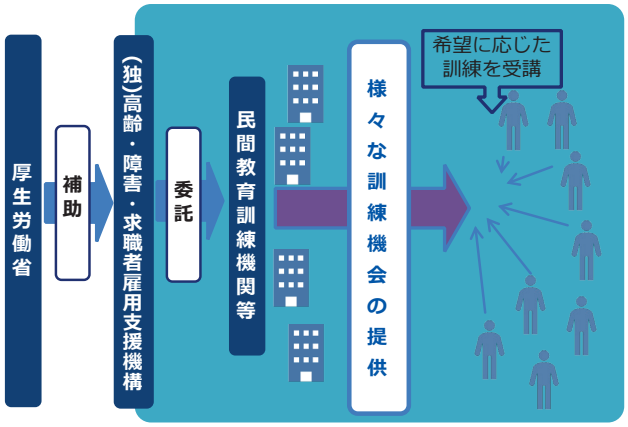
ウ　総訓練時間・受講可能期間

150時間程度。受講可能期間最大６か月

エ　受講継続等の支援策

実施機関において、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。

3　実施主体等



フリーター等に対する就職支援

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
（内線5337）

令和７年度概算要求額　24億円（24億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

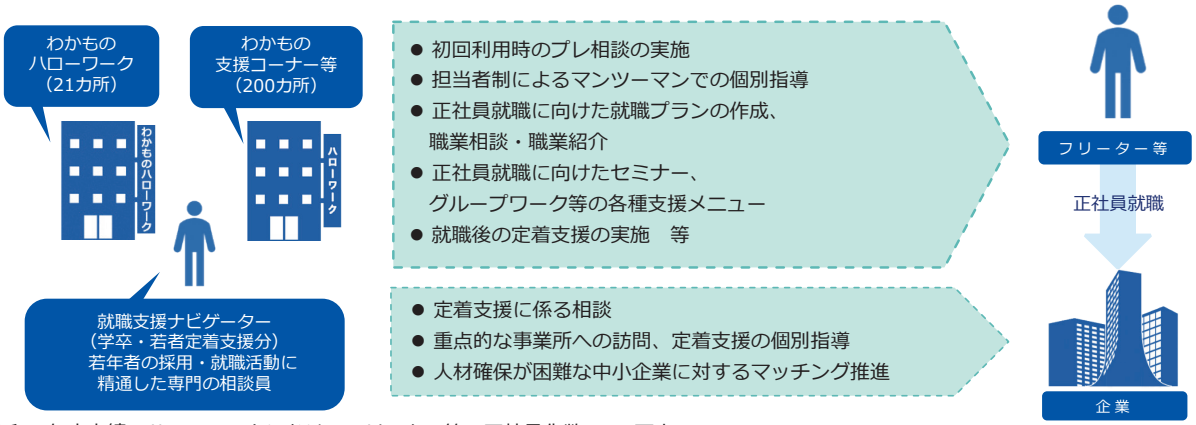
1　事業の目的

○　フリーターは長期的には減少傾向にあるものの、令和５年には全国で約134万人と２万人増加した。フリーターは収入やキャリア形成、社会保障など様々の面で課題があり、フリーターとしての期間が長期化することは経済社会全体にも影響を及ぼしかねない。

○　また、正社員として就職したが早期に離職する等、不本意な非正規雇用を続ける若年者も一定程度存在している。

○　そのため、正社員就職を希望するおおむね35歳未満の求職者であって、フリーターを始めとした臨時的・短期的な就業や失業状態を繰り返す等不安定就労の期間が長い方や、非正規雇用の就業経験が多い方、正社員就職後短期間で離職した方などについて、「わかものハローワーク」等を拠点とした計画的で一貫した就職支援を実施する。

2　事業の概要・スキーム・実施主体等



令和５年度実績：ハローワークにおけるフリーター等の正社員化数　9.8万人

➢高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進

拡充 高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金）

労働基準局安全衛生部
安全課（内線5488）

令和７年度概算要求額　7.6億円（6.9億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計				一般会計
労災	雇用	徴収		
○				

1 事業の目的

【現状】

- **高年齢労働者が増加する中、それを上回るペースで高年齢労働者による労働災害の増加が続いている。**この要因としては、**加齢による身体機能の低下等により、高年齢労働者の労働災害発生率が若年層と比較して高くなっている**ことが挙げられる。
- 高年齢労働者の安全の確保のためには、身体機能の低下を補う施設、設備、装置等の改善や高齢者の特性を考慮した作業内容の見直し（職場環境の改善）が重要であり、厚生労働省ではその具体策を示した「**エイジフレンドリーガイドライン**」の周知を図っている。
- また、**エイジフレンドリー補助金(R６予算：6.9億円)により、ガイドラインに基づき職場環境の改善を行う中小企業事業者を支援している。**

【課題】

- 高年齢労働者の労働災害を効果的に防止するためには、**リスクアセスメントを実施して事業場の状況を踏まえた優先順位を付けた上で対策を実施する必要がある**が、補助金の対象となる**中小企業事業者では独自にリスクアセスメント結果に基づく優先順位付けをすることが困難である**。
  ※　補助金の利用状況は好調であるが、老朽化対策や生産性の向上が主目的の申請も多い（労働災害防止対策と認められない申請は不交付としている。）

【必要性】

- 令和７年度は、中小企業事業者が専門家を活用して効果的な対策を講じられるようにする観点で、**エイジフレンドリー補助金を拡充し、エイジフレンドリー総合対策コース（補助率：4/5）を新設**する。
  ※　専門家によるリスクアセスメントにより事業場の課題を洗い出した上で、優先順位の高い対策を実施するため、他のコースよりも補助率を高く設定

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（１）対象事業者：労災保険加入の中小企業事業者　　**（３）実施主体：**一般社団法人等
（２）補助対象、補助率、上限額（下表参照）　　**（４）事業実績：**令和５年度交付件数…1,078件

	エイジフレンドリー総合対策コース【新設】	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース【既存】	職場環境改善コース【既存】	コラボヘルスコース【既存】
補助対象	• 専門家によるリスクアセスメントに要した経費 • リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い対策に要した経費（機器等の導入・工事の施工等）	• 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した経費	• １年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器等の購入・工事の施工等）	• 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	４／５	３／４	１／２	３／４
上限額	100万円			30万円

➢地域若者サポートステーションにおける心理相談を併用した就労支援体制の強化

拡充 推進枠 地域若者サポートステーション事業

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
（内線5937）

令和７年度概算要求額　52億円（46億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	7/10			3/10

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

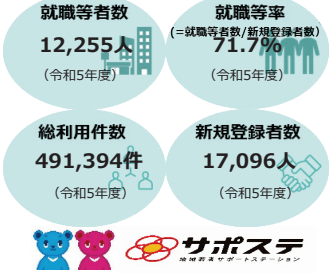
都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和6年度177か所（全都道府県に設置）。

※令和７年度は181か所分を要求

支援内容

- **専門家による心理相談を踏まえ、**キャリアコンサルタントが作成した**個別の支援計画による支援**を実施。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談等も可能。**
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）**。





新規 推進枠

若年無業者等に対する心理的相談の充実のための体制強化

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
（内線5937）

令和７年度概算要求額　9.6億円（－）　※（）内は前年度当初予算額
※地域若者サポートステーション事業の概算要求額の内数

労働特会			子ﾄ特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	1/2			1/2

1 事業の目的

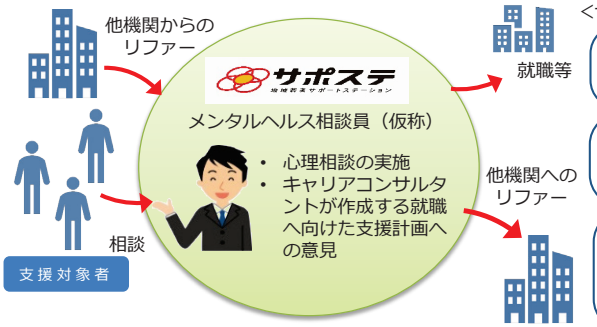
○　就労に困難を抱える若年無業者等の就労支援を行う地域若者サポートステーション（以下「サポステ」）の支援対象者には、多くのひきこもり経験者が含まれており、こうした方の就労支援には心理的なケアを併せて行うことが有効。

○　経済財政運営と改革の基本方針（令和６年６月21日閣議決定）においても、「地域若者サポートステーションの就労支援体制の強化などひきこもり支援を着実に推進する。」とされていることを踏まえ、各サポステに公認心理師等のメンタルヘルスの専門知識を有する相談員を配置するなどにより、相談支援の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要等

○ひきこもり経験者には、過去のトラウマ（人間関係のトラブル等）により、心の不調がある方や自信を喪失している方等が多い。また、近年は発達障害が疑われる方からの相談が増加しているため、こうした現状に対応する必要がある。

○各サポステに**専門の相談員を配置（145箇所(本所)×１名）**すること等により、幅広い層への相談支援への対応を図るとともに、現利用者について専門機関へのリファーや併用を考えた上での対応や、福祉事務所や保健所からのリファーによる利用者への対応等、**就労支援を行うための総合的な相談支援を行う体制を強化**する。



＜サポステ利用者の声＞※HP掲載情報より一部加工

親のすすめを機にサポステに登録。なりたい自分に近づくための方法を相談しました。そのとき、「一見関係ないように思えることも経験することで、徐々に夢に近づいていく方法もある」とアドバイスされ、どんなことでも挑戦してみようと、柔軟な気持ちになれました。【よこはま若者サポートステーション卒業生】

最初の相談で、自分が思っていることをスタッフの方に素直に話せたことで、とても心強く感じたのを覚えています。サポステはきっかけを与えてくれる場所。実際に社会へ出てみたら、「そんなに気張らなくて大丈夫なんだ」と気づくことばかりです。今何をしようか悩んでいる人は、一度訪れてみてください。【かしわ地域若者サポートステーション卒業生】

心身のバランスを崩し、10年以上家に引きこもっていましたが、働きたいという気持ちはずっとありました。『未経験の職種だが、コツコツ一生懸命取り組むことができる仕事があなたには向いているんじゃないか。』と言われたことで、新しいことにチャレンジしてみようという気持ちになれました。定期的に連絡をくれたのが一番嬉しくて、とても心強かったです。そのおかげで未経験の職種での採用が決まり、現在、フルタイム勤務で頑張っているところです。【こうべ若者サポートステーション卒業生】

➢育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備

拡充 推進枠

外国人技能実習機構交付金

人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室
（内線5603）

令和７年度概算要求額　77億円（66億円）　※（）内は前年度当初予算額

一般会計　19億円（15億円）
労災勘定　12億円（12億円）
雇用勘定　46億円（39億円）

労働特会			子ﾄ特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
3/20	12/20			5/20

1 事業の目的

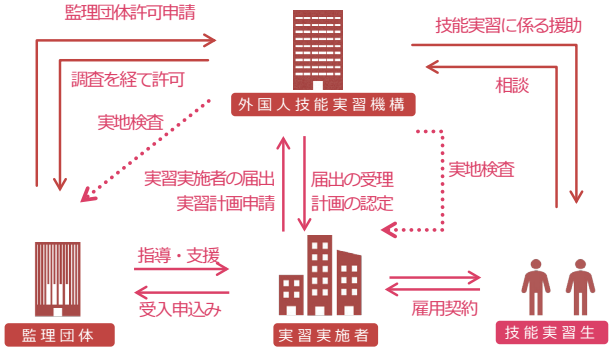
外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。なお、育成就労制度においては外国人育成就労機構に改組される予定。

2 事業の概要・スキーム

＜主な事務＞
1．技能実習計画の認定
2．実習実施者や監理団体への実地検査
3．実習実施者の届出の受理
4．監理団体の許可に関する調査
5．技能実習生に対する相談・援助　等

公布後３年以内に施行される育成就労制度の創設を見据え、法施行と同時に外国人育成就労機構に改組される外国人技能実習機構におけるシステム体制の強化等を行う。

【現行制度】



3 実施主体等

○実施主体　：外国人技能実習機構（認可法人）
　※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
○設置根拠　：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
○交付金　　：法96条に基づき、国が交付
○設立年月日：平成29年１月25日（設立登記日）
○資本金　　：１億9,304万円（国からの出資額）
○本部　〒108-0075　東京都港区海岸３-９-15 LOOP X ３階
　電話番号：03－6712－1523　（代表）
　ホームページ：https://www.otit.go.jp/
○役員　理事長　大谷　晃大
　理　事　村松　達也
　　近江　愛子
　　髙澤　滝夫
　監　事　松田　誠太
　　石田　恵美（非常勤）
※令和６年４月１日時点

4 事業実績

技能実習生数（令和５年末）
：404,556人
監理団体数（令和６年5月）
：3,726
実習実施者数（令和４年度末）
：64,945

➢多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進

労働者協同組合の活用促進

雇用環境・均等局勤労者生活課（内線5363）

令和７年度概算要求額　82百万円（62百万円）※（）内は前年度当初予算額

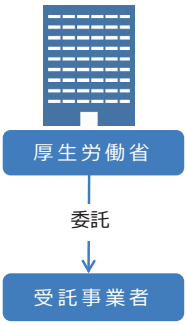
労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	約2/3			約1/3

1 事業の目的

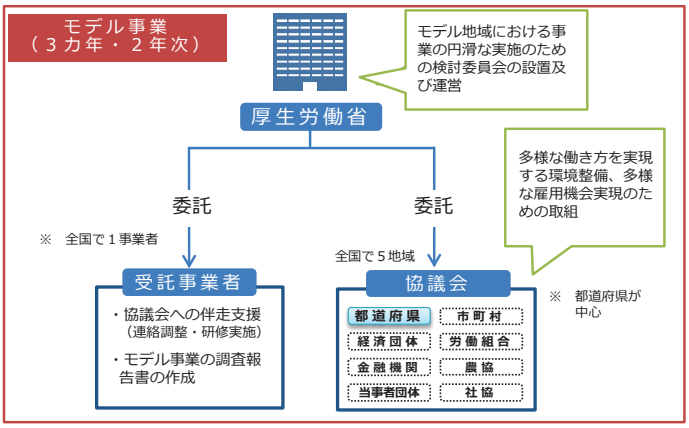
○　労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
○　令和７年度は、法施行から２年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な労務管理等の知見の提供 、NPO法人等から労働者協同組合への組織変更を希望する者への情報提供・発信等を行う。
○　また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図る。
※　労働者協同組合：令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



普及啓発事業
・特設サイトの運営
・好事例動画の作成・周知
・メールマガジンの発行
・オンラインセミナー　等



➢産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進

拡充 産業保健活動総合支援事業

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和７年度概算要求額　49億円（49億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

○ 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①事業者、産業保健スタッフ等に対する研修・情報提供等、②小規模事業場への産業保健サービスの提供、③事業主団体等を通じた中小企業の産業保健活動への助成等の各種支援を行う。
○ メンタルヘルス対策のさらなる促進の観点から、①事業場のストレスチェックを含むメンタルヘルス対策の取組への個別訪問支援の拡充、②労働者のメンタルヘルスに係る相談対応の拡充など、小規模事業場への支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

労働者健康安全機構

○「**団体経由産業保健活動推進助成金**」の助成対象範囲の拡大
（50人未満の事業場におけるストレスチェック及び集団分析を追加）

産業保健総合支援センター（47都道府県）

○ 各産業保健総合支援センター（産保センター）において、事業場のメンタルヘルス対策等の取組への支援を行う「**メンタルヘルス対策・両立支援促進員**」を増員
○ 事業者、産業保健スタッフ等に対する研修等（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康課題、化学物質の自立的管理等）

地域産業保健センター（全国約325箇所）

○ 各地域産業保健センター（地産保）において、医師・保健師等の配置を増員し、高ストレス者の相談対応や医師による面接指導等の産業保健サービスを提供
○「**中規模事業場産業医活動支援モデル事業**」の新設
○ 事業場への個別訪問による産業保健指導

○ 団体経由産業保健活動推進助成金
33（361）百万円
○【新規】中規模事業場産業医活動支援モデル事業
211百万円
○ 産業保健関係者の育成
319（327）百万円
（産保センター、地産保共通）
○【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援
4,183（4,077）百万円
（全体共通）
○ 情報提供・広報、連絡会議等
103（104）百万円

実施主体：
労働者健康安全機構（補助金）
補助率：10/10

働く人におけるメンタルヘルス対策の促進

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和７年度概算要求額　3.0億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計				一般会計
労災	雇用	徴収		
○				

1 事業の目的

○　精神障害の労災認定件数はこの10年間で２倍に増加しており、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月閣議決定）において、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策を強化することとされた。また、「第14次労働災害防止計画」（令和５年３月策定）において、**「使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに 50%以上」**等とする目標が設定された。

○　こうした状況を踏まえ、本事業においては、働く人のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」及び労働時間管理・健康管理等を行う健康管理アプリの運営を引き続き行うとともに、**50人未満の事業場が利用しやすいストレスチェック実施プログラムの開発のための要件定義の作成を行う**。

2 事業の概要・スキーム

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

（１）総合的な情報の提供：85（78）百万円

①　事業場向け　※ メンタルヘルス対策のより実践的な情報の提供
- 事業場規模・業種別のメンタルヘルス対策の取組事例
- 職場環境改善ツール

②　労働者向け
- ストレスセルフチェック
- セルフケア（eラーニング）

③　ストレスチェック実施プログラムの要件定義の作成

④　メンタルヘルスシンポジウムの開催

（２）電話・メール・SNS相談窓口：200（227）百万円

労働者等のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談への対応窓口の設置

<令和５年度実績>

情報提供	相談
サイトアクセス数 ：744.0万件	電話：28,176件 メール：4,523件 ＳＮＳ：8,304件

<実施主体>

国（委託事業：一般社団法人、株式会社等）

健康管理アプリ

働く人個人がアプリを使用することによる労働（勤務）時間管理・健康管理（健康診断結果、ストレスチェック、疲労蓄積度）の実施、助成金や健康相談についての情報提供　：14（14）百万円

○仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
➢仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援

拡充 両立支援等助成金

雇用環境・均等局職業生活両立課（内線7929）

令和７年度概算要求額　358億円（181億円）※（）内は前年度当初予算額

令和５年度支給実績：出生時両立支援コース　4,366件
育児休業等支援コース　13,168件
介護離職防止支援コース　1,788件

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

※中小企業事業主のみ対象（育休中等業務代替支援コースを除く）。国（都道府県労働局）で支給事務を実施
※支給額・加算措置の赤字・下線が新規・拡充箇所
※このほか、新規受付停止中の事業所内保育施設コースに0.8億円（2.3億円）を計上

コース名／コース内容

出生時両立支援コース（育児休業）
33.8億円（41.5億円）
男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後８週以内に育休開始

育児休業等支援コース
33.6億円（40.2億円）
育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき３か月以上の育休取得・復帰

育休中等業務代替支援コース
266.3億円（87.8億円）
育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施
※支給額欄①②については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象

柔軟な働き方選択制度等支援コース（育児期の働き方）
12.1億円（3.7億円）
育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援

介護離職防止支援コース（介護との両立）
11.9億円（5.1億円）
「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援

支給額（休業取得/制度利用者１人当たり）

①第１種（男性の育児休業取得）　**１人目 20万円**
➢ 対象労働者が子の出生後８週以内に育休開始　**２～３人目 10万円**
②第２種（男性育休取得率の上昇等）　１年以内達成：**60万円**
➢ 第１種受給年度と比較し男性育休取得率（%）が30ポイント以上上昇した場合等　２年以内達成：**40万円**
３年以内達成：**20万円**

①育休取得時　30万円
②職場復帰時　30万円
※無期雇用者、有期雇用労働者各１人限り

①育児休業中の手当支給　最大125万円
・業務体制整備経費：５万円（育休１月未満　２万円）
・業務代替手当：支給額の3/4
※上限10万円/月、12か月まで

②育短勤務中の手当支給　最大110万円
・業務体制整備経費：２万円
・業務代替手当：支給額の3/4
※上限３万円/月、子が３歳になるまで

③育児休業中の新規雇用　最大67.5万円
代替期間に応じ以下の額を支給
・最短：７日以上：９万円
・最長：６か月以上：67.5万円

※①～③合計で１年度10人まで、初回から５年間

制度２つ導入し、対象者が制度利用　20万円　制度3つ以上導入し、対象者が制度利用　25万円
改正法（※）施行後は
制度3つ導入し、対象者が制度利用　20万円　制度４つ以上導入し、対象者が制度利用　25万円
（※）柔軟な働き方を実現するための措置
・子の看護等休暇制度有給化支援
制度導入時　30万円　※１年度５人まで

①介護休業　取得・復帰：40万円（※５日以上。15日以上取得・復帰で60万円）
②介護両立支援制度 ※20日以上利用。（）は60日以上利用。
制度１つ導入し、対象者が制度を１つ利用　20万円（30万円）
制度２つ以上導入し、対象者が制度を１つ利用　25万円（40万円）
③業務代替支援※５日以上利用。（）は15日以上取得・利用の場合
介護休業中の新規雇用等　20万円（30万円）
介護休業中の手当支給等　５万円（10万円）
短時間勤務中の手当支給等３万円（※15日以上利用の場合のみ）

加算措置／加算額

<出生時両立支援コース>
①第１種
１人目で雇用環境整備措置を４つ以上実施した場合 **10万円**加算
②第２種
第１種受給時にプラチナくるみん認定事業主であった場合 **15万円**加算

<育休中等業務代替支援コース>
プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下の通り割増。
①育児休業中の手当支給
業務代替手当の支給額を4/5に割増
③育児休業中の新規雇用
代替期間に応じた支給額を割増
最大82.5万円
・最短：７日以上：**11万円**
・最長：６か月以上：**82.5万円**
育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合
①～③に**10万円加算**（１か月以上の場合のみ）

<柔軟な働き方選択制度等支援コース>
対象となる子の年齢を中学校卒業まで引き上げた場合　**20万円**加算

<各コース共通>
育児休業等に関する情報公表加算
申請前の直近年度に係る下記①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、**２万円**加算
対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数
※出生時両立支援コース（第２種）以外が対象。各コースごと１回限り。

環境整備加算　**10万円**加算
➢ 雇用環境整備措置を４つ全て実施した場合

拡充 中小企業育児・介護休業等推進支援等事業

雇用環境・均等局職業生活両立課
（内線7863・7859）

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

令和７年度概算要求額　3.3 億円（3.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）を受けた、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正を踏まえ、子育て期の労働者及び主な介護の担い手である働き盛り世代の離職防止の観点から、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施することにより、制度の周知・理解促進を図る。また、 育児・介護に直面する前の制度の周知や正しい知識の付与が重要であることから、介護休業制度等の周知事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

<事業主・労働者支援>　※下線部が拡充部分

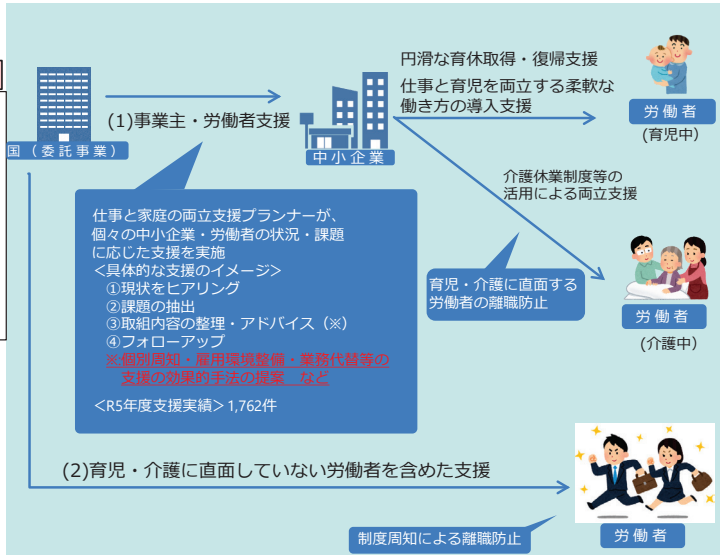
(1)中小企業育児・介護休業等推進支援事業

○中小企業で働く労働者の育児休業・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰、業務の代替等の支援、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入を支援するほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を推進するため、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。（支援担当者95人→100人）
○改正育児・介護休業法に基づく、柔軟な働き方の実現のための個別周知・意向確認等、介護に係る雇用環境整備、個別周知・意向確認等について、好事例の提供、各社の課題等を踏まえた効果的な手法の提案、個別労働者の育休復帰支援プラン・介護支援プラン等策定を支援する。

<介護等に直面していない労働者を含めた支援>

(2)従業員の介護離職防止のための介護休業制度等周知事業

介護休業制度等特設サイトを受け皿としてインターネット広告等の実施や動画の掲載等により、労働者等に介護休業制度や育児休業制度を予め広く周知し、育児・介護に直面した際の離職を防止するとともに、仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境づくりを促進する。



実施主体　民間事業者等（委託事業）

各当事者に働き掛けることで効果的に育休取得・仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入支援の促進、介護離職防止等に取り組む

➢共働き・共育て推進に向けた社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進

共働き・共育て推進事業（イクメンプロジェクト）

雇用環境・均等局職業生活両立課
（内線7859）

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

令和７年度概算要求額　1.3億円（1.3億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

■共働き・共育て推進事業とは、男性の育休取得促進・柔軟な働き方を実現するための措置の導入・活用促進により、共働き・共育てを定着させていくための事業（イクメンプロジェクト）
■令和７年度においては、改正育児・介護休業法に沿った両立支援制度導入・活用に向けた企業の取組を促進するシンポジウム・セミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、男性の家事・育児参画を含む仕事と育児に両立に関する意識調査を実施し、企業の取組を促していくことで男性の育休取得促進、共働き・共育てを強力に推進する。

数値目標
★ **男性の育児休業取得率：現状 30.1%(令和５年) → 目標 50%※（令和７年）、85%※（令和12年）**
※「こども未来戦略」(令和５年12月22日閣議決定)
★ **第１子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5%(令和３年) → 目標 70%（令和７年）**

育てる男が、家族を変える。社会が動く。 MEN イクメンプロジェクト

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○男性の仕事と育児の両立に関する意識調査の実施
・若年層の夫婦に対し、男性の家事・育児参画を含む両立に関する意識調査を実施し、調査結果を活用し、共働き・共育ての推進に向けた社会的機運の醸成、企業の両立支援制度の導入・活用の促進を図る

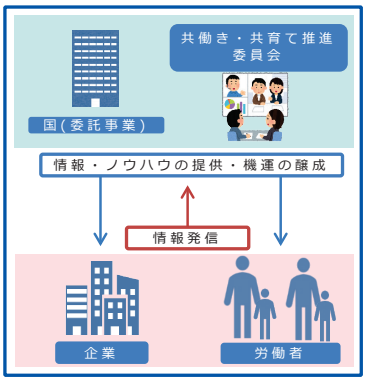
○企業向けシンポジウムの開催
・先進的な仕事と育児の両立支援制度を導入している企業の事例を周知・啓発するとともに、経営者や管理職等のパネルディスカッション等を実施することで、企業での両立支援制度の導入・活用の取組を支援する

○経営層・企業（管理職）向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）
・企業の取組を促進する経営層・企業（管理職）向けセミナーを実施するとともに、今後家事・育児を担う若年層向けセミナー動画制作及びセミナー実施による両立支援制度の導入・活用を促進
・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに資料等の充実を図る

○業種別の好事例の展開
・育児休業等を取得しやすい雇用環境整備や仕事と育児の両立に関する効果的な取組事例などを業種別に収集・発信する

○普及啓発資料の作成
・育児休業制度及び「柔軟な働き方を実現するための措置」の活用事例、男性の家事・育児に関する意識啓発の内容等を盛り込んだ「父親の仕事と育児両立読本」の作成・情報発信をするとともに、ミニリーフレットの作成及び母子健康手帳との同時配付等による周知を実施

○公式サイトの運用
・改正育介法等の周知や家事・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとして運用
<令和５年度実績>イクメンプロジェクト公式サイトアクセス件数　約85万件



実施主体
民間事業者等（委託事業）

➢共働き・共育ての推進のため、両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付や育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設

新規 共働き・共育て推進のための給付の創設

職業安定局雇用保険課（内線5138、5757）

令和７年度概算要求額　939億円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
			○	

1 事業の目的

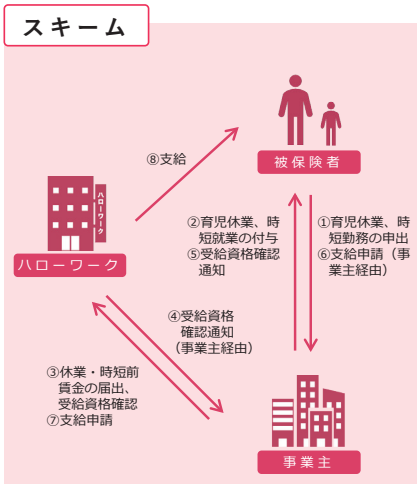
若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する必要がある。

- 特に男性の育児休業取得の更なる促進の観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業をした場合に、現行の育児休業給付に加え、雇用保険制度において新たな給付を行う。
- 育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるよう、時短勤務中に賃金が低下した場合に雇用保険制度において新たな給付を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

	出生後休業支援給付金	育児時短就業給付金
支給要件	・休暇開始前２年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること ・被保険者が子の出生後８週間（注）以内に14日以上の育児休業をしたこと ・配偶者が子の出生後８週間（注）以内に14日以上の育児休業をしたこと （注）産後休業をした場合は16週間	・休暇開始前２年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること又は育児休業給付に係る育児休業から引き続き時短就業を開始したこと ・２歳未満の子を養育するため、週所定労働時間を短縮して就業したこと
支給額	育児休業をした日数（最大28日）×休業前賃金額の13%相当額 ※　育児休業給付（休業前賃金額の67%相当額を支給）と合わせて80%（手取り10割）相当額となる	時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額 ※　時短就業中の各月に支払われた賃金額が時短前の賃金額の90%超～100%未満の場合は、給付率を逓減させる
財源	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援納付金（※）」 ※　令和７年度は子ども・子育て支援金（支援納付金）の収納開始（令和8年度～）前のため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用	

スキーム



➢勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進

拡充 「多様な正社員」等の多様な働き方の実現のための環境整備の推進

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線5194）

令和７年度概算要求額　52百万円（54百万円）※（）内は前年度当初予算額

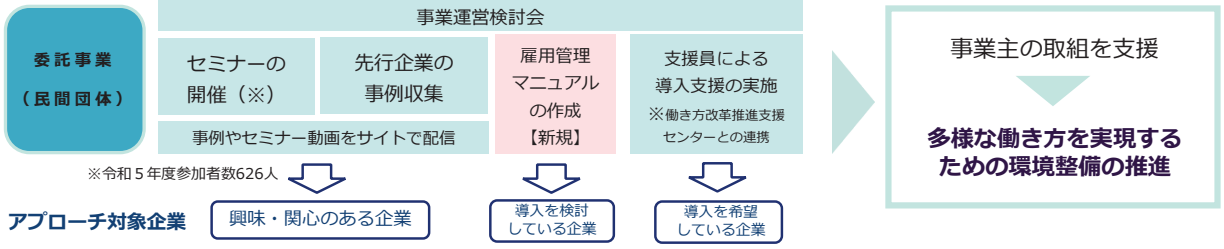
労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

短時間正社員、勤務地限定正社員、職種・職務限定正社員といった「多様な正社員」制度については、労働者のニーズに応じた多様な働き方の選択肢として推進する必要がある一方、近年、「多様な正社員」制度のような雇用管理区分を設けず、テレワークやフレックスタイム制、転勤に関する雇用管理の見直し、職務を基軸とした人事制度等の他の選択肢により対応する企業もある。

このような動向を踏まえ、「多様な正社員」制度を中心としつつ、各企業の実情に応じた雇用管理等について、好事例の収集・周知や、セミナーの開催、雇用管理マニュアル（仮称）の作成等により支援し、労働者のニーズに応じた多様な働き方を実現するための環境整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



参考

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」（女性版骨太の方針2024）
（令和６年６月すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

④多様な正社員制度や選択的週休3日制を含めた労働者のニーズに応じた多様な働き方の環境整備

正社員の働き方を変えることでライフイベントとの両立を容易にするとともに、希望する労働者が多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備することが重要である。このため、勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度や選択的週休３日制に関する好事例の周知や導入支援を行うほか、適切な労務管理下におけるテレワークや職務を基軸とした人事制度なども含め、労働者のニーズに応じた多様な働き方を実現するための環境整備を推進する。また、多様な正社員制度を創設した上で、非正規雇用労働者の正社員転換を進める事業主に対する支援を行う。

➢適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進

テレワーク・ワンストップ・サポート事業

雇用環境・均等局在宅労働課
（内線7856）

令和７年度概算要求額　1.3億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額。令和６年度国家戦略特区のテレワークに関する援助分を含む。

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
1/2	1/2			

1 事業の目的

➢ テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

➢ テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施
令和６年度まで単独で実施していた「国家戦略特区のテレワークに関する援助」事業を統合

① 相談対応
テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

② コンサルティングの実施
専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

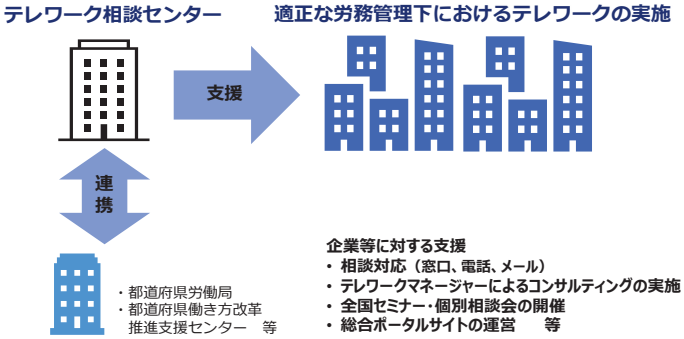
③ 全国セミナー・個別相談会の開催
中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

④ 総合ポータルサイトによる情報発信
厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営
※令和5年度におけるポータルサイトからの資料ダウンロード件数：14,090件

⑤ テレワークの労務管理に関する総合実態調査
適正な労務管理下におけるテレワークの普及のため、今後における適切な施策の展開に必要な実態調査を実施

⑥国家戦略特区のテレワークに関する援助
東京都と連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対するに各種相談支援をワンストップで行うテレワーク推進センターを設置する。（根拠：「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成29年法律第71号））

実施主体：民間事業者等



人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要

雇用環境・均等局在宅労働課
（内線7856）

令和７年度概算要求額　1.3億円（2.2億円）※（）内は令和６年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

● 新型コロナウイルス感染症対策として、これまでにない規模でテレワークが実施されているが、ポストコロナにおいては、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着が必要。
● このため、適正な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

2 事業の概要

〇令和7年度は制度導入助成及び目標達成助成に重点化

制度導入助成　下表のテレワーク制度導入要件とテレワーク実績基準を満たした事業主に支給

支給要件	支給額
【新規導入企業】 〇テレワーク制度導入要件 ・就業規則におけるテレワーク制度の整備 ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 〇テレワーク実績基準 ・評価期間（３か月）に一定回数以上対象労働者全員がテレワークを実施する　又は ・評価期間（３か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を１回以上とする 【テレワーク導入済み企業】 〇テレワークの実施拡大に関する要件 ・就業規則の見直し等のテレワーク制度の拡充（そのためのコンサルティングを含む） ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 〇テレワーク実績基準 ・評価期間（３か月）における延べテレワーク実施人数を評価期間前の実績値から25%以上増加	20万円

目標達成助成　下表の離職率及びテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

支給要件	支給額
・制度導入助成支給決定後１年間の離職率が、評価期間の初日の前日以前１年間の離職率以下 ・制度導入助成支給決定後１年間の離職率が30%以下 ・制度導入助成の評価期間の初日から１年を経過した日から３か月間のテレワーク実施率が、評価期間中のテレワーク実施率を下回っていないこと	10万円＜※15万円＞ ※左記に加え賃上要件達成時

➢勤務間インターバル制度導入促進のための支援

拡充

勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和７年度概算要求額　1.1 億円（1.3億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
○				

1 事業の目的

勤務間インターバル制度導入促進に向けた労使に対する効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバルは労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その導入が事業主の努力義務とされたところ（施行日：平成31年４月１日）。

令和３年７月に閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、勤務間インターバル制度について、**2025年（令和７年）までに、①勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を５%未満とすること、②勤務間インターバル制度を導入している企業割合を15%以上とすることの２つの数値目標**が掲げられ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和４年６月７日閣議決定）」、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」（令和５年６月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）等では、「勤務間インターバル制度の普及を図る」とされた。

以上により、上記改正労働時間等設定改善法の周知とともに、労使一体となった勤務間インターバル制度導入促進に向けた更なる取組が重要となることから、勤務間インターバル制度導入促進に向けた効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

○**民間セミナー講師に対する要請事業（新規）**
企業の人事労務担当者や採用担当者が出席する民間セミナーにおいて、講師から勤務間インターバル制度が人材確保に資する旨の周知するよう、要請活動を行う。

○**勤務間インターバル研修事業**
産業医や衛生管理者等に対する研修講義において勤務間インターバル制度の内容・効果を周知し、企業における取組を波及させる。

○**業種別導入マニュアルの作成**
長時間労働が懸念され、制度の導入率や認知度が低調な業種を対象にした業種別導入マニュアルを作成する。
※　（令和５年度）業種別導入マニュアルの作成部数（宿泊業・飲食サービス業版）　48,000部
働き方・休み方改善ポータルサイトにおいても掲載し周知



<導入マニュアル（全業種版）>

○**シンポジウムの開催**
有識者の講演や導入企業の先進的な取組事例の発表により、制度の重要性や導入のメリットを周知・啓発し、併せて助成金や導入マニュアル等の導入支援策も周知する。

○**インターバル制度導入支援のための動画コンテンツの作成・周知**
インターバル制度の導入を希望する企業向けに、企業の先進的な取組事例や制度導入の手順、留意点などを紹介した動画コンテンツを作成し、ポータルサイトや都道府県労働局を通じて周知・啓発する。

○**雑誌等を活用したインターバル制度の周知・啓発**
事業主や企業の人事労務担当者向けの雑誌等を活用して、制度の周知・啓発を実施する。等

実施主体：委託事業（民間団体）

➢年次有給休暇の取得促進及び選択的週休３日制を含めた多様な働き方の環境整備

長時間労働の抑制と選択的週休3日制度等の普及促進に向けた支援

労働基準局労働条件政策課（内線5524）
雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和７年度概算要求額　6.5億円（6.5億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

ワーク・ライフ・バランスや労働者の健康保持に資する働き方を推進するため、企業の自主的な働き方・休み方の見直しに効果的な施策を行うとともに、それに向けた社会的機運の醸成を図る。

- 改正労働基準法による時間外労働の上限規制を踏まえた企業の適切な対応への支援
- 年次有給休暇、特別休暇、選択的週休3日制等の好事例の収集・提供による休暇等の普及促進
- 企業への助言・指導等による働き方の見直しの支援及び大企業の働き方改革に伴う下請け等中小企業への「しわ寄せ」防止

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及事業

○　過労死大綱等を踏まえ、働き方・休み方改革の目的タイプ別の取組事例を収集するとともに、骨太の方針等で普及に取り組むこととされていることから、選択的週休３日制度を導入している企業の事例についても事例収集を行う。また、これらの好事例を周知するとともに、働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」（ポータルサイトに掲載）の効果的な活用を図り、労働環境改善に向けた支援を行う（委託事業（民間団体））。
○　過労死大綱を踏まえ、ポータルサイトについて必要な改修を行い、効果的な情報発信を行う（委託事業（民間団体））。
※働き方・休み方改善ポータルサイトへのアクセス件数1,634,715件（令和５年度）

② 生産性が高く、仕事と生活の調和が取れた働き方の普及のためのシンポジウムの開催等

○　過労死大綱や少子化社会対策大綱を踏まえ、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識高揚、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ライブ配信によるシンポジウムを開催する（委託事業（民間団体））。

③ 長時間労働につながる取引環境の見直し

○　過労死大綱で掲げられている「しわ寄せ」防止総合対策推進のため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行う等により、社会全体の機運の醸成を図る（委託事業（民間団体））。

④ 労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

○　少子化社会対策大綱等の数値目標ならびに各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する（委託事業（民間団体））。

⑤ 労働時間等見直しガイドライン等の周知

○　労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布（委託事業（民間団体））。

⑥ 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

○　恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置。
○「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施。

年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和７年度概算要求額　1.4億円（1.5億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
○				

1 事業の目的

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」や「少子化社会対策大綱」等の政府目標で示された**2025年（令和7年）までに年次有給休暇取得率70%以上を達成**するため、労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

時季を捉えた年次有給休暇取得促進等に係る広報事業（委託事業（民間団体））

「過労死大綱」で示された、年次有給休暇取得促進期間及び全国の労使団体や個別企業の労使への集中的な広報のため、以下の取組を実施する。

（１）年次有給休暇の取得促進

○年次有給休暇の連続取得の促進を図る環境整備のため、
　◇夏季、年末年始、ゴールデンウィーク
　◇年次有給休暇取得促進期間（10月）の時季を捉えた集中的な広報を実施

○ポスター・リーフレットの作成、駅貼広告、新聞広告、インターネット広告を実施
※年次有給休暇取得促進ポスターの駅貼広告　733箇所（令和５年度）

（２）特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度等普及事業

「第４次犯罪被害者等基本計画」で周知・啓発が求められている犯罪被害者等休暇のほか「労働時間等設定改善指針」に示されている「特に配慮を必要とする労働者」に対する休暇制度として、社会的関心が高い又は政府として導入促進が求められている休暇制度（ボランティア休暇、病気休暇、犯罪被害者等休暇、裁判員休暇など）の普及促進を図るため、以下を実施する。

○特別休暇の普及に向けた検討会の開催

○特別休暇制度に係る企業の好事例を元に特別休暇導入の動機・考え方やその効果を分かりやすくまとめた事例集及びリーフレットの作成
※特別休暇制度導入事例集制作部数　47,000部（令和５年度）

○特別休暇制度の普及のためのポスター・リーフレットを作成

【年次有給休暇取得促進ポスター】



【特別休暇制度導入事例集】



➢労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課（内線5275）
労働基準局労働条件政策課（内線5524）

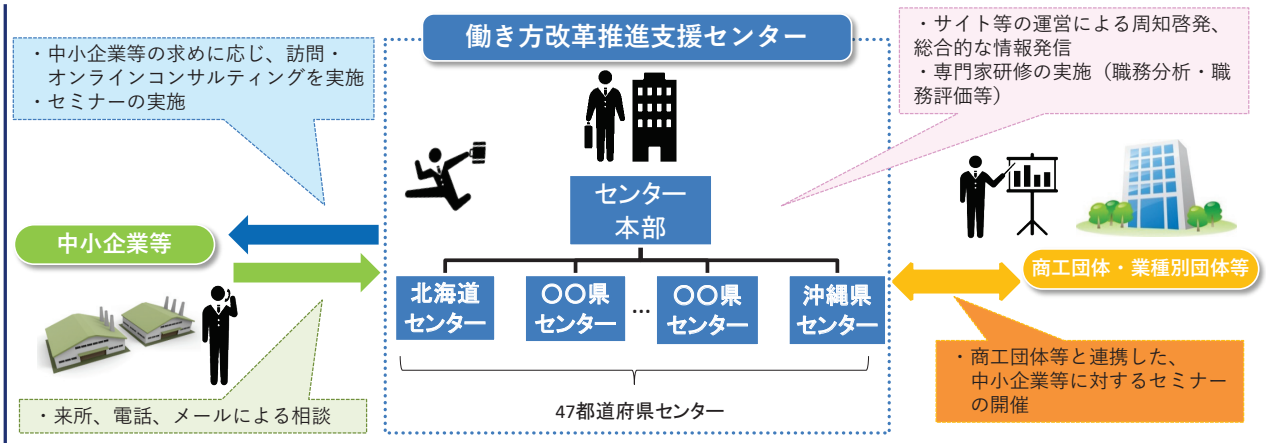
令和７年度概算要求額　30億円（31億円）※()内は前年度当初予算額。

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
1/2	1/2			

1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、本部及び47都道府県支部（都道府県センター）から成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、
○　労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
○　企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
○　働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信
などの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績（令和5年度）：窓口等における個別相談件数　約40,000件、コンサルティングによる相談件数　約37,000件

拡充 働き方改革推進支援助成金

労働基準局労働条件政策課（内線5524）

令和７年度概算要求額　70億円（71億円）※（）内は前年度当初予算額

○実施主体：都道府県労働局　　○令和５年度支給件数　4,095件

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

○　生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
○　建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

コース名		成果目標		助成上限額※１、※２（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	建設事業	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務は10時間以上 その他は９時間以上 ⑤ 所定休日の増加 ⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務割表の整備	①～⑤の何れかを１つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑤：100万円（４週４休→４週８休）等
	自動車運転の業務		①～④の何れかを１つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等
	医業に従事する医師		①～④又は⑥の何れかを１つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等、⑥：50万円
	砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県に限る）		①～④又は⑦の何れかを１つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円
	その他長時間労働が認められる業種		①～④の何れかを１つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等
労働時間短縮・年休促進支援コース（労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）		① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～③の何れかを１つ以上	①：150万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円
勤務間インターバル導入コース（勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）		新規に９時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・９～11H：100万円　・11H以上：120万円
団体推進コース（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）		事業主団体が、傘下企業のうち１/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）

○　**助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置　等）

※１　賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を３%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に６万円～最大60万円加算（５%以上（24万円～最大240万円加算）７%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は２倍。
※２　成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

○ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現
➢カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進

拡充 総合的ハラスメント防止対策事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線7843）

令和７年度概算要求額　7.9 億円（6.7億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
約1/4	約3/4			

1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。
また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

周知・啓発
- ○　ポスターの作成・配布
- ○　職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
- ○　ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- ○　ツイッター、フェイスブック等を利用した広報
- ○　ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間）・シンポジウムの開催等　・月間ポスターや啓発動画の作成
- ○　就活ハラスメント・カスタマーハラスメント対策に関する情報発信

企業等への支援
- ○　事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした研修の実施
- ○　業種別カスタマーハラスメント対策の取組支援
- ○　ハラスメント事案解決のための伴走型取組支援※拡充内容
- ○　全国の労働局による事業主向け説明会の開催

実施主体

実施主体：国、都道府県労働局、委託事業（民間会社）

事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数：202,602件

相談対応
- ○　全国の労働局における、職場におけるハラスメントに関する相談対応

➢高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進（再掲）

拡充 高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金）

労働基準局安全衛生部安全課（内線5488）

令和７年度概算要求額　7.6億円（6.9億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計				一般会計
労災	雇用	徴収		
○				

1 事業の目的

【現状】

- **高年齢労働者が増加する中、それを上回るペースで高年齢労働者による労働災害の増加が続いている。**この要因としては、**加齢による身体機能の低下等により、高年齢労働者の労働災害発生率が若年層と比較して高くなっている**ことが挙げられる。
- 高年齢労働者の安全の確保のためには、身体機能の低下を補う施設、設備、装置等の改善や高齢者の特性を考慮した作業内容の見直し（職場環境の改善）が重要であり、厚生労働省ではその具体策を示した「**エイジフレンドリーガイドライン**」の周知を図っている。
- また、**エイジフレンドリー補助金(R６予算：6.9億円)により、ガイドラインに基づき職場環境の改善を行う中小企業事業者を支援している。**

【課題】

- 高年齢労働者の労働災害を効果的に防止するためには、**リスクアセスメントを実施して事業場の状況を踏まえた優先順位を付けた上で対策を実施する必要がある**が、補助金の対象となる**中小企業事業者では独自にリスクアセスメント結果に基づく優先順位付けをすることが困難である。**
  ※　補助金の利用状況は好調であるが、老朽化対策や生産性の向上が主目的の申請も多い（労働災害防止対策と認められない申請は不交付としている。）

【必要性】

- 令和７年度は、中小企業事業者が専門家を活用して効果的な対策を講じられるようにする観点で、**エイジフレンドリー補助金を拡充し、エイジフレンドリー総合対策コース（補助率：4/5）を新設**する。
  ※　専門家によるリスクアセスメントにより事業場の課題を洗い出した上で、優先順位の高い対策を実施するため、他のコースよりも補助率を高く設定

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（１）対象事業者：労災保険加入の中小企業事業者　　**（３）実施主体：**一般社団法人等

（２）補助対象、補助率、上限額（下表参照）　　**（４）事業実績：**令和５年度交付件数…1,078件

	エイジフレンドリー総合対策コース【新設】	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース【既存】	職場環境改善コース【既存】	コラボヘルスコース【既存】
補助対象	• 専門家によるリスクアセスメントに要した経費 • リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い対策に要した経費（機器等の導入・工事の施工等）	• 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した経費	• １年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器等の購入・工事の施工等）	• 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	４／５	３／４	１／２	３／４
上限額	100万円			30万円

➢産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進（再掲）

拡充 産業保健活動総合支援事業

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和７年度概算要求額　49億円（49億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計				一般会計
労災	雇用	徴収		
○				

1 事業の目的

○ 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①事業者、産業保健スタッフ等に対する研修・情報提供等、②小規模事業場への産業保健サービスの提供、③事業主団体等を通じた中小企業の産業保健活動への助成等の各種支援を行う。

○ メンタルヘルス対策のさらなる促進の観点から、①事業場のストレスチェックを含むメンタルヘルス対策の取組への個別訪問支援の拡充、②労働者のメンタルヘルスに係る相談対応の拡充など、小規模事業場への支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

労働者健康安全機構

○「**団体経由産業保健活動推進助成金**」の助成対象範囲の拡大
（50人未満の事業場におけるストレスチェック及び集団分析を追加）

産業保健総合支援センター（47都道府県）

○ 各産業保健総合支援センター（産保センター）において、事業場のメンタルヘルス対策等の取組への支援を行う「**メンタルヘルス対策・両立支援促進員**」を増員

○ 事業者、産業保健スタッフ等に対する研修等（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康課題、化学物質の自立的管理等）

地域産業保健センター（全国約325箇所）

○ 各地域産業保健センター（地産保）において、医師・保健師等の配置を増員し、高ストレス者の相談対応や医師による面接指導等の産業保健サービスを提供

○「**中規模事業場産業医活動支援モデル事業**」の新設

○ 事業場への個別訪問による産業保健指導

○ 団体経由産業保健活動推進助成金
33（361）百万円

○【新規】中規模事業場産業医活動支援モデル事業
211百万円

○ 産業保健関係者の育成
319（327）百万円

（産保センター、地産保共通）
○【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援
4,183（4,077）百万円

（全体共通）
○ 情報提供・広報、連絡会議等
103（104）百万円

実施主体：
労働者健康安全機構（補助金）
補助率：10/10

働く人におけるメンタルヘルス対策の促進

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和７年度概算要求額　3.0億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

○　精神障害の労災認定件数はこの10年間で２倍に増加しており、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月閣議決定）において、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策を強化することとされた。また、「第14次労働災害防止計画」（令和５年３月策定）において、**「使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに 50%以上」**等とする目標が設定された。

○　こうした状況を踏まえ、本事業においては、働く人のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」及び労働時間管理・健康管理等を行う健康管理アプリの運営を引き続き行うとともに、**50人未満の事業場が利用しやすいストレスチェック実施プログラムの開発のための要件定義の作成を行う**。

2 事業の概要・スキーム

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

（１）総合的な情報の提供：85（78）百万円

①　事業場向け　※ メンタルヘルス対策のより実践的な情報の提供
- 事業場規模・業種別のメンタルヘルス対策の取組事例
- 職場環境改善ツール

②　労働者向け
- ストレスセルフチェック
- セルフケア（eラーニング）

③　ストレスチェック実施プログラムの要件定義の作成

④　メンタルヘルスシンポジウムの開催

（２）電話・メール・SNS相談窓口：200（227）百万円

労働者等のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談への対応窓口の設置

＜令和５年度実績＞

情報提供	相談
サイトアクセス数 ：744.0万件	電話：28,176件 メール：4,523件 ＳＮＳ：8,304件

健康管理アプリ

働く人個人がアプリを使用することによる労働（勤務）時間管理・健康管理（健康診断結果、ストレスチェック、疲労蓄積度）の実施、助成金や健康相談についての情報提供　：14（14）百万円

＜実施主体＞

国（委託事業：一般社団法人、株式会社等）

○フリーランスの就業環境の整備
➢フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル１１０番における相談支援の実施

フリーランス・事業者間取引適正化等法の円滑な施行

雇用環境・均等局
在宅労働課フリーランス就業環境整備室
内線（4509）

令和７年度概算要求額　1.7億円（1.5億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
約1/4				約3/4

1 事業の目的

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（令和６年11月施行予定）について、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月21日閣議決定）では、「フリーランス・事業者間取引適正化等法については、実態把握とともに、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の執行体制の整備を行う。」とされている。

このため、法の周知広報、実態把握、都道府県労働局における執行体制の整備等により、法の円滑な施行を図る。

2 事業の概要、実施主体等

（１）法の周知広報、実態把握の実施　※ 公正取引委員会・中小企業庁においても別途予算措置

公正取引委員会及び中小企業庁と連携し、以下の(イ)・(ロ)を実施。

（イ）法の周知広報
- 周知用リーフレット・パンフレットの作成・発送

（参考）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議（抄）
- 衆議院（七）本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者及び業務委託を仲介する事業者に対し、十分に周知・広報を行うこと。
- 参議院（一）本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者、業務委託を仲介する事業者等の当事者を含む関係者に対し、十分に周知・広報すること。

（ロ）実態把握の実施
- フリーランスとの取引において問題事例の多い業種に対して集中的な調査を実施。

（参考）資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（抄）（令和６年６月21日閣議決定）
- フリーランス・事業者間取引適正化等法を本年11月から円滑に施行し、フリーランスの取引適正化を図る。（略）また、問題事例を吸い上げ、本年10月までに問題事例の多い業種を抽出する。結果を踏まえ、本年度内にこれらの業種に対する集中調査を実施する。

（２）都道府県労働局における執行体制の整備

法の周知広報・相談対応及び発注事業者に対する調査・助言・指導等を実施するため、フリーランス就業環境整備指導員及びフリーランス就業環境整備相談員を都道府県労働局に配置。

（参考）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議（抄）
- 参議院（二）本法に違反する事案等を的確に把握し、それに対する指導、勧告等の措置が迅速かつ適切に執行されるよう、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の体制を十分に整備するとともに、各行政機関の一層の連携強化を図ること。

フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

雇用環境・均等局
在宅労働課フリーランス就業環境整備室
（内線4509）

令和７年度概算要求額　67百万円（67百万円）※（）内は前年度当初予算額 ※ 中小企業庁・公正取引委員会の予算措置額を含む事業総額
令和７年度概算要求額　2.0億円（2.0億円）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
約1/3				約2/3

1 事業の目的

・フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、「規制改革実施計画」（令和２年７月17日閣議決定）に基づき、関係省庁と連携し、フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて弁護士にワンストップで相談できる窓口である「フリーランス・トラブル１１０番」を令和２年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。

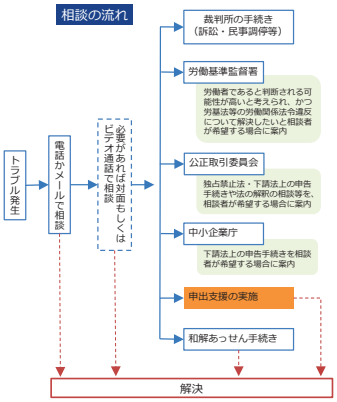
・フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和６年11月に施行され、今後もフリーランスからの相談が増加することが見込まれることから、相談窓口の体制整備やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行う。

2 事業の概要・スキーム等

【事業の概要】

フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルなどについてフリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）の設置、運営

・弁護士による電話・メール・対面・Web相談の対応
・和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
・フリーランス・事業者間取引適正化等法違反の疑いがあるとして行政機関への申出を検討しているフリーランスに対し、申出対象となる事案か否かの助言などの申出支援の実施





3 実施主体

民間事業者等（委託事業）

4 事業実績

・令和５年度相談件数：8,986件
・和解あっせん受付件数：207件

➢フリーランスの就業環境整備に取り組む発注事業者への支援

新規 推進枠 フリーランスの就業環境整備事業について

雇用環境・均等局在宅労働課
フリーランス就業環境整備室
（内線5193）

令和７年度概算要求額　93百万円（－円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
				○

1 事業の目的

発注事業者がフリーランスの就業環境の整備に取り組むためには、フリーランスに業務委託を行う発注事業者のみならず、その上流の発注事業者も含めた業界全体の取組が不可欠である。

このため、業界団体と連携し、育児介護等と業務との両立の配慮やハラスメント防止対策に関する好事例の収集・提供、発注事業者に対するハラスメント防止対策の研修等の実施、フリーランスの就業環境改善のためのモデル実証事業を行い、フリーランス・事業者間取引適正化等法に定める義務を上回る取組を支援することで、フリーランスの方が安心して働くことができる環境整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

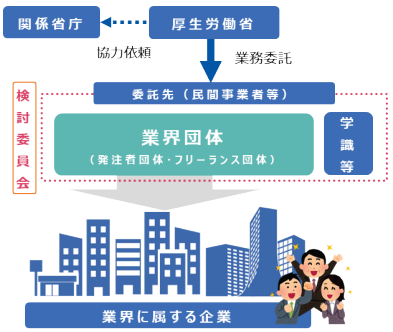
【事業の概要】

① フリーランスの育児介護等の配慮やハラスメント防止対策に関する好事例の収集及び事例集の作成
・育児介護等の配慮やハラスメント防止対策に関する好事例の収集
・事例集の作成・配布

② 発注事業者に対するハラスメント防止研修の実施
・ハラスメント防止研修の検討・実施、研修動画の作成

③ 業界団体等と連携したフリーランスの就業環境改善に関するモデル実証事業
・業界団体、学識経験者、業所管省庁等による検討委員会の設置
・アンケート及びヒアリング調査を実施し、対応可能な取組・モデルを検討
・業種、業界による取組・モデルの効果検証

【モデル実証事業のスキーム】



参考

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議」（令和５年４月27日参議院内閣委員会）

十　特定業務委託事業者が特定受託事業者から育児介護等の状況に係る申出を受けた際に、当該申出を理由としてその者にとって望ましくない行為が行われることのないよう、指針等において明確化するとともに、当該申出に係る状況に応じて必要な配慮をしなければならない旨を周知徹底する等により、特定受託事業者が申出をしやすい環境の整備に取り組むこと。

十一　ハラスメント再発防止対策及び事後の迅速かつ適切な対応を特定業務委託事業者の義務とすることを指針等において明確化するとともに、事案に係る事実関係の調査やハラスメント防止対策に係る研修等の在り方を検討すること。（後略）

○女性の活躍促進
➢男女間賃金格差の是正に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングの実施等

拡充 民間企業における女性活躍促進事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線5110）

令和７年度概算要求額　2.4 億円（1.9 億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、男女の賃金の差異の要因分析、定められた目標の達成に向けた手順等について、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、我が国における女性活躍の一層の推進を図る。また、女性の活躍推進の観点で特に課題とされている女性の正規雇用におけるＬ字カーブの解消のための施策として、アンコンシャス・バイアス緩和に関する啓発、および学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発事業に取り組む。
加えて、女性活躍推進法の周知・広報に取り組む。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

個別訪問・オンラインによる企業等への支援

○女性活躍推進アドバイザーによる、
個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングの実施
○女性活躍推進センターの運営

L字カーブ解消のための啓発

○女性活躍推進に係る周知・広報
○アンコンシャス・バイアス緩和に関する啓発
○学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発
・学校への出前講座
・令和6年度事業において制作したガイドブックの継続配布
・ＳＮＳ、雑誌等の媒体を活用したキャリア形成支援に関する広報

女性活躍推進法の内容に係る周知・広報

○事業主や人事労務担当者等を対象とした女性活躍推進法の内容に関する説明会の開催
○女性活躍推進法に係る説明、問い合わせ・相談対応等を行う指導員の設置（0→10人）※拡充内容

実施主体

国、都道府県労働局、委託事業（民間企業等）

事業実績

コンサルティング件数：1,255社
（令和5年度）



拡充 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線7842、7859）

令和７年度概算要求額　3.1億円（1.8億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

企業における女性活躍推進に関する情報や、女性活躍推進と仕事と家庭の両立に係る取組を一覧化し、公表する場を提供することにより、女性の活躍推進のための取組や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【女性の活躍推進企業データベース・イメージ】

URL▶▶https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/　スマホ版▶▶

企業比較が可能！　最新の数値が掲載されていて各社の比較もしやすい！

企業名	A社	B社
所在地	東京都○○区１２３	東京都○○区４５６
企業規模	301人以上	301人以上
企業認定等		
管理職に占める女性労働者の割合	31.4%（女性32人） 管理職全体（男女計102人） ※役職名：部長、次長、課長	6.2%（女性 － 人） 管理職全体（男女計 － 人）
男女の賃金の差異	（全労働者）80.2%、 （正規）74.4%、（非正規） 102.3%	（全労働者）90.0%、 （正規）88.0%、（非正規） 92.0%
男女の賃金の差異の説明	部長級・課長級の男女の賃金の差異は下記の通りであり、職階別にみると差異は縮小する。 部長級）94.5% 課長級）87.2% ただし、部長級に占める女性労働者の割合は10.2%、課長級に占める女性労働者の割合は13.2%であり、女性の管理職が少ないことが全労働者および正規雇用労働者における男女の賃金の差異が生じる大きな要因となっている。 このため今後の取組として・・・	

人数や役職名が記載されていてわかりやすい！

要因分析や今後の取組が記載されている！

【事業概要】
「女性の活躍推進企業データベース」の活用の促進・機能強化等

■特に、101人以上300人以下の企業がデータベース上で女性活躍推進法に基づく情報公表を行うよう、また多くの企業が男女の賃金の差異等をデータベース上で公表するよう周知や登録勧奨等を行い女性活躍等に関する企業情報の見える化を推進する。

■大学・キャリアセンター等との連携や学生向けイベントの開催等により、学生等求職者が男女の賃金の差異に着目し企業選択を行うよう周知・啓発を進めるとともに、データベースの機能強化やコンテンツの充実等更なるシステム改修を図りデータベースのユーザビリティの向上を図る。

■ 女性の活躍推進及び仕事と育児・介護の両立支援について、他の模範となる取組を行う企業の事例を収集・取りまとめを行い、企業向けに発信する。

【事業実績】年間アクセス件数（令和５年度）
女性の活躍推進企業データベース：750,508件

【実施主体】委託事業（民間団体等）

➢マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

マザーズハローワーク事業

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5779）

令和７年度概算要求額　42億円（ 42億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。
子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援

設置箇所
マザーズハローワーク　23か所　（前年度同数）
マザーズコーナー　183か所　（前年度同数）

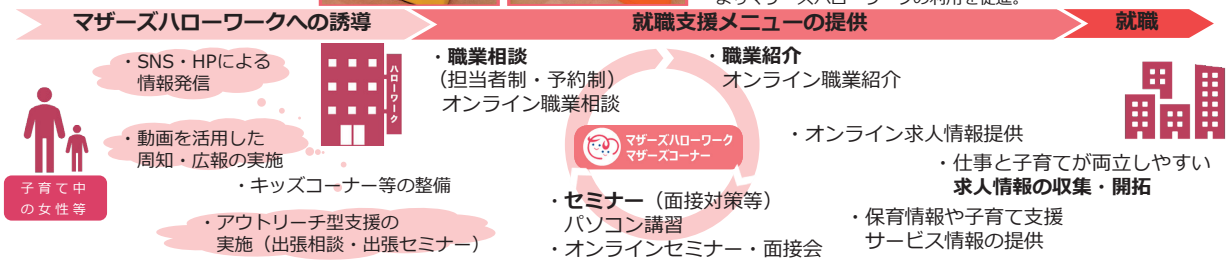
実施体制
職業相談員　239人　（前年度同数）
就職支援ナビゲーター　325人　（前年度同数）
求人者支援員　33人　（前年度同数）

事業実績
令和５年度重点支援対象者 就職件数
63,081件




支援内容

- **一人ひとりの状況に応じた きめ細かな就職支援**
  担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを配置（23か所）。
- **求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供**
- **就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施**
- **各種就職支援サービスのオンライン化の推進**
  子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー（53か所→**68か所**）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。



➢女性特有のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

拡充 両立支援等助成金（不妊治療・女性特有の健康課題対応支援コース）

雇用環境・均等局
雇用機会均等課（内線7905、5109）

令和７年度概算要求額　84百万円（93百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

不妊治療や、月経関連の症状や更年期障害等の問題により「職場で何かをあきらめなくてはならないと感じた経験」がある女性従業員のうち約６割が「正社員として働くこと」をあきらめなくてはならないと感じたことがある、という結果が出ており、実効性の高い支援を充実させることが急務である。このため、行政事業レビュー公開プロセスのとりまとめコメントを受けた本事業の見直しに当たり、現在行っている不妊治療と仕事の両立支援に加え、月経、更年期等、女性特有のライフステージごとの健康課題も含め支援の対象とし、これらに取り組む中小企業事業主に対して助成を行うことにより、職場環境の整備を進め離職防止を図る。

2 事業の概要・スキーム

1　支給対象となる事業主
不妊治療や、月経（PMS（月経前症候群）含む。以下、同じ。）、更年期等、女性特有のライフステージごとの健康課題に対応（以下「不妊治療・健康課題への対応等」という。）するために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療・健康課題への対応等のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）を利用しやすい環境整備に取り組み、健康課題への対応等に関する労働者の相談に対応し、それぞれに関する休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主

2　支給要件
（1）環境整備、休暇の取得等
ア　不妊治療・健康課題への対応等と仕事との両立を支援する企業トップの方針を雇用する労働者に周知していること
イ　不妊治療・健康課題への対応等のための休暇制度・両立支援制度（上記１①～⑥）について、労働協約又は就業規則に規定するとともに労働者に周知していること
ウ　不妊治療・健康課題への対応等と仕事との両立のための社内ニーズの把握（調査の実施）やヘルスリテラシー向上のための研修を実施していること
エ　不妊治療・健康課題への対応等と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任していること
オ　両立支援担当者が不妊治療・健康課題への対応等に関する労働者の相談に応じ、「不妊治療・健康課題への対応等両立支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度（上記１①～⑥のうちいずれか１つ以上）を合計５日（回）以上労働者に利用させたこと
（2）不妊治療に関する長期休暇の加算（経過措置）
上記（１）の不妊治療に関する休暇取得者も含め、不妊治療に関する休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ３か月以上継続勤務させたこと

3　支給額
（1）環境整備、休暇の取得等
上記２（１）により環境整備を図り、それぞれに関する最初の休暇制度又は両立支援制度の利用者が合計５日（回）以上利用した場合
１事業主当たり　30万円（上限３回）
（2）不妊治療に関する長期休暇の加算（経過措置）
上記２（２）により不妊治療に関する休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ３か月以上継続勤務させた場合
１事業主当たり、30万円（（１）の不妊治療に関する休暇取得者が２０日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）

4　支出科目
労働保険特別会計　雇用勘定から支給

支給機関　都道府県労働局

支給実績（令和5年度）：168件

拡充 働く女性の健康支援事業（旧母性健康管理等推進支援事業）

雇用環境・均等局雇用機会均等課
（内線7905、5109、7837）

令和7年度概算要求額　79百万円（64百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子ア特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
○				

1 事業の目的

女性の活躍推進を図るためには、女性労働者全体が健康に働き続けることができるよう支援が必要であり、女性労働者の月経、妊娠・出産、更年期等のライフステージごとの健康課題ついて、事業主や女性労働者等の理解を深めていくことが重要である。「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」（令和６年６月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部）においても、働く女性の月経や妊娠・出産、更年期等、女性特有のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職を防ぐための支援を求められている。また、妊娠中又は出産後も働き続ける女性が増加している中、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置や労働基準法に基づく母性保護が企業内で適切に実施され、妊産婦が安全・安心して働くことができるよう、母性健康管理措置等について、事業主及び労働者に対して継続的な周知が必要である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

働く女性の健康支援に関する周知啓発及び専用サイトの運営（委託事業）

【事業実績】サイトへのアクセス件数：6,164,252件（令和5年度）

民間団体等

検討委員会の開催

○女性労働者の月経、妊娠・出産、更年期等のライフステージごとの健康課題や母性健康管理措置等に関する企業における必要な支援等の内容を検討し、情報提供や周知啓発の方法を検討する
・年３回開催

研修会等の開催

○企業の人事労務管理担当者等を対象に、女性労働者の月経、妊娠・出産、更年期等のライフステージごとの健康課題、ストレス対処や母性健康管理措置等に必要な知識を付与するためのオンライン研修会を開催する。
・研修会　２テーマで実施

働く女性の健康応援サイト等による周知啓発【拡充】

○企業や働く女性に対して、検討委員会で検討した新たな課題や、月経や妊娠・出産、更年期等の健康課題や母性健康管理措置等に関する情報を提供する専用サイトを運営する。
〈サイトの内容〉
・事業主や産業保健スタッフ等向けの研修用の教材・動画の配信
・働く女性の健康課題、母性健康管理措置等に関するメール相談
・企業における具体的取組の好事例の掲載
・母性健康管理指導事項連絡カードの使用方法等に関する情報提供等
○企業向け、労働者向けの周知啓発資料の作成・配布
○労働者のヘルスリテラシーを高めるため、周知啓発動画の配信
○サイトの利便性向上のため、コンテンツ等の統廃合等の改善を行う。

（参考）母性健康管理措置に関する法制度について

労働基準法（母性保護）
・産前産後休業（労働基準法第65条第１項、第２項）
・妊娠中の軽易業務への転換（労働基準法第65条第３項）
・妊産婦等の危険有害業務への就業制限（労働基準法第64条の３）
・生理休暇（労働基準法第68条）

男女雇用機会均等法（母性健康管理）
・妊娠中の健康診査等の受診に必要な時間の確保（第12条）
・妊娠中又は産後１年以内における健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするための勤務時間の変更など必要な措置（第13条）

【参考】「賃上げ」支援助成金パッケージ

【参考】令和7年度概算要求における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。　（※下線部＝Ｒ７要求における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金　【22億円】　拡充

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成
➢ 地域間格差に配慮した助成率区分等の再編、支援時期等の見直し重点化

働き方改革推進支援助成金　【70億円】　拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために**外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施**し、改善の成果を上げた場合に助成
➢　現行の**賃上げ率**３%、５%の場合に加え、**７%の場合の助成強化**

人材開発支援助成金　【620億円】　拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための**職業訓練等を実施**した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成
➢ **訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ**（賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）【4億円】　拡充

雇用管理改善につながる制度等（賃金規程・諸手当等制度や人事評価制度等）を労働協約・就業規則を作成・変更することにより導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成
➢ 雇用管理制度助成コースを**令和７年度から再開する際、人事評価改善等助成コース（※）を統合の上、賃上げ（５%）を実現した場合の加算を導入**
（※）人事評価制度を整備、年功のみによらない賃金制度を設ける事業主への助成

正規・非正規の格差是正への支援

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）【633億円】　拡充

①**非正規雇用労働者を正社員転換**し、従前よりも**３%以上の賃上げ**を行った場合（正社員化コース）、②**非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を３%以上増額改定**し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
➢賃金規定等改定コースにつき、賃上げ率の新たな区分を設定（２区分→４区分、**賃上げ率６%以上の場合はさらに引き上げ**）、**昇給制度**を新たに設けた場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）【35億円】

◆　事業規模の縮小等に伴い**離職を余儀なくされる労働者**を、離職後３か月以内に、期間の定めのない労働者として**雇い入れ**たうえで、**雇入れ前の賃金と比して５%以上上昇**させた事業主に対して助成
◆　**中途採用者**の雇用管理制度を整備した上で、①中途採用率を一定以上向上させた場合、②中途採用率を一定以上向上し、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ、当該**45歳以上の者**全員の雇入れ時の**賃金を雇い入れ前と比して５%以上上昇**させた場合のいずれかを満たした場合に助成

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)【137億円】

◆　就労経験のない職業に就くことを希望する**就職が困難な者を雇い入れ**、人材育成計画を策定した上で、**賃金引上げ（雇入れ日から３年以内に５%以上）**を行う事業主に対して助成

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）　【27億円】

◆　**労働者のスキルアップを在籍型出向により行う**とともに、当該出向から復帰した際又は出向開始１年後等の賃金を**出向前と比して５%以上上昇**させた事業主（出向元）に対し、出向中の賃金の一部を助成

※　生産性向上に資する設備投資への支援の在り方については、労働保険特別会計での助成を含めて検討し、必要な見直しを行う。

○相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進
➢属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進

拡充 推進枠 重層的支援体制整備事業

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
（内線2289）

令和７年度概算要求額　【包括的相談支援事業】既存事業予算の内数　（374億円）　※（）内は前年度当初予算額
【地域づくり事業】　既存事業予算の内数　（116億円）
【多機関協働事業等】　66億円　（　53億円）

1 事業の目的

○　地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
○　社会福祉法に基づき、令和３年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加や、令和６年４月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第21号）に基づく住まい支援の強化を見込みつつ、**各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

○　介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

○　介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

○　単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
○　制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
○　社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体
市町村

負担割合
・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（予定）
42	134	189	346

新規 推進枠 重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和７年度概算要求額　66億円の内数（－）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和６年４月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第21号）において、社会福祉法第106条の４が改正され、重層的支援体制整備事業において、「地域生活課題を抱える住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努める」とされたことを踏まえ、既存事業では対応が難しい狭間のニーズがある者（世帯）に対して、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用した入居継続支援を行う。

2 事業の概要

○　入居後の継続的な支援を行うため、**参加支援事業**及び**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**において、地域を巻き込んだ切れ目のない支援を行うことができる体制整備を図る。

＜住まいの課題を含めた複合的な課題を抱える者に対する支援体制のイメージ＞

0	包括的相談支援事業	○　生活困窮者の自立相談支援機関等において、相談者の属性・世代等に関わらず、包括的に相談を受け付ける。

住まいの課題を含めた複合的な課題があり、単独の支援関係機関では対応が難しいと判断された場合

1	多機関協働事業	○　多機関協働事業者を中心に、自立相談支援機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、居住支援法人等の支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成。 ○　支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施。

入居後支援が必要であるが、既存事業では対応が難しいと判断された場合

2	参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（※）	○　同事業の実施者により、入居後の見守り支援、利用者と地域の社会資源・支援メニューとのマッチング（社会参加に向けた支援）、本人とのつながりの形成に向けた支援等を行う。

（※）入居継続支援員の配置やその活動に要する費用を要求

3 実施主体等

実施主体：市町村　　補助率：国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

○生活困窮者自立支援等の推進
➢相談対応から入居後までの切れ目のない住まい支援の強化、就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化

拡充 住まいに係る相談機能の充実（自立相談支援事業）

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2874）

令和７年度概算要求額　732億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。
※ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行

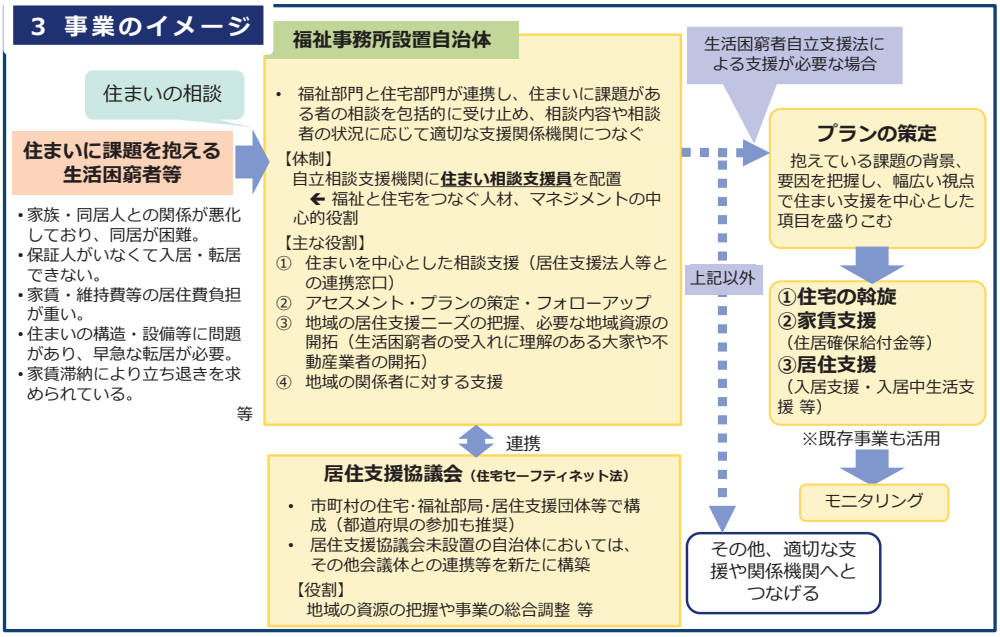
2 事業の概要

自立相談支援機関に住まい支援員（仮称）を配置し、支援等を行う場合の加算を創設する（拡充）

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体９０７自治体）
○負担割合：国　３／４
都道府県･市･区等１／４

3 事業のイメージ



拡充 住居確保給付金における転居費用の支給

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2874）

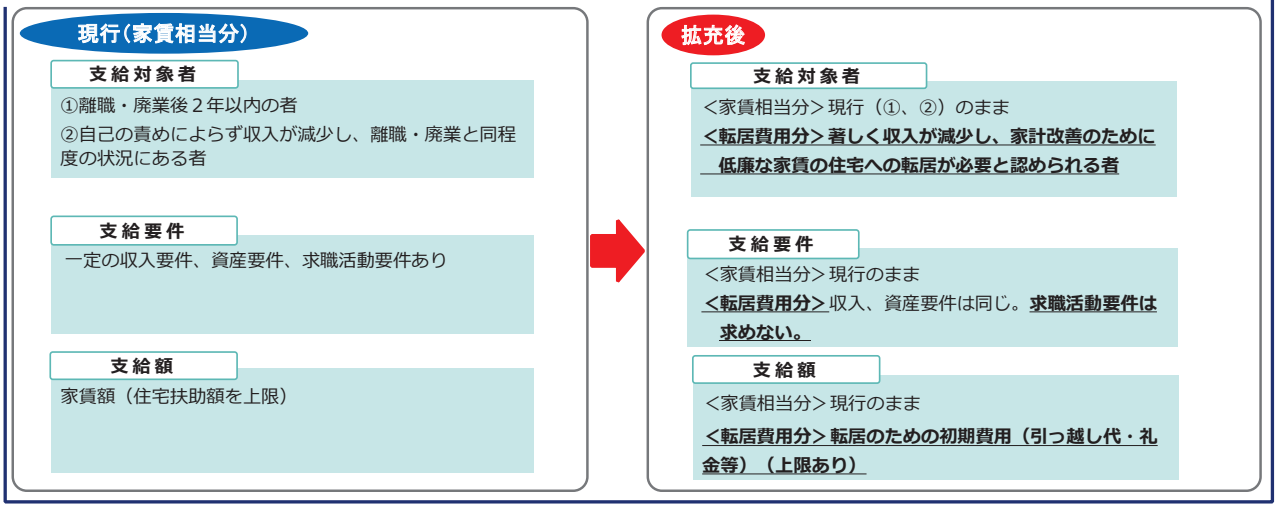
令和７年度概算要求額　732億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。
※ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体９０７自治体）○負担割合：国３／４、都道府県・市・区等１／４

拡充 推進枠 居住支援事業の強化

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2874）

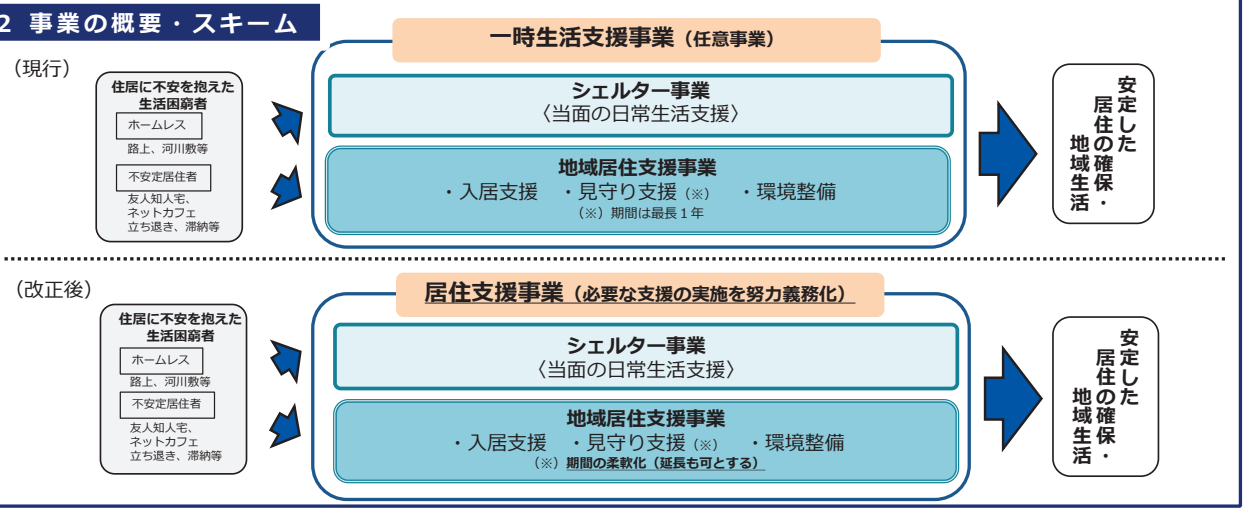
令和７年度概算要求額　732億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法等（※１）において、居住支援事業（一時生活支援事業から改称）について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が努力義務化された。また、一定の要件に該当する生活保護受給者（「特定被保護者」（※２））も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。
※１ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行
※２ 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体９０７自治体）　○負担割合：国　２／３　都道府県・市・区等　１／３
○実施自治体数（令和５年度）：シェルター事業366　地域居住支援事業55

拡充 推進枠 生活困窮者向け事業と生活保護受給者向け事業の一体的実施（就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業）

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

令和７年度概算要求額　732億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

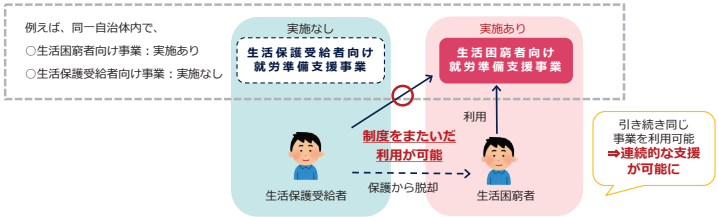
困窮補助金

1 事業の目的

○　これまで、生活困窮者向けの事業は、生活保護受給者を対象としていなかったため、自治体が生活保護受給者向けの事業を実施していない場合には、当該自治体の生活保護受給者は就労準備支援事業等による支援を受けることができなかった。
○　今般の生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正（※１）において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を、一定の要件に該当する生活保護受給者（「特定被保護者」（※２））も対象として実施できるようにした。
※１ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行
※２ 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者
○　当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

○対象事業　：就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業
○実施方法　：**生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする（拡充）**。
（就労準備支援事業・家計改善支援事業）



3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）　○負担割合：国２／３、都道府県・市・区等１／３
○実施自治体数（令和５年度）：就労準備支援事業：731自治体　家計改善支援事業：756自治体　地域居住支援事業：55自治体
＜参考＞生活保護受給者向け事業　実施自治体数（令和５年度）･･･就労準備支援事業：357自治体　家計改善支援事業：98自治体　地域居住支援事業：35自治体
※ うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数　･･･就労準備支援事業：357自治体　家計改善支援事業：98自治体　地域居住支援事業：17自治体

拡充 推進枠 家計改善支援事業の補助率引上げ

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

令和７年度概算要求額　732億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

○生活困窮者の家計管理を支援する家計改善支援事業は、就労準備支援事業と合わせて生活困窮者の自立の促進に一定の成果をあげてきた。
○今般の制度見直しでは、両事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し（※）、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を２分の１から３分の２に引き上げたところ。
※ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行
○当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

○生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、**補助率を１／２から２／３に引き上げる。**

【現行の補助体系】

○家計改善支援事業を単独で実施する場合
→補助率１／２（令和５年度実績：101自治体）

○自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合
→補助率２／３（令和５年度実績：638自治体）

【制度見直し後の補助体系】

○家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。

→ 一体的な実施が原則となるため、補助率を一律２／３とする。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）　負担割合：国　２／３　都道府県・市・区等　１／３

拡充 推進枠 就労準備支援事業・家計改善支援事業の過疎地域加算の導入

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

令和７年度概算要求額　732億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

○　就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、今般の制度見直しに係る部会の最終報告書（※）で、「国は、事業実施に向けた自治体の支援を行うとともに、広域連携等の必要な環境整備を行うなど、全国における実施を目指すことが必要」とされており、特に小規模な自治体に対してその取組を促していく必要がある。
※　生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書（社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会）

○　このため、両事業において、過疎地域における支援一件あたりのコストの大きさに着目して新たに加算を設けることにより小規模自治体を支援し、取組を促進する。　※加算の内容は、自立相談支援事業の過疎地域加算を踏襲

2 事業の概要・スキーム

就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、一定の人口密度未満の自治体について、基本基準額に一定の額を加算する。（過疎地域加算）

【市町村】
ア　算定基準　･･･　人口密度（過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、当該区域の人口密度）が50人/㎢以下
イ　加算額の算定方法

過疎市町村（市町村全域が過疎地域）	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
基本基準額に、基本基準額×0.5を加算	基本基準額に、当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5を加算

【都道府県】
ア　算定基準　･･･　管轄地域全体の人口密度が50人/㎢以下となる道府県
イ　加算額の算定方法　･･･　当該道府県の基本基準額（都道府県広域加算額を含む）に、基本基準額×0.3を加算

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）　○負担割合：国２／３、都道府県・市・区等１／３
○実施自治体数（令和５年度）：就労準備支援事業：731自治体　家計改善支援事業：756自治体

生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室
（内線5796）

令和７年度概算要求額　71億円（72億円）※（）内は前年度当初予算額

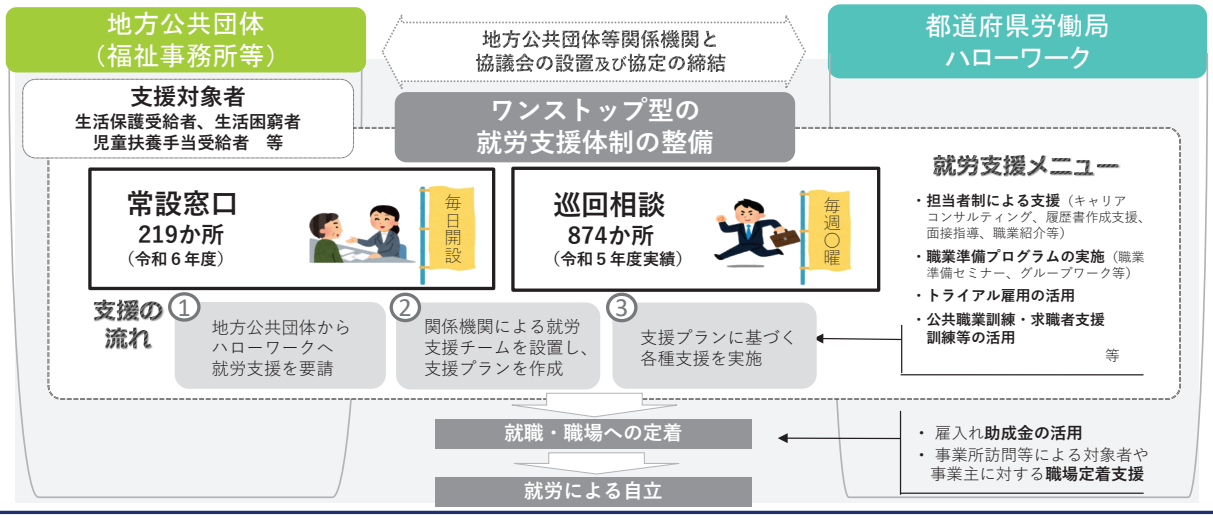
労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	5/6			1/6

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有する「その他の世帯」数は高止まりの状態であるため、チーム支援及び担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、福祉事務所等と連携した就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

職業安定局総務課訓練受講支援室
（内線5796）

令和７年度要求額　53百万円（ 70百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配意が必要となる。

このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（１）　対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者（※）を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して３か月を超える者

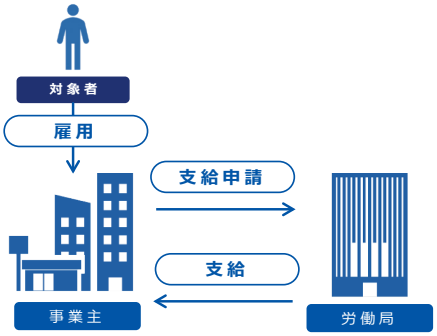
（２）　助成対象期間

１年

（３）　支給金額

短時間労働者以外の者：３０万円（２５万円）※1×2※2
短時間労働者　　：２０万円（１５万円）　×２

※１　括弧内は中小企業以外に対する支給額
※２　６か月ごとに２回支給



（４）　支給実績

令和５年度：126件

➢都道府県による被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みの創設

新規 推進枠 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村への支援

社会・援護局保護課保護事業室（内線2829）

令和７年度概算要求額　3.1億円（ － ）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

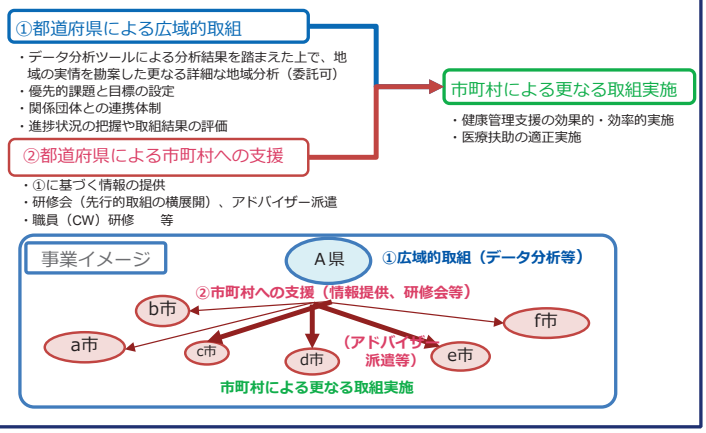
1 事業の目的

○　市町村における医療扶助や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要である。

○　そのため、今般の生活保護法改正により、都道府県が広域的な観点からデータ分析を行い、市町村（福祉事務所）に対し、都道府県が取組目標の設定・評価や助言等の支援を行う仕組みが創設された。

○　こうした都道府県の分析については、データ分析ツールを配布するなど、一定の標準化・効率化を図ることとしているが、新たな仕組みをより実効性あるものとする観点から、ツールによる分析結果を踏まえた上で、被保護者の生活状況や医療提供体制等の地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（外部委託を含む）や医療に係る専門的知見を確保するための体制整備のほか、医療扶助の適正な運用及び健康管理支援事業の好事例等を提供するための研修実施といった都道府県による市町村支援の取組に係る財政的支援を行い、地域全体を通じた医療扶助の適正かつ効果的な実施を促進する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援事業
【実施主体】都道府県
【補助率】３／４

○　データ分析ツールによる分析結果を踏まえた更なる詳細分析の実施や、医療に係る専門的知見を確保するための体制整備、好事例の提供を含めた市町村向けの研修実施等の取組に対して財政支援を行う。

＜都道府県による支援の例＞
・データ分析ツールには搭載されていない地域データの収集・分析費用や学識経験者等の助言を得る（外部機関への委託可）等の調査研究
・市町村向けに実施する会議等の開催費用（好事例の横展開、データ分析に基づく課題と対応方針の共有等）
・課題を抱える自治体への個別支援費用（アドバイザー（専門職）派遣、医療扶助適正実施や健康管理支援事業等の取組に係るCWへの教育研修等）

新規 推進枠 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

社会・援護局保護課保護事業室（内線2829）

令和７年度概算要求額　2.5億円（－）　※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

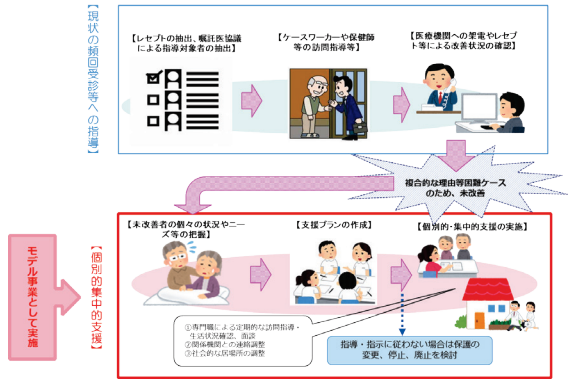
1 事業の目的

○　福祉事務所においては、従前から頻回受診者や多剤・重複処方者に対し、その健康状態の改善に向けた指導を実施しているが、指導によっても改善が見られない者（以下「未改善者」という。）の中には、精神疾患や認知症等、複合的な課題を抱えているケースも多く、多様な関係機関との連携・調整が必要となることなどから、ケースワーカー等の単独では対応が困難な場合がある。

○　また、頻回受診については、その原因の１つとして社会的孤立や精神的不安があり、病院以外の社会的な居場所につないでいくことが必要との指摘がなされている（令和５年12月社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書）。

○　医療扶助の適正実施を図るためには、現在の被保護者健康管理支援事業による取組に加え、未改善者に対するアプローチを強化していくことが必要であり、未改善者への支援手法の確立等を図る観点から、個々のニーズを把握した上で、その抱える課題の解決に向けた支援プランを作成し、多様な関係機関の連携の下で、個別的かつ集中的な支援を行う取組をモデル的に実施する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

【実施主体】福祉事務所設置自治体
【補助率】３／４

○　福祉事務所において、頻回受診者等に対し訪問等による指導が行われているが、複合的な課題を抱える等、現状の指導では改善の難しい未改善者も一定数存在する。

○　こうした未改善者について、多様な関係機関の連携の下、個々のニーズに応じた個別的な支援プランを作成し、次のような支援を集中的に行う事業についてモデル的に実施する。

①　未改善者等の生活・健康状態を把握し、本人同意の下、その改善に向けた目標設定・ニーズに応じた支援プランを作成

②　専門職による定期的な訪問指導・生活状況確認、関係機関との連絡調整

③　本人の希望を踏まえ、当事者同士の交流の場の設定、既存の社会資源（社協が行うサロンや認知症カフェ、介護予防のための通いの場など）の紹介、参加調整等の支援　等

○障害者支援の促進、依存症対策の推進

➢障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制等の推進

拡充 推進枠

障害福祉サービス事業所等サポート事業

障害保健福祉部障害福祉課
（内線3036）

令和７年度概算要求額　4.5億円（37百万円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　障害福祉分野における人材の確保は重要な課題であり、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、処遇改善加算の一元化及び加算率の引き上げをおこない、令和６年度に2.5%、令和７年度に2.0%のベースアップへと確実に繋がるよう処遇改善加算の取得促進を進めているところ。令和7年度においても引き続き取組を継続する必要がある。
○　他方で、障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
・　加算取得のための事務手続やノウハウ蓄積に向けた支援の強化が必要である。
・　丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
・　事業所（市町村）単位での人材確保対策も困難であり、都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
・　障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが８割、財務の状況については４割程度と未だ低調である。
○　そこで、報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等について都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を継続することにより、処遇改善加算の取得促進や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等が期待できる。

2 事業の概要

事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

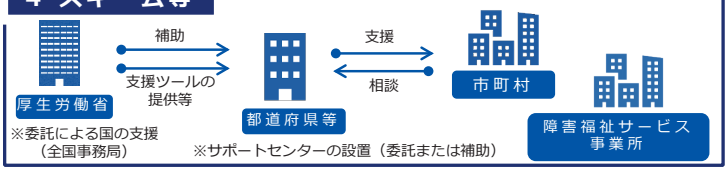
1．処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等【拡充】
（研修や戸別訪問等による処遇改善等のキャリアアップや職場環境の改善支援、報酬請求の実務的な助言）
2．人材確保対策（障害福祉分野のしごとの魅力の発信など）【拡充】
3．障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
4．制度改正等に係る周知・広報（特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、ハラスメント対策の周知など）
5．事業所等からの各種相談等に対する助言等（各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など）
6．研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
◆ 補助率　：事業１及び事業２は10/10
　　事業３～事業６は1/2

※　別途、障害福祉サービス事業所等サポート事業(国)として、国が自治体等に対して支援する委託費(15百万円)も要求。

4 スキーム等



➢障害福祉サービス事業所等の整備、防災・減災対策の推進

拡充 推進枠

社会福祉施設等施設整備費補助金

障害保健福祉部障害福祉課
（内線3035）

令和７年度概算要求額　70億円 ＋ 事項要求（45億円）　※（）内は前年度当初予算額

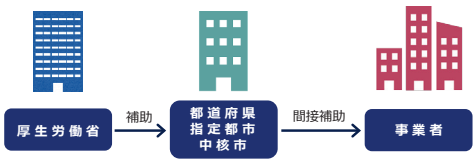
1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域以降の受け皿として、グループホーム等の整備を促進する。【拡充】

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補 助 率：１／２　〔間接補助〕
（負担割合：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４）

対象施設：ア　障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動援護）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）　等

イ　生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設　等

ウ　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設　等

➢重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進

拡充 推進枠

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

障害保健福祉部障害福祉課（内線3044）

令和７年度概算要求額　11億円（7.7億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。 **また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】**

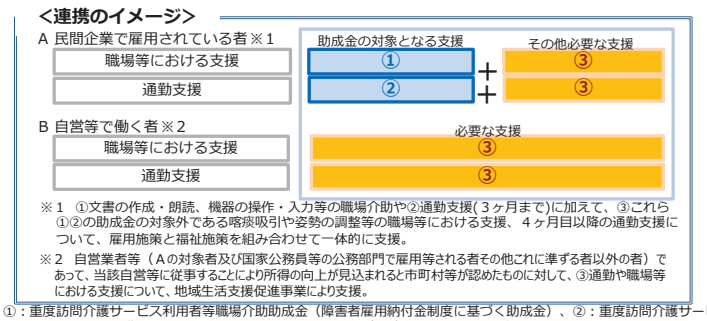
これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

※　支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※　自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 スキーム

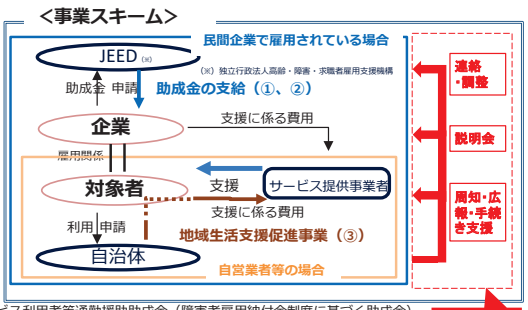
<連携のイメージ>



※1　①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援（３ヶ月まで）に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、４ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。

※2　自営業者等（Ａの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

<事業スキーム>



①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

拡充

4 実施主体等

◆ 実施主体：市区町村　　◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県１／４、市区町村１／４

➢意思疎通支援事業等の体制強化をはじめとする地域生活支援の拡充

拡充 推進枠

地域生活支援事業費等補助金

障害保健福祉部企画課 自立支援振興室（内線3077）

令和７年度概算要求額　524億円（505億円）　※（）内は前年度当初予算額　┌○地域生活支援事業 451億円（444億円）　└○地域生活支援促進事業 72億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。
※　障害分は基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ **地域生活支援事業**
（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

[補助率]
①市町村事業：国１／２以内、都道府県１／４以内で補助
②都道府県事業：国１／２以内で補助

[主な事業]
①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ **地域生活支援促進事業**（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、５割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

[補助率]国１／２又は定額（10／10相当）
[主な事業]発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞
1,730市町村、47都道府県（1,727市町村、47都道府県）

[R7年度概算要求における主な拡充内容]

○ 地域生活支援事業
- **意思疎通支援事業等（拡充）**
- **地域活動支援センター機能強化事業（拡充）**
- **日中一時支援事業（拡充）**
- **高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（拡充）**

○ 地域生活支援促進事業
- **工賃向上計画支援等事業（拡充）**
- **障害者就業・生活支援センター事業（拡充）**
- **発達障害者支援体制整備事業（拡充）**
- **重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（拡充）**
- **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（拡充）**
- **アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業等（拡充）**
- **雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（拡充）**

拡充 推進枠 意思疎通支援事業等の推進（地域生活支援事業）

障害保健福祉部企画課
自立支援振興室（内線3076）

令和７年度概算要求額　524億円の内数（505億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

１ 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」により、全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく必要とする情報を十分に取得や利用、円滑な意思疎通を図ることができるようにすることとされているが、地域によって、障害種別ごとの実施状況に差がある等の課題がある。さらに、令和７年に東京2025デフリンピック大会の開催も契機として、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成・派遣や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の構築を加速化させ、全国での支援の実施を図る。**令和７年度においては、これらを実施する自治体数の増加を推進する。**

２ 事業の概要・スキーム・実施主体等

１．専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（都道府県必須事業）

（１）事業内容

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修・派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を養成・派遣する。

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修・派遣事業
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣する。

③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修・派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣する。

（２）実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

（３）補助率：国１／２以内

２．意思疎通支援事業（市町村必須事業）

（１）事業内容
手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。

（２）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（３）補助率：国１／２以内、都道府県１／４以内

３．手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）

（１）事業内容
聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

（２）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（３）補助率：国１／２以内、都道府県１／４以内

➢精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

拡充 推進枠 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

障害保健福祉部精神・障害保健課
（内線3087）

令和７年度概算要求額　①構築推進事業：6.7億円（5.8億円）　②構築支援事業：50百万（44百万円）　※（）内は前年度当初予算額

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市
○　保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

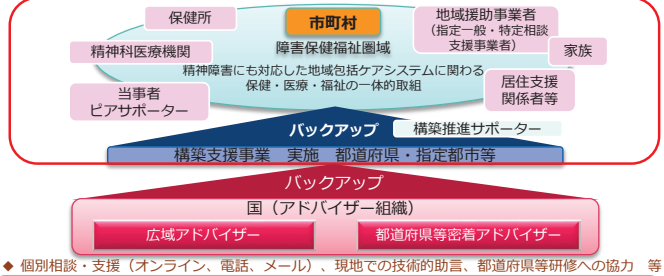
【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市
○　国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
○　都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
○　関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（１のうち協議の場の設置は必須）

１．精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
２．普及啓発に係る事業（**心のサポーター養成**等）
３．住まいの確保と居住支援に係る事業
４．当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
５．精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
６．精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
７．地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
８．市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
９．その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力　等

国（構築支援事業事務局）
全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催　等

➢地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援

拡充 推進枠 依存症対策の推進

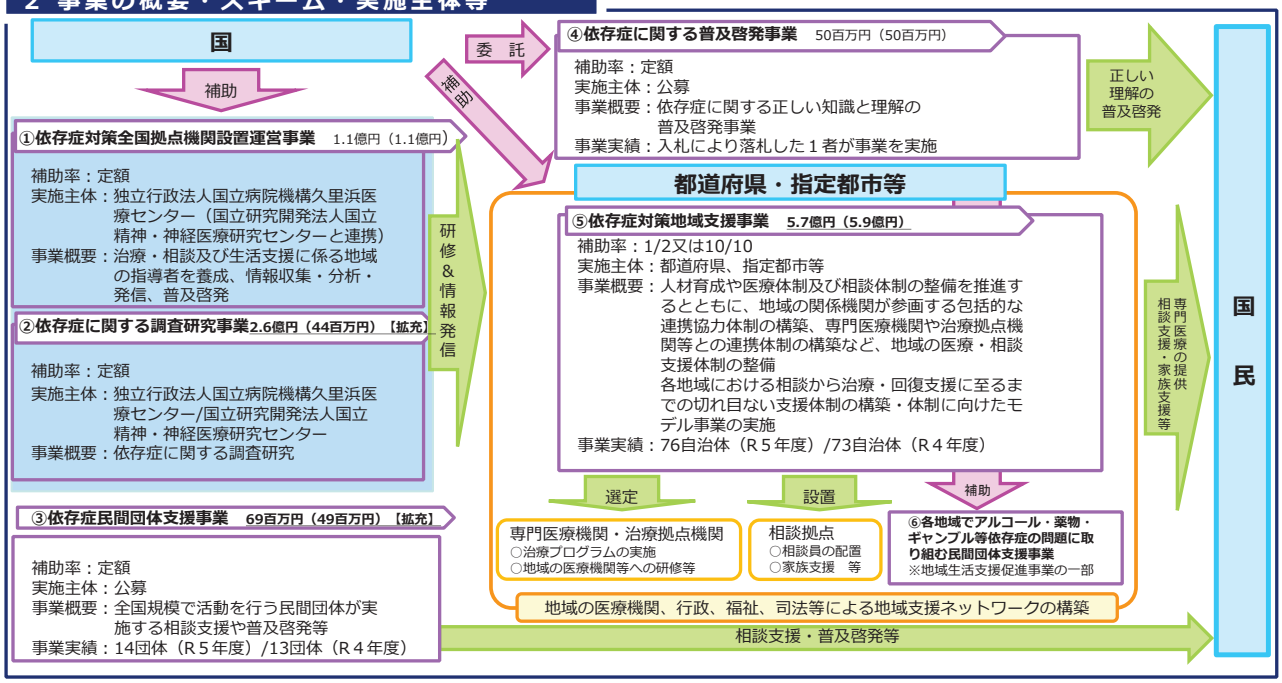
障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室（内線3100）

令和７年度概算要求額 11億円（8.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・ 情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発 などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進
➢中核機関の整備等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

拡充 推進枠 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和７年度概算要求額 9.2億円（7.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

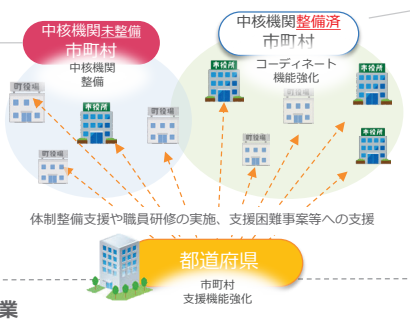
1 事業の目的

○ 第二期基本計画に盛り込まれた**ＫＰＩの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、**司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど**市町村支援機能の強化**を図る。

○ 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

－ 事業の実施・関係性のイメージ －



市町村

● **中核機関立ち上げ支援事業**

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）
〈基 準 額〉 600千円
〈補 助 率〉 1/2

（中核機関の整備：令和5年4月1日現在 1,070市区町村）

○ **中核機関コーディネート機能強化事業**

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉 市町村（委託可）
〈基 準 額〉1,000千円/取組〈補 助 率〉1/2

【加算】① 調整体制の強化
② 受任者調整の仕組み化
対応困難事案の支援円滑化
③ 広域連携の実施

都道府県

● **都道府県による市町村支援機能強化事業**

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。（協議会の設置：令和5年4月1日現在 35都道府県）

〈実施主体〉都道府県（委託可）
〈基 準 額〉 1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組（最大10,000千円）
2：10,000千円
〈補 助 率〉1/2

1：【必須】①法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
2：【新メニュー】法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組

➢身寄りのない高齢者等の生活上の課題への対応を含めた新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施

拡充 推進枠 **新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施**

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和７年度概算要求額　5.3億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

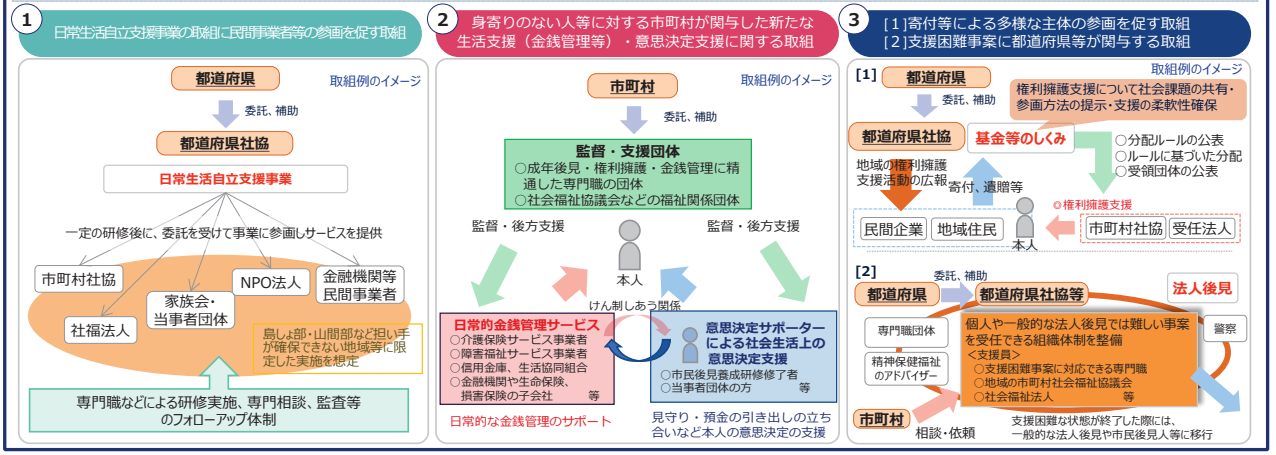
1 事業の目的

○　第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和４年度から実施している**「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例**を通じた課題の検証等を行う。
○　具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

● ３つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】都道府県・市町村（委託可）【基準額】１自治体あたり 5,000千円／取組　【補助率】3/4



拡充 推進枠 **新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施**
（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」）

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における**「身寄りのない高齢者等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」**の取組例

1 事業の目的

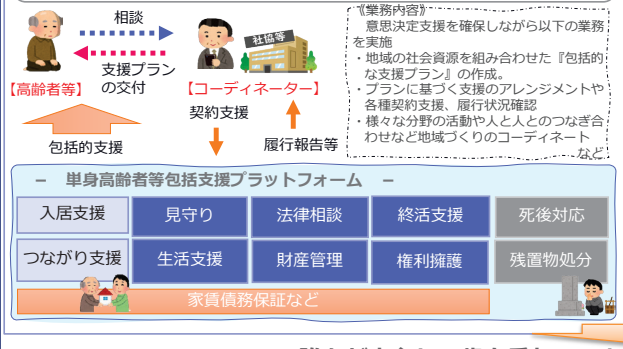
○　身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】市町村（委託可）　【基準額】１自治体あたり 5,000千円／取組　【補助率】3/4

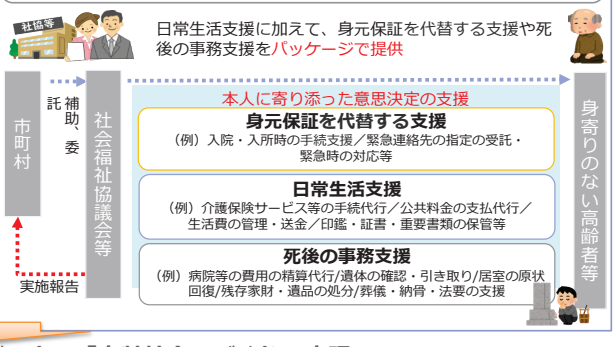
1．包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置**した相談・調整窓口を整備。



2．総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

○困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進
➢官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施

新規 推進枠 官民協働等女性支援事業（仮称） ※若年被害女性等支援事業等を再編

社会・援護局総務課
女性支援室（内線4584）

令和７年度概算要求額　困難な問題を抱える女性支援推進等事業　28億円の内数（26億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

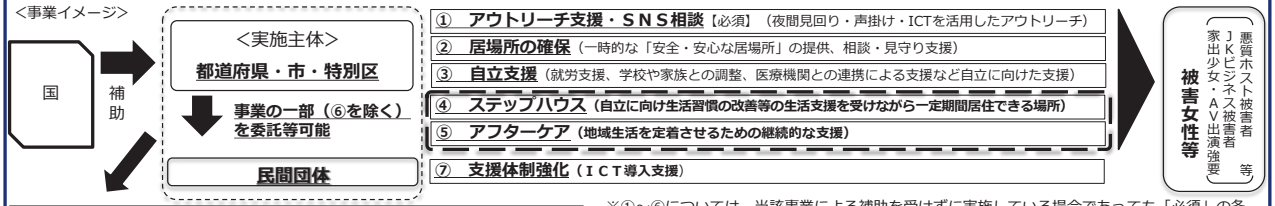
1 事業の目的

○　様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

（1）アウトリーチ支援・ＳＮＳ相談支援
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、ＳＮＳを活用した相談支援等を実施。
（2）居場所の確保
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。
（3）自立支援
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。
（4）ステップハウス
（3）の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。
（5）アフターケア
（3）または（4）を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。
（6）関係機関連携会議
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
（7）支援体制強化（ＩＣＴ導入支援）
（1）～（5）の実施に際し、ＩＣＴを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



※①～⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。
※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体　：都道府県・市（特別区含む）
補助率　　：国１/２、都道府県・市（特別区含む）１/２
補助単価案：1か所あたり年額 **50,759千円**※（1）～（6）全て実施の場合

<事業実績>
令和４年度：３自治体（東京都、福岡県、札幌市）、６団体
令和５年度：５自治体（東京都、山口県、福岡県、札幌市、横浜市）、９団体

➢女性自立支援施設における就職支援等の充実、支援の質の向上に向けた取組の推進

拡充 女性保護事業費負担金･女性自立支援事業費補助金

社会・援護局総務課女性支援室（内線4586）

女性保護事業費負担金（旧 婦人保護事業費負担金）　：昭和31年度創設
女性自立支援事業費補助金（旧 婦人保護事業費補助金）：昭和22年度創設

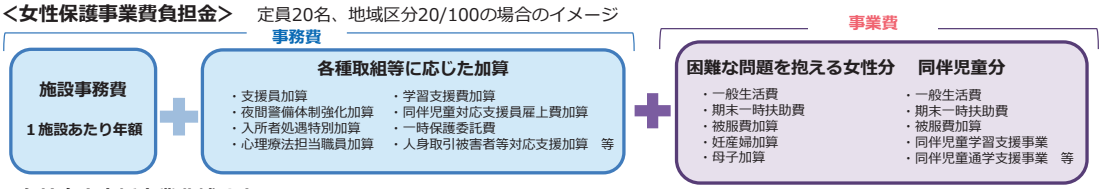
令和７年度概算要求額 27億円（27億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

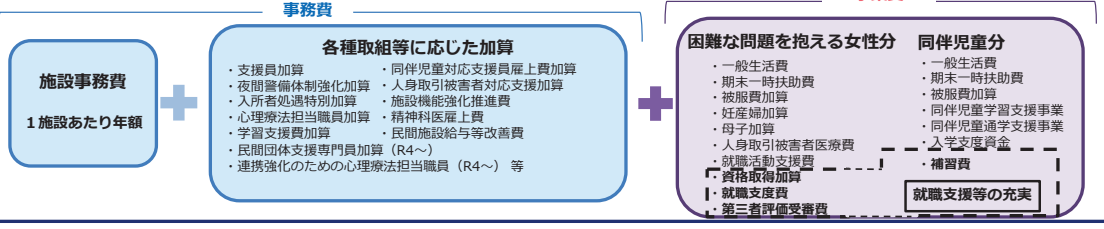
○　女性相談支援センターが、ＤＶ被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要となる費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

＜女性保護事業費負担金＞　定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



＜女性自立支援事業費補助金＞　定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

女性保護事業費負担金　：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
（補助率）　国5／１０、都道府県・指定都市5／１０
女性自立支援事業費補助金：（実施主体）都道府県
（補助率）　国5／１０、都道府県5／１０

➢困難事例に対するスーパーバイズの実施、研修体系の見直し等を通じた女性支援を担う者の育成・支援の強化

拡充 推進枠 女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業

社会・援護局総務課
女性支援室（内線4584）

令和７年度概算要求額　困難な問題を抱える女性支援推進等事業　28億円の内数（26億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。

○　また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和５年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。

○　このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）

都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）

女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センター設置指定都市含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※　スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援センターを対象に一体的に実施することも可能とする。



3 実施主体等

①【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】国　１／２（都道府県　・市町村（特別区含む）　１／２）

②【実施主体】都道府県・女性相談支援センター設置指定都市
【補助率】国　１／２（都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市　１／２）

拡充 女性支援を担う者の人材育成の強化

社会・援護局総務課
女性支援室（内線4586）

令和７年度概算要求額　27百万円の内数（1.1百万円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

※令和７年度以降の国研修のイメージ

	国		都道府県
実施者	**国（委託事業者）**	**国（国立保健医療科学院）**	都道府県 **※国（委託事業者）もブロック毎に実施【新規】**
研修カテゴリー	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長（センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当者）	①機関の長（センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者） ②心理職員（センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員）	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援事業の重要性、役割等目的・理念をしっかりと理解し、組織全体における支援のあり方を考える。組織の職員のマネジメント等も学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	女性支援事業の重要性、役割等目的・理念を学んだ上で、地域の特性を活かした個別事案等の具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修（制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等） ・分科会（テーマ別、機関別） ※テーマについては、アンケートを実施し、参加者のニーズに応じて内容を検討。	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習。 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習。	・共通研修（調査研究事業によるカリキュラムに基づく研修） ・分科会（テーマ別または機関別）
日程等	1～2日間	①2.5日　②2日	2日間

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（職階問わず。事例発表等の自己研鑽の場）、女性相談支援員全国研究大会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】　国（国立保健医療科学院または委託）　※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

25

○自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進
➢地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策の推進、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策の実施

拡充 推進枠 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和７年度概算要求額　47億円（31億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 我が国の自殺者数は、21,837人（令和5年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
○ 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
○ 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

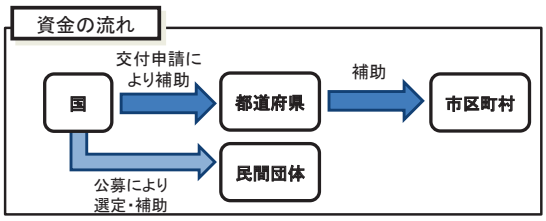
交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

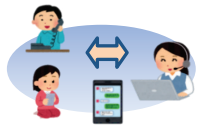
【事業内容】
＜①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2,2/3,10/10＞
○ 対面、電話、SNS相談の実施
・自殺予防関連の相談会の開催
・**電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）**
○ 人材養成の支援
・各種相談員の養成
・ゲートキーパーの養成
○ 適切な情報の発信
・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
○ 自殺未遂者や自死遺族への支援
・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
○ **こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施（拡充）**　等

＜②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10＞
・**電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）**
・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
・ゲートキーパーになった者に対する支援　等

3 実施主体等

○ 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
○ 交付率：1/2,2/3,10/10（都道府県・市町村）
：10/10（民間団体）







➢こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進、自殺対策に関する調査研究等の体制拡充

拡充 推進枠 こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和７年度概算要求額　53億円の内数（37億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

（53億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金　47億円
調査研究等業務交付金　6.2億円

1 事業の目的

○ 令和5年（2023年）の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年（514人）と同水準で推移しており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
○ 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日とりまとめ）や「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
○ こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、令和5年度から開始したモデル事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業を実施する（支援自治体数を拡充）。
【こども・若者の自殺危機対応チーム】（事務局：地域自殺対策推進センター等）
○ 支援対象者：次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない　等
○ 構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人　等　※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
○ 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
②支援の実施　：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
③支援の終了　：地域の関係機関への引継
○ 都道府県・指定都市への取組支援：
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

○ 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
○ 交付率：10/10

拡充 推進枠 自殺対策に関する調査研究等の体制拡充

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

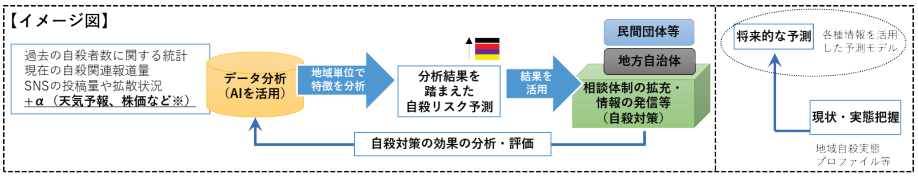
令和７年度概算要求額　6.2億円（6.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
○ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進するにあたっては、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）の内容も踏まえ、実践的かつPDCAサイクルを踏まえた自殺対策の実現が必要である。現状として、自殺統計、地域自殺実態プロファイル等による実態把握等は進められてきているものの、これらのデータ等を活用した地域における自殺リスクの予測やその結果を踏まえた対策を行うといった仕組みは整備されていない。
○ このため、自殺対策におけるデータの利活用やPDCAサイクルの活用の有効な方法について検討を行うことが必要であるため、調査研究等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

2 事業の概要・スキーム

【自殺対策のDX化の推進（多様なデータ等を活用した自殺対策の検討）】（拡充）
○ 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
○ 令和7年度においては、令和6年度に引き続き、自殺対策におけるデータの利活用やPDCAサイクルの活用の有効な方法の検討を進めていく。
○ また、併せて、得られたデータ等をどのように提供できるかを検討するため、各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測を実施するとともに、それらを活用した自殺対策の取組の自治体への提案を試行的に実施していくことにより、令和8年度以降の自殺対策のDX化の実装を目指していく。
○ 令和7年度予算要求においては、これらの実施に伴う検討会の開催、自治体での試行実施、基礎資料の収集・整理等に係る予算を要求する。



3 実施主体等

【実施主体】
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

【交付率】10/10

➢ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進

拡充 推進枠 ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和７年度当初要求額　18億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額

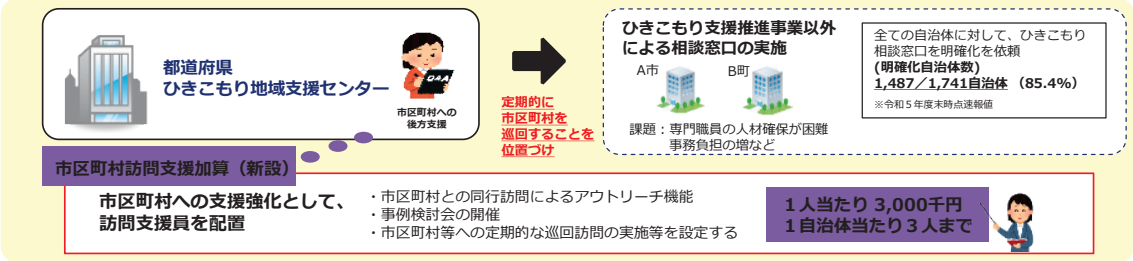
困窮補助金

1 事業の目的

○ 本事業は、令和４年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり　支援に特化した事業が行われるよう推進に努めている。内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
○ こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制を各自治体に整備していく必要がある。
○ このため、本事業を実施していない市区町村に対しては、これまでの後方支援を拡充し、定期的な巡回を新たに位置づけて相談の状況把握や支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問やケース対応などに取り組むなどの伴走型支援に必要な専門職員を配置し、ひきこもり当事者や家族からのニーズを全方位的にカバーする支援体制を構築していく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業以外で「ひきこもり相談窓口を明確化」している管内市区町村に対して、支援者へのサポートを目的に、定期的な巡回により、相談支援の繋ぎやフォローアップ、同行訪問によるアウトリーチ機能の強化、事例検討会の開催などを実施する。



○医療・看護・介護・福祉の国家資格に係る複数資格の取得促進
➢養成課程間で共通する科目の履修免除や、既に修得した単位数・時間数に応じた学修期間の短縮による複数資格の取得促進

拡充 推進枠

「地域共生社会」の実現に向けた人材の養成等に関する調査・研究事業等

政策統括官（総合政策担当）
政策統括室（内線7992）

令和7年度概算要求額　76百万円（28百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○我が国の人口構造は、高齢者人口が急速に増加する一方で、生産年齢人口は加速的に減少する等、大きく変化することが見込まれており、医療・看護・介護・福祉の各分野における担い手を確保することが急務となっている。

○こうした観点から、本事業では、一人の人材が複数の国家資格を取得しやすくするため、養成課程間で共通する科目を履修免除する方法や、既に修得した単位数・時間数に応じて学修期間を短縮する方法等の検討に関する調査・研究等を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○令和７年度では、令和６年度から調査・研究等対象を拡大するとともに、複数資格取得の意向を把握するための調査・研究等を実施する。

○調査・研究等の実施に当たっては、国から民間団体等に委託する。

対象	複数資格取得や転入学・編入学を実施している**日本の**養成課程	科目の履修免除や学修期間の短縮に柔軟な**諸外国の**養成課程【拡充】	**国家資格既取得者・未取得者**【拡充】
内容	共通する科目の履修免除の実態、カリキュラムの工夫、学修期間の短縮に関する課題等の把握	専門職養成の制度設計の把握（法令、資格保有による科目の履修免除・学修期間の短縮、複数資格取得による就業上の優遇等）	複数資格の取得意向の有無、希望する複数資格の組み合わせ、複数資格取得を目指すうえでの課題等の把握
方法	ヒアリング調査、アンケート調査（大学・短大・専門学校等）	ヒアリング調査（専門職の養成を所管する諸外国の公的機関）	アンケート調査（医療法人・社会福祉法人職員、養成課程在籍者）

令和６年度　調査・研究等 → 令和７年度　調査・研究等

○戦後８０周年関連事業

拡充 推進枠

戦後80周年関連事業

社会・援護局（援護）援護企画課
（内線3404）

令和７年度概算要求額　20億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和７年度は戦後80年の節目の年であるとともに、先の大戦を体験された方が少なくなり、戦没者のご遺族の方の高齢化も進む中、戦争の記憶を次の世代に継承していくことが喫緊の課題となっている。

このため、戦後80年という節目となる年に、改めて戦没者等の遺族に対する弔慰の意を示し、洋上慰霊などの特別な慰霊事業を実施するとともに、若者世代はじめ広く記憶を共有・継承し、現在そして未来に生かすための施策を推進する。

2 事業の概要・スキーム

①戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給【拡充】
13億円（8.0億円）
戦後80周年に当たる令和７年度には、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正し、特別弔慰金の支給を継続する。

② 戦没者慰霊事業の充実【拡充】
5.8億円（4.0億円）
慰霊友好親善事業において船舶による洋上慰霊を実施するとともに、ご遺族の高齢化を踏まえ、全国戦没者追悼式参列旅費の国費負担（付添職員旅費）を拡充する。また、海外及び国内の慰霊碑の管理状況等について実態調査を行う等の取組を進める。

③ 語り部事業の充実【拡充】
60百万円（25百万円）
平和の語り部事業について、語り部による講話数の増や広報・国際交流にかかる経費等を拡充するとともに、中国残留邦人等の語り部の育成を行う。

④ 遺骨収集事業の推進【拡充】　98百万円（47百万円）
大規模な集団埋葬の情報があるパラオ諸島（ペリリュー島）における遺骨収集事業の加速化を図るとともに、遺骨収集事業に関する広報を目的として、事業の紹介動画を作成する。

⑤ 昭和館、しょうけい館等における記念事業の実施
【新規】　26百万円（0百万円）
昭和館等において戦後80周年記念シンポジウム等を行う他、しょうけい館において記念企画展等を行う。


洋上慰霊（平成27年度）の様子


平和の語り部事業（対話型講話）の様子

○現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備

拡充 推進枠

社会・援護局（援護）事業課（内線4510）

戦没者の遺骨収集事業（現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備）

令和７年度概算要求額　34億円（33億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

戦後80年を迎えるにあたり、戦没者の遺族が高齢化している中、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務であり、戦没者の遺骨収集、戦没者遺骨の鑑定に全力を挙げて取り組む。

2 事業の概要・スキーム

【現地調査・遺骨収集の計画的実施】

○　海外等における遺骨収集事業は、令和11年度までの集中実施期間において、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所の情報等に係る現地調査を計画的に実施し、一柱でも 多くの遺骨収集を実施することとされている。令和７年度においても、パラオ諸島（ペリリュー島）における遺骨収集等、事業の計画的な実施に必要な経費を計上する。

○　硫黄島における遺骨収集事業は、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。令和７年度においては、これまでボーリング調査で発見された滑走路地区の地下壕からの遺骨収集等を行うための経費を計上する。

○　その他、交戦国等が作成した資料の調査・分析及び遺骨・遺留品の伝達に必要な経費を計上する。

<遺骨収容の様子>





【戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備】

○　戦没者遺骨を御遺族へお返しするため、御遺族からの申請に基づいて、身元特定のためのＤＮＡ鑑定の実施に必要な経費を計上する。

○　我が国の戦没者遺骨であることの確認を着実に実施するために、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、ＤＮＡ鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し、本邦に持ち帰って形質鑑定やＤＮＡ分析等の専門家による所属集団判定の実施に必要な経費を計上する。

○　鑑定の迅速化のため、「戦没者遺骨鑑定センター」の体制強化や、同位体分析等の新たな遺骨の鑑定技術の研究等に必要な経費を計上する。

<形質鑑定の様子>



<ＤＮＡ鑑定のポスター・リーフレット>



3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県、大学・研究機関等

4 事業実績

・令和５年度は硫黄島、東部ニューギニア、パラオ諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、トラック諸島、インドネシア、フィリピン、カザフスタン等で現地調査・遺骨収集を実施
・これまでに身元が判明した遺骨　1,247件（令和６年３月末時点）

○持続可能で安心できる年金制度の運営

年金局総務課（内線3646）

持続可能で安心できる年金制度の運営

令和７年度概算要求額　13兆3,932億円（13兆3,237億円）※（）内は前年度予算額

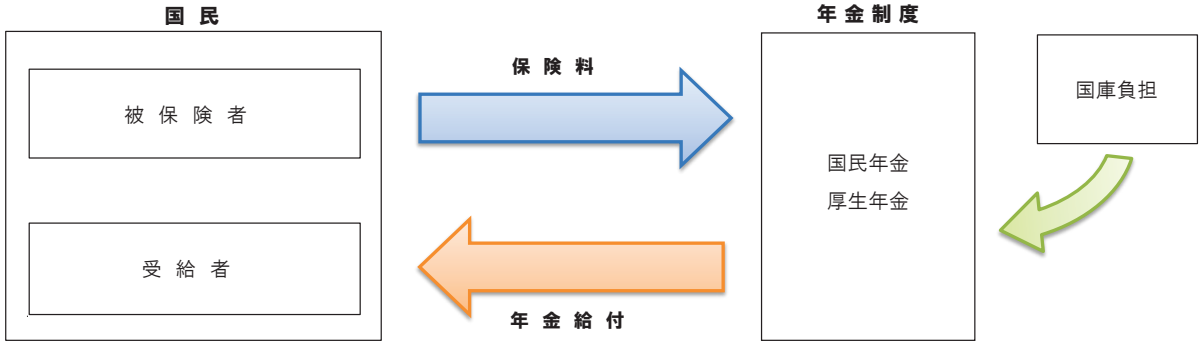
1 事業の目的

○　基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。

○「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○　老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

復旧・復興関連施策

復旧・復興関連施策一覧

令和７年度概算要求額　105億円（98億円）
※（）内は前年度当初予算額

第１　東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

項　　目	担当部局課室名
被災者・被災施設の支援	
（１）医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
①　避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局総務課（内線3135） 保険局保険課（内線3152、3245） 保険局国民健康保険課（内線3256） 保険局高齢者医療課（内線3194） 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室（内線3383）
②　避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	老健局介護保険計画課（内線2264、2164）
③　避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	障害保健福祉部障害福祉課（内線3091）
（２）医療・介護保険料等の収納対策等支援	保険局国民健康保険課（内線3256） 保険局高齢者医療課（内線3194） 老健局介護保険計画課（内線2937）
（３）被災地域における地域医療の再生支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室（内線4148）
（４）保健衛生施設等の災害復旧に対する支援	健康・生活衛生局総務課指導調査室（内線2322）
（５）被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援	
①　被災者の心のケア支援	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3069）
②　被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
③　介護等のサポート拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3935、3878）
④　被災地の健康支援活動に対する支援	健康・生活衛生局健康課（内線2398）
（６）被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
（７）被災地における福祉・介護人材確保事業	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（内線2849）
（８）長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	老健局高齢者支援課（内線3925）
（９）「第２期復興・創生期間」の終了を見据えた障害福祉サービスの事業再開支援事業	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（内線3091）
雇用の確保等	
（１）原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
（２）産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
（３）福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
（４）復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室（内線5489）

第２　原子力災害からの復興への支援

項　　目	担当部局課室名
（１）食品中の放射性物質対策の推進	健康・生活衛生局食品監視安全課（内線4592）
（２）東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室（内線2181）

Ⅳ　令和７年度厚生労働省関係
財政投融資資金計画等要求の概要

令和７年度厚生労働省関係財政投融資資金計画等要求の概要

（ 単位：億円 ）

区　　分	令和６年度 計　画　額	令和７年度 要　求　額	摘　　要
○独立行政法人福祉医療機構	2,515	2,309	・民間社会福祉事業施設等及び民間医療施設等に対する融資
○株式会社日本政策金融公庫	1,150	1,150	・生活衛生関係営業者に対する融資
○独立行政法人国立病院機構	785	544	・建替整備、医療機械等整備
○国立高度専門医療研究センター	12	15	・国立研究開発法人国立成育医療研究センター医療機器更新整備　等
合　　計	4,462	4,018	

区　　分	改　　善　　内　　容　　等
独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業	貸付条件の改善等 １．福祉貸付事業・医療貸付事業共通 ○ 償還期間の延長（新規） ２．福祉貸付事業 ○ 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置の拡充並びに児童福祉分野等に係る融資制度の創設（新規） ３．医療貸付事業 ○ 激甚災害に係る融資条件の優遇措置の見直し（新規） 等
株式会社日本政策金融公庫 生活衛生資金貸付	貸付条件の改善等 ○ 生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付の貸付対象者の拡充や金利引き下げ等の制度拡充 等

令和７年度厚生労働省関係財政投融資資金計画等の原資の内訳　（参考）

（単位：億円）

区　分	令和６年度			令和７年度		
		原資			原資	
	計画額	財政投融資	自己資金等	要求額	財政投融資	自己資金等
独立行政法人福祉医療機構（注１）	2,515	2,102	413 (200)	2,309	1,946	363 (200)
１．福祉貸付	1,454	－	－	1,190	－	－
２．医療貸付	1,061	－	－	1,119	－	－
株式会社日本政策金融公庫（注２）	1,150	－	－	1,150		
独立行政法人国立病院機構	785	660	125	544	490	54
国立高度専門医療研究センター	12	12	－	15	15	0
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	10	10	－	12	12	－
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2	2	－	3	3	－
合　計（注１）	4,462	2,774	538 (200)	4,018	2,451	417 (200)

（注１）自己資金等の欄の（ ）書は、財投機関債の発行額（自己資金等の額の内数）である。

（注２）原資については、株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）に一括計上している。